

(愛媛県報令和3年4月20日第199号外1別記)

令和2年度

包括外部監査結果報告書

観光及びこれに関連する事業に関する
財務事務の執行について

愛媛県包括外部監査人

矢野 和弘

目次

第1	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件.....	1
3.	外部監査の対象期間.....	1
4.	外部監査の実施期間.....	1
5.	外部監査の方法.....	2
6.	監査の対象.....	2
7.	外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等.....	3
8.	利害関係.....	3
9.	監査結果の指摘及び意見について.....	3
第2	監査対象の概要.....	4
1.	国の観光立国の実現に向けた取組み及び状況.....	4
2.	愛媛県における観光の現状.....	10
3.	愛媛県の観光関連施策.....	16
4.	愛媛県の観光関連事業と監査対象.....	20
第3	監査の結果及び意見(総括).....	23
1.	総括.....	23
2.	指摘事項及び意見事項の一覧.....	24
3.	重要な監査の結果及び意見の要約.....	28
第4	監査の結果及び意見(個別論点).....	39
1.	デジタルマーケティング戦略推進事業費.....	39
2.	デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費.....	46
3.	デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進事業費.....	50
4.	自転車新文化推進事業費.....	54
5.	四国一周サイクリング推進事業費.....	67
6.	戦略的情報発信プロジェクト推進事業費.....	74
7.	地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費.....	84
8.	外国人観光客周遊消費傾向等調査事業費.....	92
9.	G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合開催支援事業費.....	95
10.	がんばる南予観光支援事業費.....	106
11.	東予東部圏域振興イベント実施事業費.....	112
12.	四国観光連携事業費.....	122
13.	観光宣伝・誘客促進事業費.....	129

14.	愛媛 DMO 推進事業費	140
15.	観光集客力向上支援事業費	150
16.	デジタルマーケティング観光振興事業費	156
17.	せとうち観光推進事業費	164
18.	台湾観光交流促進事業費	171
19.	韓国観光交流促進事業費	177
20.	中国観光交流促進事業費	185
21.	外国クルーズ船誘致促進事業費	191
22.	日中韓 3 か国地方政府交流会議開催事業費	195
23.	外国人観光客誘致推進事業費	198
24.	松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)	203
25.	えひめこどもの城施設整備費	207
26.	えひめこどもの城運営費	214
27.	とべ動物園展示動物等購入費	223
28.	とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	236
29.	とべ動物園施設整備費	242
30.	とべ動物園改修費	247
31.	とべ動物園管理運営費	263

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について

(2) 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

我が国は、観光立国実現に向けた施策について、関係行政機関の綿密な連携を確保し、その効果的な推進を図るため、観光立国推進閣僚会議を立ち上げ、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定し取り組んでいる。その結果、令和2年版観光白書によると、2019年(令和元年)の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる3,188万人を突破し、7年連続で過去最高を更新するとともに、2019年(令和元年)の訪日外国人旅行者による日本国内における消費額は、4兆8,135億円、訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出は158,531円になった。

本県では、「愛顔あふれる愛媛県」の実現に向けた歩みを着実に進めるため、平成23年に第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を策定し、4年単位のアクションプログラムにより計画を遂行している。令和元年度からアクションプログラム編の第3期に入り、最優先課題である「豪雨災害からの創造的復興」のための「産業を守る」関係施策として「魅力ある観光地づくりと国際観光の振興」を掲げるとともに、基本政策の一つである「生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり」に関連する政策の一つとして「観光・交流の拡大」を挙げ、各種施策に取り組んでいる。

しかし、2020年(令和2年)1月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、我が国でも観光需要は大きく減少し、特に地域経済に大きな影響を及ぼしている。これに対して、我が国では、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため業界団体による感染拡大予防ガイドラインが作成・公表されるとともに、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、反転攻勢に転じるため、国では「Go To トラベル」事業を実施することとしている。

このような状況下において、観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行が合规性の観点を中心に、有効性・経済性・効率性の観点を考慮して適切に執行されているか検討することは有意義であると判断し、特定の事件(監査テーマ)として選定した。

3. 外部監査の対象期間

原則として令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)とした。ただし、必要に応じて監査時点の状況及び過年度執行分についても対象とした。

4. 外部監査の実施期間

令和2年7月2日から令和3年3月12日まで

5. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 観光関連事業の事務が、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、適切に運用されているか。
- ② 観光関連事業の事務が、目的に適合しており有効かつ効率的に行われているか。
- ③ 観光関連事業の事務が、経済性に配慮して行われているか。
- ④ 観光関連事業に関連する効果測定が適切に行われているか。
- ⑤ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携は適切になされているか。

(2) 監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等の閲覧
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストの実施
- ⑤ その他必要と認めた手続

6. 監査の対象

(1) 監査の対象部局等

部局等	課所
企画振興部	総合政策課デジタル戦略室、自転車新文化推進課、広報広聴課
保健福祉部	子育て支援課
経済労働部	産業政策課、産業創出課、観光物産課※1、国際交流課
土木部	都市整備課
教育委員会事務局	高校教育課

※1 本庁以外に南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室商工観光・労政グループに往査した。

(2) 往査対象施設

次の観光関連施設に往査した。第2 4.(1)で監査対象に選定した事業に関連する施設を往査対象とした。

施設名	所管課	往査実施日
えひめこどもの城	子育て支援課	令和2年10月1日

施設名	所管課	往査実施日
愛媛県立とべ動物園※1	都市整備課	令和2年9月9日

※1 以下「とべ動物園」という。

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	矢野 和弘	公認会計士
補助者	森本 隆夫	公認会計士
補助者	山崎 泰志	公認会計士
補助者	高須賀 経	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、監査の結果として指摘以外に意見を記載している。指摘は、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項である。

他方、意見は、違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項である。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入している。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合がある。

出典のうち、「定期監査資料」の名称は、対象年度が平成30年度以前のものには「定期監査調書」であったが、対象年度が令和元年度は「定期監査資料」に変更されている。本報告書では、これらを区別せずに「定期監査資料」と記載している。

第2 監査対象の概要

1. 国の観光立国の実現に向けた取組み及び状況

(1) 観光立国の実現に向けた取組み

観光は、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野であるとの認識の下、訪日観光の振興だけでなく国内旅行振興の重要性を挙げ、そのため、地域が一丸となって個性あふれる観光地域を作り上げ、その魅力を自ら積極的に発信していくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては住民にとって誇りと愛着の持てる、活気にあふれた地域社会を築いていくことが観光立国には不可欠であるとしている。

このため国は、平成 18 年 12 月に観光立国推進基本法の成立、平成 19 年 6 月に観光立国推進基本計画の閣議決定、平成 20 年 10 月に観光庁の設置等観光立国の実現のための体制整備を進めてきた。

平成 28 年 3 月には「明日の日本を支える観光ビジョン」が策定され、「観光先進国」に向けて新たな目標として次の目標が掲げられた。

	2020 年	2030 年
訪日外国人旅行者数	4,000 万人	6,000 万人
訪日外国旅行消費額	8 兆円	15 兆円
地方部での外国人延べ宿泊者数	7,000 万人泊	1 億 3,000 万人泊
外国人リピーター数	2,400 万人	3,600 万人
日本人国内旅行消費額	21 兆円	22 兆円

これらの目標を達成するために、「観光先進国」への「3 つの視点」と「10 の改革」が取りまとめられた。

3 つの視点	10 の改革
1. 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に	1. 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放 2. 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ 3. 「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ 4. おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ
2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に	5. 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ 6. あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現 7. 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化
3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に	8. ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現 9. 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現 10. 「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

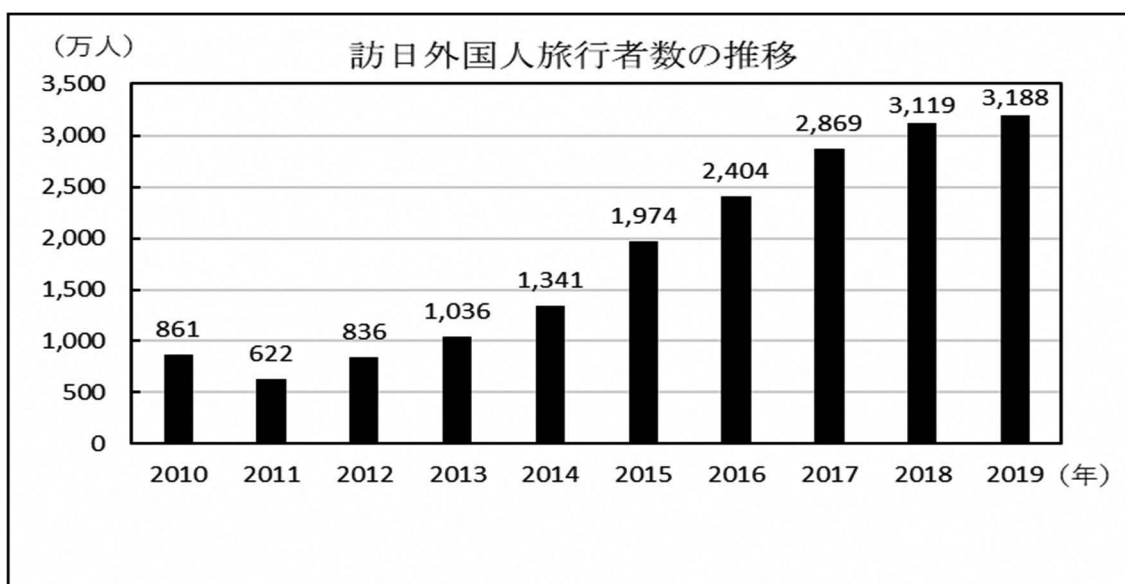
(2) 国の観光の状況

国土交通省観光庁が発行する「令和 2 年度観光白書」によると、国の観光の状況は次のとおりである。

(i) 訪日旅行の状況

(a) 訪日外国人旅行者数

2019 年(令和元年)の訪日外国人旅行者数は、過去最高となる 3,188 万人(前年比 2.2%増)となり、2 年続けて 3,000 万人を突破し、7 年連続で過去最高を更新した。このように、訪日外国人旅行者数が堅調に増加している要因としては、近隣アジア諸国を中心とした諸外国のアウトバウンドが増加する中、観光を地方創生の切り札、我が国の成長戦略の柱と位置付け、ビザ緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充等、これまでにない大胆な取組を国をあげて実行するとともに、CIQ¹体制の充実や航空・鉄道・港湾等の交通ネットワークの充実、多言語表記をはじめとする受入環境整備等への関係者の協力、日本政府観光局をはじめとしたインバウンド関係者が連携して取り組んだプロモーション等の成果によるものと考えられる。



(出典:令和 2 年度観光白書)

(b) 訪日外国人旅行者による消費

訪日外国人旅行者による日本国内における消費額は、2012 年(平成 24 年)以降急速に拡大し、2019 年(令和元年)は 4 兆 8,135 億円(前年比 6.5%増)となった。また、訪日外国人旅行者 1 人当たりの旅行支出は、2019 年(令和元年)は 158,531 円(前年比 3.6%増)となった。この背景としては、1 人当たり旅行支出が比較的高い傾向にある中国や欧米豪の訪日外国人旅行者数が堅調に伸びたことがあげられる。特に、欧米豪を中心としたラグビーワールドカップ 2019 日本大会を観戦した訪日外国人旅行者の平均泊数が他の旅行者よりも長く、また、宿泊費や飲食費を中心に 1

¹ 税関(customs)、出入国審査(immigration)、検疫(quarantine)の総称。

人1泊当たりの単価が高かったことから、全体の単価を押し上げた。

年	訪日外国人旅行消費額
2012年(平成24年)	1兆846億円
2013年(平成25年)	1兆4,167億円
2014年(平成26年)	2兆278億円
2015年(平成27年)	3兆4,771億円
2016年(平成28年)	3兆7,476億円
2017年(平成29年)	4兆4,162億円
2018年(平成30年)	4兆5,189億円
2019年(令和元年)	4兆8,135億円

注1. 2017年までは空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ船の急増を踏まえ、2018年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映したため、2018年以降と2017年以前の数値との比較には留意が必要である。

(出典:令和2年度観光白書)

(c) 国籍・地域別にみる費目別旅行消費額(2019年(令和元年))

国籍・地域別に費目別旅行消費額をみると、買物代では、中国が依然として9,365億円と高い。次いで台湾、香港、韓国となっており、それぞれ1,000億円を超えている。

国籍・地域	訪日外国人旅行消費額(億円)							
	総額		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス費	買物代	その他
		前年比						
全国籍・地域	48,135	+6.5%	14,132	10,397	4,986	1,908	16,690	22
韓国	4,247	-27.8%	1,415	1,177	436	208	1,006	5
台湾	5,517	-5.2%	1,512	1,215	624	198	1,966	1
香港	3,525	+5.0%	1,040	831	365	100	1,186	2
中国	17,704	+14.6%	3,615	2,947	1,220	554	9,365	2
タイ	1,732	+23.1%	507	400	200	60	561	5
シンガポール	852	+13.2%	311	212	94	26	209	1
マレーシア	665	+4.0%	223	158	87	27	168	1
インドネシア	539	-3.4%	185	111	82	19	142	0
フィリピン	659	+11.5%	187	164	73	33	203	0
ベトナム	875	+19.9%	241	229	89	25	291	0
インド	274	+11.0%	128	57	38	8	42	0
英国	999	+38.7%	425	256	139	91	87	0
ドイツ	465	+13.8%	206	113	72	18	57	0

国籍・地域	訪日外国人旅行消費額(億円)							
	総額		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス 費	買物代	その他
		前年比						
フランス	798	+21.6%	336	200	120	37	104	0
イタリア	324	-3.1%	136	85	53	10	40	0
スペイン	288	+2.4%	118	75	49	13	33	0
ロシア	218	+23.3%	78	54	23	10	53	0
米国	3,228	+11.6%	1,414	821	443	148	400	1
カナダ	670	+12.9%	277	168	106	32	87	0
オーストラリア	1,519	+15.5%	608	380	220	113	198	0
その他	3,040	+27.7%	1,170	744	454	178	492	2

(出典:令和2年度観光白書)

(d) 訪日外国人旅行者1人当たり費目別旅行支出

2019年(令和元年)の訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出を費目別にみると、買物代が5万3,331円と最も高く、次いで宿泊費(4万7,336円)、飲食費(3万4,740円)の順となっている。国籍・地域別にみると、宿泊費は、英国、フランス、オーストラリア、スペイン、ドイツ、イタリア、米国等の欧米豪の国々が上位を占めている。買物代では中国が10万8,788円となり、前年に引き続き最も高かった。

国籍・地域	訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出(円/人)								
	総額		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等 サービス 費	買物代	その他	平均 泊 数
		前年比							
全国籍・地域	158,531	+3.6%	47,336	34,740	16,669	6,383	53,331	73	8.8
韓国	76,138	-2.5%	25,412	21,132	7,823	3,742	17,939	89	5.1
台湾	118,288	-7.3%	32,814	26,258	13,419	4,267	41,502	27	6.1
香港	155,951	+0.9%	46,183	36,886	16,208	4,419	52,176	80	6.1
中国	212,810	-5.4%	45,217	36,631	15,233	6,914	108,788	26	7.5
タイ	131,457	+5.7%	38,477	30,340	15,184	4,526	42,550	380	8.8
シンガポール	173,669	+0.5%	63,463	43,167	19,176	5,256	42,402	204	7.5
マレーシア	133,259	-3.2%	44,865	31,777	17,539	5,458	33,510	110	9.5
インドネシア	131,087	-7.3%	45,112	26,955	19,879	4,690	34,387	63	12.3
フィリピン	107,915	-11.5%	30,622	26,921	11,917	5,335	33,070	50	20.9
ベトナム	177,066	-6.0%	48,861	46,241	18,076	5,081	58,780	27	36.1
インド	157,244	-2.6%	73,588	33,073	21,826	4,756	23,988	12	16.5
英国	241,264	+9.2%	102,944	62,101	33,557	22,091	20,506	64	12.0

国籍・地域	訪日外国人旅行者1人当たり旅行支出(円/人)									平均泊数
	総額		宿泊費	飲食費	交通費	娯楽等サービス費	買物代	その他		
		前年比								
ドイツ	201,483	+5.1%	89,748	49,104	31,357	7,783	23,464	27	14.1	
フランス	237,420	+10.0%	100,136	59,608	35,846	11,029	30,801	0	17.1	
イタリア	199,450	-10.8%	83,623	52,253	32,424	6,291	24,804	55	12.7	
スペイン	221,331	-6.7%	90,552	58,116	37,432	9,911	25,288	32	13.3	
ロシア	183,015	-2.8%	65,491	45,586	19,627	8,491	43,778	43	18.8	
米国	189,411	-1.1%	83,125	48,279	26,014	8,692	23,218	83	12.4	
カナダ	181,795	-0.8%	75,569	45,664	28,809	8,744	22,970	40	12.0	
オーストラリア	247,868	+2.4%	99,537	62,130	35,997	18,540	31,663	0	12.9	
その他	221,514	+10.9%	85,386	54,252	33,096	13,013	35,596	171	16.3	

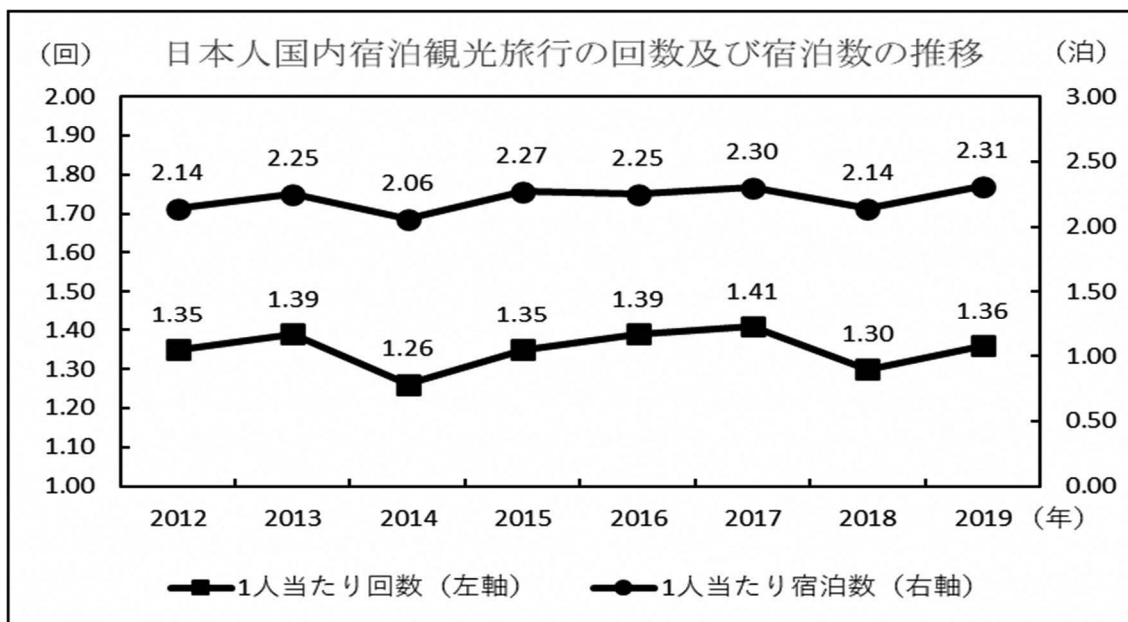
クルーズ客	39,710	-10.2%	0	1,258	440	111	37,899	2	0.6
-------	--------	--------	---	-------	-----	-----	--------	---	-----

(出典:令和2年度観光白書)

(ii) 国内旅行の状況

(a) 日本人国内宿泊観光旅行の回数及び宿泊数

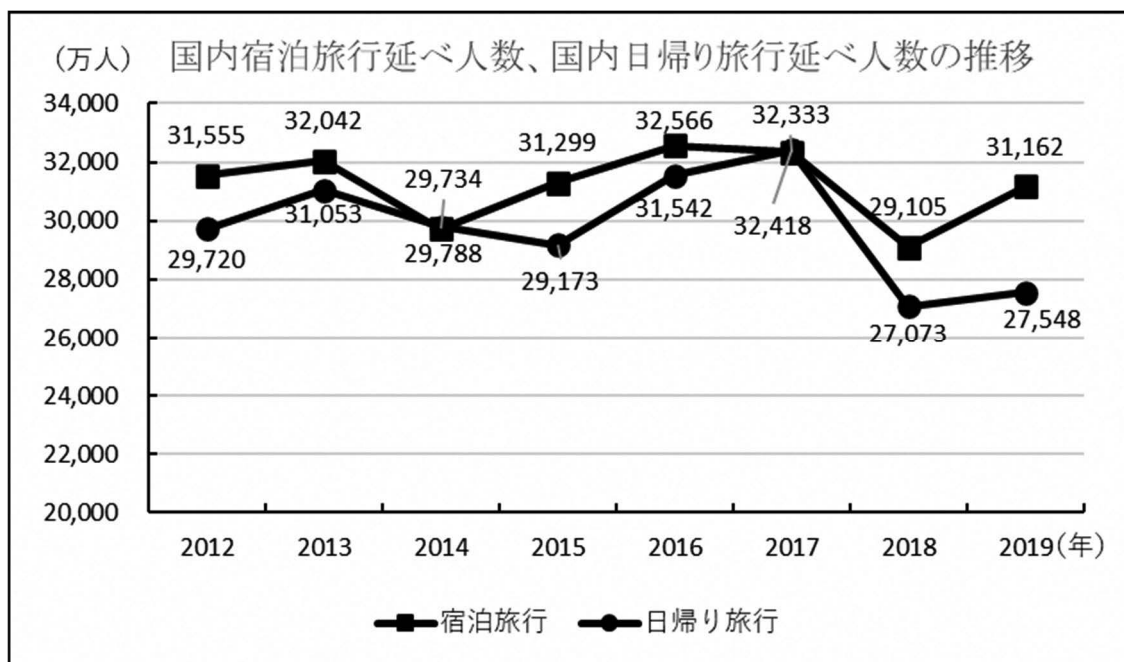
2019年(令和元年)については、日本人の国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の回数は1.36回、国民1人当たりの国内宿泊観光旅行の宿泊数は2.31泊であった。



(出典:令和2年度観光白書)

(b) 日本人国内宿泊旅行延べ人数、国内日帰り旅行延べ人数

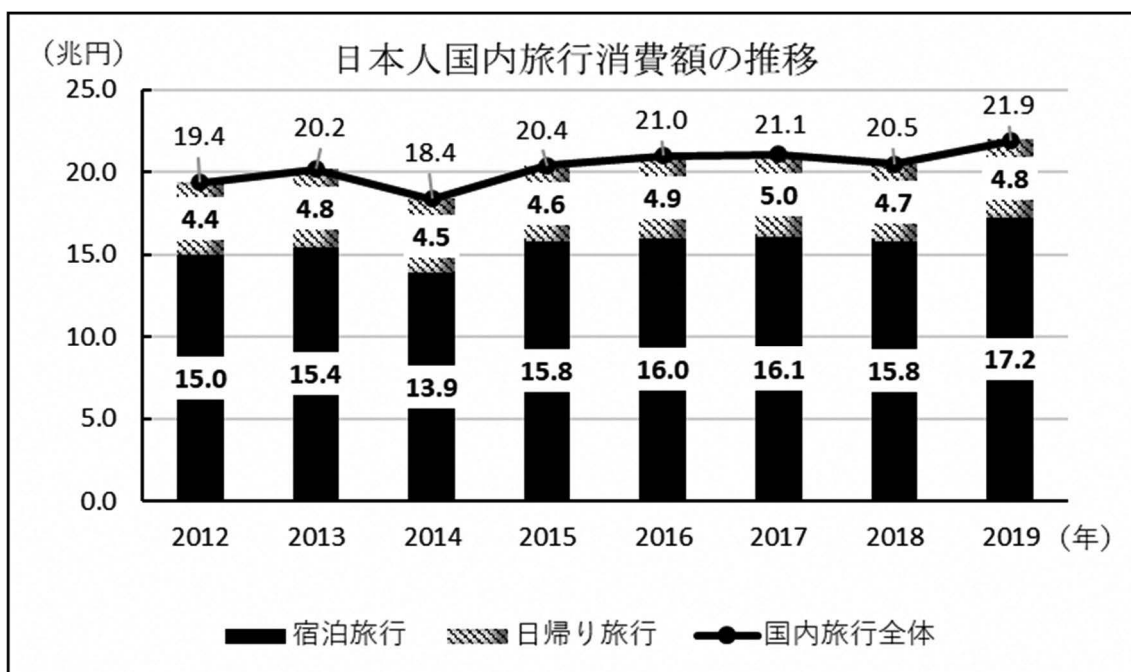
2019年(令和元年)に日本人の国内宿泊旅行者数は延べ3億1,162万人(前年比7.1%増)、国内日帰り旅行者数は延べ2億7,548万人(前年比1.8%増)となった。改元に伴いゴールデンウィークが10連休であったこと、5月の日照時間が記録的に長かった地方が多く、旅行環境に恵まれていたこと等により、宿泊旅行及び日帰り旅行がともに増加した。特に宿泊旅行の増加が大きかった。一方、2019年(令和元年)9月の令和元年房総半島台風、同年10月の令和元年東日本台風による災害の影響もあった。



(出典:令和2年度観光白書)

(c) 日本人国内旅行消費額

国内旅行者数が増加したことにより、2019年(令和元年)の日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行及び日帰り旅行ともに増加し、21.9兆円(前年比7.1%増)であった。



(出典:令和2年度観光白書)

2. 愛媛県における観光の現状

(1) 愛媛県における観光客数

(i) 観光客数

愛媛県における観光客数の過去10年間の推移は下図のとおりである。

令和元年の県外及び県内観光客数は、26,641千人(延)と推定され、前年の25,392千人に比べて1,249千人(延)(4.9%)の増加となっており、過去4番目の数字を記録した。

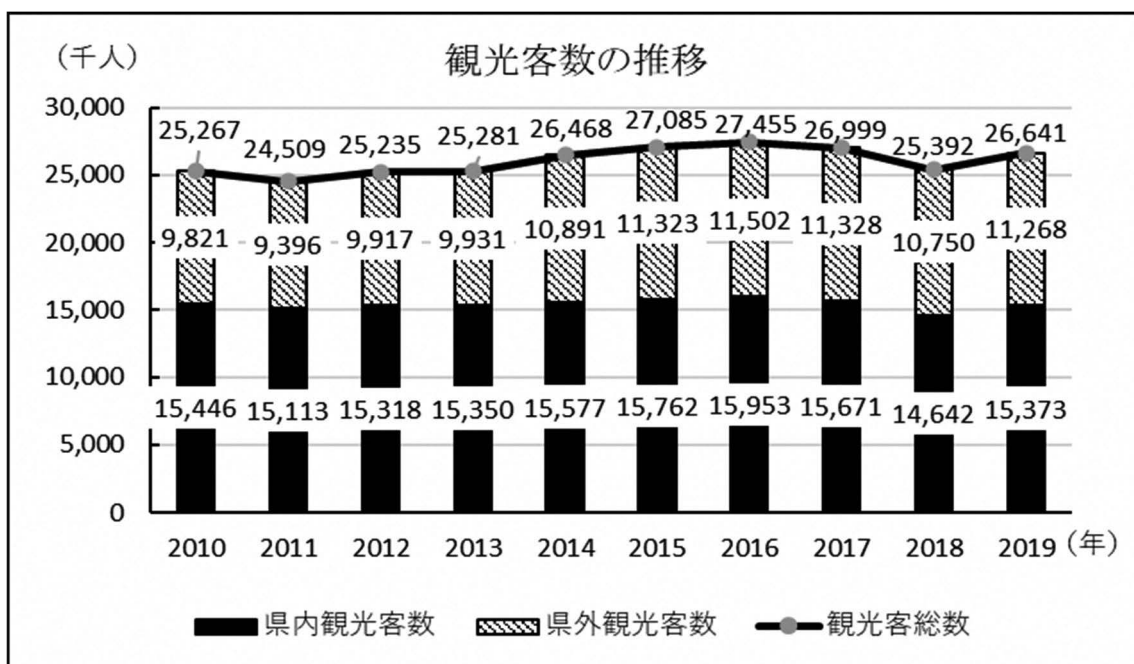
このうち県外観光客数は、11,268千人(延)で、前年に比べ4.8%の増加、県内観光客数は、15,373千人(延)で、前年に比べ5.0%の増加となった。

観光客総数が増加した要因としては、

- ・東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」の開催
- ・西日本豪雨災害による直接被害及び風評被害を受けていた施設の回復による反動増
- ・ゴールデンウィークが大型連休(10連休)であったことによる影響

などの影響により、観光客総数が増加したと思われる。

(愛媛県HPより「令和元年 観光客数とその消費額」)



(出典:定期監査資料)

(ii) 観光地区別の観光客数

愛媛県における観光地区別の観光客数の過去10年間の推移は下図のとおりである。

令和元年は、東予東部圏域 361 千人(延)、今治圏域で 325 千人(延)、松山圏域で 294 千人(延)、八幡浜・大洲圏域で 83 千人(延)、宇和島圏域で 186 千人(延)の増加となった。

(観光地区別市町)

ブロック	構成市町
東予東部圏域	四国中央市、新居浜市、西条市
今治圏域	今治市、上島町
松山圏域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島圏域	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

(地区別の動向)

- ① 東予東部圏域は、県外客 1,043 千人(前年比 11.9%増)、県内客 2,462 千人(前年比 11.3%増)となった。
同圏域では、東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」の開催効果などにより3市ともに増加した。
- ② 今治圏域は、県外客 3,123 千人(前年比 7.1%増)、県内客 1,757 千人(前年比 7.1%増)となった。

同圏域では、しまなみ海道沿線の各観光施設が概ね前年より増加した。

- ③ 松山圏域では、県外客 5,822 千人(前年比 2.7%増)、県内客 5,267 千人(前年比 2.7%増)となった。

同圏域では、平成 31 年 1 月から開始された道後温泉本館の保存修理工事により、道後温泉入浴客(本館・椿の湯・飛鳥乃温泉)が前年比 89.6%となったものの、その他施設は好調に推移しており、全体としては増加した。

- ④ 八幡浜・大洲圏域は、県外客 525 千人(前年比 1.1%減)、県内客 3,726 千人(前年比 2.4%増)となった。

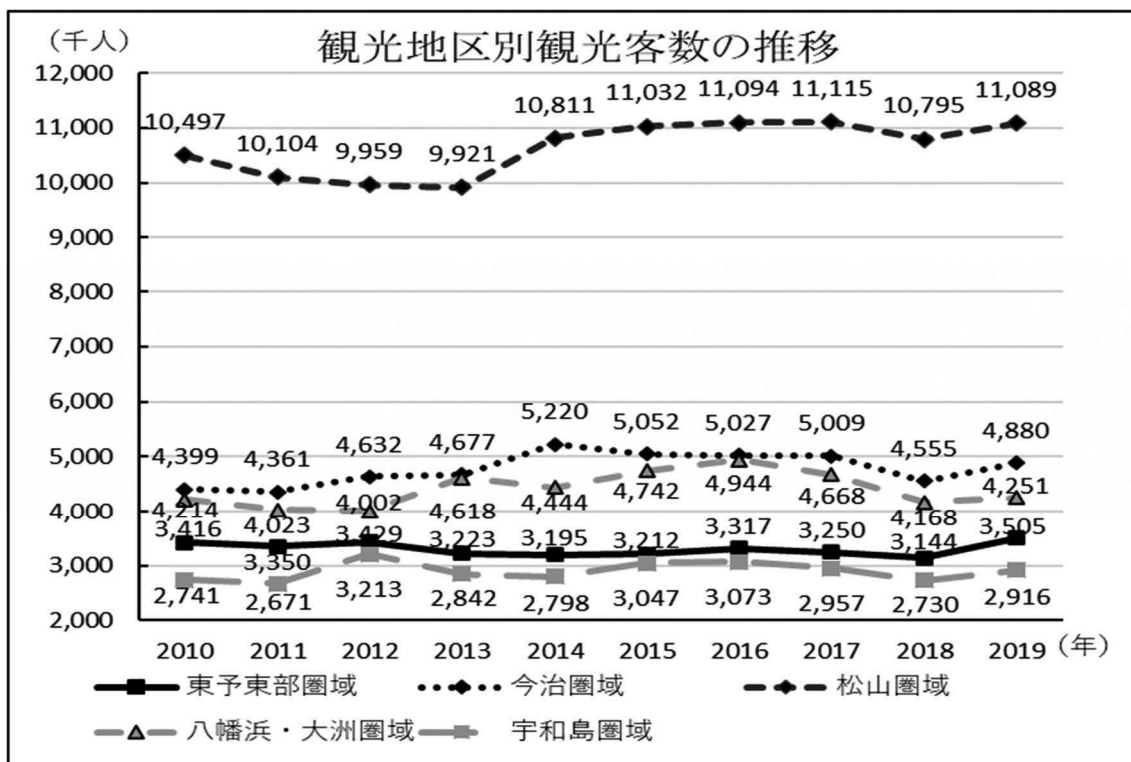
同圏域では、一部施設の休業があったものの、平成 30 年の豪雨災害の影響により休業していた施設の再開等により増加となった。

- ⑤ 宇和島圏域では、県外客 755 千人(前年比 7.1%増)、県内客 2,161 千人(前年比 6.7%増)となった。

同圏域では、平成 30 年の豪雨災害の影響により休業していた施設の再開等により増加となった。

(愛媛県 HP より「令和元年 観光客数とその消費額」)

全国的に古くから人気の高い一大観光地である道後温泉を擁する松山市を中心とする松山圏域の観光客数が圧倒的に多い。次いで、最近サイクリストの聖地として国内外のサイクリストの人气が高まっているしまなみ海道を擁する今治市を中心とする今治圏域となっている。



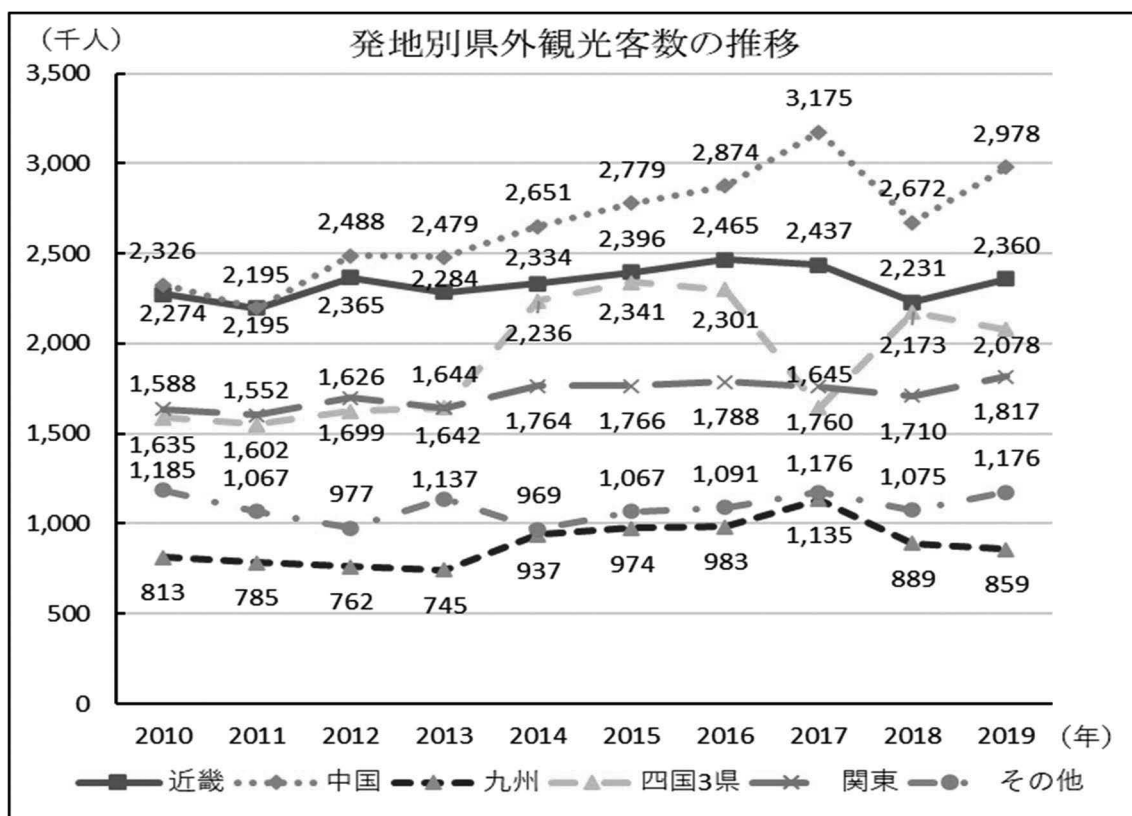
(出典:定期監査資料)

(iii) 発地別の県外観光客数

愛媛県における発地別の県外観光客数の過去 10 年間の推移は下図のとおりである。

令和元年の県外観光客 11,268 千人の発地別内訳は、中国が 2,978 千人 26.43% (前年 24.86%) を占め、次いで、近畿 2,360 千人 20.94% (前年 20.75%)、四国 3 県 2,078 千人 18.44% (前年 20.21%)、関東 1,817 千人 16.13% (前年 15.91%)、九州 859 千人 7.62% (前年 8.27%) の順になっており、その他 1,176 千人 10.44% (前年 10.00%) である。

(愛媛県 HP より「令和元年 観光客数とその消費額」を一部加工)



(出典: 定期調査資料)

(iv) 外国人宿泊客数

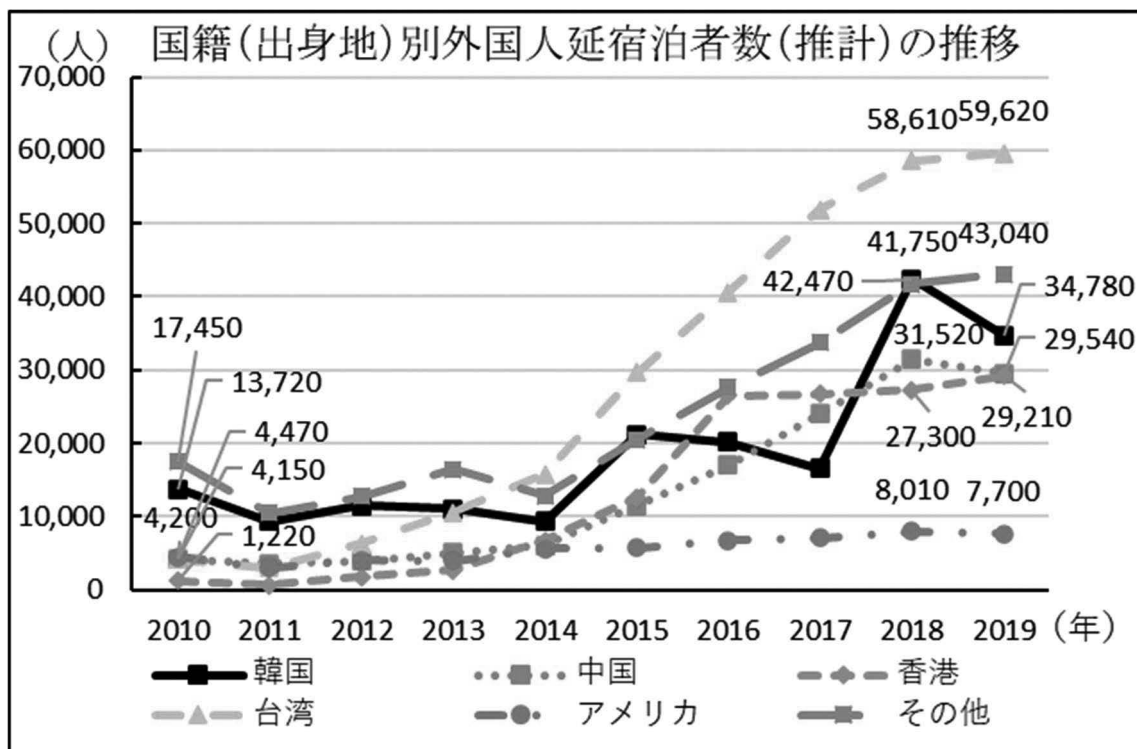
愛媛県における国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(従業員数 10 人以上の施設) (以下「外国人宿泊者数」という。)推計の過去 10 年間の推移は下図のとおりである。

令和元年までの 10 年間で愛媛県における外国人延べ宿泊者数は約 4.5 倍の 204 千人に増加している。

平成 23 年(2011 年)は東日本大震災の影響もあり全国的に訪日外国人旅行者数が平成 22 年に比べて減少している。その後全国的に訪日外国人旅行者数が増加し、平成 26 年(2014 年)に過去最高の 1,341 万人になったことを受け、平成 27 年 6 月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」を決定し、訪日外国人旅行者の受入環境整備を急ピッチで進めていくことになり、

平成 27 年の訪日外国旅行客数は 1,974 万人とさらに大きく増加、令和元年(2019 年)には 3,188 万人となった。

愛媛県でも全国と同様に平成 27 年(2015 年)以降、急激に外国人宿泊者数が増加している。中でも台湾は平成 25 年 10 月の松山-松山空港チャーター便の運航、平成 29 年 11 月の連続チャーター便の運航開始等もあり大きく宿泊者数が増加し、令和元年は 60 千人になった。次いで、ソウル定期便がある韓国が 35 千人、上海定期便がある中国が 30 千人、香港が 29 千人、アメリカが 8 千人となっている。



(単位:人)

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
韓国	13,720	9,400	11,520	11,090	9,400	21,240	20,200	16,600	42,470	34,780
中国	4,200	3,560	3,940	5,050	6,050	11,490	17,040	24,010	31,520	29,540
香港	1,220	630	1,830	2,730	6,770	12,580	26,480	26,680	27,300	29,210
台湾	4,150	3,000	6,340	10,570	15,800	29,610	40,560	51,930	58,610	59,620
アメリカ	4,470	3,050	4,040	3,880	5,660	5,700	6,700	7,120	8,010	7,700
その他	17,450	10,490	12,690	16,420	12,860	20,480	27,580	33,720	41,750	43,040
合計	45,210	30,130	40,360	49,740	56,540	101,100	138,560	160,060	209,660	203,890

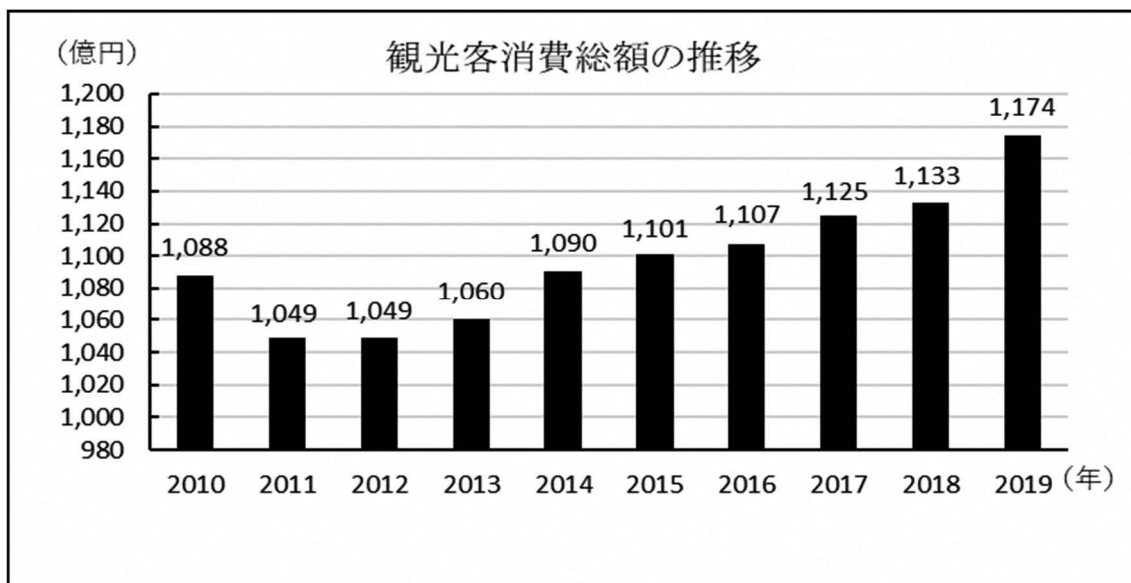
(出典:観光庁 宿泊旅行統計調査)

(2) 観光客消費総額の推移

愛媛県における観光客消費総額の過去 10 年間の推移は下図のとおりである。

令和元年の観光客消費総額は、1,174 億円と推定され、東予東部圏域振興イベント「えひめさん
さん物語」やゴールデンウィークの大型連休(10 連休)による観光客総数の増加により、41 億円
(3.6%)の増加となっており、瀬戸内しまなみ海道が開通した平成 11 年(1999 年)の 1,238 億円に
次いで、過去 2 番目の数字を記録した。

(愛媛県 HP より「令和元年 観光客数とその消費額」)



(出典:定期監査資料)

(3) 愛媛県の観光の強みと弱み

観光業界を取り巻く環境(外的要因)と、愛媛県観光のポテンシャル(内的要因)について、それぞれのプラス・マイナス要因を整理すると次のとおりであり、愛媛県観光の強みを伸ばし、弱みを補う施策への取組みが求められている。

	プラス要因	マイナス要因
観光業界を取り巻く環境 外的要因	【機会】 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の増加 ● 情報化社会の進展 ● 観光ニーズの多様化 ● 国際観光需要(インバウンド)の急増 ● 国の観光施策の強化 ● 環境意識の高まり ● 健康志向の高まり ● 労働時間の短縮と余暇の拡大 ● 瀬戸内しまなみ海道の自転車通行料金の無料化 ● 高規格幹線道路の延伸 ● 四国遍路の日本遺産登録 	【脅威】 <ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少 ● 所得環境の悪化 ● 国の財政悪化 ● 消費税の引き上げ ● 国内観光消費額の減少 ● 地域間競争の激化 ● 北海道、北陸、九州新幹線の全線開通 ● 道後温泉本館の改修工事 ● マイカー中心の日帰り観光客の増加
愛媛県観光のポテンシャル 内的要因	【強み】 <ul style="list-style-type: none"> ● 圧倒的な知名度とブランド力のある「道後温泉」がある ● 瀬戸内しまなみ海道を中心としたサイクリング観光の高まり ● 豊かな自然(山、川、海)に囲まれている ● 空港から松山市内中心部まで近い ● 松山市内(路面電車)のアクセスが良い ● 温暖な気候 ● 新鮮な食材(鯛めし、じゃこ天、海の幸等)が豊富 ● おもてなしの心がある ● 本県を訪れた人の印象は良い 	【弱み】 <ul style="list-style-type: none"> ● A級観光資源が少ない ● 未開発の観光資源が多くある ● 県内で連泊する観光客が少ない ● 東・南予地域に魅力のある宿泊施設が少ない ● 他観光地と比較すると優先度合いが低く、リピーターが少ない ● 若者にうける観光資源が少ない ● 国内外における認知度が低い ● 外国人観光客の受け入れ態勢が不十分 ● 各市町をつなぐ公共交通のアクセスが悪い ● 情報発信力が弱い

(出典:第2期愛媛県観光振興基本計画)

3. 愛媛県の観光関連施策

(1) 第2期愛媛県観光振興基本計画

(i) 第2期愛媛県観光振興基本計画の趣旨

愛媛県では、平成22年4月施行の「えひめお接待の心観光振興条例」の第10条の規定に基

づき、観光の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第 2 期愛媛県観光振興基本計画を策定した。

第 2 期愛媛県観光振興基本計画は、平成 23 年 3 月に策定した第 1 期計画が目標年次に到達したことから、これまでの施策の取組み状況や、本県観光を取り巻く環境変化と本県観光の現状を踏まえ、第 2 期計画を策定したものである。

なお、計画の策定に当たっては、同条例の基本理念である以下の 4 点を基本的な考え方としている。

(基本理念)

- ① 観光の振興は、県民一人一人が、地域の自然、景観、歴史、伝統、文化、産業等の魅力を再認識し、個性及び魅力にあふれる地域の創造に努めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。
- ② 観光の振興は、観光旅行者に潤い、いやし、感動等を与え、再度の来訪への意欲を高めることが重要であるという認識の下に行われなければならない。
- ③ 観光の振興は、地域における創意工夫を活かした主体的な取組及び広域的な取組が重要であるという認識の下に行われなければならない。
- ④ 観光の振興は、観光産業が地域経済において重要な役割を担っていることを踏まえ、県、県民、観光事業者及び観光関係団体の相互の連携が確保されるよう行われなければならない。

(ii) 計画期間

計画期間は平成 28 年度から 32 年度(令和 2 年度)までの 5 年間で、“国内外に向けた SHIKOKU・EHIME の発信と、オンリーワン愛媛の確立”を重点テーマとして掲げ、各種施策に取り組むこととしている。

(iii) 将来到達目標(数値目標)

愛媛県では、「お接待の心でもてなす愛顔の愛媛」の実現のため、数値目標を設定している。

(H32 目標値の設定)

(単位:千人、億円、%)

	平成 26 年(a)	平成 32(令和 2)年度(b)	b/a×100
観光入込客数(総数)	26,468	29,000	109.6
観光入込客数(県外観光客数)	10,891	12,000	110.2
宿泊客数	4,815	5,300	110.1
外国人宿泊客数	64	297	464.1
観光客消費額	1,090	1,200	110.1

(2) 愛媛県の観光施策

愛媛県の観光施策は、「えひめお接待の心観光振興条例」に規定する基本理念を基本として第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県経済成長戦略 2010」、「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの関連計画等に基づき、県内市町、近隣他県、国のほか、四国ツーリズム創造機構等の関係機関と連携して、施策等を展開している。

■ 第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」(平成 23 年度策定)

基本理念	「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」
基本政策	1 生き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり
	2 やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり
	3 輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり
	4 やさしい愛顔あふれる「えひめ」づくり

■ 愛媛県経済成長戦略 2010(平成 24 年改訂)

策定の目的	将来を見据えた産業の振興や未来への投資につながる技術開発等を進める
重点戦略分野	① 食品ビジネス
	② 環境・エネルギービジネス
	③ 健康ビジネス
	④ 観光ビジネス

■ 愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 27 年度策定)

策定の目的	今後 5 か年の目標や具体的な施策を示し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進める
基本目標	① 地域に働く場所をつくる・人を呼び込む
	② 出会いの場をつくる・安心して子どもを産み育てる
	③ 元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

(3) 観光振興に関する重点テーマと施策の体系

愛媛県では、愛媛県の観光をより発展させていくため、

“国内外に向けた SHIKOKU・EHIME の発信とオンリーワン愛媛の確立”

を重点テーマとして掲げ、「Ⅰ 愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上」、「Ⅱ インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化」、「Ⅲ 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進」、「Ⅳ 地域の総力を挙げた取組みの推進」の 4 つの柱のもと、25 施策を展開するとしている。また、Ⅲ以外の施策についても外国人誘客の視点も踏まえた施策の推進に努めるとしている。

お接待の心でもてなす愛顔の愛媛 (本県観光の目指すべき将来像)	目指すべき 将来像実現のための 3つの方向	1 人材の育成 2 誘客機能の強化 3 観光資源の魅力向上
	【第2期計画 期間中の課題】	1. 人口減少社会における地方創生の切り札として、実需につながる観光振興 2. 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした海外からの誘客 3. 地域産業の核となりうる力強い観光産業の創出

★第2期計画期間の取組み

国内外に向けた SHIKOKU・EHIME の発信と、オンリーワン愛媛の確立

I 愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上	II インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化	III 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進
1. 愛媛ブランドの確立(オンリーワン愛媛) ① サイクリング観光の推進 ② 四国遍路の世界遺産登録推進 ③ 県内主要観光エリアの魅力向上 ④ 新たな観光資源の発掘とストーリー化	1. 愛媛の認知度の向上と観光客層に応じた情報発信 ⑧ インパクトのあるテーマに沿った総合的な観光プロモーションの展開 ⑨ 観光と物産の一体的な情報発信 ⑩ メディア、スマホ、SNS等を通じた的確な発信 ⑪ コンテンツを活用した情報発信	1. 海外での認知度の向上と外国人観光客の受入環境の整備 ⑰ 東アジア、東南アジア等をターゲットとした誘客・プロモーションの展開 ⑱ おもてなしの心を伝える外国人観光客受入環境の充実・強化 ⑲ 訪日外国人誘客につながる観光資源の発掘、活用と情報発信
2. 観光資源の魅力向上 ⑤ 着地型観光プログラムの育成 ⑥ 滞在型観光・ニューツーリズムなど多様な観光の推進 ⑦ 観光客にやさしいまちづくりの推進	2. 誘客機能の強化 ⑫ えひめファンづくり ⑬ 広域連携による誘客促進 ⑭ 物語性のある旅行商品造成 ⑮ 多様化する観光客のニーズに対応した的確な誘客活動 ⑯ 公共交通機関との連携	2. 広域連携による外国人観光客の誘致促進 ⑳ 広域観光周遊ルート等を活用した誘客 ㉑ 近隣県と連携した国のビジット・ジャパン地方連携事業による誘客 ㉒ 東京都等と連携した外国人観光客の本県への誘導
IV 地域の総力を挙げた取組みの推進	⑳ 観光人材の育成及びおもてなしの取組みの強化 ㉑ 住民・民間・行政が連携した推進体制の整備 ㉒ 異業種・異分野における、観光を意識した取組みの強化	

(出典:第2期愛媛県観光振興基本計画)

4. 愛媛県の観光関連事業と監査対象

(1) 令和元年度における観光関連事業予算・決算額と監査対象

令和元年度の観光関連事業の中から金額的重要性を勘案し、予算現額が 10,000 千円以上の事業を監査対象とした。

(i) 愛顔枠対象事業

(単位:千円)

No.	事業名	所管課	予算現額	決算額	監査対象 No.
1	戦略的情報発信プロジェクト推進事業費	広報広聴課	97,826	93,073	6
2	デジタルマーケティング戦略推進事業費	総合政策課デジタル戦略室	13,260	12,515	1
3	デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費	総合政策課デジタル戦略室	99,127	98,996	2
4	デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進事業費	総合政策課デジタル戦略室	78,909	78,823	3
5	自転車新文化推進事業費	自転車新文化推進課	75,865	74,668	4
6	四国一周サイクリング推進事業費	自転車新文化推進課	42,065	41,807	5
7	E-BIKE えひめ普及事業費	自転車新文化推進課	5,711	5,623	-
8	えひめこどもの城施設整備費	子育て支援課	38,204	37,544	25
9	外国人観光客周遊消費傾向等調査事業費	産業創出課	10,000	9,889	8
10	G20愛媛・松山労働雇用大臣会合開催支援事業費	産業政策課	37,610	35,483	9
11	がんばる南予観光支援事業費	観光物産課	10,500	10,500	10
12	しまなみ海道・国際サイクリング大会実施事業費	観光物産課	4,275	3,717	-
13	サイクリング観光推進事業費	観光物産課	5,200	4,927	-
14	東予東部圏域振興イベント実施事業費	観光物産課	150,604	149,606	11
15	しまなみ海道開通 20 周年記念事業費	観光物産課	4,000	4,000	-
16	観光ブランド発信・誘客促進事業費	観光物産課	7,246	6,353	-
17	デジタルマーケティング観光振興事業費	国際交流課	23,615	22,842	16
18	せとうち観光推進事業費	国際交流課	19,336	19,012	17
19	台湾観光交流促進事業費	国際交流課	114,551	114,551	18
20	韓国観光交流促進事業費	国際交流課	85,449	85,449	19
21	中国観光交流促進事業費	国際交流課	24,567	24,567	20
22	外国クルーズ船誘致促進事業費	国際交流課	21,619	14,176	21
23	日中韓 3 か国地方政府交流会議開催事業費	国際交流課	12,801	11,805	22

No.	事業名	所管課	予算現額	決算額	監査対象No.
24	外国人観光客誘致推進事業費	国際交流課	14,615	14,615	23
25	サイクリング国際観光事業費	国際交流課	7,281	7,281	-
26	とべ動物園展示動物等購入費	都市整備課	84,990	984	27
27	とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	都市整備課	44,769	28,346	28
28	とべ動物園施設整備費	都市整備課	138,710	42,196	29
29	地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	高校教育課	16,400	15,922	7
	合計		1,289,102	1,032,270	

(出典:定期監査資料 歳出予算組込事項別調)

(ii) 愛顔枠対象事業以外の事業

令和元年度予算施策「広域観光・国際観光の推進」の構成事業(担当課が本庁分)のうち、愛顔枠対象外事業は下表のとおりである。なお、番号は(i)愛顔枠対象事業からの連番としている。

(単位:千円)

No.	事業名	所管課	予算現額	決算額	監査対象No.
30	四国観光連携事業費	観光物産課	39,000	39,000	12
31	伊予観光大使制度運営事業費	観光物産課	728	478	-
32	えひめロケーション誘致推進事業費	観光物産課	2,738	2,572	-
33	インターネット観光情報発信事業費	観光物産課	1,683	1,681	-
34	観光関係法令運営費	観光物産課	558	462	-
35	観光宣伝・誘客促進事業費	観光物産課	20,195	19,982	13
36	観光振興基本計画推進事業費	観光物産課	5,522	5,108	-
37	修学旅行誘致推進事業費	観光物産課	922	392	-
38	愛媛県コンベンション誘致事業費	観光物産課	6,928	3,644	-
39	えひめファンづくり推進事業費	観光物産課	4,060	3,995	-
40	愛媛 DMO 推進事業費	観光物産課	83,653	80,501	14
41	観光集客力向上支援事業費	観光物産課	20,103	20,000	15
42	新観光周遊ルート創出事業費	観光物産課	1,648	1,373	-
43	松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)	国際交流課	10,953	10,953	24
44	国際観光推進事業費	国際交流課	9,917	9,900	-
45	西安観光・物産情報拠点運営事業費	国際交流課	4,589	4,589	-
	合計		213,197	204,630	

(出典:定期監査資料 歳出予算組込事項別調)

なお、大阪事務所費 31,966 千円(予算現額)は、大阪事務所の維持管理、物産の販売促進等に要する経費であり、観光事業と直接的な関係が希薄であると判断し上表に記載していない。

(2) 監査対象事業に関連する施設

(i) えひめこどもの城

令和元年度における前述の(1)以外の関連予算は次のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	所管課	予算現額	決算額	監査対象 No.
46	えひめこどもの城運営費	子育て支援課	210,680	210,666	26

(出典:定期監査資料 歳出予算組込事項別調)

(ii) とべ動物園

令和元年度における前述の(1)以外の関連予算は次のとおりである。

(単位:千円)

No.	事業名	所管課	予算現額	決算額	監査対象 No.
47	とべ動物園改修費	都市整備課	147,820	105,665	30
48	とべ動物園管理運営費	都市整備課	374,206	374,021	31
49	とべ動物園魅力向上基金積立金	都市整備課	1,365	212	-

(出典:定期監査資料 歳出予算組込事項別調)

第3 監査の結果及び意見(総括)

1. 総括

監査の結果、「2. 指摘事項及び意見事項の一覧」のとおり、6 項目の指摘事項を発見し、76 項目の意見を併せて報告した。また、その中で主なものを「3. 重要な監査の結果及び意見の要約」として内容別にできるだけまとめて記載した。

指摘事項として、委託業務の再委託、動物管理簿の金額の一部未記載、重要物品調の誤記載、備品シールの貼付もれ、当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生を挙げた。

主な意見事項として、契約事務の効率化、高額な動物の長期の無償貸付け、備品管理簿への記載、備品シールの貼付、遊休施設等の管理、持続可能な施設の管理・運営、負担金を拠出した協議会等において発生した繰越額の取扱い、負担金の見直し、事業評価関係として活動指標の見直し・成果指標の見直し・PDCA サイクルの実施等を挙げた。

無駄を排除するため、効率的で透明性の高い契約事務の執行、物品の適切な管理は言うまでもない。また、すそ野の広い観光産業の立て直し、発展のために、観光資源の消費者目線に立った魅力向上策の立案と投資の選別、効果の高い事業への資金の投入が必要である。今回監査対象として往査したえひめこどもの城ととべ動物園では、いずれも老朽化が目にとまる施設・設備が散見された。老朽化施設・設備の存在は、非日常的空間・時間、憩いの場所を観光施設等に求めるといった観点から、第 2 期愛媛県観光振興基本計画で掲げる観光エリアや観光資源の「魅力向上」に沿うものでないとする。令和 3 年 3 月 13 日(令和 3 年 2 月 18 日発表時)に日本有数の長さとなる全長約 730 メートル(四国最大スケール)というえひめこどもの城ととべ動物園を結ぶジップラインをオープンし、関連イベント等も計画されている。施設・設備は投資して終わりではなく、持続可能なものとして運営・管理するためには、その維持・更新・撤去に係るコストも含んだ投資総額を投資時点で試算し、投資の意思決定を行うことが重要である。産業振興は福祉ではないので、新規投資及び既存施設・設備の改修を行う際の投資判断に当たっては、その投資総額をその使用料による直接的回収額や投資から生み出される経済効果に伴う付加価値に対する県民税による間接的回収額が上回るか否かの観点が必要であるとする。また、この観点は経済振興に係る負担金や補助金の支出判断においても同様に必要であるとする。効果的、効率的、経済的な投資のために、事業のスクラップ・アンド・ビルドを機動的に行っていく必要があり、事業評価に関連する適切な活動指標及び成果指標の設定と PDCA サイクルの実施が特に重要であるとする。

第 2 期愛媛県観光振興基本計画の最終年度である令和 2 年度は、本来 2020 東京オリンピック・パラリンピックを目玉として盛り上がるはずであったが、新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が制限され全世界的な大不況に陥っており、感染症対策で国及び地方自治体の財政は悪化している。

観光予算が抑えられている今だからこそ、来るべき人の移動の再開を見据え、貴重なお金の最も効果的、効率的、経済的な投資について、必要な投資は惜しまず、一方で将来の回収可能性も踏まえ、十分な議論、吟味、検討を期待する。

2. 指摘事項及び意見事項の一覧

指摘事項及び意見事項の一覧は次のとおりである。下表の「No.」は指摘事項又は意見事項に付したものに对应している。「要約 No.」は、「3. 重要な監査の結果及び意見の要約」に記載したものに对应している。

指摘事項			
No	要約 No	指摘事項記載事業費名	タイトル
1	(1)(i)	13. 観光宣伝・誘客促進事業費	一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託
2	(1)(i)	14. 愛媛DMO推進事業費	一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛DMO推進事業」委託業務の再委託
3	(2)(i)	27. とべ動物園展示動物等購入費	動物管理簿の金額の一部未記載
4	(2)(ii)	27. とべ動物園展示動物等購入費	死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載
5	(2)(v)	28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	とべ動物園における備品シールの貼付もれ
6	(1)(ii)	30. とべ動物園改修費	当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生

意見事項			
No	要約 No	意見事項記載事業費名	タイトル
1		1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	愛媛県デジタルマーケティングガイドラインのさらなる浸透
2		1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	デジタルマーケティング協議事例の共有
3	(5)(ii)	1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	事業成果指標の明確かつ適切な設定
4		1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	稟議決裁文書の施行日付の記載不備
5		1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	事業設計の精緻化
6		1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	旅費請求にかかる添付書類の確認
7		2. デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費	より効率的・効果的な動画配信方針の検討
8		3. デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進事業費	より効率的・効果的な動画配信方針の検討
9		4. 自転車新文化推進事業費	サイクリングガイドツアー補助金の対象ツアーの造成
10	(4)(i)	4. 自転車新文化推進事業費	負担金を拠出した協会・協議会において発生した繰越額の取扱い
11	(5)(ii)	4. 自転車新文化推進事業費	成果指標の見直し
12	(5)(ii)	5. 四国一周サイクリング推進事業費	成果指標の見直し
13		6. 戦略的情報発信プロジェクト推進事業費	地域ブランディング戦略の設計方法

意見事項			
No	要約 No	意見事項記載事業費名	タイトル
14	(5)(iii)	6. 戦略的情報発信プロジェクト推進事業費	事業継続の判断と持続可能なプロモーションへの転換
15	(1)(iii)	7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	備品等の学校別の購入
16	(5)(i)	7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	活動指標(地域の魅力発信マップの配布数)の見直し及び成果物の活用
17		7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	各高等学校での自転車の利用状況に関するモニタリング体制の整備
18		8. 外国人観光客周遊消費傾向等調査事業費	今後の外国人観光客の観光振興計画の立案・文書化への調査結果の活用
19	(1)(iii)	9. G20愛媛・松山労働雇用大臣会合開催支援事業費	複数年度に亘る関連業務の一体とした入札の実施
20	(5)(i)(ii)	10. がんばる南予観光支援事業費	特別枠予算との関連性を考慮した活動指標及び成果指標の設定
21	(5)(i)	11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	活動指標の見直し・再設定
22	(5)(ii)	11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	事業に関連する成果指標の設定
23	(4)(ii)	12. 四国観光連携事業費	一般社団法人四国ツーリズム創造機構に対する負担金の見直し
24	(5)(i)	13. 観光宣伝・誘客促進事業費	活動指標の計画の見直し
25		13. 観光宣伝・誘客促進事業費	活動指標であるパンフレット配布実績の文書による報告
26		15. 観光集客力向上支援事業費	成果指標について事業実施年度の情報への変更
27	(5)(ii)	15. 観光集客力向上支援事業費	事業に関連する成果指標の設定
28		15. 観光集客力向上支援事業費	補助目的達成の観点による事業実施結果報告書の吟味とフィードバック
29		16. デジタルマーケティング観光振興事業費	最終目標の設定
30	(4)(i)	16. デジタルマーケティング観光振興事業費	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会の繰越金の取扱い
31	(5)(iii)	16. デジタルマーケティング観光振興事業費	成果指標に照らした場合の当事業の経済的合理性
32		17. せとうち観光推進事業費	平成30年度「事務事業評価表」の成果指標
33	(4)(ii)	17. せとうち観光推進事業費	一般社団法人せとうち観光推進機構に対する各県の負担金割合の見直し
34	(5)(ii)	17. せとうち観光推進事業費	活動指標及び成果指標の見直し
35	(4)(i)	18. 台湾観光交流促進事業費	松山空港利用促進協議会の繰越金の取扱い
36		18. 台湾観光交流促進事業費	松山空港利用促進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定
37	(5)(iii)	18. 台湾観光交流促進事業費	インバウンド事業におけるPDCAサイクルの実施
38		18. 台湾観光交流促進事業費	「松山ー台北線」維持のための台湾との連携

意見事項			
No	要約 No	意見事項記載事業費名	タイトル
		業費	
39	(5)(i)(ii)	19. 韓国観光交流促進事業費	活動指標と成果指標の相関関係の検討
40	(4)(i)	19. 韓国観光交流促進事業費	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会の繰越金の取扱い
41	(5)(iii)	19. 韓国観光交流促進事業費	県内観光施設の無料引換券配布事業に関するPDCAサイクルの実施
42		19. 韓国観光交流促進事業費	「松山－ソウル線」維持のための韓国との連携
43		20. 中国観光交流促進事業費	「松山－上海線」維持のための中国との連携
44		20. 中国観光交流促進事業費	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定
45	(5)(ii)	20. 中国観光交流促進事業費	成果指標の見直し
46	(5)(i)	20. 中国観光交流促進事業費	活動指標の見直し
47	(5)(ii)	21. 外国クルーズ船誘致促進事業費	成果指標の見直し
48		22. 日中韓3か国地方政府交流会議開催事業費	経済波及効果の公表
49	(5)(i)	23. 外国人観光客誘致推進事業費	活動指標の見直し
50		23. 外国人観光客誘致推進事業費	愛媛県多言語コールセンターの積極的な利用促進
51		24. 松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)	利用実績が少ない事業の見直し
52	(5)(ii)	25. えひめこどもの城施設整備費	事業成果指標の明確かつ適切な設定①
53	(5)(ii)	25. えひめこどもの城施設整備費	事業成果指標の明確かつ適切な設定②
54	(1)(iii)	25. えひめこどもの城施設整備費	公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討
55	(2)(iv)	25. えひめこどもの城施設整備費	備品管理簿への記載単位
56	(2)(v)	25. えひめこどもの城施設整備費	備品シールを貼付することが適当でない備品の現物管理
57	(5)(i)	26. えひめこどもの城運営費	活動指標の見直し
58	(3)(i)	26. えひめこどもの城運営費	「せせらぎ」と「森の広場」の遊休施設
59	(3)(i)	26. えひめこどもの城運営費	「くわがたのステージ」に設置されている老朽化した遊具
60	(3)(ii)	26. えひめこどもの城運営費	持続可能な施設の管理・運営
61		27. とべ動物園展示動物等購入費	動物の貸借に係る管理の効率化
62	(2)(iii)	27. とべ動物園展示動物等購入費	高額な動物の長期の無償貸付けの慎重な対応

意見事項			
No	要約 No	意見事項記載事業費名	タイトル
63	(5)(i)	27. とべ動物園展示動物等購入費	活動指標の細分化
64	(5)(ii)	27. とべ動物園展示動物等購入費	事業に関連する成果指標の設定
65	(1)(iii)	28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討
66		28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	委託先選定審査の外部有識者招聘
67	(5)(ii)	29. とべ動物園施設整備費	事業に関連する成果指標の設定
68	(3)(i)	30. とべ動物園改修費	老朽化施設の早期改修
69	(5)(ii)	30. とべ動物園改修費	事業に関連する成果指標の設定
70	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	とべ動物園利用料金の消費税率等引上げへの対応
71	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	持続可能な施設の管理運用を行うための収支差額シミュレーション及び収支改善対策の実施
72	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	施設の持続可能な管理・運営
73	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	公益財団法人愛媛県動物園協会における多様な資金調達の実施
74	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	観光施設としての集客の取組み
75	(3)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	効果的な情報発信の取組み
76	(5)(ii)	31. とべ動物園管理運営費	成果指標の指定管理者との整合性確保

3. 重要な監査の結果及び意見の要約

2. 指摘事項及び意見事項の一覧のうち、主な事項を以下に要約した。数値は2. 指摘事項及び意見事項の一覧に記載している No.に対応している。

(1) 契約関係

(i) 委託業務の再委託

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
1	—	13. 観光宣伝・誘客促進事業費	一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託
2	—	14. 愛媛 DMO 推進事業費	一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛 DMO 推進事業」委託業務の再委託

観光宣伝・誘客促進事業費の委託料 5,258 千円のうち 4,164 千円(79%)、愛媛 DMO 推進事業費の委託料 68,414 千円のうち 21,128 千円(31%)が一般社団法人(以下「一社」という。)愛媛県観光物産協会から1者随意契約により再委託されていた。

愛媛県は(一社)愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、随意契約による再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには(一社)愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載を行わせるべきである。

また、(一社)愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託するべきものがないかを改めて点検すべきである。

(ii) 追加・変更工事契約

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
6	—	30. とべ動物園改修費	当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生

工事又は業務のうち契約後当初契約金額に比べて相当割合の変更が行われていたものがサンプルテスト13件中6件あった。

より精度の高い改修計画の立案及び設計価格の見積りを可能にし、入札等の契約をより透明性の高いものとするため、当初契約で含めるべき工事内容のさらなる精査を徹底するとともに、追加工事等については金額等も含め内容を検討し、動物園特有のやむを得ない事情により契約変更を行わざるを得ない場合を除き、別途契約等で対応するよう努める必要がある。

(iii) 契約事務の効率化

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	15	7. 地域の魅力発信高校生サイク	備品等の学校別の購入

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
		リング推進事業費	
—	19	9. G20 愛媛・松山労働雇用大臣 会合開催支援事業費	複数年度に亘る関連業務の一体とした入札の 実施
—	54	25. えひめこどもの城施設整備 費	公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策 の検討
—	65	28. とべ動物園魅力向上戦略推 進事業費	公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策 の検討

(7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費)

サイクリング推進リーダー校に指定した県立学校はいずれも、随意契約により、各校が自転車(一律12台)、サイクルウェア、ヘルメット、メンテナンスキット等を購入していたが、愛媛県で一括して発注・購入した方が、スケールメリット等により安価に調達できる可能性が高く経済性・効率性の観点から望ましい。

(9. G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合開催支援事業費)

複数年度に亘る、計画業務とその遂行業務のように密接不可分で同一業者が実施することがより効率的であると判断できる業務については、これらについてそれぞれ別に入札等を行うことを前提に契約を分けるのではなく、当初の計画業務の仕様書に複数年度に亘る関連業務を原則として一体として扱う予定である旨の記載を行ったうえで、入札等を実施することが望ましい。

(25. えひめこどもの城施設整備費、28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費)

公募型プロポーザル方式を採用しているが応募者は1者のみであり選考委員会の審査を経て当該1者を委託業者として選定していたものが、25. えひめこどもの城施設整備費で2件、28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費で3件あった。提案内容を重視して業務受託者の選定を行うことができる公募型プロポーザルであるからこそ、多くの応募者を募り、より優れた企画を選定できるようにすることが重要であるため、応募者が1者であった原因分析を実施し、効果的な公募方法を検討するなど、複数の応募者を確保できるような取組みが望ましい。

(2) 物品管理関係

(i) 動物管理簿の金額の未記載

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
3	—	27. とべ動物園展示動物等購入 費	動物管理簿の金額の一部未記載

動物管理簿にボウシテナガザル等の金額が記載されていないものが散見された。

愛媛県会計規則に準拠して動物管理簿に取得価格等の金額を記載する必要がある。当該物品の取得価格とし、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額とする必要がある。

また、適正な評価額を付すことにより、統一的な基準による財務書類の適正な表示にも資する。

(ii) 不存在の動物の重要物品調への誤記載

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
4	—	27. とべ動物園展示動物等購入費	死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載

アメリカバク 1 頭(1 頭約 4 百万円)が死亡して実在していなかったにもかかわらず、「重要物品調」に反映されず、減数されていなかった。

重要物品調は、統一的な基準による財務書類作成上の基礎となる重要な書類であるため、重要物品調の作成後、作成者と異なる者による動物管理簿との照合といったダブルチェックの実施などの体制を整備し慎重な対応を行うべきである。

(iii) 高額な動物の長期の無償貸付け

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	62	27. とべ動物園展示動物等購入費	高額な動物の長期の無償貸付けの慎重な対応

愛媛県の県費で購入された希少かつ高額な動物(ローランドゴリラ(動物管理簿記載額 4,500 万円))が、貸付期間が自動更新の契約により 10 年余りも愛媛県で飼育展示されないまま平成 31 年 2 月 20 日に上野動物園に貸し付けられたまま死亡していた。

ブリーディングローンは全国又は全世界的に重要であり、「お互いさま」という考えも理解できるが、県費の他の地方自治体等への実質的な寄贈を回避するために、特に高額な動物に対しては適正なレンタル料による有償貸付、無償貸付の賛否に関する県民へのアンケート、繁殖に要する期限を設けることによる貸付期間の設定等慎重な対応を行うことが望ましい。

(iv) 備品管理簿への記載

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	55	25. えひめこどもの城施設整備費	備品管理簿への記載単位

えひめこどもの城の備品管理簿に掲載されている「県産材遊具」は、屋根付きベンチ 2 基と木製遊具 2 基から構成されているが、「県産材遊具」は、4 つの独立した物品で構成される備品であるため、それぞれの物品が単独で移設・廃棄等の可能性があるにもかかわらず、「県産材遊具」としてまとめて備品管理簿に記載されていた。

複数の独立した物品で構成される「県産材遊具」について、備品管理簿上も独立した物品毎に明細を作成し、それに対応するように備品シールを網羅的に貼付することが望ましい。

(v) 備品シールの貼付

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	56	25. えひめこどもの城施設整備費	備品シールを貼付することが適当でない備品の現物管理

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
5	—	28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費	とべ動物園における備品シールの貼付もれ

(25. えひめこどもの城施設整備費)

備品の現物実査をサンプルベースで実施した結果、児童が貼付されたシールを剥がし誤飲するリスクがあることから貼付することが適当ではないとの理由で、木製遊具 2 基について備品シールが貼付されていなかった。

品質、形状、用途等により明示することが適当でない備品についても、現物を特定しうる管理方法を検討することが望ましい。例えば、写真を撮影し、その写真を管理台帳として保有することにより、備品についての知識がない者でも定期的な現物の点検が可能となる。

(28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費)

サンプルベースで物品の現物を実査したところ、備品シールが貼付されていないものが 5 件あった。

備品シールの貼付は帳簿上の備品と現物を対応させ、現物の点検を実施するうえで非常に重要な手続であり、愛媛県会計規則第 171 条第 2 項に従い網羅的に実施する必要がある。

(3) 施設管理運営関係

(i) 遊休施設等の管理

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	58	26. えひめこどもの城運営費	「せせらぎ」と「森の広場」の遊休施設
—	59	26. えひめこどもの城運営費	「くわがたのステージ」に設置されている老朽化した遊具
—	68	30. とべ動物園改修費	老朽化施設の早期改修

(26. えひめこどもの城運営費)

えひめこどもの城南側のふれあいの森ゾーン内にある「せせらぎ」と「森の広場」に設置されている老朽化が進み立ち入り禁止になっている遊具施設は、子供たちの「安全・安心」を第一に考えて撤去することが望ましい。

えひめこどもの城北側のイベント広場ゾーン内にある「くわがたのステージ」にある老朽化した遊具は、えひめこどもの城の雰囲気や暗くし、集客にも影響を与える可能性があることや、収益性も低いと、当該遊具設置の必要性、採算性等を検討することが望ましい。

(30. とべ動物園改修費)

とべ動物園開園当初からある類人猿舎は設置から 30 年余りが経過し、改修しながら使用しているが、老朽化が著しく、赤錆だらけで見た目もよくない。費用対効果をしっかり検討することを前提として魅力ある展示のために必要な投資を行うことが望ましい。

(ii) 持続可能な施設の管理・運営

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	60	26. えひめこどもの城運営費	持続可能な施設の管理・運営
—	70	31. とべ動物園管理運営費	とべ動物園利用料金の消費税率等引上げへの対応
—	71	31. とべ動物園管理運営費	持続可能な施設の管理運用を行うための収支差額シミュレーション及び収支改善対策の実施
—	72	31. とべ動物園管理運営費	施設の持続可能な管理・運営
—	73	31. とべ動物園管理運営費	公益財団法人愛媛県動物園協会における多様な資金調達の実施
—	74	31. とべ動物園管理運営費	観光施設としての集客の取組み
—	75	31. とべ動物園管理運営費	効果的な情報発信の取組み

(26. えひめこどもの城運営費)

えひめこどもの城を今後も大型児童館として、利用する子どもたちにいつでも安心・安全に利用できる場所を提供していくためには、遊具施設の利用料金の見直しによる収益拡大と運営経費の適正化を図るとともに、収入の拡大及び運営経費の適正化による余剰金を原資とした遊具施設の修繕・改修・施設設備の更新を行い、集客力を高め、より魅力ある持続可能な施設として運営することが望ましい。

(31. とべ動物園管理運営費)

とべ動物園は公益財団法人(以下「公財」という。)愛媛県動物園協会が指定管理者として運営・管理しているが、当該法人の財政状態の悪化状況が継続しており、今後 10 年以内に当該法人の正味財産は三百万円未満となる可能性がある。正味財産が 2 期連続三百万円未満となった場合、法人を解散しなければならなくなり、持続可能な施設の管理・運営を行えなくなるおそれがある。

持続可能な施設の管理運用を行うために、今後 10 年間の収支差額シミュレーションの実施し、シミュレーション結果による計画的な収支改善対策を講じることが望ましい。

収支改善対策として、①入園者数の増加や利用料金の見直し(消費税率等引上げへの対応含む。)による収益拡大と運営経費のさらなる見直し、②インターネットを活用した個人等から資金を調達するクラウドファンディング等の多様な資金調達の実施、③他のインバウンド事業と連携した海外からの観光客を誘致するためのツアー等の企画、同時通訳の確保や動物園内の多言語表記等、受入れ態勢の充実、④現在、活用していない LINE や Instagram など複数の SNS による情報発信を通じたとべ動物園の魅力の十分な発信などの検討が望ましい。

(4) 負担金関係

(i) 負担金を拠出した協議会等において発生した繰越額の取扱い

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	10	4. 自転車新文化推進事業費	負担金を拠出した協会・協議会において発生した繰越額の取扱い
—	30	16. デジタルマーケティング観光振興事業費	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会の繰越金の取扱い
—	35	18. 台湾観光交流促進事業費	松山空港利用促進協議会の繰越金の取扱い
—	40	19. 韓国観光交流促進事業費	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会の繰越金の取扱い

令和元年度の終盤は新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業が実施できなかったことも一因となり、負担金を拠出している協議会等における令和元年度末における令和2年度への繰越額が下表のとおり多額になっている。

事業終了時における愛媛県の拠出分に係る繰越額について事前に取り決めを行い、最終的に愛媛県に返還されるような仕組みとしておくことが望ましい。

負担金拠出先の協議会等	令和2年度への繰越額(千円)
愛媛県自転車新文化推進協会	9,317
愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会	930
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	一般会計 9,905 特別会計 19,013
松山空港利用促進協議会	77,186
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	62,077

(ii) 負担金の見直し

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	23	12. 四国観光連携事業費	一般社団法人四国ツーリズム創造機構に対する負担金の見直し
—	33	17. せとうち観光推進事業費	一般社団法人せとうち観光推進機構に対する各県の負担金割合の見直し

(12. 四国観光連携事業費)

令和元年度の終盤は新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた事業が実施できなかったことも一因となり、負担金を拠出している(一社)四国ツーリズム創造機構における令和元年度末における令和2年度への繰越額が51,369千円になっている。

愛媛県と同額の支出を行っている他の団体と協議の上、当該法人に、より効率的な事業運営とそれに基づくより精緻な支出予算の策定を求めるとともに、多額の繰越金が生じないように負担金の見直しを求めることが望ましい。

(17. せとうち観光推進事業費)

(一社)せとうち観光推進機構に拠出している瀬戸内7県の負担金合計150,000千円に対する

愛媛県の負担金割合が13%であるにもかかわらず、愛媛県が当該事業の成果指標としている外国人延べ宿泊者数は愛媛県におけるその6年平均の瀬戸内7県合計ベースの6年平均に対する割合が8%であり、この割合(8%)に比して負担金割合(13%)が相対的に高くなっている。

事業の成果指標を外国人観光客の延べ宿泊者数とするのであれば、瀬戸内7県の負担金割合は成果指標の割合で算定し、負担金の支払い額を見直すことが望ましい。

(5) 事業評価関係

(i) 活動指標の見直し

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	16	7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	活動指標(地域の魅力発信マップの配布数)の見直し及び成果物の活用
—	20	10. がんばる南予観光支援事業費	特別枠予算との関連性を考慮した活動指標及び成果指標の設定
—	21	11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	活動指標の見直し・再設定
—	24	13. 観光宣伝・誘客促進事業費	活動指標の計画の見直し
—	39	19. 韓国観光交流促進事業費	活動指標と成果指標の相関関係の検討
—	46	20. 中国観光交流促進事業費	活動指標の見直し
—	49	23. 外国人観光客誘致推進事業費	活動指標の見直し
—	57	26. えひめこどもの城運営費	活動指標の見直し
—	63	27. とべ動物園展示動物等購入費	活動指標の細分化

下表のとおり、各事業の実施状況や活動状況との関連性が直接的でない、関連性が希薄であると思われるものなどを活動指標として採用していた。

各事業の実施状況や活動状況の測定・評価を行うために、活動指標を活動状況等の実態を反映するように、各事業の実施や活動に対しより相関関係が高いものに見直すことが望ましい。また、活動状況等が成果に結びつく必要があることから、成果指標と関連性が高いものであることが望ましい。

事業費	活動指標	問題点
7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費	・各サイクリング推進リーダー校で高校生が作成するマップの配布数	・配布の実態の把握が不透明 ・成果物の利活用状況が不明
10. がんばる南予観光支援事業費	・旅行代理店による旅行商品作成数	・特別枠予算増額及びこれに係る追加事業があったが、活動指標の変更なし

事業費	活動指標	問題点
11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	・平成 30、令和元年度設定なし (活動指標はイベント準備に伴うものであるため、平成 30 年度以降は前年度と比較する実績がないとの理由による。)	・イベント実施年度はその実施について活動指標を設定しなければ実施状況に対して事務評価を行うことができない。
13. 観光宣伝・誘客促進事業費	・パンフレット配布部数 ・エージェント訪問及び観光キャンペーン・観光展の実施回数 ・四国西南マップの配布部数	・印刷委託しているパンフレット予定部数と活動指標たるパンフレット配布部数が著しく乖離しており関連性が希薄
19. 韓国観光交流促進事業費	・インバウンド旅行商品造成事業助成人数 ・アウトバウンド旅行商品造成事業助成人数	・成果指標との関連性が希薄
20. 中国観光交流促進事業費	・中国インバウンド送客数 ・中国特別企画商品(低価値ツアー)送客数	・旅行形態の変化があるが活動指標の変更なし
23. 外国人観光客誘致推進事業費	・商談会、展示会等への参加件数 ・招請ツアーへの参加社数	・多岐にわたる事業活動内容と活動指標の関連が不明確 ・事業内容の変化に応じた活動指標の見直しなし
26. えひめこどもの城運営費	・開園日数 ・児童館交流発表会の実施回数 ・ボランティア研修の実施回数	・成果指標との関連性が希薄 ・活動指標たる事業実施予定回数が少なく、指標としての意義が乏しい。
27. とべ動物園展示動物等購入費	・購入した動物や医療器具の点数	・動物と医療器具と特性の異なる物品の購入点数の単純合計を活動指標としている。

(ii) 成果指標の見直し

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	3	1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	事業成果指標の明確かつ適切な設定
—	11	4. 自転車新文化推進事業費	成果指標の見直し
—	12	5. 四国一周サイクリング推進事業費	成果指標の見直し

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	20	10. がんばる南予観光支援事業費	特別枠予算との関連性を考慮した活動指標及び成果指標の設定
—	22	11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	事業に関連する成果指標の設定
—	27	15. 観光集客力向上支援事業費	事業に関連する成果指標の設定
—	34	17. せとうち観光推進事業費	活動指標及び成果指標の見直し
—	39	19. 韓国観光交流促進事業費	活動指標と成果指標の相関関係の検討
—	45	20. 中国観光交流促進事業費	成果指標の見直し
—	47	21. 外国クルーズ船誘致促進事業費	成果指標の見直し
—	52	25. えひめこどもの城施設整備費	事業成果指標の明確かつ適切な設定①
—	53	25. えひめこどもの城施設整備費	事業成果指標の明確かつ適切な設定②
—	64	27. とべ動物園展示動物等購入費	事業に関連する成果指標の設定
—	67	29. とべ動物園施設整備費	事業に関連する成果指標の設定
—	69	30. とべ動物園改修費	事業に関連する成果指標の設定
—	76	31. とべ動物園管理運営費	成果指標の指定管理者との整合性確保

下表のとおり、各事業の実施目的(最終目標)との関連性が直接的でない、関連性が希薄であると思われるものなどを成果指標として採用していた。

各事業の実施目的(最終目標)に対する達成度を具体的に測定・評価できるものに成果指標を見直すことが望ましい。また、成果指標の達成度により事業評価を行い、事業のスクラップ・アンド・ビルドの意思決定に資するものであることが望ましい。

事業費	成果指標	問題点
1. デジタルマーケティング戦略推進事業費	・庁内各課からの相談件数	・成果の評価に際して、相談内容の質的な面が考慮されていない。
4. 自転車新文化推進事業費	・しまなみ海道レンタサイクル(今治市)利用件数	・事業目的との関連性が希薄
5. 四国一周サイクリング推進事業費	・四国一周サイクリング挑戦者の数	・金額ベースで測定指標がない。
10. がんばる南予観光支援事業費	南予地域の観光客数	特別枠予算増額及びこれに係る追加事業があったが、成果指標の変更なし

事業費	成果指標	問題点
11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費	・東予東部圏域の観光客数 ・チャレンジプログラム数	・事業との関連性が希薄
15. 観光集客力向上支援事業費	・計画に沿って実施できている事業数	・事業との関連性が希薄
17. せとうち観光推進事業費	・瀬戸内7県における外国人延べ宿泊者数	・幅広い事業目的に対して限定的な成果指標の採用
19. 韓国観光交流促進事業費	・松山-ソウル線搭乗率	・活動指標との相関関係が認められない成果指標の採用
20. 中国観光交流促進事業費	・松山空港国際線(上海便)搭乗率	・環境の変化に応じた成果指標の見直しが未実施 ・他の国際線路線に対して低い成果指標の採用
21. 外国クルーズ船誘致促進事業費	・県内港湾への外国クルーズ船寄港数	・事業目的との関連性が希薄
25. えひめこどもの城施設整備費	・来園者数	・事業目的との関連性が間接的
25. えひめこどもの城施設整備費	・ボランティア活動者数	・事業目的との関連性が希薄
27. とべ動物園展示動物等購入費	・とべ動物園の利用者数	・事業との関連性が間接的
29. とべ動物園施設整備費	・とべ動物園の利用者数	・事業との関連性が間接的
30. とべ動物園改修費	・とべ動物園の利用者数	・事業との関連性が間接的
31. とべ動物園管理運営費	・とべ動物園入園者数	・全部連結対象団体である指定管理者の成果指標との不整合

(iii) PDCA サイクルの実施

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	14	6. 戦略的情報発信プロジェクト推進事業費	事業継続の判断と持続可能なプロモーションへの転換
—	31	16. デジタルマーケティング観光振興事業費	成果指標に照らした場合の当事業の経済的合理性
—	37	18. 台湾観光交流促進事業費	インバウンド事業における PDCA サイクルの実施

指摘	意見	指摘事項等記載事業費名	タイトル
—	41	19. 韓国観光交流促進事業費	県内観光施設の無料引換券配布事業に関するPDCAサイクルの実施

(6. 戦略的情報発信プロジェクト推進事業費)

成果指標としている愛媛県の認知度(全国順位)は平成28年度が29位で、平成29年度～令和元年度の3年間はいずれも39位と低迷したままであり、またもう一つの成果指標である令和元年度の首都圏及び関西圏における「まじめえひめ」の認知度も6.7%と、計画値(5%)は上回っているもののかなりの低水準となっている。本事業では平成30年度に73,960千円、令和元年度に97,826千円と多額のお金が投入されているにもかかわらず、愛媛県及び本事業の認知度は極めて低水準で推移している。

このような状況を踏まえ、事業継続可否の検討と、事業継続する場合でもプロモーションをいかに持続可能なものに転換していくかの検討を今後実施していくことが望ましい。

(16. デジタルマーケティング観光振興事業費)

愛媛県の外国人延べ宿泊者数216千人に比して、愛媛県が設置した多言語HPによる宿泊予約行動件数は130件と極めて少なく、1件当たりの宿泊予約行動件数を獲得するのに予算を26千円(計画では33千円)使用することにより、愛媛県の実需創出・経済の活性化にどう繋げていくかを十分に検討しなければ、企画ありきの無駄な投資になりかねない。

成果指標に照らして、当事業予算の経済的合理性を再検討することにより、当事業の必要性又は予算規模を見直すことが望ましい。

(18. 台湾観光交流促進事業費、19. 韓国観光交流促進事業費)

様々なインバウンド対策事業を実施しているが、例えば、配布した、松山市内観光地の入場無料引換券(18. 台湾観光交流促進事業費)や韓国人旅行者限定の県内観光施設入場無料券(19. 韓国観光交流促進事業費)の利用状況についてアンケート調査等を実施しておらず、活動指標のプロセスの検証及び効果測定のための情報並びに成果指標の適正性を検討するための情報が十分に入手されていなかった。

活動指標のプロセスの検証及び効果測定並びに成果指標の適正性の検討を行うため、これらの無料券などの利用状況についてアンケート調査を実施する等して十分な情報を入手し、適切なPDCAサイクルを実施することにより、事業の改善につなげていくことが望ましい。

第4 監査の結果及び意見(個別論点)

1. デジタルマーケティング戦略推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	総合政策課デジタル戦略室
事業の必要性	個人の関心や動向に応じた情報を直接届け、その反応を検証して改善していく「デジタルマーケティング」は、施策効果の最大化や業務効率の向上を目的として導入の動きが本格化している。このため、その導入指針となる基本戦略に基づき、本県の様々なマーケティング施策に戦略的かつ主体的な導入を促進するため、全庁的なデジタルリテラシーの向上を図るとともに、取得データの効果的活用に向けたデジタル基盤を構築する。
事業内容	デジタルマーケティングアドバイザーを設置し、関係施策に対する総合的支援、デジタル相談窓口の支援、各種会議・セミナーなどを通じた職員のデジタルリテラシー向上に努めたほか、愛媛県版データマネジメントプラットフォームの構築を図るため、平成31年に策定したデジタルマーケティング基本戦略を基礎として、全庁で正しい認識や共通の理解の下、得られた成果(データ)を一元管理し、将来にわたって利活用していく上で必要となるガイドラインを策定した。
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1(旅費を除く)が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成30年度から令和2年度までの継続事業である。平成30年度から令和2年度までは愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	-	95,876	13,260	令和元年度から、デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費が別事業として設定されたため、当事業の予算額、決算額は前年から大幅に減少している。
決算額	-	94,974	12,515	同上
(財源)				
国庫支出金	-	47,183	6,257	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	-	47,791	6,258	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	11,979	デジタルマーケティングアドバイザー業務、データマネジメントプラットフォーム構築等業務
旅費	277	
需用費	179	
役務費	80	
合計	12,515	

(出典:総合政策課作成「計画調査費」)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱Intheory	委託料	8,052	・デジタルマーケティングアドバイザーとして総合的支援を実施した。 ・自治体行政及びデジタル業界に精通した同社代表者が前年に引き続きアドバイザーを務めることが適当であることから、1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)としている。
㈱マッキャンエリクソン	委託料	3,927	・愛媛県版データマネジメントプラットフォーム構築やデータの蓄積・解析サポート及びリテラシー向上のための研修を実施した。 ・前年の基本戦略策定業務において愛媛県データマネジメントプラットフォームの在り方を提言し、その実現可能性を探索した同社でなければ確実かつ円滑に実施することは困難であることから、1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)としている。
その他	旅費 需用費 役務費	536	その他事業執行に係る経費
合計		12,515	

(出典:支出決議書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
推進会議・チーム会議の開催数	単位	回	回
	平成29年度	-	-
	平成30年度	4	6
	令和元年度	6	6

(出典:事務事業評価表)

活動指標	区分	計画	実績
職員向けセミナー等の開催数	単位	回	回
	平成 29 年度	-	-
	平成 30 年度	2	2
	令和元年度	6	8

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
庁内各課からの相談件数	単位	件	件	%
	平成 29 年度※1	-	-	-
	平成 30 年度※1	-	-	-
	令和元年度	30	37	123.3%

(出典:事務事業評価表)

※1 平成 30 年度までは、インバウンドに関する事業であったので動画視聴数等を成果指標としていた。令和元年度事業で別事業となった結果(マーケティング・インバウンド・サイクリストに事業が 3 つに分化)、本事業の成果指標としては、相談件数を設定している(平成 30 年度は 9 月補正以降の取組みスタートであり、庁内に対する相談窓口は平成 31 年度からの設置であるため、平成 30 年度は相談件数 KPI はない)。

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終目標について 進化のスピードが速いデジタルマーケティングの分野において、全庁で正しい認識と共通理解を持ち、適切な施策に効果的に導入を促進する。また、マーケティング的思考により消費者ニーズと合致したコンテンツを提供するプロモーションと、データ基盤となる「愛媛県 DMP」の構築により、行政のデジタル化を目指す。 ● 成果動向について 令和元年度は新たに、各部幹事長等を構成員とした推進会議の設置、全庁職員向け勉強会やワークショップの開催、プロモーション戦略室が相談窓口を担う体制を構築するなど、全庁的なリテラシーの向上に努めたほか、計画どおり、デジタルマーケティングの効果的運用に向けた統ルール「愛媛県 DMP」を構築した。
成果動向	成果順調である	
有効性	大きく成果向上する 成果向上 余地	
効率性	効率化の余地： 有	デジタル領域には様々なソリューションが存在し、かつ日々進化を続けるものであることから、最適な手法

区分	評価	評価理由等
	受益者負担：無 (拡大の余地なし)	の選択により業務効率の向上が期待できる。また、取得データの効果的な活用による情報発信の高度化を図り、施策効果の最大化につなげていくことが可能となる。
中四国各県との比較	他県より水準が高い	一部の先進的な自治体では、観光施策等へのデジタルマーケティング導入が始まっているが、デジタル領域の専担組織を設け、組織的にノウハウの共有を図り、最新 IT 技術を効果的に活用していく体制を構築している事例はない。

(出典：事務事業評価表)

(4) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	執行方法の改善	デジタルマーケティング基本戦略に基づき、適切かつ効果的に施策へのデジタルマーケティングの導入を推進するため、アドバイザーと連携した支援体制の構築、推進会議やセミナー等を通じた全庁的なリテラシーの向上を図るとともに、「愛媛県 DMP」に則り、取得データの適切かつ一元的な管理と施策横断での活用による情報発信の高度化につなげ、持続発展的に実需の更なる創出を図る。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典：事務事業評価表)

(5) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額1百万円以上)を実施した。
- ③ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(6) 監査の結果及び意見

- (i) **愛媛県デジタルマーケティングガイドラインのさらなる浸透(意見事項 1)**
(発見事項)

策定した愛媛県デジタルマーケティングガイドラインは全庁に通知されているが、内容が専門的で難解なため、各部署のデジタルマーケティングの実施にあたっては、デジタル戦略室へ申し出ることを周知しているとのことであった。デジタルマーケティングがもたらす効用は高く、投下したコストを上回るベネフィットへの期待は大きい。そのため、デジタルマーケティングを各部署がより主体的、能動的に活用することが望まれるが、現段階では、県職員のデジタルリテラシーに向上の余地があり、策定されたデジタルマーケティングガイドラインの活用が十分であるとは言い難いように思われる。

(問題点)

デジタルマーケティングガイドラインが実質的なガイドラインとして県職員に活用されていない点に問題がある。

(意見事項 1) 愛媛県デジタルマーケティングガイドラインのさらなる浸透

より実質的なガイドラインとなるように各部署への継続的なセミナー等を通じて、その理解と利用を啓蒙することが望ましい。

(ii) デジタルマーケティング協議事例の共有 (意見事項 2)

(発見事項)

デジタルマーケティングは新規領域であるため、デジタル相談窓口到他部署がどのような相談をしているか、その結果、どのようなアクションにつながっているかを知ることは、事業計画の立案に際して有益と思われる。

しかし、現状、県職員のデジタルリテラシーが十分でなく、不要な情報まで周知すると肝心な情報が伝わらないことから、協議事例のうち成功事例についてのみデジタルマーケティング推進会議を通じて全庁に共有を図っている。

(問題点)

デジタル相談窓口における、各部署とのデジタルマーケティングに関する協議内容について、全庁への共有は相談事例の一部にとどまっている点が問題である。

(意見事項 2) デジタルマーケティング協議事例の共有

デジタルマーケティングは多くの県職員にとって未知の領域であることから、成功事例に限らず協議内容の積極的な情報発信が行われることで、より気軽に相談窓口を利用する意識の醸成に資すると思われる。また、十分な事例がないことから、現状では、単発的な事例の共有にとどまるが、今後はデジタルマーケティング協議内容を体系的に整理し、効果的な事例の共有を行うことが望ましい。

(iii) 事業成果指標の明確かつ適切な設定(意見事項 3)

(発見事項)

成果指標として、庁内各課からの相談件数を採用している。

(問題点)

成果の評価に際して、相談内容の質的な面が考慮されていない点が問題である。

愛媛県のようなマーケティング施策に戦略的かつ主体的な導入を促進するため、全庁的なデジタルリテラシーの向上を図るための KPI として、庁内各課からの相談件数のみであると、真に庁内のデジタルリテラシーが向上しており、それが事業(マーケティング施策)に活かされている状況を計ることは難しいのではないかと思われる。

この点、愛媛県によると各部署が実施する事業目的は異なり、その相談内容も幅広いものであるため、相談内容に関する質的な面からの評価は困難であるとのことである。

(意見事項 3) 事業成果指標の明確かつ適切な設定について

PDCA サイクルに基づき事業を効果的・効率的に実施するためには、KPI をより具体的・明確な指標とすることは必須事項である。今後のデジタルリテラシーの向上を図るためには、相談内容の質的評価を定量化し、成果指標へ反映することが望ましい。

(iv) 稟議決裁文書の施行日付の記載不備(意見事項 4)

(発見事項)

愛媛県デジタルマーケティングアドバイザー業務委託料前払請求の承認に関する施行文書の日付が空欄であった。愛媛県によると、施行文書の日付欄は稟議申請時には空欄で提出され、決裁後に施行日付が記入されるが、この記入が漏れていたとのことである。

(問題点)

紙面による稟議決裁文書とは別に、文書管理・電子決裁システム上でも同内容の情報が入力されており、また施行文書のコピーも保存しているため、文書の日付が空欄であることが直接的に業務に支障をきたすわけではない。文書管理・電子決裁システムは適切に運用されており、その点では業務運営の適切性に問題はない。

しかし、文書への日付の未記載自体は重大な問題ではないかもしれないが、このようなある意味、軽微な不備が日常となってしまうと、健全な職務遂行意識が希薄化し、いずれ重大な不備につながり兼ねない点で問題である。

(意見事項 4) 稟議決裁文書の施行日付の記載不備

文書日付の記載漏れについて、些細なこととはとらえずに、重大な問題につながりうるとの意識をもって、より慎重に日々の業務の実施する必要がある。

(v) 事業設計の精緻化(意見事項 5)

(発見事項)

デジタルマーケティング戦略推進事業費として予算化されていた委託料の一部が、決算時点でデジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費に計上されている。

愛媛県によると、予算策定時に 3,927 千円で予算計上されたデータマネジメントプラットフォーム構築等業務の委託料について、事業推進段階で内容の見直しを行った結果、3,663 千円の予算不足が判明したため、デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費の一部を当該契約の財源として執行したとのことである。

各事業への委託料計上は次のとおりである。

事業名	委託先	節	金額(注 1)	委託業務
デジタルマーケティング推進事業費	(株)マッキャンエリクソン	委託料	3,927	愛媛県データマネジメントプラットフォーム構築等業務
デジタルマーケティングインバウンド誘客誘客促進事業費	(株)マッキャンエリクソン	委託料	3,663	愛媛県データマネジメントプラットフォーム構築等業務

(注 1) 委託契約書は同一であり、両事業委託料を合計した 7,590 千円で契約している。

(出典: 支出決議書)

(問題点)

愛媛県によると、議会の議決した予算の目的に従って、予算が最も効率的に執行できるように対応したものであり、地方自治法上問題のある対応ではないとのことである。しかしながら、委託業務の内容は、デジタルマーケティング戦略推進事業費として予算化されたものであり、当該委託料を別事業に計上することは、各事業の費用対効果の正確な検証を困難にしまう点で問題である。

(意見事項 5) 事業設計の精緻化

事業の費用対効果の正確な検証を行うために、精緻な事業設計に基づく精度の高い予算計上が望ましい。

(vi) 旅費請求にかかる添付書類の確認(意見事項 6)

(発見事項)

外部講師の航空券旅費の精算が行われる際に、紛失の理由で旅費精算書に領収書が添付されていなかった。愛媛県の内規に基づき、申立書が作成され精算されている。

(問題点)

航空券旅費の精算の際に、愛媛県の内規に基づき、領収書等の添付が求められている。また、紛失などによりやむを得ず領収書等を添付できない場合は、申立書による精算が定められている。当該申立書により適切に精算されたものの、やむを得ない場合の例外的な処理であり、領収書の添付によることが原則である。

同一人物による同様の処理が、5月、8月、11月の3度の支出決議書に渡って処理されているが、愛媛県は同氏に対して5月の支出決議の時点で、今後は、領収書を漏れなく提出することについて十分に理解してもらう必要があった。証憑がない支出は不正支出のおそれがあるなどの点で問題であり、この点を十分理解してもらう努力がなされていない点も問題である。

(意見事項6) 旅費請求にかかる添付書類の確認

申立書により証憑なく支出するといった例外処理は、あくまでやむを得ない場合に限り認められるべきものであり、原則処理の重要性を再認識するとともに、証憑の添付なく支出することは不正支出のおそれがあり、これを回避するために今後の領収書の提出についてもれなく旅費精算者と事前に十分確認することが望ましい。

2. デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	総合政策課デジタル戦略室
事業の必要性	個人の関心や動向に応じた情報を直接届け、その反応を検証して改善していく「デジタルマーケティング」は、施策効果の最大化や業務効率の向上を目的として導入の動きが本格化している。このため、インバウンド誘客促進を切り口としたデジタルによる認知向上策を実施し、その成果を可視化するなど、より科学的なPDCAサイクルで検証しながら、施策の実効性を高めていく一連の活用モデルを活用する。
事業内容	昨年度の事業実績を踏まえ、動画の拡充(「サイクリング」「お遍路」の改善、「フィッシング」「祭り」の新規制作)やウェブサイトの改良により、視聴数の増加とサイトへの誘導を図るとともに、サイト内での閲覧状況の把握・分析、インターネットアンケート(ブランドリフト調査)による認知度の測定により、成果の把握と、今後の事業展開に活用できるデータの取得に努めた。
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金交付金の採択事業であり、事業経費(旅費を除く)の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成30年度から令和2年度までの継続事業である。平成30年度から令和2年度までは愛顔枠事業に指定されている。なお、平成30年度については、デジタルマーケティング戦略推進事業費として実施されているが、令和元年度よりデジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費が設定された。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	99,127	平成 30 年度は、デジタルマーケティング戦略推進事業費として実施されている。
決算額	-	-	98,996	同上
(財源)				
国庫支出金	-	-	48,582	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	-	-	50,415	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	97,163	デジタルマーケティングインバウンド誘客促進業務
旅費	1,833	
合計	98,996	

(出典:総合政策課作成計画調査費)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱XPJP	委託料	93,500	・インバウンド誘客促進を目的としたデジタルマーケティングモデル事業を実施した。 ・企画提案プロポーザルによる1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)。4者提案書提出
㈱マツキャンエリクソン	委託料	3,663	・愛媛県版データマネジメントプラットフォーム構築やデータの蓄積・解析サポート及びリテラシー向上のための研修を実施した。 ・前年の基本戦略策定業務において愛媛県データマネジメントプラットフォームの在り方を提言し、その実現可能性を探求した同社でなければ確実に円滑に実施することは困難であることから、1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)としている。
その他	旅費	1,883	
合計		99,046	

(出典:支出決議書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
リーチ数	単位	リーチ数(回)	リーチ数(回)
	平成 29 年度	-	-
	平成 30 年度	30,000,000	102,687,947
	令和元年度	80,000,000	146,392,990

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
プロモーション動画の視聴数	単位	視聴数	視聴数	%
	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	5,000,000	20,758,141	415.2
	令和元年度	7,500,000	42,902,387	572.0

(出典:事務事業評価表)

成果指標	年度	計画	実績	達成率
公式観光サイトへの誘導数	単位	誘導数	誘導数	%
	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	100,000	267,927	267.9
	令和元年度	200,000	520,732	260.4

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等	
県関与の必要性	県が実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終目標について ブランドイメージ「Experience Ehime Japan」を確立し、持続的なデジタルプロモーションによる旅行需要の創出を図るとともに、関係機関におけるオフライン施策や、旅中での消費拡大に向けた環境整備との連動など、インバウンド誘客促進における戦略的なマーケティングモデルを確立し、実需の更なる創出を図る。 ● 成果動向について 初年度の成果や課題を踏まえ、動画コンテンツの充実や誘導サイトの改善に努め、ターゲット市場を台湾や欧米に重点化して配信を行った結果、動画視聴数、サイト誘導数とも初年度実績を大幅に更新し、認知拡大と来訪意欲の向上を目的としたプロモーション成果は大きく向上した。 	
有効性	成果動向		成果順調である
	成果向上余地		大きく成果向上する

区分	評価	評価理由等
効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 有 受益者負担:無 (拡大の余地なし)	デジタル領域には様々なソリューションが存在し、かつ日々進化を続けるものであることから、最適な手法の選択により業務効率の向上が期待できる。また、取得データの効果的な活用による情報発信の高度化を図り、施策効果の最大化につなげていくことが可能となる。
中四国各県との比較	他県より水準が高い	一部の先進的な自治体では、観光施策等へのデジタルマーケティング導入が始まっているが、デジタル領域の専担組織を設け、組織的にノウハウの共有を図り、最新 IT 技術を効果的に活用していく体制を構築している事例はない。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	執行方法の 改善	東京オリンピック開催等を契機に、訪日インバウンドの更なる増加が期待される中、2か年の事業成果となる認知と来訪意欲の向上を踏まえ、関係機関や海外 OTA 等と連携した効果的な情報発信による誘客アプローチを展開し、本県への旅行需要の創出と誘客による消費拡大を図る。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額1百万円以上)を実施した。
- ③ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) より効率的・効果的な動画配信方針の検討(意見事項7)

(発見事項)

デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業として、令和元2年1月6日から令和2年1月21日まで7か国・地域(アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、シンガポール、韓国、台湾)を対象に、認知拡大と来訪意欲の向上を目的とした動画配信を行った結果、計画した KPI を大幅に上回る4,290万回の動画視聴数を達成している。

(問題点)

多額の費用を投じた動画の配信期間が16日間と短期間であり、インバウンドにおける重要市場である中国が対象となっていないこと、文化的に異なる7か国・地域への配信時期が同一時期であることは、効率的かつ効果的な事業推進の点から問題がある。

なお、これについては、愛媛県によると動画配信後にブランドリフト調査を行うことを念頭に置いており、調査規定に基づき短期間の集中投下が必要であり、また、視聴ランキングへの掲載や話題性向上に効果が期待できること、中国への動画配信は制約となる事項が多く、現段階では同国への配信は早計であること、世界的にみても年末年始の時期が観光に関する検索数が増加する傾向にあること等を踏まえて動画配信方針を決定したとのことである。

(意見事項7)より効率的・効果的な動画配信方針の検討

多額の費用を投じた動画の配信方針について、今後の事業においては、令和元年度の成果を踏まえ、より一層の効率的かつ有効な動画配信期間、配信時期、配信対象国等の検討が望ましい。

3. デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	総合政策課デジタル戦略室
事業の必要性	「サイクリングパラダイス愛媛」を世界で勝てる確たる地域資源に成長させるため、デジタルマーケティングの手法を活用し、「しまなみ」の知名度を活用した効果的な情報発信による認知拡大を推進する。また、既存ウェブサイトの傘となる魅力的なポータルサイトの構築及び誘導により、来訪意欲度の向上を図ることで、市場反応を各種自転車施策に反映・改善につなげる科学的 PDCA サイクルを確立し、もってサイクリスト誘致を促進する。
事業内容	動画広告配信による本県サイクリングの認知度向上とともに、しまなみ海道を核としたウェブサイトの構築とサイトへの誘導を行い、来訪意欲の向上を図るとともに、今後の事業展開に活用できるデータの取得に努めた。

事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金交付金の採択事業であり、事業経費(旅費を除く)の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	令和元年度から令和2年度までの継続事業である。令和元年度から令和2年度までは愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	78,909	
決算額	-	-	78,823	
(財源)				
国庫支出金	-	-	39,380	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	-	-	39,443	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	78,760	デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進業務
旅費	63	
合計	78,823	

(出典:総合政策課作成計画調査費)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱中国四国博報堂	委託料	78,760	・サイクリスト誘致促進を目的としたデジタルマーケティングモデル事業(ブランドディレクション、サイクリングウェブサイト構築、広告配信及びこれらの効果測定)を実施した。 ・企画提案プロポーザルによる1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)。2者提案書提出。
その他	旅費	63	
合計		78,823	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
リーチ数	単位	リーチ数(回)	リーチ数(回)
	平成29年度	-	-
	平成30年度	-	-
	令和元年度	60,000,000	169,353,222

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
プロモーション動画の視聴数	単位	視聴数	視聴数	%
	平成29年度	-	-	-
	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	2,000,000	14,113,057	705.7

(出典:事務事業評価表)

成果指標	年度	計画	実績	達成率
ポータルサイトへの誘導数	単位	誘導数	誘導数	%
	平成29年度	-	-	-
	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	200,000	575,763	287.9

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等	
県関与の必要性	県が実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終目標について サイクルポータルサイト「Cycling Ehime」を軸としたデジタルマーケティングにより、独自性のあるブランドポジションを確立し、効果的に旅行需要の創出を図るとともに、オフラインを含むサイクリング関連施策との連動など、サイクリスト誘致促進における戦略的なマーケティングモデルを確立し、実需の更なる創出を図る。 ● 成果動向について 計画的なポータルサイトの構築に当たり、初年度は主に国内目線で、サイクリストレベルに応じたモデルルートや関連記事を掲載したほか、関連サイトへの導線設計を行った。また、対象市場へ配信を行った結果、動画視聴数、サイトへの誘導数とも目標を上回る成果を得るとともに、次年度の展開に向けた課題の明確化を図った。 	
有効性	成果動向		成果順調である
	成果向上余地		大きく成果向上する

区分	評価	評価理由等
効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 有 受益者負担:無 (拡大の余地なし)	デジタル領域には様々なソリューションが存在し、かつ日々進化を続けるものであることから、最適な手法の選択により業務効率の向上が期待できる。また、取得データの効果的な活用による情報発信の高度化を図り、施策効果の最大化につなげていくことが可能となる。
中四国各県との比較	他県より水準が高い	一部の先進的な自治体では、観光施策等へのデジタルマーケティング導入が始まっているが、デジタル領域の専担組織を設け、組織的にノウハウの共有を図り、最新 IT 技術を効果的に活用していく体制を構築している事例はない。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	執行方法の 改善	「サイクリングしまなみ」の開催など、しまなみ海道がサイクリストの聖地として注目を集めることが期待される中、初年度成果を踏まえ、サイクルポータルサイト「Cycling Ehime」の充実、有望なターゲットや市場の絞り込み等による効果的な情報発信を通じ、独自性のあるブランドポジションを確立させ、本県への旅行需要を創出する。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額1百万円以上)を実施した。
- ③ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

- (i) より効率的・効果的な動画配信方針の検討(意見事項8)

(発見事項)

デジタルマーケティングサイクリスト誘致促進事業として、令和元年 11 月 22 日から 12 月 19 日に 8 か国・地域(日本、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、シンガポール、韓国、台湾)、令和 2 年 1 月 31 日から 2 月 29 日は 3 か国・地域(日本、アメリカ、台湾)を対象に、認知拡大と来訪意欲の向上を目的とした戦略的なデジタルプロモーションを実施した結果、計画した KPI を大幅に上回る 1,411 万回の動画視聴数を達成している。

(問題点)

多額の費用を投じた動画の配信地域についてインバウンドにおける重要市場である中国が対象となっていないこと、文化的に異なる国・地域への配信時期が同一時期であることについては検討の余地を感じる。

愛媛県によるとブランドリフト調査を行うことを念頭に置いており、調査規定に基づき、とりわけ有望な国・地域を明らかにした上で短期間の集中投下が必要であったこと、中国への動画配信は制約となる事項が多く、現段階では同国への配信は早計であること等を踏まえて動画配信方針を決定したとのことである。

(意見事項 8)より効率的・効果的な動画配信方針の検討

多額の費用を投じた動画の配信方針について、今後の事業においては、本年度の成果を踏まえ、より一層の効率的かつ有効な動画配信時期、配信対象国等の検討が望ましい。

4. 自転車新文化推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	自転車新文化推進課
事業の必要性	サイクリングパラダイス愛媛の実現に向けて、自転車利用の裾野の拡大に努めるなど、県民の健康と生きがいと友情づくりに資する「自転車新文化」を総合的・戦略的に推進、交流人口を拡大させ地域の活性化を図るために必要となる事業である。
事業内容	<県事業> ● 自転車新文化推進体制の構築 自転車施策を総合的・戦略的に展開していくため、総合アドバイザー及びスーパーバイザーを設置し、提言・助言を受けるとともに、庁内連携組織である「自転車新文化連絡調整会議」を活用し連絡・調整を図る。 また、名実ともに「オール愛媛」体制で自転車新文化を推進するための官民連携組織「愛媛県自転車新文化推進協会」の運営を

行う。

<愛媛県自転車新文化推進協会事業>

● 自転車新文化の普及(負担金 36,056 千円)

女性、ファミリー層の自転車利用の裾野の拡大など、自転車新文化の普及を図る。

➤ 愛媛サイクリングの日関連事業の実施

「愛媛サイクリングの日」に各市町で開催されるサイクリング関連イベントの連携、広報、誘客促進等を行う。

➤ 女性サイクリングユニットを活用した自転車利用者の裾野の拡大

女性層への普及・拡大を図るための女性サイクリングユニット「ノッてる！ガールズ EHIME」メンバーがサイクリング大会への参加やメディア出演などにより、積極的な情報発信を行う。

➤ 女性向けサイクリングイベントの開催

初心者等の女性をターゲットに、趣味とサイクリングをコラボしたイベントや乗り方講習後にサイクリングをするイベントを実施する。

・開催回数:4回

・参加者数(応募者数):63名(179名)

・場 所:今治市、松山市、砥部町、宇和島市

➤ 自転車魅力情報発信誌の制作・配布

・制作時期:9月及び3月

・制作部数:各4万部

・配布場所:県内スポーツ施設、自転車店、カフェ、公共施設等

➤ 自転車新文化情報発信サイトの運営

・サイト名:「ノッてる！えひめ」

・公開時期:平成28年10月～

➤ 子ども向け自転車教室の開催

・開催回数:6回

・内 容:子どものころから自転車の操作技術や正しい交通安全・マナーなどの知識の向上を図ることで、「自転車に乗ることが楽しい」という感情を喚起させるとともに、シェア・ザ・ロードの精神の啓発等を図る。

	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数(申込者数):104名(182名) ➤ ラジオによる情報発信 <p>自転車のある生活の魅力を伝えるため、各種自転車施策の紹介やイベントの情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送局:FM 愛媛 ・番組名:Ride On a Bicycle ・放送日時:毎週土曜日 8:45- 8:55 ・放送期間:平成31年4月20日～令和2年3月28日 ➤ テレビ番組による広報活動 <p>自転車に普段あまり関心のない層に対して、「自転車新文化」の認知度向上を図るため、事業の周知、各種イベント等の告知、地域における自転車関係の県民活動の紹介や、番組内で視聴者へのプレゼント企画等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送局:南海放送 ・放送回数:11回 ・プレゼント企画応募数:2,032件 ➤ えひめサイクリスト交流会の開催 <p>県内のサイクリストを対象に、基調講演や事例発表を通して、自転車マナーの意識を高めるとともに、自転車新文化の担い手となるサイクリスト同士の交流を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時:令和2年1月26日(日)16:00-20:00 ・場所:伊予鉄会館5階クリスタルホール・ブリリアントルーム ・参加者:130名 ● サイクリングプロモーションの実施(負担金 21,849千円) <p>愛媛マルゴト自転車道の知名度向上やサイクリングを核とする誘客促進に向けたプロモーション活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公共交通機関と連携したサイクリングプロモーション・環境整備 <p>本県の瀬戸内圏域のゲートウェイとしての機能強化、利便性向上を図るとともに、国内外の認知度向上を目的に、公共交通機関等とタイアップし、受入環境の整備・充実、情報発信を行った。</p> <p>【タイアップ事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(株)伊予鉄グループ <p>バス専用サイクルラックの導入及び四国一周サイクリング分割バスツアーの催行</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・宇和島運輸(株) 九州からのサイクリスト誘客促進に向けたコンテンツ製作及び誘客促進策として自転車輸送料半額キャンペーンの実施 ・全日本空輸(株) ANA 関連ホームページ等へのしまなみ海道サイクリング情報の掲載及び県外女性向けサイクリングツアーの催行 ※ツアーについては、新型コロナの影響により中止 ・ジェットスターJAL(株) アジア圏向けの機内誌へのしまなみ海道サイクリング情報の掲載 ➤ キャッチコピー及び宣伝素材の作成 県内の食・温泉とサイクリングを組み合わせた統一的なコンセプトのもと、サイクリング映像やポスター等を作成・配布し、サイクリング情報を発信。 ➤ 情報発信ホームページの構築 県内の温泉施設やサイクリングコース、本県への移手段を紹介するホームページを運営し、情報を発信する。 ・サイト名:「ゆっくる」 ※公開時期:平成 28 年 10 月～ ➤ 自転車関連メディアの県内取材誘致 自転車関連メディアによる情報発信を行った。 ・雑誌名:サイクリスト ・内容:八幡浜市で開催したサイクリングイベントの紹介 ➤ キャンペーンイベントの実施 柑橘を題材としたサイクリングスタンプラリーイベントを実施し、誘客促進を図った。 ・題名:えひめオレンジサイクリング ・開催日:令和元年 10 月 12 日(土)～11 月 24 日(日)、令和 2 年 2 月 22 日(土)～ 3 月 29 日(日) ・参加者:延べ 1,314 名 ● サイクリングコースマップの作成(負相金 4,065 千円) 県内各地に設定している 28 のサイクリングコースのうち、特にサイクリストからの需要が高い「しまなみ海道サイクリングロード」のコースのデータを更新するとともに、マップに付帯するしまなみ海道エリアの現状把握調査を実施した。
--	--

	<p><愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会事業> (負担金 2,635 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サイクリングガイドの養成 近年増加しているサイクリング観光客をサポートするサイクリングガイドのアシスタント等の中間人材の養成、かつ本県の地域特性を把握した人材の養成を通して、サイクリスト受け入れ環境の向上を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数:延べ 9 回 ・内容:交通法規、サイクリングツアーのアテンドに係る講義・実習、サイクリングガイドクラス認定の実施 ・参加者数:延べ 47 名 ● サイクリングガイドファムツアーの実施 各種ツアーを取り扱う旅行会社を招聘したサイクリングガイドファムツアーを開催し、ガイドの役割や必要性等を理解してもらうことにより、今後のサイクリングガイドを活用したツアー造成の促進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容:E - B I K E でしまなみ海道サイクリング ・参加者:首都圏旅行会社 2 社(東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行)、県内旅行会社 4 社(株)ユニークツアー、(株)ソラヤマいしづち、(株)わか、(株)伊予鉄トラベル ・実施日及び場所:令和元年 10 月 24 日(木)、しまなみエリア ● サイクリングガイドツアー補助金の実施 愛媛県で活動しているサイクリングガイドを活用したサイクリングツアーを実施する旅行会社に対し、実施に要する経費の一部を補助し、サイクリングガイド活用を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象者:旅行会社等 ・実績:0 件
事業の形態	<p>当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費(職員の旅費等を除く)の 2 分の 1 が当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。</p>
事業実施期間	<p>平成 26 年度からの継続事業である。平成 28 年度から令和元年度までは愛顔粋事業に指定されている。</p>

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	86,587	81,848	75,865	
決算額	83,649	80,808	74,668	
(財源)				
国庫支出金	40,188	38,509	33,979	対象経費の 2 分の 1
一般財源	43,461	42,300	40,689	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	72	他課移用額
旅費	1,801	事業執行に係る経費(他課移用額及び地方局令達額(重点戦略エリア)を含む。)
需用費	1,051	同上
役務費	449	同上
委託料	6,473	自転車新文化推進事業総合アドバイザー・スーパーアドバイザー設置経費
使用料及び賃借料	218	事業執行に係る経費(他課移用額及び地方局令達額(重点戦略エリア)を含む。)
負担金、補助金及び交付金	64,605	愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会及び愛媛県自転車新文化推進協会への負担金
合計	74,668	

(出典:定期監査資料)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容 (詳細は前述「(1)事業の概要」参照)
愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会	負担金	2,635	サイクリングガイドの養成、サイクリングガイドファムツアーの実施、サイクリングガイドツアー補助金の実施
愛媛県自転車新文化推進協会	負担金	21,849	公共交通機関とのタイアップによるサイクリングプロモーション・環境整備、情報発信サイトの構築、メディアによる情報発信、イベント開催などの情報発信等の実施
愛媛県自転車新文化推進協会	負担金	36,056	女性、ファミリー層の自転車利用の裾野の拡大など、自転車新文化の普及を図るためのイベント開催、広報活動、情報誌の制作・配布、情報発信サイトの運営などの自転車新文化の普及活動の実施
愛媛県自転車新文化推進協会	負担金	4,065	「しまなみ海道サイクリングロード」のコースデータの更新と現状把握調査(コースマップの作成)
㈱エスピーエーディ	委託料	3,308	自転車新文化推進事業の総合アドバイザーの委託

支出先等	節	金額	実績内容 (詳細は前述「(1)事業の概要」参照)
(株)コイデル	委託料	3,165	自転車新文化推進事業のスーパーバイザーの委託
その他	旅費 需用費 役務費 使用料及び 賃借料	2,291	その他事業執行に係る経費(課)
その他	報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び 賃借料	1,300	その他事業執行に係る経費(他課移用額及び地方局令達額)
合計		74,668	

(出典:定期監査資料)

(iv) 負担金として拠出している協会・協議会の収支決算書

<愛媛県自転車新文化推進協会>

1. 収入の部

(単位:千円)

勘定科目	予算額	決算額	差異	摘要
負担金	108,575	108,575	—	愛媛県 106,575 千円 市長会 1,100 千円 町村会 900 千円
会費等	8,660	8,554	▲106	1口5万円(企業会員) 1口2千円(賛助会員)
預金利子	1	1	▲0	
雑入(繰入金除く)	—	—	—	
小計	117,236	117,130	▲106	
繰越金	5,556	5,556	▲0	
合計	122,792	122,685	▲107	

※1 愛媛県からの負担金106,575千円の事業費別の内訳は、自転車新文化推進事業費 61,970千円、四国一周サイクリング事業費 39,489千円及びE-BIKEえひめ普及事業費5,116千円である。

2. 支出の部

(単位:千円)

勘定科目	予算額	決算額	差異	摘要
事業費	116,395	109,347	7,048	
愛媛県負担金事業費	109,575	102,527	7,048	
自転車新文化普及事業	33,056	32,283	773	新型コロナウイルスによるイベント減
愛媛サイクリングの日推進事業	3,000	3,000	—	
サイクリング情報発信・誘客促進事業	21,849	20,507	1,342	委託料の減
愛媛マルゴト自転車道マップ作成事業	4,065	2,186	1,879	委託料の減

勘定科目		予算額	決算額	差異	摘要
	四国一周サイクリング推進事業	39,489	36,438	3,051	新型コロナウイルスによるイベント減
	E-BIKE えひめ普及事業	8,116	8,113	3	
	会費事業費	6,820	6,820	—	市長会、町村会負担金含む
	愛媛サイクリングの日推進事業	6,820	6,820	—	
協会運営費		4,226	4,022	204	
予備費		2,171	—	2,171	
合計		122,792	113,368	9,424	

3. 差引き残額(令和2年度繰越額)

(単位:千円)

【収入】122,685－【支出】113,368＝9,317

(出典:愛媛県自転車新文化推進協会 令和元年度収支決算)

上記支出額を支払先別に分けると次のとおりである。

(単位:千円)

事項名	支出先	節	勘定科目	事業名	金額	
自転車新文化推進事業費	セーラー広告(株)	委託料	自転車新文化普及事業	自転車新文化普及事業	21,008	
			愛媛サイクリングの日推進事業(県負担事業費)	愛媛サイクリングの日推進事業(県負担事業費)	3,000	
			愛媛サイクリングの日推進事業(県負担事業費)	愛媛サイクリングの日推進事業(会費事業費)	6,820	
	計					30,828
	Kai Works(株)	委託料	自転車新文化普及事業	子ども向け自転車教室等開催事業委託料	6,937	
	南海放送(株)	委託料		テレビ番組による自転車新文化情報発信事業委託料	4,006	
	全日本空輸(株)	委託料	サイクリング情報発信・誘客促進事業	公共交通機関と連携したサイクリングプロモーション及び環境整備事業	2,998	
	(株)伊予鉄トラベル	委託料			2,970	
	宇和島運輸(株)	委託料			1,334	
	ジェットスター・ジャパン(株)	委託料			800	
パシフィックコンサルタンツ(株)	委託料	愛媛マルゴト自転車道マップ作成事業	愛媛マルゴト自転車道サイクリングコースマップ作成事業委託料	2,186		
(株) BBDO J WEST	委託料	サイクリング情報発信・誘客促進事業	情報発信・誘客促進事業委託料	12,023		
その他	その他	自転車新文化普及事業	その他事業執行に係る経費	332		
		サイクリング情報発信・誘客促進事業		382		
四国一周サイクリング推進事業費	(株)中国四国博報堂愛媛支社	委託料	四国一周サイクリング推進事業	四国一周サイクリング推進事業費委託料	36,397	
	その他	その他		その他事業執行に係る経費	41	

事項名	支出先	節	勘定科目	事業名	金額
E-BIKE えひめ普 及事業	省略				8,113
事業費合計					109,347

<愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会>

1. 収入

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	備考
負担金	5,163	5,163	愛媛県 2,635 千円 今治市 1,860 千円 上島町 468 千円 松野町 200 千円
預金利子	1	0	
繰越金	376	376	平成 30 年度繰越
収入合計	5,540	5,539	

2. 支出

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	備考
総務費	106	2	協議会の運営
事業費	5,057	4,607	・サイクリングガイド講習会 ・ファムツアー実施 ・ツアー補助事業
予備費	377	—	
支出合計	5,540	4,609	収支差額 930 千円

※残金の 930 千円は、令和 2 年度予算へ繰り越すこととする。

(愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会 令和元年度収支決算書)

上記支出額(事業費)の主な内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

節	支出先	金額
委託料	(一社)日本サイクリングガイド協会	4,557
その他		50
	計	4,607

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
サイクリングガイド養成講習会の開催回数	単位	回	回
	平成 29 年度	10	7
	平成 30 年度	10	5
	令和元年度	8	9
体験イベント等の開催回数	単位	回	回
	平成 29 年度	9	9
	平成 30 年度	11	11
	令和元年度	11	11

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
しまなみ海道レンタサイクル(今治市) 利用件数	単位	利用件数	利用件数	%
	平成 29 年度	50,000	66,372	132.7
	平成 30 年度	50,000	58,304	116.6
	令和元年度	65,000	64,164	98.7

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	<p>県内全域で誰もが気軽にサイクリングを楽しむことができる環境の整備を推進するとともに、自転車の安全利用に係るシェア・ザ・ロードの精神の定着等にも取り組み、安全で快適な「サイクリングパラダイスえひめ」の実現を目指すとともに、県内の優れたサイクリング資源を活用したプロモーション活動の強化や広域連携による国内外からのサイクリストの誘客促進を図るためにも、県が主体的に実施すべき事業である。</p> <p>なお、令和元年 11 月にしまなみ海道が国のナショナルサイクルルートに指定されたことを契機に、同エリアの更なる魅力向上によるレンタサイクル利用台数を伸ばしていきたいと考える。</p>
成果動向	成果順調である	
有効性	一定の成果向上 余地あり	
効率性	効率化の余地： 有 受益者負担：有 (拡大の余地あり)	<p>官民連携組織「愛媛県自転車新文化推進協会」の設立をはじめ、企業等からの寄附を原資とし、自転車新文化の普及及び拡大並びに国際サイクリング大会に要する経費の財源に充てるための「愛媛県自転車新文化推進基金」を設置し、名実ともに「オール愛媛」体制で自転車新文化を推進している。</p> <p>今後は、より効果的・効率的な事業展開に向け、PDCAに基づくスクラップアンドビルドを徹底するとともに、体験イベント等については、参加料徴収(値上げ)等の受益者負担の拡大を視野に入れて取り組む。</p>
中四国各県との比較	他県より水準が高い	<p>これまで、国際サイクリング大会の開催、自転車安全利用促進条例の制定、市町と連携した愛媛マルゴト自転車道構想の推進、しまなみ海道自転車道の無料化、サイクルオアシスの整備、サイクルトレインの運行など、他県に先行してサイクリング環境の整備に取り組</p>

区分	評価	評価理由等
		んでいる。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	縮小	引き続き、関係市町や団体等と連携し、「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に向け、快適で質の高いサイクリング環境の整備や情報発信等に取り組むこととするが、予算編成にあたっては、これまでの取組みに対する検証を行い、事業の効率化に向けた整理・統合を実施している。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 負担金の拠出先である協会等(愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会)の状況の確認のため、ヒアリング及び各協会の実績報告書等を閲覧した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) サイクリングガイドツアー補助金の対象ツアーの造成(意見事項9)

(発見事項)

愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会の事業として、

- ① 各種ツアーを取り扱う旅行会社を招聘したサイクリングガイドファミツアー(下見招待旅行)を開催し、ガイドの役割や必要性等を理解してもらい今後のサイクリングガイドを活用したツアーの造成促進を図る。
- ② 同時に、サイクリングガイドを活用するツアーを企画する旅行会社に対しては、実施に要する経費の一部を補助する。

ことを予定していたが、実際には②の補助金が適用されるサイクリングツアーは企画されることなく、補助金の適用もなかった。この理由について県では、補助金支給対象となるツアーの要件(事業

主体である愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会の会員市町(今治市、上島町、松野町)を通過するツアーであることといった要件)が厳しすぎたのではないかと推察している。

(問題点)

サイクリングガイドファミツアー(下見招待旅行)の開催及びサイクリングガイド付きツアー補助事業は、最終的には旅行会社にサイクリングガイド付きツアーを積極的に造成してもらうことで県外旅行客を呼び込み、同時に県が養成したサイクリングガイドの活躍の場を広げる、という効果を期待した施策である。施策としては、県がこれまで行ってきたサイクリングパラダイスというブランド構築やサイクリングガイドの養成といった施策を更に飛躍させるための重要かつ意義のあるものであるといえる。

にもかかわらず、令和元年度において補助金を採用したツアーが1件も造成されず、補助金が有効に活用されていないことは、結果論ではあるが、サイクリングガイドファミツアーにかかったコスト(1,426千円)が現時点では有効に活用されなかったといえる。

ツアーは旅行者のニーズがあって初めて造成され集客が見込めるものであり、ツアーに集客力があって初めてサイクリングガイドも有意義に活用されるものである。令和元年度の本事業が愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会の事業として実施されている点は、「サイクリングガイドの有効活用」ありきでのツアー造成促進という視点が見て取れ、またその構成員である市町を經由するツアーに補助金対象を限定していた点も、決して旅行者のニーズを詳細に分析した結果とはいいい難く、これらの点に問題があったと思われる。

なお県ではこうした令和元年度の反省をふまえ、令和2年度は事業者側がより活用しやすいスキームに見直したうえで、愛媛県自転車新文化推進協会の事業として実施する予定であるとのことである。

(意見事項9)サイクリングガイドツアー補助金の対象ツアーの造成

サイクリングガイド付きツアーの造成促進のための補助金が全く使われておらず、その前段階として行ったサイクリングガイドファミツアー(旅行会社を招待して行った下見旅行)のコスト(1,426千円)が有効に活用されていない状況にある。実施主体である愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会が企図した補助金対象となるツアーの要件自体が、旅行者のニーズを詳細に分析した結果のものとはいいい難く、より顧客視点を重視し、市場のニーズに沿ったツアー造成に対して補助金が出せるよう、補助金要件の再検討が望まれる。

(ii) 負担金を拠出した協会・協議会において発生した繰越額の取扱い(意見事項10)

(発見事項)

愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会に拠出した負担金は各協会・協議会(以下ここでは「協会等」という。)でこれを原資に各事業が行われ、結果として使用されなかった額が繰越金として翌期に繰り越されている(令和元年度末で愛媛県自転車新文

化推進協会の次期繰越額 9,317 千円、愛媛県サイクリングガイド養成推進協議会の次期繰越額 930 千円)。特に、令和元年度の終盤は新型コロナウイルスの影響により予定していた事業が一部実施できなかったため、繰越金が多くなったとのことである。

これらの繰越額は、(運営費・総務費といった協会等の共通経費について拠出者別の按分方法が明確になっていないこと等から)、県・市長会・企業等の拠出者別に把握されておらず、最終的な処分・取扱方法(各拠出者に返還する、等)も明確になっていない。

(問題点)

協会等は県以外にも企業や市長会及び市町が会員となっている。協会等の参加者別の繰越金額の計算方法が明確になっておらず、繰越金の最終的な処分・取扱方法が定まっていなと、県の予算に基づいて拠出された負担金が繰越金として仮に協会等に留保されることになった場合、その支出目的のための最小コストの支出であるとは認め難くなる点が問題である。

(意見事項 10) 負担金を拠出した協会・協議会において発生した繰越額の取扱い

負担金支出先である協会・協議会の繰越額については、県の拠出分に係る繰越額とその他参加企業会員等の拠出分に係る繰越額を明確に分けて把握し、県の拠出分に係る繰越額が当年度いくらあるかを踏まえて次年度予算における負担金の額を決定する等、なるべく繰越額が残らないように配慮することが望ましい。

併せて、こうした繰越額の最終的な取り扱いについては市長会及び参加企業会員等と事前に調整し、県の拠出分に係る繰越額については最終的には県に返還されるような仕組みとしておくことが望ましい。

(iii) 成果指標の見直し(意見事項 11)

(発見事項)

自転車新文化推進事業は、県の提唱する「自転車新文化」の普及・拡大を通じて地域活性化・自転車利用の裾野の拡大を図り、県民の健康と生きがいと友情づくりを支援することを目的としている。一方で、当事業の最終的な成果指標は、今治市が把握するしまなみ海道レンタサイクルの利用件数となっている。

(問題点)

当該事業の目的に照らすと、県民がどれだけサイクリング(自転車)をライフスタイルに取り入れたか、ということを示す指数が成果指標には適切であると考えられる。この点、しまなみ海道のレンタサイクル利用件数には当然県外からの観光客の利用数も含まれており、必ずしも県民の状況だけを示したもとはいえない。また、しまなみ海道は県を代表するサイクリングコースであり、県民がレジャーとしてここで自転車をレンタル利用するケースも少なくはないと思われるが、ここ 1 か所でのレンタル件数が県民への自転車新文化浸透度を測る指標となりえるか、言い換えれば現状の

種々の施策(事業費 74,668 千円のうちのかなりの額が広告代理店、公共交通機関等を通じたプロモーションや情報発信のための委託料である。)の結果がすべて限定された地域における自転車レンタル数というレジャーとしての自転車利用数とつながるものか、という点では疑問が残る。

(意見事項 11) 成果指標の見直し

自転車新文化推進事業は、県の提唱する「自転車新文化」の普及・拡大を通じて県民の健康と生きがいと友情づくりを支援することを目的としており、現状の限定的な地域におけるレンタサイクルの利用件数を成果指標とすること以外に、自転車のライフスタイルへの浸透という点では、県民の 1 世帯当たりの自転車保有率や通勤・通学者がどの程度自転車を利用しているかという割合、ブルーライン等のある道路や主要なスポットでの自転車の通行量等、事業目的とより関連性の高い成果指標を検討し見直すことが望ましい。

県民への自転車新文化の浸透という本事業の目的は、自転車を通じて県民 1 人 1 人を元気にし、それが地域全体の活性化につながるという、ウィズコロナの時代にあっても非常に価値ある有意義な事業と考えられる。一方で、目的が抽象的であるために具体的な施策が難しい取り組みともいえるからこそ、成果指標を十分に吟味検討し、そこに向かって種々の施策を構築し取り組めるようなものとするべきである。

5. 四国一周サイクリング推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	自転車新文化推進課
事業の必要性	世界に誇れるサイクリングアイランド四国の実現に向けて、サイクリング先進県である本県が、四国一周サイクリングに関する情報発信力を強化するとともに、愛媛を同ルートの発着点として定着させるために必要となる事業である。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 県事業 四国一周をPRするため、キャラバン活動を実施した。 ● 愛媛県自転車新文化推進協会事業(負担金 39,489,000 円) 協会(事務局:自転車新文化推進課)へ負担金を拠出し、各事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 四国一周チャレンジ 1000km プロジェクト 四国一周チャレンジに登録したサイクリストへ公式ジャージ及びチャレンジパスのチャレンジキットを送付するとともに、完走者には、完走証と完走記念品(メダル兼ベルトのバックル)を交付するなど、サイクリストの達成感を高め、四国一周サイクリングの認知度向上を図った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時期:平成 29 年 11 月 ・登録者数:2,492 名(うち完走者:806 名) ※令和 2 年 5 月末現在 <p>② 若者応援プロジェクト四国一周サイクリングチャレンジ</p> <p>大人になる第一歩として、四国一周サイクリングを恒例行事化させることを目的に、大学生等の若者を募集し、四国一周にチャレンジしてもらい、実際に体感した「出会い」、「食」、「景観」等の四国の魅力について、SNS 等を通じて情報発信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期:令和元年 8 月 10 日(土)～9 月 25 日(水) ・参加チーム:9 チーム、計 30 名 <p>(全国 22 チームの応募から選考)</p> <p>愛媛大学、高知工科大学、立教大学、東京大学、立命館大学、同志社大学、九州工業大学、近畿大学、京都工芸繊維大学大学院</p> <p>③ 四国一周サイクリング「おもてなしサポーター」の登録</p> <p>四国一周サイクリングに挑戦するサイクリストに対し、「おもてなし」を提供できる宿泊・観光施設や飲食店等を認定する「おもてなしサポーター」制度を創設し、受入環境の整備を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始時期:平成 30 年 10 月 ・認定数:111 施設(令和 2 年 5 月末現在) <p>④ ポータルサイト・SNS 等による情報発信</p> <p>四国一周チャレンジ 1000 km プロジェクト等のプラットフォームとなるホームページを作成し、周知、申込受付等を行ったほか、サイトの多言語化による、国内外への四国一周サイクリングの魅力や各種情報(ルートやグルメ、お立ち寄りスポット)を掲載するとともに、インスタグラム、ツイッター、フェイスブックの 3 つの SNS を活用して情報の拡散を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始時期:平成 29 年 11 月 ・対応言語:日本語、英語、繁体字、韓国語 ・利用状況:延 100,986 ユーザー、388,252 ページビュー <p>(※令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サイクリングアイランド四国推進協議会事業(負担金 1,000,000 円)
--	---

	<p>四国 4 県及び四国ツーリズム創造機構がサイクリングアイランド四国推進協議会に負担金を拠出し、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて、国内外から四国へサイクリストを誘致、四国一周サイクリングの認知度向上と地域の活性化を図るために各事業を実施した。</p> <p>① 四国一周サイクリング推進事業(四国一周プロモーション素材の制作)</p> <p>「四国一周チャレンジ 1000km プロジェクト」及びおもてなしサポーター制度」の共通経費部分について、各県等の応分負担による連携強化を図りながら四国一周サイクリストの誘客を図った。</p> <p>(作成物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ チャレンジ 1000km プロジェクト 完走証、記念メダル各 250 個、チャレンジパス、ポスター各 1,000 枚、チラシ 10,000 枚 ➤ おもてなしサポーター制度 周知チラシ 2,000 枚、登録店舗用資材セット(認定証、ステッカー等)120 セット <p>② 4 県連携サイクリングイベントキャンペーン(4 県連携事業費活用)</p> <p>四国内のサイクリングでの周遊・誘客を促すため、四国内で開催されるサイクリングイベントを巡る 4 県連携によるスタンプラリーサイクリングキャンペーンを実施した。</p> <p>ア 応募期間:令和元年 5 月 12 日(日)~令和 2 年 1 月 20 日(月)</p> <p>イ 指定イベント数:14 (徳島 3、香川 2、高知 4、愛媛 5)</p> <p>ウ 応募者数:99 名</p>
事業の形態	<p>当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費(職員の旅費等を除く)の 2 分の 1 が当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。</p>
事業実施期間	<p>平成 28 年度からの継続事業である。平成 28 年度から令和元年度までは愛顔粋事業に指定されている。</p>

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	42,730	42,663	42,065	
決算額	40,125	41,300	41,807	
(財源)				
国庫支出金	19,717	19,978	18,933	対象経費の 2 分の 1
一般財源	20,407	21,323	22,874	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	174	
需用費	400	
使用料及び賃借料	744	
負担金	40,489	愛媛県自転車新文化推進協会及びサイクリングアイランド四国推進協議会への負担金
合計	41,807	

(出典:定期監査資料)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
愛媛県自転車新文化推進協会	負担金	39,489	四国一周チャレンジ1000kmプロジェクト、若者応援プロジェクト四国一周サイクリングチャレンジ、四国一周サイクリング「おもてなしサポーター」の登録、ポータルサイト・SNS等による情報発信等の実施
サイクリングアイランド四国推進協議会	負担金	1,000	四国一周プロモーション素材(チャレンジ1000kmプロジェクトの完走証、記念メダル、チャレンジパス、ポスター、チラシ及びおもてなしサポーター制度のチラシ、登録店舗用認定証・ステッカー等)の制作、4県連携スタンプラリーサイクリングキャンペーンの実施
その他	旅費 需用費 使用料及び 賃借料	1,318	その他事業執行に係る経費
合計		41,807	

(出典:定期監査資料)

(iv) 負担金として拠出している協会・協議会等の収支決算書

<愛媛県自転車新文化推進協会>

4. 自転車新文化推進事業費に記載している。

<サイクリングアイランド四国推進協議会>

(協議会自主事業)

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	目	節	予算額①	決算額②	差引 ①-②	備考
負担金	負担金	負担金		5,700	5,700	—	うち、愛媛県 1,000 千円
諸収入	預金利子	預金利子		—	0	▲0	
	雑入	雑入		—	—	—	
繰越金	繰越金	繰越金		—	—	—	
合計				5,700	5,700	▲0	

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	目	節	予算額①	決算額②	差引 ①-②	備考
協議会 費	協議会費	協議会費	報償費	—	—	—	
			旅費	—	—	—	
			需用費	—	—	—	
			役務費	—	—	—	
			委託料	5,689	5,085	604	
			使用料及 び賃借料	—	—	—	
		管理費	旅費	—	—	—	
			需用費	—	—	—	
			役務費	1	—	1	振込料
			使用料及 び賃借料	—	—	—	
			備品購入費	—	—	—	
			公課費	10	10	—	
合計			5,700	5,095	605		

繰越額:605 千円

(出典:令和元年度サイクリングアイランド四国推進協議会)

上記歳出額のうち委託料(5,085 千円)の主な内訳は次のとおりである。

(単位:千円)

節	支出先	金額
委託料	㈱中国四国博報堂愛媛支社	5,085
計		5,085

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
四国一周サイクリング情報発信ホームページの閲覧者数(延ページビュー数)	単位	件	件
	平成 29 年度	30,000	111,025

活動指標	区分	計画	実績
	平成 30 年度	150,000	306,705
	令和元年度	300,000	388,252

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
四国一周サイクリング挑戦者の数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	150	500	333.3
	平成 30 年度	1,500	1,504	100.3
	令和元年度	3,500	2,451	70.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	サイクリング先進県として全国に向けて四国一周サイクリングの情報を強力に発信し、本県を四国一周サイクリングのスタート・ゴール地点として定着させることで、経済的効果(宿泊、飲食、レンタサイクル、手荷物搬送、公共交通機関の利用等)の享受・拡大が期待できる。同時に四国を訪れるサイクリストが増加することで、各県の自転車施策への取組みに対する気運醸成が図られ、サイクリングアイランド四国に向けた受入環境の整備を進めることができる。
有効性	成果動向	<p>なお、平成 29 年度に設立したサイクリングアイランド四国推進協議会は、現在四国各県、四国ツーリズム創造機構、四国地方整備局、四国運輸局、JR四国が構成員となるなど体制を強化しており、四国一周路面案内ピクトの敷設や、サイクリストに対し「あると嬉しい」サービスを提供してくれる「おもてなしサポーター」制度の運営、自転車展示会への共同出展など、4 県、国、関係団体等との連携強化が図られている。</p>
	成果向上余地	
効率性	効率化の余地(コスト改善策): 有 受益者負担: 無 (拡大の余地あり)	四国 4 県による共同プロモーションの実施など、4 県が連携した取組みを行うことで効率的な情報発信が可能であることから、引き続きサイクリングアイランド四国推進協議会を通じて、四国各県及び関係機関等から応分の負担を得ることとする。

区分	評価	評価理由等
中四国各県との比較	他県より水準が高い	自転車施策のフロントランナーである本県が主導して取組みを進めていく必要があるため。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	四国一周サイクリングの普及、定着に向けたフレームは整ってきたことから、デジタルマーケティングの手法等を活用したPR活動の強化により、四国一周サイクリストの更なる増加を目指す。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 成果指標の見直し(意見事項12)

(発見事項)

四国一周サイクリング推進事業は、①四国一周サイクリングを四国遍路に次ぐキラーコンテンツに育てることで経済的効果(宿泊・飲食・レンタサイクル・手荷物搬送・公共交通機関の利用等)の享受・拡大を期待するものであり、②同時に、四国を訪れるサイクリストが増加することで、各県の自転車施策への取組みに対する気運醸成が図られ、サイクリングアイランド四国に向けた受入環境の整備を進めることもその目的となっている。

この点、現在の成果指標を四国一周サイクリング挑戦者の数としているのは1つの適切な指標であると考えられ、現状も四国一周サイクリングへの挑戦者をいかに増やすか、という点に的を絞って種々の施策を講じていることがうかがえる。一方で、「なぜ四国一周サイクリング挑戦者を増加させたいか」という点を考えた場合、愛媛のイメージアップ、四国全体での気運醸成等も重要な目的と

は考えられるものの、やはり最終的にはその経済効果を享受・拡大させることが県民にとっての大きな便益であり、県民財産を有効利用することに繋がる最終目的にならうかと思われる。この点、県では四国一周サイクリングの完走者にアンケートを実施しており、特に四国一周に要した経費(移動・宿泊・食事・お土産等)についての回答では平均約 10 万円との結果を得ている。令和元年度の参加者実績が 2,451 人であったので、単純に本プロジェクトで 245,100 千円の消費額(経済効果)を愛媛県としても試算できている。こうしたアンケート結果は、経済効果を試算するのに非常に有効なものと考えられる。

(問題点)

本事業の目的である四国一周サイクリングによる経済効果の享受・拡大という観点からは、経済効果を金額ベースで測定する指標を含めるべきであるが、現在は四国一周サイクリング挑戦者の数という、人数ベースの指標しか設定していない点が問題である。

(意見事項 12) 成果指標の見直し

四国一周サイクリング推進事業において、現状の「四国一周サイクリングの挑戦者の数」は重要な成果指標ではあるが、「なぜ挑戦者の数を増やしたいのか」と言えば、その先には「これによる経済効果の享受・拡大」が最終的な目標の1つとして存在するはずである。この点、県では四国一周サイクリングの完走者アンケートにおいて完走者が四国一周に要した経費(移動・宿泊・食事・お土産等)について概算額を既に情報として入手している。県、市町村及び事業者が一体となって利用者の求めるサービスを(アンケートからニーズを詳細に分析する等によって)追求し、経済効果が高まる取組みへ注力するためにも、成果指標として、こうした金額ベースの数値(例えば完走者1人当たりの支出額に関するアンケートの回答結果)を含めることが望ましい。

6. 戦略的情報発信プロジェクト推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	広報広聴課
事業の必要性	<p>本県には、魅力的な観光地や高品質なブランド産品など全国に誇る素晴らしいコンテンツが数多くあり、これまでも積極的に情報発信を行ってきたが、他の自治体においても工夫を凝らした情報発信を行っており、膨大な量の情報の中に本県の情報が埋没してしまい、全国の人々に愛媛の情報が届かないという課題がある。</p> <p>このため、愛媛を強く印象づける統一コンセプトを設定し、本県の認知度を向上させるとともに、様々な情報発信において統一コンセプトを活用して訴求力を高めることで、愛媛の魅力をより多くの人々にしっかり届け、実績の創出による地域の活性化につなげる。</p>

事業内容	<p>愛媛を強く印象付ける統一コンセプト「まじめ」を使って、本県の認知度を更に高めるとともに、県全体で統一コンセプトを活用することで、情報に接触した人々が一目で“愛媛のもの”ということを知ることができる状況を作り出し、これまで以上に本県の魅力を全国に届け、地域経済の活性化を図ろうとするものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戦略的ブランディングプロデューサーの設置(H31.4～R2. 3) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間企業等のブランディングやネット戦略、各種プロモーションに携わっているおちまさ氏(㈱おちまさと事務所代表取締役)をプロデューサーに登用 ➢ 統一コンセプトを浸透させるためのプロモーションの監修、全庁で統一コンセプトを活用していくためのアドバイスを実施 ● 統一コンセプト「まじめ」の発表等(H31.4～R1.6) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成 31 年 4 月、全国都道府県会館(東京都)において、統一コンセプト「まじめ」を発表 ➢ コンセプト動画「愛媛県まじめ会議」の公開(3/31 までの視聴回数:122,749 回) ➢ 人気アニメ「進撃の巨人」とのコラボレーション企画の実施(コラボ動画視聴回数:10,717 回、スタンプラリー参加者:4,987 人) ➢ 全国ニュースや WEB メディアへの露出(4/9～6/30 の広告換算額:約 1.8 億円) ● SNS のプロモーションの実施(R1.7～R2.3) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 公式 Twitter を中心に、愛媛のまじめな情報を毎日発信 ➢ エピソード募集(R1.9)、フォロー&リツイートキャンペーンの実施(R1.11、R2.3) ➢ 公式 SNS のフォロワー数(Twitter : 14,068、Facebook : 101、Instagram : 414) ● 県民動画の制作・発信(R1.8～R2.3) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「まじめ」の源泉でもある県民への突撃インタビューで、愛媛や自身に関するエピソードを語っていただく動画を毎週金曜日に公開 ➢ 年度末までに 48 本の県民動画を制作し、首都圏等を中心に Youtube 広告の配信(合計視聴数:3,270,697 回) ● スポーツをテーマとしたプロモーション(R2.1～) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「まじめ」に対する認知の高まりを踏まえ、更なる共感を得る
------	--

	<p>ために、テーマを絞ったプロモーションを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 全国でのスポーツ機運の高まりを想定して、「スポーツ×まじめえひめ」プロモーションをスタート ▶ スポーツを“支える”“応援する”方々の姿から「まじめ」のイメージを訴求するため、ジュニアスポーツ指導者や競技用義肢の製作者、スポーツボランティア養成者等へのインタビュー映像等を組み合わせた動画を制作・発信(動画視聴回数:1,077,429回) <p>※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今秋から来年度にかけての展開を念頭に内容等を再検討中</p>
事業の形態	<p>当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費(一部を除く)の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。</p>
事業実施期間	<p>平成30年度から令和4年度までの継続事業である。平成30年度から令和4年度までは愛顔枠事業に指定されている。</p>

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	—	75,176	97,826	
決算額	—	73,960	93,073	
(財源)				
国庫支出金	—	34,764	44,017	平成30年度及び令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	—	39,196	49,056	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	2,712	
需用費	1,060	
役務費	417	
委託料	88,883	下記「(iii)実績内容(節)」参照
合計	93,073	

(出典:定期監査資料)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱おちまさと事務所	委託料	11,834	戦略的ブランディングプロデューサーの設置、統一コンセプトの発表
㈱フロンティアインターナショナル	委託料	9,990	人気アニメ「進撃の巨人」とのコラボレーション企画の実施
伊予鉄総合企画㈱	委託料	6,501	映像・画像制作、交通広告掲出
㈱エス・ピー・シー	委託料	6,999	県公式 SNS アカウントの運用、キャンペーンの企画・実施、効果測定
		102	復興支援 WEB サイト管理・運営業務
㈱テレビ愛媛	委託料	20,680	県民インタビュー動画制作、ウェブサイト改修、広告配信業務
㈱XPJP	委託料	25,000	コラボレーション企画の立案及び実施業務
アド・セイル㈱	委託料	4,497	ソーシャルリスニングによる効果分析、インターネット調査業務
㈱松山建装社	委託料	421	みきゃん型パネルのデザイン作成・更新、統一コンセプト PR 懸垂幕のデザイン・制作
		97	
㈱スジャ 印刷工房	委託料	299	PR 資材の製作
		244	PR 資材の製作(シール、うちわ)
		537	PR 資材の製作(メモ帳、クリアファイル、ボールペン、シャーペン、まじめえひめロゴシール)
㈱イニシャル	委託料	630	まじめえひめ公式 WEB サイトトップページ改修
		572	サーバーレンタル、システムの保守、WEB サイトの管理・運営
その他	委託料	479	まじめえひめ普及啓発用 T シャツ製作、まじめみきゃんコスチュームの制作
合計		88,883	

(出典:定期監査資料)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
まじめえひめ公式WEBサイト 訪問者数	単位	ユーザー数	
	平成 29 年度	—	—
	平成 30 年度	—	—
	令和元年度	50,000	75,956
まじめえひめ公式SNS フォロワー数	単位	フォロワー数	
	平成 29 年度	—	—
	平成 30 年度	—	—
	令和元年度	10,000	12,999

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
「まじめえひめ」の認知度(首都圏、関西圏)一県独自調査(インターネット調査)による	単位	割合(%)		%
	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	—	—	—
	令和元年度	5	6.7	134
	令和 2 年度 目標値	10		
	最終目標	40		

成果指標	年度	計画	実績	達成率
愛媛県の認知度(全国順位) —ブランド総合研究所「地域ブランド調査」 による	単位	順位		%
	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	29	39	—
	令和元年度	29	39	74
	令和 2 年度 目標値	29		
最終目標	20			

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	<p>○最終目標について</p> <p>愛媛を強く印象付ける統一コンセプト「まじめ」、キャッチコピー「まじめえひめ」を活用し、全国における愛媛の認知度を向上させるとともに、県が行う様々な分野の情報発信においても「まじめ」「まじめえひめ」を効果的に使用することで、愛媛から発信する情報の訴求力を高める。</p> <p>○成果動向について</p> <p>平成 31 年 4 月に統一コンセプト「まじめ」を発表し、PR 動画「まじめ会議」の公開、「進撃の巨人」とのコラボ企画の実施により、本県が「まじめ」で取り組みを進めていくことを全国に発信することができた。その後、公式 SNS による情報発信や、県民動画の継続的な公開を行うとともに、令和 2 年 1 月からは、「スポーツ×まじめえひめ」プロモーションを開始しており、テーマを絞った取り組みにより、「まじめ」によるブランディングの成果向上が十分に期待できる。</p>
有効性	成果動向 成果横ばい 成果向上 余地	
効率性	効率化の余地: 有 受益者負担:無 (拡大の余地なし)	

区分	評価	評価理由等
中四国各県との比較	他県より水準が高い	中四国各県においても、香川県のうどん県、高知県の高知家など、統一的なキャッチフレーズを活用した発信がなされているが、他県の取組みは観光や移住等に特化しているのに対して、本県の取組みは全庁でコンセプトを活用した戦略的な情報発信を進めるものである。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	執行方法の改善	本プロジェクトは、統一コンセプト「まじめ」、キャッチコピー「まじめえひめ」により、愛媛の認知度を向上させるとともに、県全体でそれらを活用した情報発信を進めるものであるが、一般的にブランディングの取組みは、コンセプトを広く浸透させるために4~5年程度の期間を要し、地味なプロモーション活動を継続的に実施していく必要がある。「愛媛と言えば“まじめ”」を浸透させるプロモーションと、様々な情報発信でのコンセプトの活用という、施策全体の方向性は変わらないが、プロモーションの内容については、戦略的ブランディングプロデューサー おちまさと氏のアドバイスを受けながら、効果的なものに改善していくこととしている。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

④ 国からの交付金について交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 地域ブランディング戦略の設計方法(意見事項 13)

(発見事項)

本事業の最終的な目標は「地域経済の活性化」(出典:令和元年度定期監査資料)・「実需の創出による地域の活性化」(出典:令和元年度事務事業評価表)となっている。そのためには愛媛の魅力をもっと多くの人にしっかり届ける必要があり、そのためのブランディング戦略である。前述のとおり業務委託によって様々なプロモーション等、ブランディングのための施策を行っているが、これらによって愛媛をブランド化した後にどのような実需の創出、地域経済の活性化を目指しているのか、その展望や具体策については事業の実施状況や事務事業評価からは見えてこない。

全国の人が愛媛で連想するものとしては「みかん」、「温泉」、現在売り出し中の「自転車」等があるが、愛媛県としては「まじめ」というコンセプトをまず確立させたいと、その後「まじめ」という言葉のポジティブなイメージを使って「みかん」「温泉」「自転車」等の魅力や素晴らしさをこれまで以上に届ける、という説明をしているが、「まじめ」をどのように「みかん」「温泉」「自転車」の魅力の伝達に利用するのか、という具体的な道筋は明確になっていない。

(問題点)

ブランディングを実需創出・経済の活性化に繋げていくことが重要であるが、「まじめ」をどのように愛媛の魅力の伝達に利用していくのか、その具体策が十分に検討されているのかが見えない点が問題である。

(意見事項 13) 地域ブランディング戦略の設計方法

愛媛県では多額の資金を投入し、業務委託で様々なプロモーションを展開し、統一コンセプト「まじめ」・キャッチコピー「まじめえひめ」というワードを用いて地域ブランディング戦略を遂行しているが、こうした投資を果敢とせし、限られた予算を経済的・効率的に使うためには、ブランディングを通じて何をどのように実需として創出していくのか、あるいは経済活性化につなげていくのか、という点をあらかじめ十分に検討・吟味し、その目標に向かって投資を選択・集中させることが望ましい。

例えば、愛媛県では既に「みかん」「温泉」が全国的に有名であり、最近では「自転車」がセールスポイントになっている。既に全国区のこれらの資源を中心とした物産や観光資源を、一体としてアピールしながら愛媛の独自性も同時にアピールできるようなコンセプトを考案し、これらの知名度を利用してコンセプトを浸透させるとともにブランド価値を高めていき、同時に物産の販売振興や観光客誘致とも相乗効果を得ていく、という手順の方が、現在のコンセプトありきのやり方よりも実需の創出という目標を指向したブランディングといえるのではないだろうか。「まじめ」や愛媛県とは関連の希薄なアニメ「進撃の巨人」とのコラボや、令和2年から始まる「スポーツ×

「まじめえひめ」等を業務委託によって企画することでインパクトとしては大きな効果が得られるかもしれないが、これらによってゼロから認知度を作りあげていくことは経済性、効率性、有効性の観点から必ずしも得策であるとは言い難く、これらと並行して全国区で「えひめ」が連想できる物産・観光資源等を十分に利活用して愛媛県として独自に取り組むことが重要であると考えます。

新たなコンセプトを確立してから実需創出の具体策について検討を始めることが果たして経済性・効率性・有効性の観点から適切であったのか、「みきゃん」という愛媛県のイメージアップキャラクターがいながら「まじめ」のPRのためにアニメ「進撃の巨人」とコラボするのは一時的なインパクトを狙ったものであるとしても、並行して継続的に認知度を高められる効果的な取組み（「まじめ」の企画を一過性にしないための取組み）を検討・実施する必要があるのか、本事業が実需の創出という目的から逆算したプランになっていたか、全体として企画先行となっていないか、といった点については十分な検証を行い、今後の地域ブランディング戦略活かすことが望ましい。

(ii) 事業継続の判断と持続可能なプロモーションへの転換(意見事項 14)

(発見事項)

本事業で実施しているような地域ブランディングの取組みは、国の地方創生推進事業の一環で拠出される交付金もあり、各地で様々な工夫の下、行われている。したがって、他地域からも様々な発信がなされる中で、どのように愛媛県の情報を埋没させずに、高いブランド価値をもって差別化できるか、という点が重要なカギとなってくる。

なお、本事業は平成 30 年度から開始しているが、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨災害を踏まえ、統一コンセプトの発表を 1 年見送ったため実質的には令和元年度から「まじめ」を活用した情報発信を始めている。

こうした事情はあるものの、以下の調査結果等をふまえると、現時点では愛媛県及びキャッチコピーである「まじめえひめ」の認知度はかなり低い状況にある。

● 認知度について

成果指標の1つで愛媛県の認知度・都道府県ランキングは下表のとおり推移している。令和元年度の取組みが令和 2 年度以降に順位の上昇という形で効果が表れる可能性はあるものの、少なくとも平成 30 年度から開始した本事業によって、必ずしも認知度が上昇している状況とは言い難い。

年 度	順 位
平成 28 年度	29 位
平成 29 年度	39 位
平成 30 年度	39 位
令和 元年度	39 位

(出典:『認知度』都道府県ランキング(地域ブランド調査(H22~R1)))

● 四国 4 県での比較

前述のとおり、地域のブランディング事業は全国の多くの地域で実施されており、四国においても各県でこうした取組みが行われている。愛媛県のブランディング戦略の現状を把握するうえで、四国4県で①主要なSNSのフォロワー数及び②都道府県のキャッチコピーの認知度を比較すると以下のとおりとなっており、認知度の観点からは既にキャッチコピーの使用開始から6年が経過している香川県、高知県の後塵を拝している状況にある。

① Facebook、Twitter、Instagramのフォロワー数

	Facebook	Twitter	Instagram	合計
愛媛県	174人	13,631人	1,181人	14,986人
香川県	4,830人	8,509人	1.8万人	31,339人
徳島県	1,853人	585人	—	2,438人
高知県	3,783人	1.6万人	1万人	29,783人

(注1) フォロワー数が万人単位で表示されているものは千人未満切り捨てで集計している。

(出典:愛媛県より入手した各県のSNS画面キャプチャ)

② 都道府県のキャッチコピーの認知度

首都圏及び関西圏の2,000人に「あなたが知っている都道府県のキャッチコピーを全て選んでください」というアンケートをとった集計結果

	キャッチコピー	認知度
愛媛県	まじめえひめ	6.7%
香川県	うどん県それだけじゃない香川県	35.2%
徳島県	vs 東京	1.7%
高知県	高知家	20.3%

- ・香川県の“うどん県”が最も知られているのに対して、愛媛県の“まじめえひめ”の認知度は、四国内で3番目となっている。
- ・香川県の“うどん県”、高知県の“高知家”と比較すると認知度は大きな差となっている。
- ・一方で、半数近くの人が、いずれも知らないと回答している。
- ・“うどん県”や“高知家”は、キャッチコピーの使用開始から6年以上経過しており、番組等でも取り上げられる機会が多いことから認知度が高いと考えられる。
- ・“まじめえひめ”は初年度でもあり、愛媛県の統一コンセプトとして、今後、様々な機会をとりえて、継続的なPRが重要と考えられる。

(出典:「まじめえひめ」の認知度等に関するアンケート調査集計・分析)

③ まじめえひめの情報入手経路について

上記②でまじめえひめを知っていると回答した人に対して、「あなたは、まじめえひめの情報をどこで入手しましたか。」というアンケートをとった集計結果

情報入手媒体	割合
TV(ニュース、情報番組)	56.8%
インターネットニュース	37.8%
新聞	15.5%
雑誌	9.5%
ラジオ	4.1%
SNS・ブログ	12.8%
ポスター	6.8%
愛媛県ホームページ	16.9%
その他	10.1%

- ・テレビが圧倒的に多く、次いでインターネットニュースとなっている。

- ・昨年 12 月の「まじめ会議動画」に関するキー局での報道が影響を与えていると考えられる。
- ・TV の影響力は依然として高いものの、新聞・雑誌といった紙媒体より、インターネットニュースやホームページ、SNS といったデジタル媒体での情報収集が主流であることから、今後の情報発信で十分に考慮する必要がある。

(出典:「まじめえひめ」の認知度等に関するアンケート調査集計・分析)

なお、③の表下の 2 つ目のコメントにある「昨年 12 月の「まじめ会議動画」に関するキー局での報道」とは、「まじめ」という県民性をPRする県制作の動画「愛媛県まじめ会議」について考える集会在が 12 月 14 日に松山市内であり、参加者約 20 人から「配慮に欠ける」「行政がやるべきではない」と批判の声が相次いだ(出典:愛媛新聞 ONLINE)という内容であり、どちらかと言えばネガティブな報道でまじめえひめの情報を入手した人が多いと推察する。

(問題点)

成果指標としている愛媛県の認知度(全国順位)は平成 28 年度が 29 位で、平成 29 年度～令和元年度の 3 年間はいずれも 39 位と低迷したままであり、またもう一つの成果指標である令和元年度の首都圏及び関西圏における「まじめえひめ」の認知度も 6.7%と、計画値(5%)は上回っているものかなりの低水準となっている。

本事業は平成 30 年度に 73,960 千円、令和元年度に 97,826 千円と多額のお金が投入されているにもかかわらず、愛媛県及び本事業の認知度が低水準で推移しており、また一部のプロモーションでは批判的な意見も出ている状況は、本事業のようなイメージブランディングの取組みの成果がその地道な継続により徐々に表れてくるものであり「まじめ」を発表してまだ 1 年しか経っていないとはいえ、その成果が十分に見えていない点が問題である。

(意見事項 14) 事業継続の判断と持続可能なプロモーションへの転換

本事業は平成 30 年度から令和 4 年度までの事業であるが、平成 30 年度については豪雨災害からの復興支援の取組みを動画を使って行っており、実質的に「まじめ」を使ったプロモーションは令和元年度から始めている。最終年度(令和 4 年度)の成果目標として①愛媛県の認知度(全国順位)20 位、②首都圏及び関西圏における「まじめえひめ」の認知度 40%と設定しているが、過去 2 年間で 171,786 千円、「まじめ」を発表して実質的にプロモーションを開始した令和元年度は 93,073 千円の事業費を投入しながら、①は 39 位、②は 7%と低迷したままであり、今後の本事業の方向性については十分に検討することが望まれる。

地域をブランディングする取組みは、コンセプトを広く浸透させるために一定期間を要し、地道なプロモーション活動を継続的に実施していく必要がある。そのため本事業開始から 2 年間、また実質的に「まじめ」をコンセプトに取組みを始めたのはここ 1 年間であり、それらの結果のみをもって事業を失敗と判断することは性急であるが、例えば 3 年目が経過した時点でも認知度が低迷しているとすれば、最終年度の 4 年目も同様の事業費をかけて実施すべきか、という検討は行うべきである(仮に 3 年目に愛媛の認知度が依然として 39 位であれば、4 年目に相当頑張って認知度を上げて 30 位にできるとしても、全国 30 位の認知度を得るために多額の事業費を

投入すべきか、という議論になる)。(※なお、令和2年度の認知度ランキングの発表が令和2年10月14日に発表になり、愛媛県の認知度は全国29位にランクアップしている。しかし、平成28年度のランクに戻っただけともいえる。)

一方でプロモーション方法の再検討も望まれる。前述のとおり地道なプロモーション活動を長期間に亘って継続的に実施するためには、一時的な政府の補助金による大々的にお金をかけたコラボレーション、動画制作等ではない、地域を巻き込んだ手作りのプロモーション施策を検討することが望まれる。例えば「まじめなみかん」「まじめな温泉」「まじめな自転車道」といった「まじめ●●」のような製品・サービスを認定し、そのみかんや温泉や自転車やその他の製品・サービスが「まじめ」といえるような特徴付けを、地域企業や住民(消費者)の協力を得ながら考えていく、といったアプローチも考えられる。こうした取組みはブランディングプロデューサーとの議論でも出ているようであるが、広報広聴課だけの企画として難しいのであれば、愛媛県の横断的なプロジェクトとするなど、県としての取組み体制を充実させて対応することが望まれる。(折角ブランディングプロデューサーから良い意見をもらっても、それに対応する体制が愛媛県側になれば、委託費として払った支出が無駄になる。)

以上のように、本事業については事業継続可否の検討と、事業継続する場合でもプロモーションをいかに持続可能なものに転換していくかの検討を今後実施していくことが望ましい。

7. 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	高校教育課
事業の必要性	<p>愛媛県が策定した「自転車新文化推進計画」に掲げる「県民みんながつくり・育てるサイクリングパラダイス」の実現を図るため、次代を担う高校生が、スポーツアイテムとしての自転車の魅力を体感し、高校生の目線でその魅力を発信する。</p> <p>また、自転車の安全利用やサイクリングを通して、高校生の健全育成を行うとともに、地域の自然環境や文化を学習することで、地域に愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材の育成を図る。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育委員会の取組 <ul style="list-style-type: none"> ▶ サイクリング推進リーダー校の指定 <ul style="list-style-type: none"> 東予・・・新居浜東高校、今治西高校伯方分校 中予・・・松山北高校中島分校、東温高校 南予・・・川之石高校、南宇和高校 ☆ 各サイクリング推進リーダー校に、自転車12台、メンテナンスキット、サイクルウェア等を配備する。
	[令和2年度、令和3年度]

	<div data-bbox="660 271 1353 461" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 希望する県立高校等の中からサイクリング推進協力校を6校ずつ追加指定 ◇ 各サイクリング推進協力校に、自転車12台、メンテナンスキットを配備 </div> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サイクリング普及・拡大活動支援(自転車新文化推進課との連携) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 各校で「サイクリング魅力体感研修」「安全利用・メンテナンス講習会」の実施(各1回) ◇ 電話やメール等による専門家からの指導・助言(随時) <div data-bbox="660 748 1353 893" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[令和2年度、令和3年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイクリング推進リーダー校の研修等に近隣のサイクリング推進協力校が参加 </div> <ul style="list-style-type: none"> ● サイクリング推進リーダー校の取組 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定の期間 平成31年度から3年間 ➤ 活動内容 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の自転車店との連携による「自転車技術指導講習」の実施(6回) 講習内容:自転車に係る基礎知識、メンテナンス実技指導、交通法規、サイクリングマナー等 ◇ 「愛媛マルゴト自転車道」の清掃やサイクリストへのおもてなし【環境保全】 ◇ 県内の大規模サイクリングイベントへの参加(1回)【健全育成】 県内イベント:愛媛ライド、四万十・南予横断2リバービューライド、サイクリング佐田岬、別子・翠波はな街道サイクリング等 ◇ 地域の魅力再発見【社会福祉】【健全育成】 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒・教員がサイクリングコースを巡り、高齢者をはじめ様々な年代の地域住民と触れ合いながら、自転車の魅力をPR ・景色、食、ふれあい等、地域の自然環境や文化等を体験できるサイクリングポイントをホームページに掲載
--	---

	<p>するとともに、地域の魅力発信マップを作成・配布</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>[令和2年度、令和3年度]</p> <p>◇ 東中南予の3会場でサイクリング大会の企画・開催</p> <p>【健全育成】</p> <p>生徒が仲間と協力し、助け合いながらサイクリング大会を企画・開催することを通じ、豊かな人間性とコミュニケーション能力を育むことで、高校生の健全育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリング推進リーダー校が隔年で主催 ・オリジナル参加賞の提供やエイドステーションの設置等によるおもてなし ・全てのサイクリング推進リーダー校及び地域のサイクリング推進協力校が参加 </div> <p>● 成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サイクリング推進リーダー校の活動をホームページで公開 ➤ 生徒が企画・運営するサイクリング大会等で成果を発信 ➤ 東・中・南予地区の3地域で開催された「えひめスーパーハイスクールコンソーシアム」でサイクリングの魅力を発信(中学生・高校生を集めていると県の事業の体験を発表する発表会)
事業の形態	愛媛県「三浦保」愛基金(以下「三浦保基金」という。)で全額賄われる。
事業実施期間	令和元年度から令和3年度までの継続事業である(ただし三浦保基金は単年度更新)。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	16,400	
決算額	-	-	15,922	
(財源)	-	-		
三浦保基金	-	-	15,922	

(出典:定期監査資料)

また、節別の当初予算額とその積算内容は以下のとおりである。

(単位:千円)

節	令和元年度 予算額	積算内容
報償費	216	【自転車技術指導講習】 ・講師謝金 6,000円×6時間×6校=216,000円
旅費	99	【年内サイクリングイベント】 ・教員旅費 5,500円×3人×6校=99,000円
需用費	5,758	・ヘルメット 9,396円×12個×6校=676,512円 ・サイクルウェア 10,800円×12校×6校=777,600円 ・サイクルパンツ 10,800円×12枚×6校=777,600円 ・ドライブレコーダ(アクションカメラ) 25,920円×6台=155,520円 ・自転車整備(消耗品) 21,600円×12台×6校=1,555,200円 ・A2版マップ印刷 228,960円×6校=1,373,760円 ・A4版マップ印刷 68,040円×6校=408,240円
役務費	563	・自転車保険 1,512円×12台×6校=108,864円 【県内サイクリングイベント】 ・自転車運搬 75,600円×6校×1回=453,600円
委託料	4,130	【サイクリング普及・拡大活動支援】(自転車新文化推進課との連携) ・サイクリング魅力体感研修の実施 ・安全利用・メンテナンス講習会の実施 ・電話やメール等による指導・助言
備品購入費	5,634	・自転車一式(車体、空気入れ、工具、ライト、テールライト、鍵、スタンド、ボトルケージ、チューブ) 76,680円×12台×6校=5,520,960円 ・メンテナンスキット一式(フロアポンプ、バイクスタンド、バイク工具、チューブ) 18,717円×6校=112,302円
合計	16,400	

(出典:「地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業」実施要項)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	内容	高 校 名					
			新居浜 東	今治西 伯方	松山北 中島	東温	川之石	南宇和
報償費	216	講師謝金	9	44	45	18	54	47
旅費	99	講師・ 教員旅費	2	32	8	6	25	26
需用費	5,758	ヘルメット	—	—	91	106	105	64
		ウェア	123	117	258	191	730	420
		整備	185	101	279	253	30	9
		印刷等	210	666	366	134	176	184
		イベント等	39	131	60	27	35	72
		その他	46	178	183	131	26	32
役務費	563	運搬	—	67	67	61	67	33
		保険料	12	14	12	24	12	13
		通信費	28	29	28	28	28	28
		その他	—	13	—	—	—	—
備品購入費	5,162	自転車一式	682	911	734	716	689	716

節	令和元年度 決算額	内容	高 校 名					
			新居浜 東	今治西 伯方	松山北 中島	東温	川之石	南宇和
		プリンター	150	—	85	—	128	—
		プロジェク ター	—	—	220	—	—	—
		ドローン	—	—	—	131	—	—
学校別計	11,798		1,484	2,303	2,436	1,826	2,105	1,644
委託料	4,125	講習会・ 研修費	(株)エスピーエーディに対する業務委託 学校別に講習会・研修を各3回、計18回実施					
合計	15,922							

(出典:「令和元年度 地域の魅力発信高校生サイクリング推進事業」集計資料)

<委託先の公募の内容>

日時	
令和元年7月5日	公募の実施について起案、その後承認
令和元年7月8日	『「サイクリング普及・拡大活動支援事業」企画提案公募について』をホームページに掲載(締め切りは7月26日)
令和元年8月5日	(株)エスピーエーディを受託候補者に決定 応募1社、予定価格4,130千円、落札価格(見積金額)4,125千円(落札率99.9%)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
リーダー校主催のサイクリング大会に参加した生徒数	単位	人	人
	平成29年度	—	—
	平成30年度	—	—
	令和元年度	300	300
地域の魅力発信マップの配布数	単位	枚	枚
	平成29年度	—	—
	平成30年度	—	—
	令和元年度	6,000	6,000

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
サイクリングを通じて地域への愛着が高まった生徒の率	単位	%	%	%
	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	80	80	100.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	①最終目標について サイクリングを通して地域への愛着が高まった生徒

区分		評価	評価理由等
有効性	成果動向	成果順調である	の率が 90%以上になることを目標とする。
	成果向上 余地	一定の成果向上 余地あり	②成果動向について 各種サイクリングイベントへの参加や、ホームページを通じた広報活動等、各校とも意欲的に活動し、サイクリングの普及・拡大に努めている。来年度からは、リーダー校主催のサイクリング大会が開かれる予定であり、地域の魅力発信への更なる効果が期待できる。
効率性		効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無 (拡大の余地なし)	①事務経費を効率的に執行することにより、改善は可能である。 ②全生徒が対象の事業であるので、特定の受益者がいない。
中四国各県との比較		他県より水準が高い	他県に類似の事業がなく、先進性がある。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	自転車の安全利用やサイクリングを通して、地域に愛着を持ち、地域の魅力を発信できる人材を育成するため、より一層充実した取組を行う予定である。
2～3年後の見直しの可能性	無	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 備品等の学校別の購入(意見事項 15)

(発見事項)

サイクリング推進リーダー校に指定した県立学校 6 校については、各校別に自転車、サイクルウェア、ヘルメット、メンテナンスキット等を購入している。なお、各校とも自転車の購入台数は一律 12 台であり、随意契約での購入となっている。

高校教育課では、自転車の購入方法について自転車新文化推進課とも協議し、自転車技術指導講習や定期的なメンテナンスのために、一括購入ではなく、学校別に購入しているものであり、さらに生徒が地元の自転車店とつながりを持つことで、地域経済の発展を促すことも期待できるとのことであった。

サンプルとして 6 校のうち任意の 3 校の一連の支出負担行為に至るまでの関連資料を閲覧したところ、それぞれの見積り徴収等の状況は次のとおりであった。

	高 校 名		
	新居浜東	東温	南宇和
見積徴収者数	4 者	4 者	2 者
辞退者数	2 者	3 者	1 者
見積提示者数	2 者	1 者	1 者
購入決定金額	682 千円	716 千円	716 千円

(出典:支出負担行為に至る一連の支出負担行為に係る資料)

南宇和高校(愛媛県南宇和郡愛南町)では見積りの徴収を指定したのがそもそも 2 者であり、1 者は宇和島市、1 者は松山市の業者であった。地域的に指定可能な業者があまりなかったためとの説明を受けたが、このうち松山の業者については見積りの提示を辞退しており、結果として宇和島市の業者に発注している。

(問題点)

自転車、ヘルメット、保険料等についても学校別に購入しているが、これらは愛媛県で 6 校分をまとめて発注した方が候補となる業者数も増え、また発注量が増えることでスケールメリットが出るためより安価に取得・購入できた可能性が高い。また個別に発注することで事務作業量も増えていると考えられる。教育の側面から学校毎の独自色を出していくことには一定の意味があると考えますが、本事業を遂行する上で必ず必要となる自転車本体やヘルメット、保険等についてまで個別に発注することが必要であったかという点は疑問であり、結果として学校別に発注することで取得コストが余分にかかり、作業効率も悪くなっており、この点が問題である。

(意見事項 15) 備品等の学校別の購入

自転車、ヘルメット、保険等の事業のために必要不可欠な備品等は、学校別に発注するのではなく、愛媛県で一括して発注・購入した方が、スケールメリット等により安価に調達できる可能性が高く経済性・効率性の観点から望ましい。また(学校毎に発注業務を行うという)無駄な事務作業を発生させないという点からも効率的であり望ましい。

(ii) 活動指標(地域の魅力発信マップの配布数)の見直しと成果物の活用(意見事項 16)

(発見事項)

本事業の活動指標の1つに、「地域の魅力発信マップの配布数」を挙げている。各サイクリング推進リーダー校で、サイクリングを通じた地域の魅力を高校生が調査し、これを発信するマップを作成、配布することとしており、その配布数を指標としている。サンプルで今治西高校伯方分校のマップを閲覧したところ、A5 版・全 36 ページの冊子で、生徒がよく考え、工夫した跡がうかがえる非常に立派な伯方島のサイクリングマップが完成していた。ただし高校教育課にヒアリングしたところ、マップは、各学校の生徒が、地域の特性を生かし、地域の魅力をアピールする工夫を凝らしながら作成しており、その出来栄えについては学校によって様々な状況になっていると説明を受けている。

計画では6,000 枚を配布する予定のところ、実績でも各校からの報告ベースで、1校あたり1,000 枚ずつ、ちょうど合計6,000 枚の配布となっている。この点についてヒアリングしたところ、どこにどのような形で配布したか、あるいは何枚が配布せずに残っているか、等についての具体的な状況については愛媛県でとりまとめて把握はしていないとの説明を受けた。

また、自転車関連のマップの制作・配布を行う事業としては自転車新文化推進事業の一環として愛媛県自転車新文化推進協会が行っている愛媛マルゴト自転車道マップ作成事業(「4. 自転車新文化推進事業費」参照)があるが、これらとの連携は図られていない。

(問題点)

印刷物の配布数を活動指標とすると、極論するととにかく何かを印刷してどこかに配布すれば達成可能になってしまうため、事業の適切な活動(アウトプット)を促すための指標としては適切ではなく、問題である。また、上手に作成されたサイクリングマップは「高校生が作成した」という手作り感も相まって非常に有効な観光案内のための素材となりうるが、愛媛マルゴト自転車道マップ作成事業等との連携による有効利用も検討されておらず、この点も問題である。

(意見事項 16) 活動指標(地域の魅力発信マップの配布数)の見直し及び成果物の活用

高校生がサイクリングを通して感じた地域の魅力を発信するマップを作成し配布する企画自体は素晴らしいものであるが、現状のように活動量や活動内容に関係なく、一定数の原稿を印刷・配布すれば達成できるような活動指標としないためには、例えば活動指標を「県の自転車関連の観光案内用素材として利用されたページ数」等とし、自転車新文化推進事業等と連携して「愛媛マルゴト自転車道マップ」の一部に(あるいは別冊として)高校生が作成したページを織り込んでいく等の取組みを検討することで、高校生のマップ作成に対する真剣味も増し、観光用素材としても「高校生が作成した」という手作り感が付加されることによる効果が期待できるため望ましい。

(iii) 各高等学校での自転車の利用状況に関するモニタリング体制の整備(意見事項 17)

(発見事項)

令和元年度の事業費は、主にサイクリング推進リーダー校が購入する自転車(各校で12台ずつ)とそれに関連する備品及び消耗品等の購入に充てられている。一方で令和元年度の事業内容では、高校生が

- 自転車技術指導講習やサイクリング魅力体感研修等の受講
- 愛媛マルゴト自転車道の清掃活動やサイクリストへのおもてなし
- 県内の大規模サイクリングイベントへの参加
- 地域の魅力再発見、PRやマップ作成

等を実施しているが、これらの実施事項だけだと自転車の利用は非常に限定的となる。また、高校毎に一律12台の自転車を購入しているが、本事業に参加する高校生の人数も学校毎にそれぞれ異なっている。こうした状況を踏まえると、全体での自転車の利用状況(稼働率)を把握することは、本事業及び自転車等の備品・消耗品の購入に関する経済性・効率性を把握するうえで非常に重要なことと考えられるが、愛媛県では各高校の自転車の利用状況を把握していない。

(問題点)

愛媛県の予算で購入した自転車等の備品・消耗品は県民の財産であり、これらを高校教育の一環として適切かつ十分に利用・活用して事業本来の目的を達成することが本事業の経済性・効率性に重要な意味を持つはずであるにもかかわらず、自転車の利用状況について愛媛県が把握できていないのは、事業の経済性・効率性に関する意識の低さの表れであり問題である。

(意見事項 17)各高等学校での自転車の利用状況に関するモニタリング体制の整備

次代を担う高校生が自転車の魅力を体感・発信することを通じて情報発信力を強化し、地域の自然環境や文化を学習し、地域への愛着を持つ等、自転車を高校生の健全な育成の一助として利用するという本事業を経済的・効率的に遂行するためには、本事業の予算の多くを使用して購入した自転車及び自転車関連の備品・消耗品等の県民財産が十分利用・活用されていることが必要であり、愛媛県ではその利用状況を十分にモニタリングすることが望まれる。また利用頻度が低い場合には、その稼働率を高めるような施策の工夫を次年度以降の事業で検討していくことが望まれる。

8. 外国人観光客周遊消費傾向等調査事業費

(1) 事業の概要

所管課	産業創出課
事業の必要性	デジタルマーケティングを活用することで企業等の新たな取り組みを促し、新サービス等の創出や更なる誘客促進及び観光消費額の増大に繋げるため

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● アプリを活用した外国人観光客の県内周遊データの収集蓄積・分析 ● クレジットカード利用データを活用した県内消費データの蓄積・分析
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	令和元年度単年度事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、当初予算見積額の事項説明書)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	10,000	
決算額	-	-	9,889	
(財源)				
国庫支出金	-	-	※1 1,920	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	-	-	7,969	※1

(出典:定期監査資料)

※1 (地方創生推進交付金)

(単位:千円)

交付金対象事業費等	事業費	交付金額	うち県分
実証事業委託料	3,840	1,920	1,920
合計	3,840	1,920	1,920

実証事業委託料の総額は 9,889 千円であるが、国の交付決定(内示減)をうけ、愛媛県庁内で調整し国庫支出基本額を 3,840 千円としたとのことである。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	9,889	愛媛県外国人観光客周遊消費傾向等実証実験事業
合計	9,889	

(出典:支出負担行為書)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
三井住友カード㈱	委託料	9,889	愛媛県外国人観光客周遊消費傾向等実証実験事業委託仕様書による愛媛県外国人観光客周遊消費傾向等実証実験事業の委託 1者随意契約(公募による企画提案募集の結果、審査対象事業者が同社のみであり、同社の企画提案が選考委員会の基準点を上回ったことから同社を選定し、さらに予定価格を見積価格が下回ったことから契約した。)
合計		9,889	

(出典:定期監査資料)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

当該事業は、単年度事業であるため、事務事業評価表の作成対象ではない。

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 今後の外国人観光客の観光振興計画の立案・文書化への調査結果の活用(意見事項 18)
(発見事項)

外国人観光客周遊消費傾向等調査事業は、単年度事業であることから事務事業評価表の作成対象ではないため、事務事業評価表は作成されていない。当該事業の成果物として、「愛媛県外国人観光客周遊消費傾向等実証実験事業調査分析報告書」が県に提出されているが、これの令和2年度における活用状況を確認するため活用計画等の文書の提出を求めたところ、独自の事務評価資料や活用計画文書は作成していないとのことであった。

(問題点)

平成31年度当初予算見積額の事項説明書の添付資料中に記載されている平成31年度に実

施する理由に

- ① 県を訪問する外国人観光客は堅調に増加しており、台湾との定期便就航や 2020 年の東京オリンピック等も追い風に、さらなる誘客拡大が見込まれること。
- ② これらをさらなる地域経済の活性化に結び付けるためには、本県を訪問する外国人観光客の県内での滞在・周遊を促すとともに、消費を喚起し、観光消費の増大を図ることが重要であること。
- ③ そのためには、外国人観光客の行動パターンを把握した上での対策検討が必要であり、台湾との定期便就航により、台湾、韓国、中国という本県における外国人延宿泊者数の上位国・地域との間の直行便が揃う来年度、本事業により観光客の行動パターンを早急に把握し、次年度以降の対策につなげることが必要であること。

が挙げられている。

令和 2 年度における調査結果の活用状況について、産業創出課から、「国際交流課が主催する「インバウンド受入対策県・市町等連絡会議」において、民間事業者を含むインバウンド関係者に調査結果から抽出された課題等を報告し、調査結果の共有を通じた活用を図っており、「また、令和 2 年度に策定予定の県観光振興基本計画にも、調査結果を活用することとしており、当該結果を活用した計画が策定される見込みであった」が、「新型コロナウイルス感染症の拡大により外国人観光客をめぐる環境が一変したことに伴い、調査結果の活用が難しくなったことから、当該調査結果を活用した計画の立案・文書化が保留されることとなった。」と説明があった。

産業創出課の説明については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み理解するところであるが、次年度以降の対策につなげることが必要であり、成果物の活用計画の立案・文書化が今後の課題である。

(意見事項 18) 今後の外国人観光客の観光振興計画の立案・文書化への調査結果の活用

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人観光客をめぐる著しい環境変化により、調査結果を活用した計画の立案・文書化が保留されることとなったが、将来の観光振興のためにはいわゆるアフターコロナ、ウイズコロナを見据えた戦略を練るなど準備を進めていくことは有意義であると考えます。約 1 千万円を投じたその調査結果がすぐに陳腐化するものでなく利用価値のあるものであるならば、外国人観光客周遊消費傾向等調査事業の調査結果を、外国人観光客の行動パターンを反映した対策を講じた今後の計画立案・文書化に活用することが望ましい。

9. G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合開催支援事業費

(1) 事業の概要

所管課	産業政策課
-----	-------

事業の必要性	2019年9月に開催予定の「G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合」の準備等に万全を期すとともに、本会合を通じて本県の魅力を国内外に情報発信し、国際会議のさらなる誘致や観光振興、県産品や県内企業のPR等につなげる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施体制 松山市とともに産学官による協議会を設立し、関係者が連携して受入体制の構築や広報、サイドイベント等の地元主催事業に取り組む。 (1) 名称 G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会 (2) 構成 県、松山市、県警、愛媛労働局、経済団体、大学、国際交流協会、観光関係団体など ● 元年度協議会実施事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会合関連 ・各国・機関代表団の歓迎・「えひめ未来のしごと博」各国代表団視察案内・地元主催「歓迎レセプション」開催・県産品展示等による愛媛PR・記念品の贈呈 (2) サイドイベント ・働き方改革シンポジウム・えひめ・まつやま OIC フェスタ・えひめ未来のしごと博・えひめ IT フェア 2019 (3) 広報・おもてなし事業 ・大使館職員施設ツアー・海外プレスツアー・ホームページ運営・各種広報ツール作成等 (4) その他 ・協議会開催・自主警備及び交通誘導・事務局運営
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費(交付金対象事業費)の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成30年度から令和元年度までの継続事業である。平成元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	—	15,234	37,610	
決算額	—	13,415	35,483	

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
(財源)				
国庫支出金	—	681	6,249	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	—	12,734	29,234	

(出典:定期監査資料)

(地方創生推進交付金)

(単位:千円)

交付金対象事業費等	事業費	最大交付金額	うち県分 (松山市と折半)
県産品 PR、会場内装飾・展示	2,453	1,226	613
働き方改革シンポジウム・えひめ まつやま OIC(おいし〜)フェスタ えひめ未来のしごと博・えひめ IT フェア 2019	23,390	11,695	5,011
海外プレスツアー	2,500	1,250	625
合計	28,342	14,171	6,249

(ii) 決算額の主な内訳

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	35,483	G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会負担金
合計	35,483	

(出典:定期監査資料)

(b) G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会

令和元年度収支決算は次のとおりである。

1 収入

(単位:千円)

区分	修正後 予算額(A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
負担金	75,220	75,220	—	愛媛県:37,610、松山市:37,610
出展料	5,970	5,970	—	サイドイベント「えひめ未来のしごと博・えひめ IT フェア 2019」出展料収入
預金利子	1	0	1	
繰越額	8,194	8,194	—	
収入合計	89,385	89,385	1	

2 支出

(単位:千円)

区分	修正後 予算額(A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
会合関連事業費	23,330	23,200	130	・地元主催歓迎レセプションの開催 ・会合参加者への記念品購贈呈 ・会合会場における県産品の展示

区分	修正後 予算額(A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
サイドイベント 事業費	32,953	32,908	45	・「えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム」開催 ・「えひめ・まつやま OIC フェスタ」開催 ・「えひめ未来のしごと博・愛媛 IT フェア 2019」開催
広報・おもてなし 事業費	12,200	12,024	176	・大使館職員視察ツアー実施 ・海外プレスツアー実施 ・ホームページ運営 ・広報サイン、広報ツール作成 ・小学生によるお出迎えイベント実施
総務費	20,901	16,998	3,903	・協議会の運営 ・事務局の運営 ・サイドイベントにおける自主警備の実施 ・記録誌の作成
予備費	1	-	1	
支出合計	89,385	85,131	4,254	
残余財産	-	4,254	-	

(出典:G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会 令和元年度決算書)

上記のうち目別支出額の主な支出額は次のとおりである。

(単位:千円)

目	節	予算額	支出負担 行為額	予算 残額	支出 命令額	支払 未済額
会合関連事 業費	委託料	21,490	21,360	130	21,360	-
サイドイベン ト事業費	委託料	29,846	29,846	-	29,846	-
広報・おもて なし事業費	委託料	10,051	9,875	176	9,875	-
総務費	委託料	16,754	12,850	3,903	12,850	-

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
G20 愛媛・松山労働雇用大臣 会合推進協議会	負担金、補助 及び交付金	35,483	<ul style="list-style-type: none"> ● G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会の令和元年度収支決算における残余財産 4,254 千円(G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会令和元年度収支決算)は負担金の拠出割合に応じて県及び松山市に2分の1ずつ負担金の返納が行われた。 ● この結果、決算額が 35,483 千円(予算額 37,610 千円-返納額 2,127 千円)になった。
合計		35,483	

(出典:定期監査資料)

(b) G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合推進協議会

目別節別の主な支出(契約金額 100 万円超のもの)の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

目	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
会合関連事業費	委託料	セーラー 広告 (株) 愛媛 本社	歓迎レセプション運営業務	12,965	随意 1 者	時間が限られる中で円滑に準備を進め実行できるのは、昨年度、企画提案コンペにより作成した歓迎レセプション実施計画を、計画作成段階で関係者と様々な調整を行うなど、業務の内容を熟知している同社しかない。※1	当初契約:11,058 変更後:12,965 (主な変更内容) ・アトラクション出演者の決定による音響・映像関係機材の見直しや出演料の変更による増 ・造作物の追加・変更による増 ・当初計画からの見直しによる未実施分等に係る減
	委託料	大和屋 本店 旅館	歓迎レセプション飲食提供業務	4,992	随意 1 者	歓迎レセプション会場となる旅館を運営しており、飲食の提供を行うことができるものが同社しかないため※2	契約金額変更なし
	委託料	株式会社 コンベンションリンクエージェンシー	会場展示業務	2,453	随意 1 者	会合主催者である厚生労働省が同社に会合の運営を委託していることから、会合期間中に会場に出入りできる唯一の業者であり、更に、展示可能箇所の厚生労働省との調整や、会合当日の展示品管理などの場面において業務を円滑かつ効率的に進めることができるため※3	契約金額変更なし
サイドイベント事業費	委託料	セーラー 広告 (株) 愛媛 本社	イベント「えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム」開催業務	3,345	随意 1 者	本業務委託は、平成 30 年度に実施した「G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合イベント関連業務委託」に基づき作成した「実施計画」を基本として業務を進める必要があり、イベント実施予定日までの期日が短く、参加者募集や出演者との諸調整及び本協	当初契約:1,638 変更後:3,345 (主な変更内容) ・愛媛新聞社共催プランを採用した愛媛新聞による社告広告費の追加 1,620※4

目	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
						議会との協議を短期間で実施するためには、本業務受託者は、「実施計画」を作成したセーラー広告(株)愛媛本社の一者に限られるため※1	
	委託料	セーラー広告(株)愛媛本社	イベント「えひめ・まつやま OIC (おいし〜)フェスタ」開催業務	4,627	随意1者	「イベント「えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム」開催業務」と同じ。※1	当初契約:2,354 変更後:4,627 (主な変更内容) ・愛媛新聞社共催プランを採用した愛媛新聞による社告広告費の追加1,620※4
	委託料	セーラー広告(株)愛媛本社	イベント「えひめ未来のしごと博・えひめITフェア2019」開催業務	21,387	随意1者	「イベント「えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム」開催業務」と同じ。※1	当初契約:4,924 1回目変更後:15,653 2回目変更後:21,387 (1回目の主な変更内容) ・年度当初より募集していた「出展者」の出展ブース数(90ブース⇒101ブース)及び出展料収入が確定したことにより、イベント開催費用のうち「出展料対応経費」の増額対応を行うもので、会場設営費 5,472、会議室費用 864、事務局運営費 1,746 ・愛媛新聞社共催プランを採用した愛媛新聞による社告広告費の追加1,620※4 (2回目の主な変更内容) ・「プロジェクター」から「LEDビジョン」への機材仕様変更に伴う増加 540 ・看板(サイン)関係費用の追加 935 ・フリーWi-Fi及びLAN回線の通信回線費用の追加 1,365
広報・おもてなし事業費	委託料	株JTB 松山支店	大使館職員視察ツアー実施業務	2,162	随意1者	平成30年10月22日に実施した「G20愛媛・松山労働雇用大臣会合に係る企画提案コンペ」において、大使館ツアー実施業務の応募は同社のみであったため	契約金額変更なし

目	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
	委託料	(公財)フォーリン・プレスセンター	海外プレスツアー実施業務	2,500	随意1者	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行するためには、参加する海外メディアを集めるノウハウが不可欠であり、これを確実にに行えるのは同法人に限られる。 ・同法人は、日本に関する多様で正確な報道が世界中で行われるよう、海外メディアとパイプを持っており、日本各地で同様のプレスツアーを多数企画、実施している。 ・30年度は、企画提案コンペによってJTB松山支店に委託(県内に事業所を有することを条件としたために、提案があったのは同社のみ)したが、催行人数を集めることができなかつたために、中止にした経緯がある。 	契約金額変更なし
総務費	委託料	愛媛総合警備保障(株)	自主警備・交通誘導業務	9,720	随意1者	<ul style="list-style-type: none"> ・30年度の「自主警備・交通誘導計画作成業務」の発注において、県警備協会に協力を求め、受託可能性のある警備会社の調査を行うとともに、警備業界に広く入札公告を周知したものの、入札参加者は同社1者であったことから、元年度の計画から実施に移す本業務の発注においても、一層の警備への豊富な経験が求められること、大勢の警備員の確保が必要になること等から同社1者に限られる。 ・元年度の業務は、 	契約金額変更なし

目	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
						30年度に作成した「自主警備・交通誘導計画」に基づき、限られた時間で、円滑に自主警備・交通誘導を行う必要があり、本計画を作成した当該事業者以外には適切に対応することは困難※5	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

※1 企画提案コンペ実施要領に、「2019年度契約については、2018年度の実績も踏まえたうえで、今回受注業者を契約相手方の第一候補とする。」ことが明記されていた。

※2 随意契約の理由に「歓迎レセプション会場となる旅館を運営しており、飲食の提供を行うことができるものが同社しかないため」としていることに対する質問に対する愛媛県の回答は次のとおりであった。

質問	回答
歓迎レセプション会場の選定については、入札等を実施しているか。	入札等は実施していない。
飲食の提供ができ、かつ歓迎レセプション会場となりうる旅館等は大和屋本店旅館以外にもあるように考えられるが、随意契約(複数見積の徴求含む。)を行った理由	<p>歓迎レセプション会場の選定については、会場の規模(※)だけでなく、会場周辺を含めた警備・交通対応が必要であったため、要人を招いたレセプションの開催実績等も勘案しつつ、厚生労働省や県警の意見も参考に、当初より、大和屋本店で開催することで調整したものであり、入札等は実施していない。</p> <p>※松山市中心部のコンベンション会場としては、大臣会合の会場となったANAクラウンホテルに次ぐ規模。</p> <p>要人参加者が200名を超える規模の歓迎レセプションの開催は、他のホテルでは対応が難しい。(レセプション参加者のほか、警備、マスコミ、各種イベント関係者が一斉に参集するため)</p>

※3 厚生労働省が実施した企画提案コンペにより、大臣会合の運営業務が同社に委託されたことによるものであり、同省から文書による通知を受けたものではないが、他社に業務委託することは事実上できないため随意契約としたとのことであった。

※4 愛媛新聞社共催プランを当初契約時には採用していなかったが、関連イベントへのより一層の集客を図るため、さらなる広報が必要と判断したことによる追加である。これは「えひめ・まつやま働き方改革シンポジウム」だけでなく、「えひめ・まつやま OIC(おいし〜)フェスタ」や「えひめ未来のしごと博・えひめ IT フェア 2019」といった他のサイドイベントと合わせて複数回の広告を委託することにより、1イベントあたりの広告費用が値引きとなることや、大臣会合終了後の全面見開き記事広告の掲載が無料となることから追加採用したものであった。

※5 平成 30 年度の「自主警備・交通誘導計画作成業務」は公募型指名競争入札を実施しているが、令和元年度の「自主警備・交通誘導業務」契約はこれと分け随意契約としている。これらを分けたのは、「自主警備・交通誘導計画作成業務」の発注にあたり、入札による価格競争が働くことを想定していたことによるものであった。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
地元主催事業やPR活動の実施回数	単位	回	回
	平成 29 年度	—	—
	平成 30 年度	3	5
	令和元年度	8	13

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
G20大臣会合開催による経済波及効果	単位	百万円	百万円	%
	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	—	—	—
	令和元年度	800	※1 1,095	136.9

(出典:事務事業評価表)

※1 G20 愛媛・松山労働雇用大臣会合開催に伴う経済効果(㈱いよぎん地域経済研究センター)とWEBパブリシティ効果広告換算値(㈱内外切抜通信社)の合計額

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	県関与の必要性:県が主体となって誘致したものであり、地元として、受け入れ態勢の構築など会合開催に向けた準備を進める必要があることから、県と開催都市の松山市とで連携して取り組んでいくもの

区分		評価	評価理由等
有効性	成果動向	成果順調である	元年度は、協議会によるサイドイベントの実施や、地元主催レセプションの開催等に取り組み、会合開催による経済効果は目標を上回る10億95百万円と推計された。代表団からは、おもてなしや食に対し高い評価を得られ、県の対外的な魅力発信や愛媛ファンの拡大にもつながった。
	成果向上余地	成果向上余地が小さい	元年度終了事業のため
効率性		効率化の余地(コスト改善策): 無 受益者負担:有 (拡大の余地なし)	過去にG7を開催した他県の実績を踏まえて必要経費を計上している。 開催地である松山市も1/2負担している。
中四国各県との比較		他県と同水準	過去にG7を開催した他県の事業費規模・内容を参考にし、同程度の取組を行っている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	休止・廃止	当初の目的を達成したことから、元年10月末日をもって協議会を解散し事業を終了
2~3年後の見直しの可能性	無	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 負担金の戻入額について戻入決議書兼通知書等の関連資料の閲覧及び吟味を実施した。
- ⑤ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料

を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 複数年度に亘る関連業務の一体とした入札の実施(意見事項 19)

(発見事項)

自主警備・交通誘導業務契約は随意契約になっていた。これを随意契約とした理由は、「30年度の「自主警備・交通誘導計画作成業務」の発注において、県警備協会に協力を求め、受託可能性のある警備会社の調査を行うとともに、警備業界に広く入札公告を周知したものの、入札参加者は同社 1 者であったことから、元年度の計画から実施に移す本業務の発注においても、一層の警備への豊富な経験が求められること、大勢の警備員の確保が必要になること等から同社 1 者に限られる。」ことと、30年度に作成した「自主警備・交通誘導計画」に基づき、限られた時間で、円滑に自主警備・交通誘導を行う必要があり、本計画を作成した当該事業者以外には適切に対応することは困難。」としていた。

その一方で、平成 30 年度の「自主警備・交通誘導計画作成業務」と令和元年度の「自主警備・交通誘導業務」を分けて契約していた。これらを分けたのは、「自主警備・交通誘導計画作成業務」の発注にあたり、入札による価格競争が働くことを想定していたことによるとのことであった。

「自主警備・交通誘導計画作成業務」は公募型指名競争入札が行われているが、その仕様書には、「イベント関連業務企画提案に係る仕様書」に記載されているように「2019 年度契約については、2018 年度の実績も踏まえたくて、今回受注業者を契約相手方の第一候補とし、随意契約を行う予定。」といった複数年度に亘る関連業務を原則として一体として扱う予定の記載がなかった。

(問題点)

随意契約の理由にあるように「自主警備・交通誘導計画作成業務」と「自主警備・交通誘導業務」は密接不可分であるにもかかわらず仕様書に原則として一体契約として扱う予定の記載がないことから応札意欲の向上につながらなかった可能性があること、これらを分けることが適当であるとの当初判断に問題がないのであれば随意契約とした「自主警備・交通誘導業務」も指名競争入札等によることが適当と考えられることから契約方式の吟味が不十分であると考えられることが問題である。

(意見事項 19) 複数年度に亘る関連業務の一体とした入札の実施

複数年度に亘る、計画業務とその遂行業務のように密接不可分で同一業者が実施することがより効率的であると判断できる業務については、これらについてそれぞれ別に入札等を行うことを前提に契約を分けるのではなく、当初の計画業務の仕様書に複数年度に亘る関連業務を原則として一体として扱う予定である旨の記載を行ったうえで、入札等を実施することが望ましい。

そうすることで、応札者の増加への誘因につながり、結果としてより効率的・経済的な契約締結が行える可能性がある。

10. がんばる南予観光支援事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
事業の必要性	<p>南予博終了後の南予観光の推進については、「いやしの南予」のブランド醸成や一層の魅力発信に重点を置き、「旅南予協議会」を中心に、全国に対して南予を訴求する取組みを実施する。令和元年度は、平成30年7月豪雨災害を受け、誘客促進やプロモーションを強化するほか、宿泊と「いやし体験プログラム」を組み合わせた「いやしの南予・体験泊」の拡充による受入体制の整備に取り組む。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 西日本豪雨からの復興に向けた誘客促進と、「いやしの南予」ブランドの醸成や一層の魅力発信を進めるため、「旅南予協議会」を中心に、全国に対して南予を訴求する取組みを実施した。 ● 南予観光プロモーション事業 3,050 千円 南予博で育成されたプログラムや素材を活かし、メディア等を活用して全国に南予の魅力をPRし、南予のブランド化を図る事業 令和元年度は、南予の豊かな自然や町並み、食材などの「音」と「色」を組み合わせたプロモーション映像の制作・配信やテレビ特別番組を制作するなど、南予のPRを実施した。 ● がんばる南予誘客促進事業 650 千円 南予博で構築した大手旅行会社等とのネットワークを活かし、南予の観光体験プログラム等の旅行商品の造成を進め、南予への誘客を図る事業 ● 「いやしの南予」受入体制整備事業 375 千円 宿泊と「いやし体験プログラム」を組み合わせた「いやしの南予・体験泊」の確立による受入体制の整備を図る事業 ● がんばる南予観光支援事業【特別】 6,300 千円 体験プログラムや地元食材を使った食事などを組み込んだ周遊バスツアーやJR特急列車を運輸事業者等と連携して運行し、南予への誘客を促進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 9月～11月 ・運行ルート バスツアー:主に被災3市を周遊する3コース 特急列車:松山～宇和島間 ・料金 バスツアー:500円、JRフリー切符:1,000円 ・送客(販売)バスツアー:907人、JRフリー切符:456枚 ● 事務局運営 125 千円

事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成29年度から令和元年度までの継続事業である。平成元年度は愛顔枠事業に指定されている。なお、令和2年度は「いやしの南予観光プロモーション推進事業費」に名称が変更されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表、当初予算見積額一覧表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度 ※1	平成30年度 ※1	令和元年度 ※2	備考
予算現額	4,218	4,200	10,500	
決算額	4,218	4,200	10,500	
(財源)				
国庫支出金	4,218	2,100	5,250	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	4,218	2,100	5,250	

(出典:定期監査資料)

※1 平成29年度及び平成30年度の事業名は「いやしの南予観光プロモーション推進事業費」であった。

※2 愛顔枠事業として特別枠6,300千円が増額されている。

(ii) 決算額の主な内訳

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助金	10,500	旅南予協議会負担金
合計	10,500	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書(観光物産課))

(b) 南予広域連携観光交流推進協議会

令和元年度収支決算は次のとおりである。

1 収入

(単位:千円)

区分	予算額(A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
負担金	23,100	23,100	-	県負担金:4,200、特別枠6,300、市町負担金:12,600
諸収入	1	0	1	
繰越額	5,385	5,385	-	
収入合計	28,486	28,485	1	

2 支出

(単位:千円)

区分	予備費充当後 予算額(A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
総務費	1,490	1,333	157	事務局運営費
事業費	17,300	16,295	1,005	・「いやしの南予」観光プロモーション事業 ・「いやしの南予」誘客促進事業 ・「いやしの南予」受入体制整備事業
	6,300	6,169	131	特別事業
予備費	3,396	-	3,396	
支出合計	28,486	23,797	4,689	
翌年度繰越額	-	4,689	-	

(出典:南予広域連携観光交流推進協議会 令和元年度決算書)

上記のうち目別支出額の主な支出額は次のとおりである。

(単位:千円)

目	節	事業名	予算額	支出額	予算 残額
総務費	-	事務局運営費	1,490	1,333	157
事業費	-	「いやしの南予」観光プロモーション事業	12,200	11,621	579
事業費	-	「いやしの南予」誘客促進事業	3,600	3,173	427
事業費	-	「いやしの南予」受入体制整備事業	1,500	1,500	▲0
事業費	-	特別事業	6,300	6,169	131

(出典:南予広域連携観光交流推進協議会 会計帳簿、支出負担行為書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
旅南予協議会	負担金補助金	10,500	継続事業分 4,200、愛顔枠事業分 6,300
合計		10,000	

(出典:定期監査資料)

(b) 南予広域連携観光交流推進協議会

事項別節別の主な支出(契約金額 100 万円超のもの)の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

事項名	節	支出先	経費 の内訳	支出 額	契約 方法	随意契約・ 選定理由	契約額の変 更等
「いやしの南予」観光プロモーション事業	委託料	岡田印刷(株)	いやし体験プログラムパンフレット改版増刷	2,570	随意 1者	改版・増刷を行うパンフレットは、28年度にえひめいやしの南予博 2016 実行委員会が、岡田印刷(株)に委託して作成したものであり、30年度においても同じく岡田	契約金額変更なし

事項名	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
						印刷(株)に委託して改版・増刷を行ったものであり、本業務は、プログラムの開催場所や開催期間、問合せ先の修正、QRコードの添付など当パンフレットに係る小規模な修正及び増刷業務であるため	
	委託料	セーラー広告(株)愛媛本社	令和元年度「いやしの南予ぐるっと旬グルメ&まるごとクーポン」実施業務	3,597	随意企画提案公募2者参加	いやしの南予ぐるっと旬グルメ&まるごとクーポン作成事業委託業務予定者審査要領に基づく選定委員会において、選定委員による企画提案書の審査を行い選定した業務予定者であるため	契約金額変更なし
	委託料	セーラー広告(株)愛媛本社	いやしの南予観光プロモーション映像制作・配信業務	3,200	随意企画提案公募2者参加	企画提案公募に提案があり、最高点を獲得した事業者と協議し合意ができたため	契約金額変更なし
「いやしの南予」誘客促進事業	委託料	合同会社ARCLEAD	がんばる南予誘客促進事業	1,572	随意企画提案公募2者参加 但し企画書が間に合わず、1者取り下げ	企画提案の募集を行い、審査により最も高い評価を受けた者を委託先に選定するものであり、その性質が競争入札に適さないため、随意契約とする。 今回、本事業への参加希望書を提出した事業者は上記事業者のみであり、審査の結果、委託候補者として適切であると認められるため	当初契約：1,555 変更後：1,572 (主な変更内容) 消費税率引き上げによる。
「いやしの南予」受入体制整備事業	委託料	(株)リクルートライフスタイル	「いやしの南予・体験泊」商品造成支援・広報事業	1,500	随意1者	(株)リクルートライフスタイルは、平成30年度の本事業の委託事業者であり、「いやしの南予・体験泊」プランの造成、インターネットを活用した広報等の実績やノウハウを有するとともに、南予地域の宿泊事業者、住民グループ等とのネットワークを有し、本事業の効率的かつ経済的な業務遂行が可能であるため	契約金額変更なし
特別事業	委託料	(株)JTBS松山支店	特別事業費南予周遊バスツアー	4,300	随意企画提案公募1者参加	当事業は、南予への誘客促進を図るため、同地域の観光資源と旅行者ニーズを熟知した旅行会社であり、かつ、周遊バスのルート設定やプロモーションなどの	契約金額変更なし

事項名	節	支出先	経費の内訳	支出額	契約方法	随意契約・選定理由	契約額の変更等
						優れた企画力、バス会社等の調整、運営能力並びに県外観光客への販売力が必要であることから、委託契約先選定にあたっては、価格による競争を行うことは適切でないため	
	委託料	四国旅客鉄道(株)	愛あるフリーキップ造成・販売管理業務	1,867	随意1者	当該業務については、南予への誘客促進を図り、昨年7月豪雨災害からの観光復興を確かなものとするため、四国旅客鉄道(株)及び当協議会が連携・協力して企画・実施するものであり、両方で経費負担することとしている。 JR予讃線・松山駅～宇和島駅間における特急列車・普通列車の普通車自由席が1日間乗り放題となる特別企画乗車券の造成・販売管理業務は同社しか行うことができず、性質上競争入札に適さないため	当初契約：2,000 変更後：1,867 (主な変更内容) 台風接近の影響による輸送障害のため、発売日を3日間追加したが、結果として販売予定数500枚を実績が456枚と下回ったため

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
旅行代理店等による旅行商品造成数	単位		
	平成29年度	40	40
	平成30年度	40	35
	令和元年度	40	39

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
南予地域の観光客数	単位	人	人	%
	平成29年度	8,000	7,625	95.3
	平成30年度	8,000	6,898	86.2
	令和元年度	8,000	7,167	89.6

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	南予地域の観光振興については、「町並博」開催以

区分		評価	評価理由等
有効性	成果動向	成果横ばい	降、旅南予協議会を核として地元関係者と連携し、主体的・自立的な観光まちづくりを推進してきており、24年度に開催した「いやし博」や 28 年度に開催した「南予博」を契機に活動を始めた住民グループへの支援も含め、圏域でまとまって支援することが効果的なため、今後も県が実施すべき。
	成果向上余地	大きく成果向上する	
効率性		効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:有(拡大の余地あり)	旅南予協議会の事業費は、南予のブランド化や旅行商品の造成などに取り組むための必要最低限の予算を確保しているものである。
中四国各県との比較		他県と同水準	高知県をはじめ、他県においても県と市町が連携した広域観光の取組事例がある。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	南予地域の観光振興については、「町並博」、「いやし博」、「南予博」を契機に、旅南予協議会を核として、地域住民主体の観光まちづくりを持続的に推進している。
2～3年後の見直しの可能性	有	人口減少が続く南予地域の活性化のため、さらには観光を南予の産業の柱に育てていくためには、南予への集客とブランド確立に向けて、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。
- ⑤ 負担金の支出先である南予広域連携観光交流推進協議会事務局への往査及びヒアリング、関連資料の閲覧並びにサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 特別枠予算との関連性を考慮した活動指標及び成果指標の設定(意見事項 20)

(発見事項)

令和元年度の事業費は平成 30 年度の 4,200 千円に比べて 2 倍強の 10,500 千円であったにもかかわらず、南予地域の観光客数はほとんど横ばい(平成 29 年度 7,625 人、平成 30 年度 6,898 人、令和元年度 7,167 人)であった。また、南予地域の観光客数は成果指標とされているが、事業費規模の増加にもかかわらず、この成果指標も平成 29 年度から令和元年度まで 8,000 人と同数であった。さらに、活動指標も平成 29 年度から継続して旅行代理店による旅行商品造成数のみであり、計画数も令和元年度まで 40 で同数であった。この状況に対して、県は平成 30 年度の西日本豪雨により落ち込んだ観光客数の回復を図るための事業費を増額したものであり、一定の効果があつたと考えているとのことであった。

特別枠事業のうち「特別事業費南予周遊バスツアー」では、ワンコインバス 25 本を運行し、907 人が利用するなど予定数量は完売であった。また、「愛あるフリーキップ造成・販売管理業務」事業では、1 日フリーキップを 20 日間分 456 枚販売し、台風等の影響により予定数量 500 枚に届かなかったが 91.2%の達成率であった。

(問題点)

令和元年度の特別枠 6,300 千円の予算増額は、従来からの継続事業に追加された事業に係るものであり、この特別枠に対する事務事業評価が行われていない点が問題である。

(意見事項 20) 特別枠予算との関連性を考慮した活動指標及び成果指標の設定

事務事業評価の指標とする活動指標及び成果指標は毎年度同じものを採用するのではなく、評価年度に特別枠予算増額及びこれに係る追加事業がある場合これらに対応する関連あるものを追加して設定することが望ましい。

11. 東予東部圏域振興イベント実施事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
-----	-------

事業の必要性	東予東部に位置する新居浜市、西条市、四国中央市の3市は、「山」とその恵みに育まれた全国でも屈指の「ものづくり産業」が集積する圏域として発展してきており、これらの特性を活かすとともに、「食」等の視点も取り入れたイベントの実施を通じて、当圏域の魅力を県内外に広くPRし、交流人口の拡大や定住・移住の促進を図るほか、実需を伴う観光振興やものづくり産業を支える人材確保といった地域課題の解決につなげるため
事業内容	<p>「山」とその恵みに育まれ全国でも屈指の「ものづくり産業」が集積する東予東部圏域において、県内外への魅力発信や観光振興、定住・移住の促進による産業人材の確保など、圏域の一体的かつ持続的な発展につなげることを目的とした広域振興イベント「えひめさんさん物語」を開催した。</p> <p>(1) 名称 東予東部圏域振興イベント (2) 愛称 えひめさんさん物語 (3) 開催時期 2019年4月20(土)～11月24日(日) (4) 開催場所 新居浜市、西条市、四国中央市ほか (5) テーマ 東予アクティブライフの創造 (6) キャッチコピー 三都を巡る、きらめくモノ・コトさがし (7) 事業対象 東予東部圏域振興イベント実行委員会</p>
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成29年度から令和元年度までの継続事業であり、愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度※1	備考
予算現額	7,506	49,108	150,604	
決算額	7,156	48,150	149,606	
(財源)				
国庫支出金	3,578	23,775	72,943	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	3,578	24,375	76,663	寄附金等の充当前の金額、その他財源(自治総合センター助成金含めている)

(出典:定期監査資料)

※1 令和元年度がイベント実施年度であるため、歳出決算額が著しく増加している。

(ii) 決算額の主な内訳

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	1,200	
役務費	580	
使用・賃借料	720	
負担金補助金	148,104	愛媛県東予東部圏域振興イベント実行委員会負担金
合計	150,604	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書(観光物産課))

(b) 東予東部圏域振興イベント実行委員会

令和元年度収支決算は次のとおりである。

(単位:千円)

区分	最終予算額①	決算額	差引額	備考
負担金	293,208	293,208	-	県負担金 148,104 市負担金 145,104
繰越金	20,842	20,842	-	
寄付金	25,400	24,310	1,090	企業協賛金等
諸収入	1	2	▲1	預金利子
収入合計	339,451	338,362	1,088	
総務費	3,631	3,480	151	実行委員会の運営、事務局の運営等
事業費	335,818	※1 330,724	5,094	イベント等事業の準備、調整、実施
予備費	2	-	2	
支出合計	339,451	334,205	5,246	
剰余金	-	※2 4,157	▲4,157	

(出典:東予東部圏域振興イベント実行委員会令和元年度収支決算)

※1 イベント関係費 185,785 千円、広報宣伝・誘客費 116,021 千円、地域・企業参加促進費 28,919 千円

※2 令和2年4月に書面開催した第7回実行委員会において、下記の方針により剰余金の処分方法を諮ったうえ、議決に基づき「えひめさんさん物語フォローアップ協議会」に引き継いでいる。

<剰余金の処分方針>

決算により生じる剰余金については、えひめさんさん物語の成果を継承し、引き続き東予東部圏域の魅力を圏域内外に広く発信し、交流人口の拡大を図り、定住・移住を促進し、ものづくり産業の人材確保につなげることを目的とした、「えひめさんさん物語フォローアップ協議会」へ寄付することとする。

令和元年度支出額の主な支出額は次のとおりである。

(単位:千円)

款	項	目	節	摘要	支払先	負担 行為額
事業費	イベント 関係費	プロデュ ース業務 委託費	委託料	えひめさんさん物語プロデュース 業務委託料	UG WORK (合同)	11,200
事業費	イベント 関係費	コアプロ グラム実 施事業 費	委託料	コアプログラム等(子ども、水、山 の物語)業務委託料	南海放送(株)	74,970
事業費	イベント 関係費	コアプロ グラム実 施事業 費	委託料	コアプログラム等(子ども、水、山 の物語)業務委託料増額分	南海放送(株)	4,000
事業費	イベント 関係費	コアプロ グラム実 施事業 費	委託料	コアプログラム等(ものづくり、あ かがね、紙の物語)業務委託料	(株)ハートス	93,050
事業費	イベント 関係費	コアプロ グラム実 施事業 費	委託料	コアプログラム等(ものづくり、あ かがね、紙の物語)業務委託料 増額分	(株)ハートス	1,723
事業費	広告宣 伝・誘客 費	広告宣 伝・誘客 費	委託料	セレモニーイベント・広報誘客デ ィレクション業務委託料	セーラー広 告(株)	61,500
事業費	広告宣 伝・誘客 費	広告宣 伝・誘客 費	委託料	広報宣伝業務委託料	セーラー広 告(株)	42,012
事業費	広告宣 伝・誘客 費	広告宣 伝・誘客 費	委託料	セレモニーイベント(閉会イベン ト)業務委託料	セーラー広 告(株)	1,806
事業費	広告宣 伝・誘客 費	広告宣 伝・誘客 費	委託料	セレモニーイベント・広報誘客デ ィレクション業務委託料増額分	セーラー広 告(株)	1,139
事業費	広告宣 伝・誘客 費	広告宣 伝・誘客 費	委託料	広報宣伝業務委託料減額分	セーラー広 告(株)	▲1,768
事業費	地域・企 業参加 促進費	チャレン ジプログ ラム支援 費	負担金・ 補助及 び交付 金	チャレンジプログラム助成金①	元気プロジ ェクト他	20,086
事業費	地域・企 業参加 促進費	チャレン ジプログ ラム支援 費	負担金・ 補助及 び交付 金	チャレンジプログラム助成金②	特定非営利 法人 e ワー ク他	10,022

(出典:東予東部圏域振興イベント実行委員会 会計帳簿)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
東予東部圏域振興イベント実行委員会	負担金、補助及び交付金	148,104	
合計		148,104	

(出典:支出関係文書)

(b) 東予東部圏域振興イベント実行委員会の決算額

事項別節別の主な支出(契約金額100万円超のもの)の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

項	目	節	支払先	摘要	負担 行為 額	契約 方法	随意契約・ 選定理由	契約額の変更等
イ ベ ン ト 関 係 費	プロデュ ース業 務委託 費	委託 料	UG WORK (合同)	えひめさん さん物語 プロデュ ース業 務委託 料	11,200	随意 1者	※2	変更なし 予定価格 11,400
	コアプロ グラム実 施事業 費	委託 料	南海放送 (株)	コアプログ ラム等(子 ども、水、 山の物語) 業務委託 料	78,970	随意 1者	※2	当初契約 74,970 予定価格 75,600 増額 4,000 (一部委託内容 変更)
	コアプロ グラム実 施事業 費	委託 料	(株)ハート ス	コアプログ ラム等(も のづくり、 あかがね、 紙の物語) 業務委託 料	94,773	随意 1者	※2	当初契約 93,050 予定価格 93,960 増額 1,723 (消費税変更増 額)
広 告 宣 伝・ 誘 客 費	広告宣 伝・誘 客費	委託 料	セーラー 広告(株)	セレモニー イベント・ 広報誘客 ディレク ション業 務委託 料	62,639	随意 1者	※2	当初契約 61,500 予定価格 62,640 増額 1,139
	広告宣 伝・誘 客費	委託 料	セーラー 広告(株)	広報宣伝 業務委託 料	40,244	随意 1者	※2	当初契約 42,012 予定価格 43,200 減額 1,768
	広告宣 伝・誘 客費	委託 料	セーラー 広告(株)	セレモニー イベント (閉会イ ベント)業 務委託 料	1,806	随意 1者	※2	変更なし 予定価格 1,815

項	目	節	支払先	摘要	負担 行為 額	契約 方法	随意契約・ 選定理由	契約額の変更等
地域・ 企 業 参 加 促 進 費	チャレン ジプログ ラム支援 費※1	負 担 金・補 助 及 び 交 付金	元気プロ ジェクト 他	チャレンジ プログラム 助成金	28,347			

(出典: 東予東部圏域振興イベント実行委員会 会計帳簿、支出負担行為書)

※1 チャレンジプログラムに参加した団体に対するプログラム経費の助成。1 団体 50 万円を限度に助成したもの

※2 随意契約・選定理由は次のとおりである。

摘要(契約)	随意契約・選定理由
えひめさんさん物語プロデュース業務委託料	<p>東予東部圏域振興イベント「えひめさんさん物語」の開催にあたり、イベントの賑わい創出や、地元の機運醸成、開催後の効果継続などを重視して展開することで波及効果をさらに高めるものであり、委託先については、①振興イベントについて、実務的に専門知識と経験を有していること、②誘客促進及び効果的な広報戦略を有していること、③振興イベント施策や事情に精通し、実行委員会の考え方を踏まえたうえで、来場者の目線に立ったイベント演出が行えること、④振興イベントに携わった経験があり、当該圏域の課題等を認識していることといった要件を満たす必要がある。</p> <p>UG WORK 合同会社代表 澤田裕二氏は愛知万博の基本計画策定その他の多数の地方振興イベントに携わり、そのノウハウを有するだけでなく、集客施設等の企画・デザイン・設計を主な業務とし、イベントの企画運営の業務を多数受任しているため、その経験と人脈を生かした誘客促進及び広報戦略の展開が期待できること。</p> <p>同氏は平成 29 年度実施計画策定業務、平成 30 年度プロデュース業務に携わっていることからその実績や経験等を考慮すると、短期間で効果的な業務の対応が可能な事業者は同社以外にないため</p>
コアプログラム等(子ども、水、山の物語)業務委託料	<p>(随意契約とする理由)</p> <p>えひめさんさん物語のイベント状況について精通していること、県内全域において広報による一定の影響力を有していることといった要件を満たす必要があるため、競争原理に基づき相手方を決定することが適当でなく、相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、契約することが適当との判断</p> <p>(契約の相手先とする理由)</p> <p>同事業者は、2018 年度えひめさんさん物語に係るコアプログラム等委託業務を受託しており、コアプログラム「子どもの物語」については 2018 年 9 月開催のプレイベントにおいて運営実績があり、さらに、豊富な取材経験により東予の地域資源やイベントについて熟知しており、使用できる映像の蓄積も多いことから、メディアを中心とした工法における一定の影響力を有するため</p>

摘要(契約)	随意契約・選定理由
<p>コアプログラム等(ものづくり、あかがね、紙の物語)業務委託料</p>	<p>(随意契約とする理由)</p> <p>えひめさんさん物語のイベント状況について精通していること、各イベントに必要なアーティストや関係各所と調整が可能であることといった要件を満たす必要があるため、競争原理に基づき相手方を決定することが適当でなく、相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、契約することが適当との判断</p> <p>(契約の相手先とする理由)</p> <p>同事業者は、2018 年度えひめさんさん物語に係るコアプログラム等委託業務を受託しており、コアプログラム「ものづくり物語」については 2018 年 9 月開催のイベントにおいて運営実績があり、東予における一定の情報量や人脈を有するうえに、アーティストや関係各所との調整力も有するため</p>
<p>セレモニーイベント・広報誘客ディレクション業務委託料</p>	<p>(随意契約とする理由)</p> <p>えひめさんさん物語のイベント状況について精通していること、各媒体を通じて他県での広報についても影響力を有していることといった要件を満たす必要があるため、競争原理に基づき相手方を決定することが適当でなく、相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、契約することが適当との判断</p> <p>(契約の相手先とする理由)</p> <p>同事業者は、2018 年度のえひめさんさん物語に係るコアプログラム等委託業務「セレモニー・広報誘客ディレクション業務」を受託しており、偏りのない統一感ある広報素材による効果的な情報発信・宣伝が必要であるためこれらの業務を担当できる会社と契約する必要があるため</p>
<p>広報宣伝業務委託料</p>	<p>(随意契約とする理由)</p> <p>えひめさんさん物語のイベント状況について精通していること、民放 4 局における CM 放映だけでなく他県での広報についても影響力を有していることといった要件を満たす必要があるため、競争原理に基づき相手方を決定することが適当でなく、相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、契約することが適当との判断</p> <p>(契約の相手先とする理由)</p> <p>同事業者は、2018 年度、2019 年度のえひめさんさん物語に係るコアプログラム等委託業務「セレモニー・広報誘客ディレクション業務」を受託しており、偏りのない統一感ある広報素材による効果的な情報発信・宣伝が必要であるためこれらの業務を担当できる会社と契約する必要がある、さらに、地域に密着した広告代理店として県内の民放 4 局との関係も深く、本件県委託料の範囲内で CM 放映が可能なことに加え各局に番組の制作・放送してもらい影響力があるため</p>

摘要(契約)	随意契約・選定理由
セレモニーイベント(閉会イベント)業務委託料	<p>(随意契約とする理由)</p> <p>本業務は、約 7 カ月にわたって開催する「えひめさんさん物語」の成果を各メディア、地域住民等に周知するものであり。「えひめさんさん物語」の理念を継承し、今後の東予東部圏域の地域振興の取組みへとつなげていくセレモニーであることから、①えひめさんさん物語イベント状況について精通していること、②チャレンジプログラムやコアプログラムのキーパーソンとのネットワークを持っていること、③東予東部の観光に係る特徴、魅力を十分に熟知していることといった要件を満たす必要があるため、競争原理に基づく契約が必ずしも適当でなく、相応する資力、信用、技術、経験などを有する相手方を選定し、契約を締結することが妥当であるとの判断</p> <p>(契約の相手先とする理由)</p> <p>同事業者は、2018 年度、2019 年度のえひめさんさん物語に係るコアプログラム等委託業務「セレモニー・広報誘客ディレクション業務」を受託しているため、引き続き偏りのない統一感あるセレモニーイベントを実施することが可能である。また、南予博でもクロージング業務を担当した実績があるため、地元の意向をくみ取った閉会イベントの企画とその実現が可能であり、さらに、県内各メディアを最大限活用した効果的な工法や相乗的な誘客を図ることも可能であるため</p>

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画※1	実績※1
基本計画・実施計画の策定	単位	件	件
	平成 29 年度	2	2
	平成 30 年度	-	-
	令和元年度	-	-
ワークショップ・シンポジウムの開催回数	単位	回	回
	平成 29 年度	4	4
	平成 30 年度	-	-
	令和元年度	-	-

(出典:事務事業評価表)

※1 活動指標が平成 29 年度しか設定されておらず、平成 30 年度以降計画が設定されていないのは、活動指標はイベント準備に伴うものであるため、平成 30 年度以降は実績がないことによる。

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画※1	実績※1	達成率
東予東部圏域の観光客数	単位	千人	千人	%
	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	-	-	-
	令和元年度	3,650	3,505	96.0

成果指標	年度	計画※1	実績※1	達成率
チャレンジプログラム ² 数	単位	件	件	%
	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	-	-	-
	令和元年度	60	100	166.7

(出典:事務事業評価表)

※1 成果指標が令和元年度しか設定されていないのは、イベント実施年度の観光客数を成果指標としているためとのことである。

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	東予東部圏域では、これまでに県が関わる地域活性化イベントを開催した例がないため、南予博等の長期間開催されるイベントの開催実績があり一定のノウハウを有する県が関与し実施する方が、より効率的である。
有効性	成果動向	成果順調である	また、過去の地域活性化イベント等により、「しまなみ」のブランド化が図られ、「南予」も認知度を上げており、更なる県全体への観光誘客と県内での滞在時間の延長のため、イベント終了後も引き続き「東予東部」圏域の観光ブランド化を図っていきたいと考える。
	成果向上余地	大きく成果向上する	
効率性		効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:有(拡大の余地あり)	約半年間にわたる長期的なイベントであることや、東予東部圏域初の開催であるため、イベントの準備や地域住民グループとの連携など、時間と労力を要する取組みも実施する必要があることから、それに見合う経費を計上している。
中四国各県との比較		他県と同水準	高知県では「志国高知 幕末維新博」が開催されるなど他県でもテーマ性や地域性を活かした観光振興イベントが開催されている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	休止・廃止	令和元年度でイベントは終了したため本事

² 東予東部圏域に住む地域住民、企業・団体が自主的、主体的に新しいプログラム開発に取り組み、イベント後に地域のアクティブライフを担い発展させるプログラム

区分	事業方針	説明
2～3年後の見直しの可能性	無	業は廃止するが、フォローアップのための事業を別途立ち上げ、引き続き東予東部圏域の観光ブランド化を図る。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。
- ⑤ 負担金支出先の収支決算書の閲覧・分析、関連資料の閲覧及びサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 活動指標の見直し・再設定(意見事項 21)

(発見事項)

東予東部圏域振興イベント実施事業費の活動指標が平成 29 年度しか設定されておらず、平成 30 年度以降計画が設定されていない。その理由は、活動指標はイベント準備に伴うものであるため、平成 30 年度以降は実績がないことによるものであった。

(問題点)

イベント実施年度は令和元年度であり、イベント完了まで事業にかかわっていくことを鑑みると活動指標を設定していないことは事務評価を行うことができない点で問題がある。

(意見事項 21)活動指標の見直し・再設定

事業の進捗により、当初設定した活動指標で評価できないのであれば、活動指標の見直し又は再設定を行うことが望ましい。

(ii) 事業に関連する成果指標の設定(意見事項 22)

(発見事項)

愛媛県は、東予東部圏域振興イベント実施事業費の成果指標として東予東部圏域の観光客数とチャレンジプログラム数を設定している。観光客数の算定方法として、イベント終了後市町等を通じて調査集計を行うことにしているが、成果指標として集計されている観光客数は令和元年度における東予東部圏域の観光客数合計であった。

一方で、定期監査資料には、事業の成果として次の記載があった。

- ① イベント来場者数:約 81 万人
- ② チャレンジプログラム認定件数:100 件
- ③ 経済波及効果:約 41 億円
- ④ パブリシティ効果:約 8 億円

(問題点)

当該事業の場合、年度の観光客数は様々な要因が影響することになり、成果指標としては事業との関連性が希薄である点が問題である。

(意見事項 22) 事業に関連する成果指標の設定

事業との関連性がより高い指標を成果指標として設定する方が事業評価の観点から望ましい。定期監査資料に記載している事業成果などがその例になるものと考えられる。

12. 四国観光連携事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
事業の必要性	四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業を、官民一体となって効果的かつ円滑に実施し、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域の活性化や国際化に寄与する。また、愛媛への観光客誘致を促進するため、本県独自の観光推進事業を実施する。
事業内容	<p>1. 四国 4 県・JR 四国等民間企業、共同事業 (35,000 千円)</p> <p>(1) 実施主体 四国ツーリズム創造機構(会員:四国 4 県、JR 四国、JTB、ANA、JAL、日本旅行、四国経済連合会等)</p> <p>(2) 事業内容(総事業費 208,900 千円)</p> <p>四国の知名度を高める戦略(四国内の域内交流促進、四国ブランドの構築・磨き上げ・情報発信、メディア等を利用したプロモーション強化 等)</p> <p>国内大都市圏などからの誘客戦略(運輸事業者等と連携した誘客、旅行会社と連携した誘客 等)</p>

	<p>外国人観光客誘客戦略(広域観光周遊促進のための新たな観光地域支援事業促進、海外に向けた「Shikoku(四国)」のブランディング等)</p> <p>機構の運営基盤強化戦略(会員の拡大等による基盤の強化、日本版 DMO の特性を活かした誘客事業の実施による「かじ取り役」としての機能強化等)</p> <p>2. 愛媛県事業(4,000 千円)</p> <p>(1) 実施主体 四国観光立県推進愛媛協議会(県、市町、民間で構成)(以下ここでは「愛媛協議会」という。)</p> <p>(2) 事業内容(総事業費 11,000 千円)</p> <p>観光振興事業(観光キャンペーンの実施、メディアとのタイアップによる観光 PR、観光パンフレット作成、観光情報誌の監修、ノベルティ作成)</p>
事業の形態	当事業は全額県の財源で賄われる。
事業実施期間	昭和 63 年度から終期末定の継続事業である。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	39,428	39,000	39,000	
決算額	39,428	39,000	39,000	
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	39,428	39,000	39,000	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金	39,000	四国ツーリズム創造機構負担金 35,000、四国観光立県推進愛媛協議会負担金 4,000
合計	39,000	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書(観光物産課))

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
(一社)四国ツーリズム創造機構	負担金	35,000	<p>当該法人は、「四国は一つ」という認識と総合的な観光戦略のもと、四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域の活性化や国際化に寄与することを目的として、四国4県、四国の主要会社、主要航空会社及び主要旅行会社計16団体の協賛会員、四国内の観光関係団体である賛助会員134団体で構成される。</p> <p>当該法人の令和元年度の会費・負担金収入予算は191,400千円(平成30年度も同額)である。</p> <p>令和元年度は、四国4県及び四国旅客鉄道(株)(JR四国)がそれぞれ35,000千円の計175,000千円の負担金を負担し、それ以外の協賛会員7団体(主要旅行会社及び主要航空会社を除く。)及び賛助会員134団体が16,400千円を負担金又は会費を拠出する計画である。</p>
四国観光立県推進愛媛協議会	負担金	4,000	<p>本協議会は、四国4県及びJR四国が共同で「しあわせランド四国」をテーマとした四国大型観光キャンペーンを開始したことを受けて、本県独自の観光推進事業を展開する実施主体として、県・市町村及び観光協会をはじめとする民間団体により設立された。</p> <p>令和元年度予算は、県負担金4,000千円、市町負担金4,000千円、民間協賛金2,915千円、(一財)空港環境整備協会の助成金4,000千円、愛媛県のデジタルマーケティング観光振興事業負担金15,915千円、観光ブランド発信・誘客促進事業負担金6,619千円を主な収入にしている。</p>
合計		39,000	

(出典:支出負担行為書)

愛媛県が負担金を支出している(一社)四国ツーリズム創造機構及び四国観光立県推進愛媛協議会の収支の概要は次のとおりである。

(一社)四国ツーリズム創造機構)

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	3年間の繰越金増加額
収入	198,104	232,148	226,137	
前年度繰越金	14,339	18,345	24,185	

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	3 年間の 繰越金増加額
支出	194,097	226,309	198,953	
次年度繰越金	18,345	24,185	※1 51,369	※1 37,030

(出典:収支決算報告(案))

※1 次期四国 DC(ディスティネーション・キャンペーン)経費分 16,500 千円を含む。

(四国観光立県推進愛媛協議会)

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	3 年間の 繰越金増加額
収入	40,063	53,866	37,991	
前年度繰越金	4,590	3,676	2,745	
支出	40,976	54,797	35,765	
次年度繰越金	3,676	2,745	4,971	381

(出典:収支決算)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
四国ツーリズム創造機構の事業費の推移 (各県及びJR四国等の負担金額)	単位	千円	千円
	平成 29 年度	191,100	191,200
	平成 30 年度	191,400	191,200
	令和元年度	191,400	191,500
四国観光立県推進愛媛協議会の事業費の 推移(県・市町・民間負担金額)	単位	千円	千円
	平成 29 年度	10,915	11,343
	平成 30 年度	10,915	10,915
	令和元年度	10,915	10,615

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
観光客数	単位	千人	千人	%
	平成 29 年度	29,000	26,999	93.1
	平成 30 年度	29,000	25,392	87.6
	令和元年度	29,000	26,641	91.9
観光客消費額	単位	億円	億円	%
	平成 29 年度	1,200	1,125	93.8
	平成 30 年度	1,200	1,133	94.4
	令和元年度	1,200	1,174	97.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	<p>他県や民間企業等との共同事業であり、県レベルで行うべき事務である。((一社)四国ツーリズム創造機構)</p> <p>県・市町・民間が一体となって、本県独自の観光推進事業を行うものであり、四国ツーリズム創造機構との連携を図るとともに、愛媛県協議会会員間の調整を行う必要があり、県が事業主体となるのが妥当である。(愛媛協議会)</p>
有効性	成果動向	成果順調である	
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	<p>令和元年度の観光客数は、令和元年度「観光客数とその消費額」により確定するため、評価はその数字を受けて行う。</p> <p>本県観光を取り巻く環境変化等を踏まえ、「愛媛県観光振興基本計画」において、概ね5年毎に観光客数等の数値目標を設定することとしているため、最終目標の設定は困難である。</p>
効率性		<p>効率化の余地(コスト改善策): 無</p> <p>受益者負担: 有(拡大の余地なし)</p>	<p>スケールメリットを活かした広域観光推進のためには各県・企業からの2億余りの事業費を活かした事業展開が必要であり、コスト削減は事業の執行に支障をきたす。また組織の性質上、受益者負担の拡大も困難である。((一社)四国ツーリズム創造機構)</p> <p>四国各県とも本県の数倍以上の事業費で県単事業を展開する中、コスト削減は本県観光産業の振興に支障をきたす。また組織の性質上、受益者負担の拡大も困難である。(愛媛協議会)</p>
中四国各県との比較		他県と同水準	<p>近年、各地域において民間主導の広域等観光の連携組織が発足し、強力な組織力を背景に国内外への情報発信等積極的な事業展開が行われている中、当機構は、広域観光推進の先駆けである四国観光立県推進協議会を発展的に解散し平成21年7月31日に設立、平成30年12月25日に一般社団法人化した。((一社)四国ツーリズム創造機構)</p> <p>中四国・九州で同様の組織を有しているのは10県あるが、当協議会は必要最小限の事務費を計上して</p>

区分	評価	評価理由等
		いる。(愛媛協議会)

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	スケールメリットを活かした広域観光推進のためには一定規模の事業費を活かした事業展開が必要である。国や他の地域が観光による地域振興を掲げている中、これ以上のコスト削減は事業の執行に支障をきたすこと等から、現状の事業規模は最低限維持する必要がある。また、令和3年度に行われる四国ディステーション・キャンペーン(JRグループ6社と連携した大型観光キャンペーン)事業の執行に係る最低限の必要経費を確保する必要がある。((一社)四国ツーリズム創造機構)
2～3年後の見直しの可能性	有	観光雑誌等での広報や観光キャンペーンの実施、県の観光宣伝事業等を補完するとともに、選択と集中による効果的な事業を行う。また、県・市町・民間で同額の負担金を支出しており、県からこれ以上の負担金の減額は事業の執行に支障をきたす。(愛媛協議会)

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 負担金支出先の収支決算書の閲覧、分析を実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 一般社団法人四国ツーリズム創造機構に対する負担金の見直し(意見事項 23)

(発見事項)

(一社)四国ツーリズム創造機構に対する愛媛県の負担金は毎年 35,000 千円で四国の他県及び四国旅客鉄道㈱と同額である。同法人の収支決算(2)(ii)の表を参照)によると少なくとも直近3年度は繰越金が増加し続けており平成29年度の前年度繰越金 14,339 千円から令和元年度の次年度繰越金 51,369 千円に 37,030 千円も増加している。このうち 16,000 千円は令和3年度支出予定の四国 DC(ディスティネーション・キャンペーン)の経費分とのことであるが、これを除いても 21,030 千円の増加である。

この増加理由として、(一社)四国ツーリズム創造機構から次の回答があった。

- 昨年度における繰越金の増加理由は、新型コロナウイルスの影響により、2月～3月に予定していたインバウンド事業が中止になったため、関係事業費が繰り越しになった。(2月 ベトナムセミナー、3月 フランス旅行博)
- 国の補助金事業におけるキャッシュフローで、補助金を受け取る前に当機構から業者等への支払いを先に行うこととされており、インバウンド事業を拡大する中、補助金が入るまでに一定の資金を確保する必要があるため相当額の繰り越しを行っている。

同法人は一般社団法人であり、剰余金の分配は行わず(定款第 38 条)、清算する場合の剰余財産は社員総会の決議により同法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する(定款第 41 条)ことになっている。

(問題点)

負担金の支出先に多額の繰越金(剰余金)が増え続ける状況は、最小の経費で最大の効果をあげることが求められる地方自治体の事務の執行の観点から問題がある。

(意見事項 23)一般社団法人四国ツーリズム創造機構に対する負担金の見直し

愛媛県としては、繰越に係る事情はやむを得ないと考えため、引き続き(一社)四国ツーリズム創造機構総会時等における繰越金の説明を求めていくこととするとのことであるが、愛媛県と同額の支出を行っている他の団体と協議の上、負担金の支出先である(一社)四国ツーリズム創造機構に、より効率的な事業運営とそれに基づくより精緻な支出予算の策定を求めるとともに、多額の繰越金が生じないように負担金の見直しを求めることが望ましい。

13. 観光宣伝・誘客促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
事業の必要性	<p>観光行政の円滑で、効果的な推進と県内観光地の紹介・宣伝を行うほか、愛媛県観光物産協会及び日本観光振興協会等が実施する観光振興事業・観光客誘致事業の推進に必要な経費の一部について助成を行い、本県への誘客促進を図る。</p> <p>また、広域観光の宣伝並びに整備を行い、相互の緊密な連携のもとに一体的な観光振興を図る。</p>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 観光宣伝活動事業費(1,857 千円) 日本観光振興協会負担金(764 千円) 観光情報システム運営負担金(200 千円) 観光案内板管理、会議出席、観光資料収集等(893 千円) 2. 観光事業振興助成金(11,867 千円) (公社)日本観光振興協会拠出金(1,174 千円) (一社)愛媛県観光物産協会事業(10,693 千円) ※(公社)日本観光振興協会との共同事業を含む。 3. 「松山まつり」参加経費(152 千円) 4. 広域観光推進事業費(371 千円) 四国西南地域観光連絡協議会、中四国観光連絡協議会、瀬戸内観光連絡会の各事業費 5. 旅行商品造成働きかけ事業費(689 千円) 旅行会社への旅行商品の造成の働きかけ 6. 魅力ある観光地創出事業費(5,259 千円) 誘客促進事業、情報発信事業等の(一社)愛媛県観光物産協会への委託料
事業の形態	当事業は全額県の財源で賄われる。
事業実施期間	昭和 36 年度から終期末定の継続事業である。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	16,310	16,717	20,195	
決算額	15,898	16,475	19,982	

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	15,898	16,475	19,982	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	935	
需用費	227	
役務費	442	
委託料	5,258	(一社)愛媛県観光物産協会 5,258
使用・賃借料	149	
負担金補助金	12,831	(一社)愛媛県観光物産協会 11,867
償還金利子及び割引料	139	
合計	19,982	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調査)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
(一社)愛媛県観光物産協会	委託料	5,258	魅力ある観光地創出事業 1者随意契約 予定価格 5,259 以下の理由によりその性質が競争入札に 適さないため (ア) (一社)愛媛県観光物産協会は、主 要都市での観光キャンペーンにおい て、マスコミ等との連携・タイアップの 経験が豊富で、効果的なPRを行う 能力を有する。 (イ) 同協会は、本県の市町、市町観光協 会、経済団体、各種観光・物産関連 事業者など幅広い分野の数多くの会 員を有しており、それらのものと連携 して、効果的に事業を実施すること が可能である。 (ウ) 同協会は、観光達人の認定者のた め、観光達人との連絡調整及びその 活用方法の決定については、同協 会以外困難であること。
(一社)愛媛県観光物産協会	負担金、補助 及び交付金	11,867	平成 31 年度愛媛県観光事業振興助成 金
その他		2,857	
合計		19,982	

(出典:支出関係文書)

(a) 魅力ある観光地創出事業収支

(単位:千円)

科目	当初 予算額 A	予算額 B	決算額 C	予算増 減 B-A	増減 C-B	摘要
県委託料	5,258	5,258	5,258	-	-	
協会自己負担	-	-	43	-	43	
収入計	5,258	5,258	5,301	-	43	
誘客促進事業	4,508	3,226	3,270	▲1,282	43	
観光キャンペーンの実施	4,453	3,171	3,050	▲1,282	▲122	実施場所 高松市等 キャンペーン旅費 キャンペーン配布用パンフレット (愛媛ガイドマップ・愛媛グルメマップ)の作成 観光パンフレット配布用観光PR袋 の作成 キャンペーン用品送付料 等
メディアタイアップ 観光PR	55	55	220	-	165	メディアタイアップ観光PR
情報発信事業	330	853	853	523	-	いよ観ネット新規コンテンツ制作
その他の事業	-	759	759	759	-	ナイトマップ制作等
諸経費	420	420	420	-	-	
支出合計	5,258	5,258	5,301	-	43	

(出典:(一社)愛媛県観光物産協会作成 魅力ある観光地創出事業収支予算書、収支決算書)

(b) 平成31年度愛媛県観光事業振興助成金収支

(単位:千円)

科目	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	摘要
観光事業振興助成金	11,867	11,867	-	
協会自己負担	-	89	89	
収入計	11,867	11,956	89	
国際観光振興事業	153	50	▲103	外国人観光客誘致に関する事業 の実施
旅費	87	-	▲87	
役務費	16	-	▲16	
負担金補助及び交付金	50	50	-	
国内観光振興事業	333	525	192	観光客の誘致宣伝に係る事業及 びえひめブランドを推進する事業 の実施
旅費	83	209	126	
需用費	-	20	20	
役務費	-	33	33	

科目	予算額 A	決算額 B	増減 B-A	摘要
使用料及び賃借料	-	3	3	
負担金補助及び交付金	250	260	10	
観光・誘客機能強化事業	9,707	9,707	-	愛媛 DMO の推進に伴う、関係団体との連携や営業・誘客活動の実施
人件費	9,707	9,707	-	
(公社)日本観光振興協会出捐金	1,174	1,174	-	日本観光振興協会への拠出事業
負担金補助及び交付金	1,174	1,174	-	
(公社)日本観光振興協会共同事業	500	500	-	日本観光振興協会や四国の他県と連携した共同事業の実施
負担金補助及び交付金	500	500	-	
支出合計	11,867	11,956	89	

(出典: (一社)愛媛県観光物産協会作成 愛媛県観光事業振興助成金事業収支決算書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
パンフレット配布部数	単位	部	部
	平成 29 年度	50,000	150,000
	平成 30 年度	50,000	128,500
	令和元年度	50,000	126,000
エージェント訪問及び観光キャンペーン・観光展の実施回数	単位	回	回
	平成 29 年度	10	8
	平成 30 年度	10	8
	令和元年度	10	8
四国西南マップの配布部数	単位	部	部
	平成 29 年度	2,500	30,000
	平成 30 年度	2,500	30,000
	令和元年度	2,500	30,000

(出典: 事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
観光客数(県内観光客数+県外観光客数)	単位	千人	千人	%
	平成 29 年度	29,000	26,999	93.1
	平成 30 年度	29,000	25,392	87.6
	令和元年度	29,000	26,641	91.9

(出典: 事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	愛媛全体の観光 PR と本県への観光客誘致は県レベルで行うべき施策であり、県全体の観光振興を担っている県観光物産協会を実施主体とし、県が支援することが妥当である。
有効性	成果動向	成果順調である	平成 30 年の観光客数は、豪雨災害による直接的被害及び風評被害により大きく減少したが、観光地の魅力向上の取組等を継続することにより、今後も一定の成果向上余地があると考ええる。
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	本県観光を取り巻く環境変化等を踏まえ、「愛媛県観光振興基本計画」において、概ね 5 年毎に観光客数等の数値目標を設定することとしているため、最終目標の設定は困難である。
効率性		効率化の余地(コスト改善策): 無 受益者負担: 有(拡大の余地なし)	本県を取り巻く環境が厳しい中、より積極的な観光宣伝活動を実施していく必要があり、これ以上のコスト削減は事業の遂行に支障をきたす。 経済状況が依然として厳しい中、県観光協会、市町、民間団体とともに応分の負担を行っており、受益者負担の拡大はおろか、会員の脱会をとどめるのが精一杯の状況である。
中四国各県との比較		他県と同水準	日本観光振興協会等の負担金等であり、他県と同水準である。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和 2 年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	引き続き、各団体との相互連携のもとに一体的な観光振興を図る必要がある。
2~3 年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 委託先の委託事業の収支決算書等の閲覧・分析を実施した。
- ⑤ 助成金交付先の収支決算書等の閲覧・分析を実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託(指摘事項 1)

(発見事項)

(一社)愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託等は原則として禁止されており、再委託等を行うにはあらかじめ愛媛県の承諾を受ける必要がある(委託契約書第 6 条)。同協会では次の業務について再委託が行われていた。(一社)愛媛県観光物産協会ではパンフレット等の配布物の制作やコンテンツの制作といった専門的な業務を直接遂行できないことから、これらの業務は再委託が前提の委託業務となり平成 30 年度も再委託が相当数あった。

再委託については愛媛県の事前承諾を受けている点で契約上問題はないが、その承諾申請には想定金額の記載はなかった。

なお、(2)(iii)(a)に記載した当該委託事業に係る収支決算書によると、当該委託事業で(一社)愛媛県観光物産協会は支出超過分 43 千円を自己負担している。

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由	備考
訪日外国人旅行者向け「愛ある南予フリーきっぷ」レンタカープラン造成・販売に係る業務 (R1/8/19)	四国旅客鉄道(株)	南予への誘客促進を図り、昨年 7 月豪雨災害からの観光復興を支援することを目的に訪日外国人旅行者向けに造成した特別企画乗車券「愛ある南予フリーきっぷ」の現地二次交通を充実させ、南予地域の周遊促進を図るため、当該乗車券とセットにしたレンタカープランの造成・販売を予定しているが、当該乗車券の造成・販売管理業務は当該事業者しか行うことができないため	新規事業として左記業務を実施するため、誘客促進事業からその他事業へ予算流用。
観光パンフレット配布用観光PR袋のデザイン・レイアウト等の企画及び印刷	株明朗社 ※1	県内の観光物産情報収集も積極的に行っており、官民間わず多数の印刷物等編集・発行実績がある専門業者に委託する方が効率的であるため	

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由	備考
(R1/9/9) ※1			
愛媛グルメマップの デザイン・レイアウト等 の企画及び印刷 (R1/12/18) ※2	セーラー広 告(株) ※2	県内の観光・グルメ情報収集も積極 的に行っており、官民間わず多数の パンフレット編集・発行実績がある専 門業者に委託する方が効率的であ る。 (業者選定理由) 既存の愛媛グルメマップについて、 内容のほとんどの部分はそのまに一 部を修正して作成するものである。当 該マップ作成を請け負うとともに事業 趣旨及び写真配置等の構成要素を深 く理解し、原版等も保有している当該 事業者により依頼することが適切である。	
愛媛県観光ガイドマッ プの作成(愛媛県観 光ガイドマップのデザ イン・レイアウト等の企 画及び印刷) (R2/1/16) ※2	(株)えひめリ ビング新聞 社 ※2	県内の観光物産情報収集も積極的 に行っており、官民間わず多数の印 刷物等編集・発行実績がある専門業 者に委託する方が効率的である。 (業者選定理由) 今回発注する事業は、既存の愛媛 県観光ガイドマップについて、内容の ほとんどの部分はそのまに一部を修 正して作成するものであるため、当該 マップ作成を請け負うとともに事業趣 旨および写真配置等の構成要素を深 く理解し、原版等も保有している当該 事業者により依頼することが適切である。	
ナイトマップ制作事業 (ナイトマップ制作に 係る業務) (R1/12/24)	(株)エス・ピ ー・シー	飲食店を中心としたナイトコンテン ツを紹介し、消費喚起や観光満足を 向上させるために行うものであることか ら、県内の観光・グルメ情報を保有し ており、多数のパンフレットの制作実 績がある専門業者に委託する方が効	訪日外国人 旅行者向け 「愛ある南予フ リーきっぷ」レ ンタカー造成・ 販売減対策と

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由	備考
		率的であるため (業者選定理由) 県内の観光・グルメ情報収集を積極的に行っており官民間わず多数のパンフレット・雑誌の編集・発行実績があり、専門的な技術及び斬新なアイデアを有している当該事業者が本事業の遂行に最も適当な者である。	して県内観光地のさらなる魅力創出・増進のための事業実施のため、誘客促進事業からその他事業へ予算流用。
PRツールの作成 (R2/2/26)	佐川印刷(株)	官民間わず多数の作成実績があり、専門的な技術及び斬新なアイデアを有している専門業者に委託する方が効率的であるため	
観光ホームページ「いよ観ネット」特集記事制作に係る業務 (R2/3/11)	(株)エス・ピー・シー	「いよ観ネット」を充実させることで本県への誘客につなげることにあり、県内の観光・グルメ情報収集を積極的に行っており、多数のWEB記事、パンフレット等の編集・発行実績を有する当該事業者が最も適当な者である。	
観光ホームページ「いよ観ネット」新規コンテンツ制作に係る技術的業務 (R2/1/10) ※2	(株)トラベルジップ ※2	愛媛県観光ホームページ「いよ観ネット」の新規コンテンツ制作を行う事業であることから、当ホームページの制作及び管理運営を行っており、官民間わず多数のホームページ制作実績があるとともに、県内の観光情報収集も積極的に行っている当該事業者に委託した方が効率的であるため	

(出典:再委託承諾に係る決裁書)

※1 平成 30 年度も同内容の業務を再委託しているが、平成 30 年度に再委託した事業者が倒産したため令和元年度は他の事業者に再委託している。平成 30 年度の再委託承諾申請には業者選定理由に「既存の観光PR袋について、原版のほとんどの部分はそのままの一部を修正して作成するものである。そのため、既存の観光PR袋作成を請け負うとともに事業趣旨及び写真配置等の構成要素を深く理解し、原版等も保有している」当該事業者に依頼することが適切である旨の記載があった。しかし、令和元年度の再委託承諾申請には「業者選定理由」

の記載はなかった。

※2 平成 30 年度も同内容の業務を同じ事業者に再委託している。

(問題点)

(一社)愛媛県観光物産協会に対する委託料 5,258 千円のうち 4,164 千円(79.2%)が再委託されており、さらに、再委託は 1 者随意契約であることから、競争原理が働いていない点では効率性・経済性の十分性に疑問が生じる。この点について観光物産課の担当者から(一社)愛媛県観光物産協会においても契約手続きについて愛媛県の規定を準用することになっていることから愛媛県が直接契約する場合であっても(一社)愛媛県観光物産協会と同様に 1 者随意契約になるとの回答があった。しかし、上表の※1 にあるように平成 30 年度と令和元年度で異なる事業者に再委託しており、さらに令和元年度の再委託理由は平成 30 年度のそれと同じであること、令和元年度の再委託承諾申請では業者選定理由が記載されていないことを鑑みると、再委託できる事業者は複数存在していると認められることから、競争入札や少なくとも複数事業者からの見積書の徴求(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項)が可能であったと考える。これに関して、観光物産課から「これまで随意契約をしていた(PR袋の原版を保有していた)事業者は、昨年度倒産し、PR袋の原版は令和元年度の再委託先に引き継がれたため当該事業者が選定された。」との回答があったが、原版を保有しているとは言え、競争原理を働かせるよう、複数事業者からの業者選定を行うべきではないか。また、再委託の承諾申請に(一社)愛媛県観光物産協会における想定金額の記載がないため再委託承諾審査のための情報としては不十分であると考え。

また、再委託も 12 月以降に集中している状況は変化する観光を取り巻く情勢の変化に応じて実施事業を機動的に変えていった結果であるとも言えなくはないが、事業計画に具体性を欠いているとも言え、漠然とした事業計画に基づく業務に対して包括的な委託契約にすると、委託費予算の消化のために不要不急の支出を許容する可能性がある点でも問題がある。

愛媛県会計規則

(随意契約の限度額)

第 145 条の2 令第 167 条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、別表第5左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

(予定価格の作成等)

第 146 条 契約担当者は、随意契約をするときは、予定価格を第 133 条第1項及び第2項の規定の例により決定し、当該予定価格を記載した書面を作成しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えない契約
- (2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約
- (3) 図書、定期刊行物等販売価格をそのまま予定価格として採用できるものに係る契約

2 契約担当者は、電子入札により随意契約をするときは、予定価格を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(見積り)

第 147 条 契約担当者は、随意契約をするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する契約にあつては、これを1人の者から徴することができる。

(1) 予定価格が 30 万円を超えない契約

(2) 法令によつて価格が統制されているものに係る契約

(3) 図書、定期刊行物等の購入契約

(4) 販売業者又は取扱業者が他にないものに係る契約

(5) 愛媛県用品調達規則(昭和 41 年愛媛県規則第 22 号)に基づく用品の集中調達契約で、見積書を徴する者をあらかじめ特定せず、参加を希望する者(第 131 条の規定による一般競争入札の参加者の資格を有する者に限る。)が自由に参加できる見積競争により見積書を徴する方法を用いた結果、1人の者のほかに見積書の提出がないものに係る契約

(6) 前各号のほか、契約の性質又は目的により相手方が特定される契約

(以下省略)

愛媛県会計規則

別表第5(第 145 条の2関係)

工事又は製造の請負	250 万円
財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

別表第6(第 146 条関係)

財産の買入れ	160 万円
物件の借入れ	80 万円
財産の売払い	50 万円
物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの(工事及び製造の請負を除く。)	100 万円

地方自治法施行令

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(指摘事項 1)一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託

愛媛県は(一社)愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには(一社)愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。

また、(一社)愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託するべきものがないかを改めて点検すべきである。

(ii) 活動指標の計画の見直し(意見事項 24)

(発見事項)

活動指標として3指標を挙げているが、特に活動指標 A「パンフレット配布部数」及び C「四国西南マップの配布部数」の計画を実績が大きく上回る状況が継続している。この理由として、「パンフレットは観光イベント出展時に不特定多数の参加者へ配布しており、イベントの内容、天候、場所、様々な影響により、配布部数は変わる可能性がある。」とのことであった。

(一社)愛媛県観光物産協会に委託している誘客促進事業の予算として、「観光ガイド MAP 印刷」120,000 部、「グルメ MAP 印刷」50,000 部が計上されていた。

(問題点)

(一社)愛媛県観光物産協会に委託し印刷しているパンフレットの予定部数は合計 170,000 部に比べて、活動指標 A 及び C のパンフレット部数が合計でも 52,500 部に過ぎず、計画が事業の実施状況を評価するための指標たり得ておらず、これを実績と対比してもあまり意味がないと考えざるを得ない。

また、パンフレットの印刷予定部数に対して活動指標のパンフレット配布部数が 31%にすぎない状況は、印刷予定部数を年度中に配布することを予定していないとの見方もでき、配布を予定しない過大な印刷を行うことは効率性・経済性の点でも問題があると評価されかねない。なお、活動指標の実績によると印刷予定部数の大半は配布されていると認められる。

(意見事項 24) 活動指標の計画の見直し

年度ごとに事業内容や規模が変更するのであれば、それに対応した計画を評価指標にしなければ意味がないため、活動指標の計画は毎年度見直し、事業活動の達成状況を適正に評価できるものにすることが望ましい。

(iii) 活動指標であるパンフレット配布実績の文書による報告(意見事項 25)

(発見事項)

活動指標 A 及び C のパンフレット等の配布部数の実績は(一社)愛媛県観光物産協会に口頭による聞き取りにより把握しているとのことであった。

(問題点)

(一社)愛媛県観光物産協会にパンフレット等の印刷を委託し、それを配布させていることから、パンフレット等を積極的に観光 PR のために利用してもらうことに意義があり、在庫が残れば委託料が有効に活用されていないことになる。委託料の支出先に対してパンフレット等の配布実績を口頭確認ですませた場合、誤った情報の受取りや聞き間違い等による情報の認識誤りが発生するリスクがある点が問題である。

(意見事項 25) 活動指標であるパンフレット配布実績の文書による報告

(一社)愛媛県観光物産協会からの口頭による活動指標の実績報告を、情報の正確な把握のために文書による報告にすることが望ましい。また、パンフレットの在庫状況に過剰又は不足があればその理由を確認分析するなど(一社)愛媛県観光物産協会が愛媛県から受託して預かっているパンフレット等の配布物の適切な管理のための意識づけにも資すると考える。

14. 愛媛 DMO 推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
事業の必要性	地域間競争に勝ち抜き、効果的な誘客を図るため、本県民間サイドの拠点である(一社)愛媛県観光物産協会を核とする愛媛 DMO ³ を

³ DMOとは、Destination Management/Marketing Organization の略であり、観光地域づくりを持続的戦略的に推進し、牽引する専門性の高い組織・機能、観光地域づくりのまとめ役である((一社)愛媛県観光物産協会 HP)。

	設立し、関係機関との役割分担・連携のもと、民間と一体となった営業・誘客活動を強力に推進する。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛媛 DMO の運営 着地型旅行商品の造成・拡充を行うため、旅行業資格を取得するとともに、DMO の運営に係る各種事務を推進 2. 営業・誘客等活動 愛媛 DMO の運営に必要な人材を確保し、営業ツールを活用した旅行会社への営業・誘客活動や、モニターツアー等を展開 3. 受入体制整備 愛媛の強みである食や自然、アウトドア、町歩き等の素材を活用しながら、愛媛県での宿泊誘導や県内周遊等につながる商品を造成 4. 海外誘客等推進 国際定期路線の安定運航や新規開設、海外からの誘客拡大に向けて、航空会社、旅行会社訪問や、海外誘客プロモーション活動等を展開
事業の形態	当事業は国の地方創生交付金の採択事業であり、事業経費の 2 分の 1 が、当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 29 年度から令和 2 年度までの継続事業である。愛顔枠事業ではない。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	72,048	78,445	83,653	
決算額	64,954	77,869	80,501	
(財源)				
国庫支出金	28,477	38,934	※1 39,222	令和元年度:対象経費の 2 分の 1
一般財源	36,477	38,934	41,279	

(出典:定期監査資料)

※1 交付金 2,604 千円の内示減額により、2 分の 1 を下回っている。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度決算額	主な内容
委託料	68,414	(一社)愛媛県観光物産協会 68,414
負担金補助金	12,087	(一社)愛媛県観光物産協会 12,087
合計	80,501	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書(観光物産課))

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
(一社)愛媛県観光物産協会	委託料	68,414	愛媛 DMO 推進事業委託料 1 者随意契約 予定価格 68,962 (随意契約とする理由) 以下の理由により、その性質が競争入札に適さないため ① (一社)愛媛県観光物産協会を核として設立した愛媛DMOにおいて、営業・誘客活動や受入体制整備、海外誘客推進等を図る事業であることから、同協会以外への委託は困難である。 ② 同協会は、観光分野から物産分野まで県内幅広く、多くの会員で構成されるとともに、これまでの観光イベントや観光展等のキャンペーン事業、広報宣伝事業等多くの実績から様々なネットワークを確立しており、効果的な誘客活動の展開が期待される。 ③ 平成 29 年 4 月以降、愛媛DMOとしての活動を展開するため、組織体制が大幅に拡充強化され、観光振興と物産を一体的に行う体制が整備されている。
(一社)愛媛県観光物産協会	負担金、補助及び交付金	12,087	愛媛 DMO 運営補助金 (目的) 地域間競争に勝ち抜き、効果的な誘客を図るため、(一社)愛媛県観光物産協会を核とする愛媛 DMO において、関係機関との役割分担・連携のもと、民間と一体となった営業・誘客活動を強力に推進することを目的とする。 (補助率) 10 分の 10 以内
合計		80,501	

(出典:定期監査資料、契約関係資料)

(a) 愛媛 DMO 推進事業委託料収支

(単位:千円)

科目	当初予算	変更額	決算額	摘要
収入	68,931	68,414	68,414	
(1)国内誘客等推進費	40,583	39,896	39,896	愛媛DMOの運営に必要な人材の配置や本県観光振興に係る活動経費
旅費	7,941	2,245	2,245	
需用費	924	587	587	
役務費	924	332	332	

科目	当初 予算	変更額	決算額	摘要
使用料	-	726	726	
委託料	-	8,105	8,105	
負担金	9,900	7,162	7,162	
人件費	20,893	20,718	20,718	
共済費	-	20	20	
(2)海外誘客等推進費	21,652	21,044	21,044	海外誘客プロモーション活動等に係る経費
旅費	8,952	3,423	3,423	
需用費	242	1,500	1,500	
役務費	132	1,038	1,038	
使用料	57	1,294	1,294	
負担金	-	981	981	
委託料	9,900	10,338	10,338	
人件費	2,369	2,470	2,470	
(3)物産商品開発・営業活動事業費	6,696	7,474	7,474	新たなエリアにおけるフェア等の開催をはじめ、商品のブラッシュアップ・開発支援等に係る経費
報償費	132	-	-	
旅費	1,239	4,789	4,789	
需用費	561	-	-	
役務費	594	-	-	
委託料	4,060	2,685	2,685	
人件費	110	-	-	
支出合計	68,931	68,414	68,414	

(出典：(一社)愛媛県観光物産協会作成 愛媛 DMO 推進事業委託料収支予算書・収支決算書)

(b) 平成 31 年度愛媛 DMO 運営費補助金に関連する支出

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	摘要
負担金	81	86	
旅費	-	38	
需用費	180	189	
役務費	180	10	
使用料	1,939	2,033	事務所等賃料 1,753 千円
委託料	3,500	3,569	えひめ観光満足度調査 1,914 千円、愛媛県観光マーケティング調査 1,045 千円
人件費	6,207	6,135	職員給与
報償費	-	52	

科目	予算額	決算額	摘要
支出合計	12,087	12,112	

(出典:(一社)愛媛県観光物産協会作成 実績報告書の参考書類 を一部加工)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
DMO推進委員会等開催回数	単位	回	回
	平成29年度	9	9
	平成30年度	10	13
	令和元年度	10	13
旅行商品の旅行パンフレット等掲載数	単位	社	社
	平成29年度	20	24
	平成30年度	24	35
	令和元年度	35	37
旅行商品造成数	単位	商品	商品
	平成29年度	10	10
	平成30年度	10	9
	令和元年度	10	14

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
観光客数	単位	千人	千人	%
	平成29年度	29,000	26,999	93.1
	平成30年度	29,000	25,392	87.6
	令和元年度	29,000	26,641	91.9
観光客消費額	単位	億円	億円	%
	平成29年度	1,200	1,125	93.8
	平成30年度	1,200	1,133	94.4
	令和元年度	1,200	1,174	97.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終目標について 本県観光を取り巻く環境変化等を踏まえ、「愛媛県観光振興基本計画」において、概ね5年毎に観光客数等の数値目標を設定することとしているため、最終目標の設定は困難である。 ● 成果動向について 設立3年目を迎えた愛媛DMOとして活動を本格展開し、日本版DMOにも登録されるなど県内外
有効性	成果順調である	

区分		評価	評価理由等
	成果向上 余地	大きく成果向上 する	での認知度・信頼度も高まっており、着地型旅行商品の造成や積極的な営業活動による旅行パンフレット掲載など着実に本県への送客を進めているほか、DMO 関与の県産品販売額も年々、飛躍的に向上している。今後もインバウンド需要拡大により、大きく成果向上を図ることが可能であると考える。
	効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 無 受益者負担:有 (拡大の余地なし)	全国的に DMO を核とした積極的な観光振興施策が展開される中、本県民間サイドの拠点である愛媛県観光物産協会に業務を委託することにより効率化を図っている。 なお、観光物産関係の民間団体・企業等が同協会の会員となっており、応分の負担を行っていることから、受益者(民間団体・企業等)の負担拡大は困難な状況である。
	中四国各県との比較	他県と同水準	他県においても、観光協会等が中心となって同様の事業を行っている。また、せとうち観光推進機構や四国ツーリズム創造機構など、広域観光関係団体においても、日本版 DMO に登録されている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	第2期県観光振興基本計画(H28~R2)において、「DMO機能の整備」を施策の一つとしており、愛媛DMOを核とした観光誘客と物産の販路拡大を図ることにより、力強い観光産業を創出するため、継続して本事業を実施するとともに、世界水準のDMOも見据え、インバウンド対応力の強化を図る。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。

- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。
- ⑤ 委託先の委託事業の収支決算書等の閲覧・分析を実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛 DMO 推進事業」委託業務の再委託(指
摘事項 2)

(発見事項)

(一社)愛媛県観光物産協会に対する「愛媛 DMO 推進事業」の委託業務の再委託等は原則として禁止されており、再委託等を行うにはあらかじめ愛媛県の承諾を受ける必要がある(委託契約書第 6 条)。同協会では次の業務について再委託が行われていた。(一社)愛媛県観光物産協会ではパンフレット等の配布物の制作、コンテンツの制作、イベントの企画といった専門的な業務を直接遂行できないことから、これらの業務は再委託が前提の委託業務となり平成 30 年度も再委託が相当数あった。

再委託については愛媛県の事前承諾を受けている点で契約上問題はないが、その承諾申請には想定金額の記載はなかった。

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由
インターネットを活用した個人旅行客向け誘客プロモーション業務 (H31/4/12)	楽天(株)	インターネットを活用した個人旅行客向けの情報発信を行い県外からの誘客と愛媛県への宿泊促進を図るものであるが、当該事業者は愛媛県内の宿泊施設の登録数が業界内で最も多いことから、事業を最も効率的かつ効果的に実施できる事業者であるため
愛媛県観光・物産 PR 素材作成(写真撮影)業務 (R2/3/16)	(株)スタリオン	当該事業者の代表者は観光を通じたまちづくりに造詣が深く、旅行会社が作成する募集広告やパンフレット等への掲載を求められる写真撮影が期待できる最も適切な業者(写真家)であるため
「読売ロマンの旅 in 瀬戸内・山陽山陰」プロモーション業務 (R2/3/10)	(株)読売旅行	愛媛県に係る旅行商品を通じたイメージアップ及び誘客強化等(特に道後温泉本館保存修理工事や新型コロナウイルスによる旅行マインドの低下からの早期脱却)を図るため実施するものであるが、当該事業者は全国第 1

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由
		<p>位の朝刊販売シェアを占める読売新聞系列の旅行者であるため、新聞購読者数に相応した会員を有しており、読売新聞グループと当該事業者が共同事業として実施する大型 DC「読売ロマンの旅 in 瀬戸内・山陽山陰」と連動することで、その媒体力・PR力を活用したプロモーションを効率的かつ効果的に実施できる唯一の業者であるため</p>
<p>愛媛県観光・物産PR素材作成業務 (R2/3/10)</p>	<p>(株) エス・ピー・シー</p>	<p>当該事業者は、県内の観光・グルメ情報の豊富な収集実績に加え、パンフレット・雑誌の編集・発行実績も多数有している。写真撮影等の専門的な技術はもちろん、編集サイド視点での斬新なアイデアも期待でき、本業務を最も効果的に遂行できる唯一の事業者である。</p>
<p>ナイトマップ制作に係る業務 (R1/12/24)</p>	<p>(株) エス・ピー・シー</p>	<p>飲食店を中心としたナイトコンテンツを紹介し、消費喚起や観光満足を向上させるために行うものであることから、県内の観光・グルメ情報を保有しており、多数のパンフレットの制作実績がある専門業者に委託する方が効率的である。</p> <p>(業者選定理由)</p> <p>県内の観光・グルメ情報収集を積極的に行っており官民間問わず多数のパンフレット・雑誌の編集・発行実績があり、専門的な技術及び斬新なアイデアを有している当該事業者が本事業の遂行に最も適当な者である。</p>
<p>愛媛県観光ガイドマップの企画印刷業務 (R2/1/16) ※2</p>	<p>(株) えひめリビング新聞社 ※2</p>	<p>県内の観光物産情報収集も積極的に行っており、官民間問わず多数の印刷物等編集・発行実績がある専門業者に委託する方が効率的である。</p> <p>(業者選定理由)</p> <p>今回発注する事業は、既存の愛媛県観光ガイドマップについて、内容のほとんどの部分はそのままに一部を修正して作成するものであるため、当該マップ作成を請け負うとともに事業主旨および写真配置等の構成要素を深く理解し、原版等も保有している当該事業者へ依頼することが適切である。</p>

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由
外国語版愛媛県観光ガイドブックの企画・印刷業務 (R2/1/9) ※2	(株)えひめリビング新聞社 ※2	<p>県内の観光物産情報収集も積極的に行っており、官民問わず多数の印刷物等編集・発行実績がある専門業者に委託する方が効率的である。</p> <p>(業者選定理由)</p> <p>今回発注する事業は、既存の外国語版愛媛県観光ガイドマップについて、内容のほとんどの部分はそのままに一部を修正して作成するものであるため、当該マップ作成を請け負うとともに事業趣旨および写真配置等の構成要素を深く理解し、原版等も保有している当該事業者へ依頼することが適切である。</p>
県産品開発支援業務 (R1/11/20)	(株)エス・ピーシー	<p>前年度作成した、愛媛県産品の魅力を統一テーマで紹介する冊子及びWEBページを活用し、県産品の魅力について情報発信するとともに、情報発信過程において得られる知識、技術、意見などを、企業へフィードバックし、商品の開発支援を行うものであることから、専門的な知識・ノウハウがある専門業者に業務を委託することでより効率的かつ効果的に行うことができるため</p> <p>(業者選定理由)</p> <p>当該事業は、前年度に当該事業者へ業務委託し作成したWEBページを活用し実施することなどの理由</p>
航空会社旅行商品を活用した個人旅行者向け誘客プロモーション業務 (R1/11/25)	ANAセールス(株)	<p>航空会社旅行商品を活用した個人旅行者向けの情報発信を行い、首都圏を中心とした多と県からの誘客と愛媛県への宿泊促進を図るものであるが、当該事業者は、事業を効率的かつ効果的に実施できる、専門的な知識及びノウハウを有する業者であるとともに、ANA便の愛媛県(松山空港)への発着数、送客数ともに最も多い航空会社であるため</p>
愛媛県内観光素材写真撮影業務 (R1/7/17)	MIMOZA photograph	<p>写真等撮影については、専門的な技術が必要な業務であり、専門業者に委託した方が技術的にも良策である。</p> <p>当該事業者は過去に愛媛県の事業に多数携わっており、また県内観光地やグルメ等の撮影実績があり、本事業の趣旨を十分理解するとともに人物撮影、商品撮影、風景等の全般的な写真撮影を遂行できる能力を十分有していると認められるため</p>

再委託内容 (再委託承諾日)	再委託先	再委託理由
外国人向け体験型 コンテンツ造成・情 報発信・販売促進 事業 (H31/4/1) ※3	(株)Voyagin ※3	外国人旅行者目線を取り入れ、外国人特有の感覚に 訴求する体験プログラムを造成して販売・プロモーション を行うことで、本県へのインバウンド拡大・地域活性化を図 ることを目的とするから、専門業者へ業務を委託した方が 効率的。効果的に行うことができるため 当該事業者は平成 30 年度に本業務を受託しており、 本県の観光素材等を熟知していることから、新規体験コン テンツの効率的な造成、既造成体験型コンテンツも含め て効果的な販売促進を行える唯一の事業者である。
観光パンフレット配 布用観光PR袋作 成業務 (R1/9/9) ※1	(株)明朗社 ※1	県内の観光物産情報収集も積極的に行っており、官民 問わず多数の印刷物等編集・発行実績がある専門業者 に委託する方が効率的である。
ディープなえひめ・ 観光物産振興プロ モーション映像制作 事業業務 (H31/4/5)	河原デザイ ン・アート専 門学校	当該事業者は、専門的な技術と斬新なアイデアを有し ており、四国域内交流の活性化等のため、若者の視点で 個性的なPR動画を制作し本県の魅力を発信することを目 的とする本事業の遂行に最も適当な者である。

(出典:再委託承諾に係る決裁書)

- ※1 平成 30 年度も同内容の業務を再委託しているが、平成 30 年度に再委託した事業者が倒産したため令和元年度は他の事業者に再委託している。平成 30 年度の再委託承諾申請には業者選定理由に「既存の観光PR袋について、原版のほとんどの部分はそのままに一部を修正して作成するものである。そのため、既存の観光PR袋作成を請け負うとともに事業趣旨及び写真配置等の構成要素を深く理解し、原版等も保有している」当該事業者に依頼することが適切である旨の記載があった。しかし、令和元年度の再委託承諾申請には「業者選定理由」の記載はなかった。
- ※2 平成 30 年度も同内容の業務を同じ事業者に再委託している。
- ※3 平成 30 年度も同内容の業務を再委託しているが、平成 30 年度は公募型プロポーザルのうえ選定した事業者と随意契約により再委託している。令和元年度は平成 30 年度に再委託した事業者と随意契約している。

(問題点)

(一社)愛媛県観光物産協会に対する委託料 68,414 千円のうち 21,128 千円(31%)が再委託さ

れており、さらに、再委託は 1 者随意契約であることから、競争原理が働いていない点では効率性・経済性の十分に疑問が生じる。この点について観光物産課の担当者から(一社)愛媛県観光物産協会においても契約手続きについて愛媛県の規定を準用することになっていることから愛媛県が直接契約する場合であっても(一社)愛媛県観光物産協会と同様に 1 者随意契約になるとの回答があった。しかし、上表の※1 にあるように平成 30 年度と令和元年度で異なる事業者に再委託しており、さらに令和元年度の再委託理由は平成 30 年度のそれと同じであること、令和元年度の再委託承諾申請では業者選定理由が記載されていないことを鑑みると、再委託できる事業者は複数存在していると認められることから、競争入札や少なくとも複数事業者からの見積書の徴求(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項)が可能であったと考える。これに関して、観光物産課から「これまで随意契約をしていた(PR袋の原版を保有していた)事業者は、昨年度倒産し、PR袋の原版は令和元年度の再委託先に引き継がれたため当該事業者が選定された。」との回答があったが、原版を保有しているとは言え、競争原理を働かせるよう、複数事業者からの業者選定を行うべきではないか。また、再委託の承諾申請に(一社)愛媛県観光物産協会における想定金額の記載がないため再委託承諾審査のための情報としては不十分であると考ええる。

また、再委託も 12 月以降に集中している状況は変化する観光を取り巻く情勢の変化に応じて実施事業を機動的に変えていった結果であるとも言えなくはないが、事業計画に具体性を欠いているとも言え、漠然とした事業計画に基づく業務に対して包括的な委託契約にすると、委託費予算の消化のために不要不急の支出を許容する可能性がある点でも問題がある。

(指摘事項 2) 一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛 DMO 推進事業」委託業務の再委託

愛媛県は(一社)愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには(一社)愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。

また、(一社)愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託すべきものがないかを改めて点検すべきである。

15. 観光集客力向上支援事業費

(1) 事業の概要

所管課	観光物産課
事業の必要性	県内には、素晴らしい資源がありながら十分に利活用されていないものがあるため、観光関係団体や民間事業者自らが行う、地域資源を活用した持続的な観光客の増加に寄与する新たな取組みに対し

	て、県が支援することにより、本県の一層の観光振興を図り、雇用の創出と地域経済の活性化につなげる。
事業内容	<p>1. 観光集客力向上支援事業費補助金(20,103千円)</p> <p>(1) 補助対象者 観光関係団体、観光事業者、観光事業者のグループ など</p> <p>(2) 補助要件</p> <p>(ア) 集客力が向上する観光客受入態勢整備事業(ソフト事業に 付帯するハード事業を含む)であって、公共性(当該事業が 呼び水となって周辺あるいは関係事業者も恩恵を受けると 認められるもの)が認められる事業</p> <p>(イ) 事業開始年度を含めて5年以上継続する事業</p> <p>(3) 補助対象経費 集客力が向上する態勢整備に係る経費</p> <p>(4) 補助率 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>(5) 補助限度額 上限5,000千円</p> <p>(6) 補助予定件数 4件</p> <p>(7) 事業評価審査会 事業採択にあたり、外部委員を交えた事業評価審査会を設置 し、誘客見込、事業費の妥当性、他事業活用の有無等について 検討する。また、補助対象年度の翌年度以降、事業を検証し評 価する。</p> <p>2. 事務費(103千円) 事業実績確認等旅費、消耗品費、電話代等</p>
事業の形態	当事業は全額県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成23年度から令和3年度までの継続事業である。平成23年度 から平成30年度まで愛顔枠事業に指定されていた。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	20,103	20,103	20,103	
決算額	19,430	18,821	20,000	
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	19,430	18,821	20,000	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	20,000	観光集客力向上支援事業費補助金
合計	20,000	

(出典:定期監査資料)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
(株)北条栗井交通	負担金、補助及び交付金	4,375	インバウンド(個人旅行者)誘致プロジェクト 補助対象経費:8,751 ・ジャンボタクシーの車体に愛媛県のイメージアップキャラクターみきゃんと愛媛県の観光名所のラッピングを施した特別仕様車を導入した。 ・ホームページを開設し、おすすめの観光地コースや各車両の紹介、英会話乗務員の写真を掲載し、安心、安全に利用できるようにした。多言語にも対応できるように翻訳機の導入もした。 ・旅行会社に外国人観光向けのツアーの企画依頼や観光地を巡り乗務員が対応できるように乗務員の育成を実施した。
(株)わか	負担金、補助及び交付金	5,000	サイクリスト総合施設 WAKKA 整備事業 補助対象経費:13,121 ・しまなみ海道の大三島に、サイクリスト総合施設 WAKKA を整備した。
(株)大三島みんなのワイナリー	負担金、補助及び交付金	5,000	大三島憩いの家新たな観光・交流拠点創出事業 補助対象経費:10,670 ・大三島憩いの家の新しい活用の提案と島内ワイン醸造所設立による新たな観光・交流拠点の創出事業を行った。
特定非営利活動法人シクロツーリズムしまなみ	負担金、補助及び交付金	3,800	里山の恵みを活用したサイクルツーリズム造成事業 補助対象経費:7,600 ・自転車旅行者の受入による交流人口の拡大と地域経済への波及の展望について、里山の保全、コミュニティの維持に資するサイクルツーリズムの造成と販売によるビジネスモデル確立を目指し、機能強化に向けての拠点の整備、市場性の確認(モニタリング)と試行運用を実施した。
(株)修斗	負担金、補助及び交付金	1,825	みきゃんパーク開設による観光客集客事業 補助対象経費:3,700 ・みきゃん看板設置、みきゃんラッピングフィルム ・みかん蛇口設置
合計		20,000	

(出典:定期監査資料、補助金支出関係資料)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
補助件数	単位	件	件
	平成 29 年度	4	7
	平成 30 年度	4	6
	令和元年度	4	5

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績※1	達成率
計画に沿って実施できている事業数	単位	件	件	%
	平成 29 年度	33	20	60.6
	平成 30 年度	32	18	56.3
	令和元年度	30	17	56.7

(出典:事務事業評価表)

※1 令和元年度事務事業評価表に記載されている実績は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年度に実施された事業のうち令和元年度において計画に沿って実施できている事業数である。

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終目標について 県内の地域資源の活用により、新たな観光資源の創出や魅力の向上を図り、本県への観光客数の増加を目指す。 ● 成果動向について 県内各地域で、支援を活用して地域資源を生かした取り組みが実施され、支援を受けた年を含めて 5 年間取組みを継続できている。 ● 補助指標について 支援後、5 年間提出する必要がある事業実施状況報告書から、取組み前と比較し観光客数が増加していることを確認している。
有効性	成果横ばい	
	一定の成果向上 余地あり	
効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 無 受益者負担:有 (拡大の余地なし)	事業費の 2 分の 1 を補助しており、新規の取組みに対する補助として妥当と考えている。

区分	評価	評価理由等
中四国各県との比較	他県より水準が高い	中四国では同様の事業は実施されていない。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	これまで補助対象となった事業の取組の実施状況や2年度の交付決定の状況を見ながら、より効果的・効率的な方法を検討することとしたい。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 補助対象事業のその後の状況を事業者のホームページ等で確認した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 成果指標について事業実施年度の情報への変更(意見事項26)

(発見事項)

令和元年度事務事業評価表に記載されている実績は、平成26年度から平成30年度までの5年度に実施された事業のうち平成30年度において計画に沿って実施できている事業数であった。

(問題点)

成果指標となる事業数は、事業実施翌年度4月から5月に各事業実施団体から報告が行われ集計されるとのことであり、令和元年度事務事業評価表に令和元年度の実績を成果指標として記載できるにもかかわらず、1年前の平成30年度の実績を記載しており、事業実施年度の成果指標としては古いデータを使用している点が問題である。

このような運用になった理由は、従来から事業実施年度末に事務事業評価表を作成している関係からその作成時において把握しているデータが事業実施年度の前年度のものしかないからとい

うことである。

(意見事項 26) 成果指標について事業実施年度の情報への変更

事業の成果評価を意味のあるものにするためには、成果指標の情報は、事業の実施と事業実施結果の関連性が高い必要があると考えられるため、時間的に無理な場合を除き事業実施年度の情報を使用することが望ましい。

なお、この意見内容に対しては監査期間中に事務事業評価表を修正の上、対応された。

(ii) 事業に関連する成果指標の設定(意見事項 27)

(発見事項)

成果指標として「計画に沿って実施できている事業数」を採用している。この成果指標としては、毎年補助金交付先からの報告に基づき作成する「愛媛県観光集客力向上支援事業実績」に記載される事業数を記載している。

また、「愛媛県観光集客力向上支援事業実績」に記載している事業は過去 5 年度内に行った補助事業が対象であり、その事業規模(間接的には補助金額)の大小に関係なく補助対象事業数である。

(問題点)

成果指標として記載されている「計画に沿って実施できている事業数」は、過去の年度における補助対象事業件数によっているために、各年度で補助対象事業の規模によって件数が変動するにもかかわらずこれを無視している。さらに、当該補助事業は観光集客力向上支援を目的としていることから過去の補助対象事業件数では事業の成果を測ることは困難であると考えざるを得ない点が問題である。

(意見事項 27) 事業に関連する成果指標の設定

事業との関連性がより高い指標を成果指標として設定する方が事業評価の観点から望ましい。

愛媛県が取りまとめている「愛媛県観光集客力向上支援事業実績」には、過去 5 年度内の補助対象事業に関連する利用者数等が記載されており、補助対象事業を実施したことによる集客数を成果指標とするなどが考えられる。

(iii) 補助目的達成の観点による事業実施結果報告書の吟味とフィードバック(意見事項 28)

(発見事項)

インバウンド(個人旅行者)誘致プロジェクトの補助事業計画において、「ジャンボタクシーの車体に「みきゃん」や愛媛県の観光名所のラッピングを施すことで、旅客業務をしながら愛媛県の観光アピールを行う。」とあり、補助事業結果報告書に添付されている写真や請求書でもラッピングさ

れたジャンボタクシーの購入が確認できた。補助金交付先のホームページを確認したところ、これ以外の補助事業計画に記載されているホームページの英語併記その他のインバウンド対応を確認できた。

しかし、同社のホームページにはラッピングジャンボタクシーの記載は一切なかったため、同社に電話でラッピングジャンボタクシーの存在について問い合わせたところ、ホームページには記載していないがラッピングジャンボタクシーはあるとの回答であった。

インターネットで「みきゃんラッピングタクシー」で検索したところ、他社はいくつか検索されたが同社は検索されなかった。

(問題点)

ラッピングジャンボタクシーの存在をアピールし、収益確保にどうつなげるかは営利企業である補助金交付先の経営判断であるが、ラッピングタクシーを活用することでその補助目的が達成されると考えられることから、ラッピングジャンボタクシーの露出が全くない現状は補助の目的に照らし問題がある。

(意見事項 28) 補助目的達成の観点による事業実施結果報告書の吟味とフィードバック

補助金の対象事業は、県内の地域資源を活用し、新たな観光資源の創出や魅力向上に寄与する事業であること、公共性(当該補助事業が呼び水となって周辺あるいは関係事業者が恩恵を受けると認められるもの)が認められる事業であることなどの要件を満たすこと(令和元年度愛媛県観光集客力向上支援事業実施要領第4条)になっていることから、補助金の交付をもって愛媛県の補助事業が完了するわけではなく、補助事業が補助の目的達成のために効果的に利活用されていることを確認することが重要である。

愛媛県では、補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後2月以内に、補助事業に係る過去1年間の事業実施状況について、補助金に係る事業実施状況報告書を知事に提出する(令和元年度愛媛県観光集客力向上支援事業費補助金交付要綱第17条)ことにしているが、補助事業が補助の目的達成のために効果的に利活用されていることを報告書に記載させるとともに、その達成のために必要な助言をフィードバックすることが望ましい。

16. デジタルマーケティング観光振興事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	WEBを利用した旅行情報収集等が拡大する中、デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信、宿泊の促進及び効果検証等を通じて、国内外における一層の認知度向上と誘客拡大を図る。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 多言語 HP の機能強化 (ア) 宿泊予約機能の強化 (イ) 効果検証システムの導入 ● 国内誘客に向けた情報発信強化 (ウ) 「いよ観ネット」を活用した国内誘客プロモーション <ul style="list-style-type: none"> ▶ デジタルプロモーションの分析検証による戦略的情報発信 ▶ オンライン旅行会社と連携した WEB 誘客プロモーション
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の 2 分の 1 が当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。
事業実施期間	令和元年度から令和 2 年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	—	—	23,615	
決算額	—	—	22,842	3 月に予定していた広告配信が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により執行できなかったため、774 千円が未消化となった。
(財源)				
国庫支出金	—	—	11,421	令和元年度:対象経費の 2 分の 1
一般財源	—	—	11,421	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	22,842	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会に対する負担金 7,717 千円の支払い及び、四国観光立県推進愛媛協議会への負担金 15,125 千円の支払い
合計	22,842	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
四国観光立県推進愛媛協議会	負担金補助及び交付金	15,125	デジタルマーケティング活用による国内誘客に向けた情報発信強化
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	負担金補助及び交付金	7,717	デジタルマーケティング活用に向けた多言語 HP の機能強化
合計		22,842	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

<四国観光立県推進愛媛協議会>

四国観光立県推進愛媛協議会は、四国大型観光キャンペーンにおける4県共同事業との相乗効果を高め、愛媛県のイメージアップを図るとともに観光客の誘致拡大に必要な事業を実施することにより、愛媛県観光の振興に寄与することを目的とする協議会である。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
県負担金	4,000	4,000	—	
市町村負担金	4,000	4,000	—	
民間協賛金	2,915	2,615	▲300	
助成金	4,000	3,892	▲108	(一財)空港環境整備協会 空港周辺環境整備事業
広告収入	—	1,250	1,250	観光ガイドマップ広告収入(25社)
観光振興事業負担金	—	275	275	「疲れたら、愛媛」動画出演料(受託者負担分)
繰越金	2,240	2,240	—	
デジタルマーケティング観光振興事業負担金	15,915	15,125	▲790	国内観光デジタル誘客プロモーション事業
観光ブランド発信・誘客促進事業負担金	6,619	6,119	▲500	国交付金、協賛金(観光プロモーション、観光PRイベント、ツーリズムEXPO)
えひめファンづくり推進事業負担金	1,505	1,220	▲285	みかん人倶楽部、参加施設協賛金
収入合計	41,194	40,736	▲458	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
観光振興事業	16,805	13,921	2,883	愛媛県イメージアップ推進事業(観光 PR 活動) 松山空港定期路線を活用した誘客促進事業 お国じまんカードラリー 観光パンフレット等作成 観光情報誌「えひめ」の監修・配布 ノベルティ作成等
デジタルマーケティング観光振興事業負担金	15,915	15,126	789	動画作成、OTA サイトへの特集ページ掲載・誘導・分析
観光ブランド発信・誘客促進事業負担金	6,619	6,186	433	観光物産 PR イベント(大阪)、北海道誘客プロモーション事業、ツーリズム EXPO ジャパン等
えひめファンづくり推進事業負担金	1,505	363	1,143	商品券交換、周遊キャンペーンの実施
事務局費	350	168	182	会議費、消耗品代、送料等
支出合計	41,194	35,765	5,429	
収支決算差額	—	4,971	4,971	えひめファンづくり推進事業 857 千円、その他 4,114 千円

(出典:四国観光立県推進愛媛協議会 令和元年度収支決算)

<愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会>

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会は、外国人観光客の受入体制の整備等、国際観光振興施策の推進に取り組むことにより、愛媛県の国際観光の振興に資することを目的とする協議会である。

【一般会計】

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
負担金	41,117	36,543	▲4,574	愛媛県・会員市町
前年度繰越金	944	3,679	2,735	
委託料	—	1,500	1,500	サイクリングしまなみ 2020 実行委員会
事業負担金	—	3,937	3,937	広島県・岡山県・香川県
雑収入	2	0	▲2	預金利息
収入合計	42,063	45,659	3,596	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
ホスピタリティ向上事業	3,207	3,201	6	
観光案内強化事業	295	—	295	
外客誘致促進事業	38,506	32,494	6,012	クルーズ船の寄港中止による減
会議費	5	28	▲23	
事務局費	50	31	19	
支出合計	42,063	35,754	6,309	
次年度繰越金	—	9,905	9,905	

(出典:愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会 令和元年度収支決算)

【特別会計】

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
負担金	39,718	39,718	—	愛媛県・松山市
前年度繰越金	8,790	8,595	▲195	
事業負担金	6,000	—	▲6,000	松山空港利用促進協議会
雑収入	3	0	▲3	預金利息
収入合計	54,511	48,314	▲6,197	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
中国人観光客誘致促進事業	7,417	3,509	3,908	
中国インバウンド強化対策事業	47,094	25,792	21,302	松山ー上海線の運休等による減
支出合計	54,511	29,301	25,210	
収支決算差額	—	19,013	19,013	

(出典:愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会 令和元年度収支決算)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
県多言語HPへのアクセス数	単位	千回	千回
	平成29年度	—	—
	平成30年度	—	—
	令和元年度	657	1,012

活動指標	区分	計画	実績
デジタル広告による情報発信回数	単位	千回	千回
	平成29年度	—	—
	平成30年度	—	—
	令和元年度	14,427	14,778

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
県多言語HPによる宿泊予約行動件数	単位	件	件	%
	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	100	130	130
OTA上の愛媛県特集ページへのアクセス数	単位	回	回	%
	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	—	—	—
	令和元年度	25,864	41,663	161.1

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	
有効性	成果動向	成果順調である	県観光サイト等へのアクセス数は前年度と比較して増加しており、今後もさらなる本県観光の情報発信と知名度向上を図る。
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	
効率性		効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無し(拡大の余地なし)	広告などを活用した情報発信にあたり、必要性及び効率性を検討の上実施する。
中四国各県との比較		他県より水準が高い	他県の関係予算と比較すると、本件の予算額は大きいと判断される。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	デジタルマーケティングを活用したプロモーションの実施により、本県の認知度向上を図るとともに、具体的な来県行動につなげるよう、取り組みを継続する。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 最終目標の設定(意見事項 29)

(発見事項)

令和元年度の事務事業評価表によれば、「最終目標について、今後も継続してデジタルマーケティングを活用した情報発信・誘客等に取り組むこととしているが、事業終期である令和2年度までの成果を踏まえて今後の方針を検討することから、現時点で最終目標の設定は困難」として、最終目標を設定していない。

(問題点)

最終目標が設定されていないことについて、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「デジタル戦略室がモデル的に実施している「デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費」は、事業期間が3年で、令和2年度が終期となっている。そのため、本事業も令和2年度を終期とし、その結果を踏まえて令和3年度以降の事業展開を検討することとしている。そうした意味では、令和2年度目標値が最終目標であるが、今年度までの事業実績を踏まえ、継続する事業もあると考えられることから、現在のような記載としている。」とのことである。確かに当事業において、成果指標は設定しているが、成果指標はあくまでも最終目標を達成するための中間地点にすぎないため、

事業目的を踏まえた、最終目標を設定していないことが問題である。

(意見事項 29) 最終目標の設定

当事業は、「WEB を利用した旅行情報収集等が拡大する中、デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信、宿泊の促進及び効果検証等を通じて、国内外における一層の認知度向上と誘客拡大を図る。」との事業目的がある以上、当該事業目的を達成するための最終目標を設定することが望ましい。

(ii) 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会の繰越金の取扱い(意見事項 30)

(発見事項)

令和元年度の愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会収支決算によると、一般会計の次年度繰越金は9,905千円、特別会計の収支決算差額は19,013千円である。繰越金の取扱いについて国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「繰越金は翌年度事業の財源に充てられる。予算案や決算案については総会の議決を経て決定している。最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであった。

(問題点)

国際交流課の担当者によれば、「最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであるが、主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金の最終的な取扱いが事前に取り決められていないことが問題である。

(意見事項 30) 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会の繰越金の取扱い

主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金については、事前に取り決めを行い、最終的には愛媛県に返還されるような仕組みとしておくことが望ましい。

(iii) 成果指標に照らした場合の当事業の経済的合理性(意見事項 31)

(発見事項)

事務事業評価表によると、成果指標として愛媛県が設置した多言語 HP による宿泊予約行動件数を掲げており、計画予約数 100 件に対して実績は 130 件と計画を上回っている。しかし、成果指標と照らした場合、デジタルマーケティング活用に向けた多言語 HP の機能強化に 3,317 千円の予算を消化しており、愛媛県が設置した多言語 HP から獲得した宿泊予約行動件数で当該予算消化額を単純に除すると、1 件当たりの宿泊予約行動件数を獲得するのに予算が 26 千円(計画では 33 千円)使われている。

(問題点)

愛媛県の外国人延べ宿泊者数 216 千人に比して、愛媛県が設置した多言語 HP による宿泊予

約行動件数は 130 件と極めて件数が少なく、1 件当たりの宿泊予約行動件数を獲得するのに予算を 26 千円(計画では 33 千円)使用することにより、愛媛県の実需創出・経済の活性化にどう繋がっていくかを十分に検討しなければ、企画ありきの無駄な投資になりかねない点が問題である。

(意見事項 31) 成果指標に照らした場合の当事業の経済的合理性

成果指標に照らして、当事業予算の経済的合理性を再検討することにより、当事業の必要性又は予算規模を見直すことが望ましい。

17. せとうち観光推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	瀬戸内 7 県の緊密な連携により、瀬戸内ブランドを確立し、もって交流人口の拡大による地域経済の活性化を促進し、豊かな地域社会の実現を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般社団法人せとうち観光推進機構への負担金 (ア) 広域連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ マーケティング・プロモーション ✓ プロダクトの開発 ✓ 各県連携プロダクト開発・販売促進 ✓ 宿泊施設等サービス向上対策(宿泊予約システムの運営) (イ) 受入環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期航路、定期バス等の二次交通情報の集積、公開
事業の形態	当事業は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 25 年度から令和 2 年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔粋事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	19,441	19,443	19,336	
決算額	19,335	19,439	19,012	旅費予算未消化による減
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	19,335	19,439	19,012	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	18,900	一般社団法人せとうち観光推進機構に対する負担金の支出
旅費	112	
合計	19,012	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調査)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
一般社団法人せとうち観光推進機構	負担金補助 及び交付金	18,900	一般社団法人せとうち観光推進機構に対する負担金の支出
その他	旅費	112	
合計		19,012	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している機構の収支決算書

<一般社団法人せとうち観光推進機構>

一般社団法人せとうち観光推進機構は、瀬戸内7県(愛媛県、徳島県、香川県、兵庫県、岡山県、広島県、山口県)を主たる会員として構成された機構であり、瀬戸内ブランドの確立による域内の経済活性化と、豊かな地域社会の実現を目的とし、観光振興による交流人口の増加を通じて様々な産業と雇用の拡大を促し、自律的で永続的な成長循環の創出を図ることを目的とする機構である。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
社員負担金収入(7県)	150,000	150,000	-	
社員負担金収入(企業)	17,500	17,500	-	
国庫補助金	132,872	125,512	▲7,360	
特定目的負担金	39,680	41,851	2,171	
事業収入	47,850	49,489	1,639	
その他収入	1,000	982	▲18	
収入合計	388,902	385,334	▲3,568	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
事業費支出	356,011	337,294	18,717	
デジタルマーケティング関連調査事業	40,000	40,051	▲51	
デジタルマーケティングプロモーション事業	31,500	25,469	6,031	
Web プロモーション事業	15,000	15,371	▲371	
瀬戸内国際芸術祭デジタルキャンペーン調査事業	5,500	5,032	468	
DMOの安定運営のための財源確保策検討事業	4,990	5,005	▲15	
現地エージェンシーを活用した海外プロモーション	125,980	121,044	4,936	
現代アートと伝統文化を切り口とした欧州向け誘客事業	4,000	4,289	▲289	
宮城県との連携による海外プロモーション	15,000	12,109	2,891	
岩手県との連携による海外プロモーション	13,360	11,526	1,834	
九州観光推進機構との連携による海外プロモーション	9,000	7,786	1,214	
プロダクト開発販売促進費	14,650	14,416	234	
各県連携プロダクト開発事業	48,000	47,132	868	
宿泊施設等サービス向上対策費	2,045	2,019	26	
機運醸成対策費	3,000	3,003	▲3	
エリア別部会運営費	650	351	299	
二次交通対策費	1,000	904	96	
広報費	2,800	2,326	474	
コミュニケーション対策費	2,000	2,025	▲25	
事業活動費	17,536	17,436	100	
管理費	61,217	53,724	7,493	
人件費	48,541	42,310	6,231	
事務費・事務所費	12,676	11,415	1,261	
固定資産取得支出	—	2,541	▲2,541	一括償却資産の取得
支出合計	417,228	393,559	23,669	
当期収支差額	▲28,326	▲8,226	20,100	
前期繰越収支差額	46,437	46,437	—	
次期繰越収支差額	18,111	38,211	20,100	

(出典:一般社団法人せとうち観光推進機構 令和元年度収支計算書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
プロモーション事業数	単位	事業数	事業数
	平成 29 年度	7	8
	平成 30 年度	7	9
	令和元年度	7	8

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
瀬戸内7県における外国人延べ宿泊者数	単位	万人泊	万人泊	%
	平成 29 年度	—	350	—
	平成 30 年度	426	398	93.4
	令和元年度	513	440	85.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	瀬戸内 7 県による広域的な事業であるとともに、関係県等が社員である一般社団法人が実施主体となっていることから、県が実施すべきである。
有効性	成果順調である	海外への積極的なプロモーションを図り、現地のメディアに多く取り上げられるなど、活動の成果が出てきている。
	一定の成果向上余地あり	外国人延べ宿泊者数についても着実に増加しており、今後も取り組みを継続することにより、一定の成果向上余地がある。
効率性	効率化の余地(コスト改善策): 無 受益者負担:有り(拡大の余地なし)	各県の負担金額については、面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して算定されており、効率化等の余地はない。
中四国各県との比較	他県と同水準	瀬戸内7県連携による、四国や中国、近畿の各地方の枠を超えた「瀬戸内」というエリアでの地域の活性化に資する取組みであり、関係県で負担割合を調整していることから、他県と同水準

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	本県が社員として参画する一般社団法人が実施する事業であり、継続する。
2～3年後の見直しの可能性	有	令和2年度は、各県の観光コンテンツの販売促進を図るなど、より積極的に実需の創出につながる事業展開を図る。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 平成30年度「事務事業評価表」の成果指標(意見事項32)

(発見事項)

平成30年度「事務事業評価表」の「成果指標」では、平成30年度の成果指標に、瀬戸内7県における外国人延べ宿泊者数(暦年)が382万人泊と記載されていたが、当該宿泊者数は観光庁が公表した速報値であり、確定値は398万人泊であった。

平成30年度の事務事業評価表作成時点では平成30年度の数値としてはこの速報値を記載するしかなく、令和元年度の事務事業評価表作成時にこれを確定値に更新したものであった。

(問題点)

「成果指標」に速報値を記載し、翌年度に変更が予定されている場合、確定値であるとの誤解を招くおそれがある点が問題である。

(意見事項32)平成30年度「事務事業評価表」の成果指標

実施した事業について適切な効果検証に役立て、事業の立案、見直しに活かすためにも、確定値、速報値である旨を明記することが望ましい。

(ii) 一般社団法人せとうち観光推進機構に対する各県の負担金割合の見直し(意見事項33)

(発見事項)

「事務事業評価表」の効率性に関する事業評価によると、「各県の負担金額については、面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して算定されており、効率化等の余地はない」と記載されている。しかし、当事業が開始された平成 25 年度から 5 年以上経過しており、せとうち観光を取り巻く環境も変化していることから、負担金の見直し等、効率化等の余地はあると考えられる。

(問題点)

一般社団法人せとうち観光推進機構の前進組織が設立された当初は国内観光・物産振興が活動の中心であったが、近年、海外誘客に軸足を移してきたことから、事業の主たる成果指標として、外国人観光客の延べ宿泊者数を採用しているとのことである。国際交流課の担当者によれば、「負担金については、組織の設立趣旨や負担金の性質上、特定分野の指標の単年度の実績のみによらない、現在の算定方法が妥当と考えている。また、状況変化(機構事業の拡大)に合わせた各県負担金の増額が行われている。」とのことである。

この点、当事業が開始された平成 25 年度から令和元年度までの瀬戸内 7 県における各県の外国人宿泊者数は次のとおりである。

(単位:百万人泊(千人泊以上四捨五入))

(暦年)	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	6 年平均
兵庫県	70	121	112	125	126	137	115
岡山県	11	17	28	44	47	49	33
広島県	44	74	84	93	124	132	92
山口県	6	11	9	12	12	10	10
徳島県	4	6	7	10	12	13	9
香川県	14	21	15	48	55	77	38
愛媛県	6	11	15	18	23	22	16
合計	154	260	270	350	398	440	312

(出典:観光庁宿泊旅行統計調査)

瀬戸内 7 県における負担金及び負担金割合、外国人宿泊者数の割合は次のとおりである。

県名	各県負担金 (単位:千円)	A	外国人延べ宿泊 者数 6 年平均 (単位:百万泊)	B	A-B
		負担金割合		外国人延べ宿泊 者数割合	差異
兵庫県	16,650	11%	115	37%	▲26%
岡山県	21,150	14%	33	10%	4%
広島県	40,200	27%	92	29%	▲3%
山口県	19,050	13%	10	3%	9%
徳島県	14,250	10%	9	3%	7%

県名	各県負担金 (単位:千円)	A	外国人延べ宿泊 者数 6 年平均 (単位:百万泊)	B	A-B
		負担金割合		外国人延べ宿泊 者数割合	差異
香川県	19,800	13%	38	12%	1%
愛媛県	18,900	13%	16	5%	8%
合計	150,000	100%	312	100%	—

(出典:観光庁宿泊旅行統計調査)

事業の成果指標である外国人観光客の延べ宿泊者数は、各県でばらつきがあり、例えば、兵庫県は負担金割合 11%に対して、外国人延べ宿泊者数の 6 年平均は 37%であり、外国人延べ宿泊者数に比して負担金割合が低いのにに対して、愛媛県では負担金割合が 13%であるにもかかわらず、外国人延べ宿泊者数 6 年平均は 8%であり、成果割合に比して負担金割合が相対的に高くなっており、愛媛県の負担率が過大になっている点が問題である。

(意見事項 33)一般社団法人せとうち観光推進機構に対する各県の負担金割合の見直し

事業の成果指標を外国人観光客の延べ宿泊者数とするのであれば、瀬戸内 7 県の負担金割合は成果指標の割合で算定することが望ましいと考える。令和元年度の当事業における瀬戸内 7 県の負担金総額は 150,000 千円であることから、例えば、愛媛県の外国人延べ宿泊者数 6 年平均割合により愛媛県の負担金を算定すると 7,544 千円となり、令和元年度の負担金支払額 18,900 千円と比較すると、11,356 千円が過大な負担となっているおそれがあるため、負担金の支払い額を見直すことが望ましい。

(iii) 活動指標及び成果指標の見直し(意見事項 34)

(発見事項)

国際交流課の担当者によれば、「一般社団法人せとうち観光推進機構の組織・事業内容は状況の変化に対応して変遷しており、インバウンド誘客に特化したものではない。また、例えば、上記(ii)で負担額が少ないとの指摘があった兵庫県については、関西圏としての誘客効果も大きいことなど、様々な要素を勘案する必要がある。よって、外国人観光客延べ宿泊者数のみにより負担金額の多寡を評価することはできないと考える。」とのことである。

(問題点)

国際交流課の担当者の主張のとおり、事業を評価するためには、様々な要素を勘案する必要がある。外国人観光客延べ宿泊者数のみにより負担金額の多寡を評価することはできないと考えるのであれば、成果指標を瀬戸内 7 県における外国人宿泊者数だけでなく、例えば、当事業の最終目標である、瀬戸内における観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化などに関連する指標を成果指標として設定するとともに、効果検証に役立つ活動指標を設定する等、幅広い観点から事業を評価する必要があるが、成果指標を外国人観光客延べ宿泊者数のみで評

価している点が問題である。

(意見事項 34) 活動指標及び成果指標の見直し

当事業の最終目標である、瀬戸内における観光関連産業の振興と交流人口の拡大による地域経済の活性化などに関連する指標を成果指標として設定するとともに、効果検証に役立つ活動指標を設定する等、幅広い観点から事業を評価することが望ましい。

18. 台湾観光交流促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	令和元年 7 月に就航する松山-台北線の安定運航を図るため、インバウンド・アウトバウンド両面から効果的な利用促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 台湾人旅行者の誘客促進 (イ) 松山—台北線の利便性向上事業 (ウ) 台湾人旅行者の観光施設利用促進 (エ) 台湾での認知度向上プロモーション ● アウトバウンド事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶ モニターツアー ▶ 初めての海外旅行応援 ▶ 県外利用者高速バス支援 ▶ 松山空港国際線利用者アクセス支援 ▶ 国際交流団体利用促進 ▶ アウトバウンドプロモーション ● 就航記念行事 ● 関係先(航空会社等)との協議等
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1が、当該交付金で賄われ、残りは県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 26 年度から令和 3 年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典: 定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	39,186	94,889	114,551	
決算額	39,186	94,889	114,551	
(財源)				
国庫支出金	10,497	26,870	42,507	令和元年度:事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1 ※
一般財源	28,689	68,019	72,044	

(出典:定期監査資料)

※ 交付金対象外経費(個人に対する給付事業に係る経費、職員旅費等)があるため、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1とはならない。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	114,551	松山空港利用促進協議会に対する負担金の支払い
合計	114,551	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調査書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
松山空港利用促進協議会	負担金補助 及び交付金	114,551	インバウンド事業として78,025千円、アウトバウンド事業として27,861千円、就航記念行事として6,780千円、関係先(航空会社等)との協議等として1,885千円
合計		114,551	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

<松山空港利用促進協議会>

松山空港利用促進協議会は、愛媛県、松山市、行政・経済団体等、県内の主要企業など72の会員で構成された協議会であり、松山空港の航空路線網の拡充及び松山空港の国際化を積極的に推進して、もって松山空港の振興を図ることを目的とした協議会である。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
負担金	218,861	227,321	8,460	愛媛県 ※ 158,467千円 松山市 57,394千円 今治市 945千円 新居浜市 915千円 市長会 500千円 町村会 500千円 愛媛・韓国経済観光交流推進協議会 8,600千円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
補助金	13,000	14,417	1,417	(一財)空港振興・環境整備支援機構補助金 13,000 千円、台湾観光協会補助金 1,417 千円
会費	3,300	3,250	▲50	1 口 5 万円、1 会員減、会員数 64 会員 (65 口)
諸収入	1	2	1	預金利息
繰越金	73,724	73,724	0	
収入合計	308,886	318,714	9,828	

※ 当事業以外の事業費による負担金も含まれている。

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
会議費	200	113	87	総会開催費
事業費	308,118	241,002	67,116	
国内線に関する事業	18,974	13,353	5,621	国内線に関する主たる事業は、国内線利用促進事業、外国人を対象とした国内線 PR 事業、国内線保安検査混雑緩和支援事業である。
国際線に関する事業	289,144	227,650	61,494	国際線に関する主たる事業は、国際定期便(上海線、ソウル線、台北線)利用促進事業、認知度向上プロモーション事業、国際チャーター便促進事業である。 新型コロナによる国際線運休により、予算が未消化となっている。
事務局費	468	414	54	
予備費	100	—	100	
支出合計	308,886	241,529	67,357	
次年度繰越金	—	77,186	77,186	

(出典:松山空港利用促進協議会 令和元年度収支決算)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
インバウンド旅行商品造成事業助成人数	単位	人	人
	平成 29 年度	—	—
	平成 30 年度	—	—
	令和元年度	6,128	5,478
アウトバウンド旅行商品造成事業助成人数	単位	人	人
	平成 29 年度	—	—
	平成 30 年度	—	—
	令和元年度	1,149	648

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山-台北線搭乗率	単位	%	%	%
	平成 29 年度	—	—	—
	平成 30 年度	—	—	—
	令和元年度	80	75	93.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	
有効性	成果順調である	松山-台北線は、各種利用促進策やプロモーション活動の成果もあり、令和元年7月の就航以来、搭乗率は75%と順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年2月27日から期間運休となった。
	一定の成果向上余地あり	松山-台北線の安定運航に向けて、インバウンド・アウトバウンド両面からの利用促進を図るべく、旅行商品造成や利用者の利便性向上に係る支援を行うとともに、台湾・愛媛双方における認知度向上に取り組んでおり、一定の成果向上が見込まれる。
効率性	効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無し(拡大の余地なし)	松山-台北線の利用状況を踏まえ、効率的に事業を展開することにより、経費節減に努める。 県と松山市の負担金により事業を実施している。
中四国各県との比較	他県より水準が低い	他県では、本県同様又はそれ以上の利用促進策を講じている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	松山-台北線増便後のインバウンド・アウトバウンド両面からの支援及び認知度向上プロモーションの実施により、継続的な安定運航と台湾人旅行者による周遊観光の促進を図る。

区分	事業方針	説明
2～3年後の見直しの可能性	無	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 松山空港利用促進協議会の繰越金の取扱い(意見事項 35)

(発見事項)

令和元年度の松山空港利用促進協議会収支決算によると、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により多額の予算が未消化となり、その結果、次年度繰越金は77,186千円となった。繰越金の取扱いについて国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「繰越金は翌年度事業の財源に充てられる。予算案や決算案については総会の議決を経て決定している。最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであった。

(問題点)

国際交流課の担当者によれば、「最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであるが、主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金の最終的な取扱いが事前に取り決められていないことが問題である。

(意見事項 35) 松山空港利用促進協議会の繰越金の取扱い

主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金については、事前に取り決めを行い、最終的には愛媛県に返還されるような仕組みとしておくことが望ましい。

(ii) 松山空港利用促進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定(意見事項 36)

(発見事項)

当事業における令和元年度の予算額及び決算額は、114,551千円であり、全額が松山空港利

用促進協議会への負担金として拠出されている。この点、「松山空港利用促進協議会 令和元年度収支決算」によると、新型コロナウイルス感染症拡大による国際線の運休等の影響により総支出額は予算未消化となったが、負担金収入は全額計上している。その結果、総収入額 318,714 千円に対して、総支出額は 241,528 千円となり、次年度繰越金は 77,186 千円となった。

愛媛県では、予算未消化により多額の次年度繰越金が留保されている中、令和 2 年度の当事業の予算として前年度を大幅に上回る 176,597 千円を計上している。この点、国際交流課の担当者にはヒアリングしたところ、「令和元年 11 月 21 日にエバー航空の大阪支店から国際交流課に対して、令和 2 年 4 月 11 日から週 4 往復に増便する旨の連絡があり、更なるインバウンド旅行客の需要を取り込むため、予算を増額した。」とのことであった。しかし、松山ー台北線は、令和 2 年 2 月 27 日から期間運休となっており、令和 3 年 3 月 27 日までの全便運休が決定している。(令和 2 年 11 月 17 日現在)

(問題点)

新型コロナウイルス感染症拡大による国際線の運休等の影響により総支出額は予算未消化となっているにもかかわらず、令和 2 年度当初予算では、更なる増額予算を計上しているが、予算の策定に際して、松山空港利用促進協議会の多額の次年度繰越金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響を考慮していない点が問題である。これについては、愛媛県では令和 2 年度当初予算は 11 月に財政課へ原案を提出し 1 月末には知事査定により予算案(議案)が確定することから、新型コロナウイルス感染症の影響を見込むことは不可能であり、予算編成後に生じた状況変化には、補正予算で対応するのが一般的なルールであることから減額補正は令和 3 年 2 月補正予算で計上されるとのことであった。

(意見事項 36) 松山空港利用促進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定

松山空港利用促進協議会への負担金拠出額の予算額は、当該協議会における多額の次年度繰越金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響を可能な限り考慮して策定することが望ましい。さらに、予算編成後に生じた状況変化に応じた減額補正の計上時にこれらの影響を十分考慮することが必要であることは言うまでもない。

(iii) インバウンド事業における PDCA サイクルの実施(意見事項 37)

(発見事項)

インバウンド対策として、台湾での愛媛県の認知度向上プロモーションを実施するとともに、松山ー台北線を利用する台湾人旅行者限定の松山市内観光施設入場無料券を作成・配布することにより、旅行商品の低廉化を図り、台湾人旅行者の更なる増加を図った。

松山空港利用促進協議会作成の令和元年度事業報告によると、松山ー台北線を利用したインバウンド旅行商品の造成・実施を促進するとともに、台湾における愛媛県の認知度向上及び誘客促進に向け各種プロモーションを実施した結果、5,478 人に対して商品造成経費の一部を負担し

た。また、松山－台北線を支援するため、松山市内観光地（松山城、道後温泉別館飛鳥乃湯泉）の入場無料引換券を配布し、8,805 人の利用者があった。

（問題点）

令和元年 7 月に松山－台北線が就航したばかりで、活動指標及び成果指標検証のための情報が乏しい中、利用状況についてアンケート調査等を実施しておらず、活動指標のプロセスの検証及び効果測定のための情報並びに成果指標の適正性を検討するための情報が十分に入手されておらず、事業効果の測定評価が不十分な点が問題である。

（意見事項 37）インバウンド事業における PDCA サイクルの実施

活動指標のプロセスの検証及び効果測定並びに成果指標の適正性の検討を行うため、利用状況についてアンケート調査を実施する等して十分な情報を入手し、適切な PDCA サイクルを実施することにより、事業の改善につなげていくことが望ましい。

（iv）「松山－台北線」維持のための台湾との連携（意見事項 38）

（発見事項）

当事業の目的は、「令和元年 7 月に就航する松山-台北線の安定運航を図るため、インバウンド・アウトバウンド両面から効果的な利用促進を図る。」ことであり、令和元年度の決算額は 114,551 千円である。エバー航空は台湾籍の航空会社であることから、台湾との連携について、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「台湾側で松山－台北線を維持するための何らかの施策又は補助事業等の実施の有無については把握していない」とのことであった。

（問題点）

松山空港発の国際線エバー航空は台湾籍の航空会社であり、松山－台北線維持については、愛媛県だけの問題ではなく、台湾・台北側の問題でもある。松山-台北線の安定運航を図るため、搭乗率を成果指標として掲げて、台湾籍の航空会社を実質的に助成しているにもかかわらず、台湾との連携による事業の効率化等を検討していない点が問題である。

（意見事項 38）「松山－台北線」維持のための台湾との連携

愛媛県の事業予算により台湾籍の航空会社を実質的に助成しているのであれば、台湾側での助成状況等を把握することにより、台湾側にも何らかの支援等を要求するなどして、台湾との連携により事業の効率化等を検討することが望ましい。

19. 韓国観光交流促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	松山空港初の国際線 LCC・チェジュ航空が運航する松山-ソウル線の安定運航を図るため、インバウンド・アウトバウンド両面からの効果的な利用促進を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● インバウンド <ul style="list-style-type: none"> (ア) 韓国人旅行者の誘客促進 (イ) 松山-ソウル線の利用性向上支援 (ウ) 韓国人旅行者の利用促進・県内周遊性向上支援 (エ) 韓国での愛媛県認知度向上 ● アウトバウンド <ul style="list-style-type: none"> ▶ 若年層向け利用促進 ▶ 初めての海外旅行応援 ▶ モニターツアー ▶ 県外利用者高速バス支援 ▶ 松山空港国際線利用者アクセス支援 ▶ アウトバウンド向けプロモーション
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1が、当該交付金で賄われ、残りは県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 29 年度から令和 2 年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度※1	平成 30 年度※1	令和元年度	備考
予算現額	34,714	80,982	85,449	
決算額	34,714	80,982	85,449	
(財源)				
国庫支出金	—	16,945	18,186	令和元年度:事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1 ※2
一般財源	34,714	64,037	67,263	

(出典:定期監査資料)

※1 平成 29 年度及び平成 30 年度の事業名は「松山空港国際線 LCC 利用促進事業」であった。令和元年度に台北線が就航し、松山空港を利用する国際線が 3 路線化する際に、よりわかりやすい事業名に見直しを行ったものである。

※2 交付金対象外経費(個人に対する給付事業に係る経費、職員旅費等)があるため、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1とはならない。

なお、交付金対象経費にならない主要な項目は次のとおりである。

<愛媛・韓国経済観光交流推進協議会>

- ・韓国人旅行者専用無料送迎バス運行事業 7,325 千円
- ・韓国人旅行者誘致緊急対策事業 2,661 千円 等

<松山空港利用促進協議会>

- ・航空会社と連携したプロモーション事業 15,150 千円
- ・松山-ソウル線利用促進特別対策事業 3,348 千円
- ・松山空港国際線利用者アクセス支援事業 2,715 千円
- ・初めての海外旅行応援事業 1,440 千円
- ・航空会社等訪問旅費 1,428 千円 等

(ii) 決算額の主な内訳

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	85,449	愛媛・韓国経済観光交流推進協議会に対する負担金 60,184 千円の支払い及び、松山空港利用促進協議会に対する負担金 25,265 千円の支払い
合計	85,449	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調査書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
愛媛・韓国経済観光交流推進協議会	負担金補助 及び交付金	60,184	インバウンド事業として、韓国人旅行者の誘客促進、松山-ソウル線の利用性向上支援等を実施
松山空港利用促進協議会	負担金補助 及び交付金	25,265	アウトバウンド事業として、モニターツアー、アウトバウンド向けプロモーション等を実施
合計		85,449	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している支出先の収支決算書

<愛媛・韓国経済観光交流推進協議会>

愛媛・韓国経済観光交流推進協議会は、韓国からの旅行客誘致・受入れや、韓国との貿易等に意欲を有する行政などの 26 の団体・企業が会員となることで構成され、松山-ソウル線定期就航路線の安定的な運航を確保し、これを活用した県内産業の振興を図るため、韓国方の旅行客誘致、県産品の輸出その他経済・観光交流を一体的かつ具体的に推進することを目的とする協議会

である。

令和元年度収支決算は次のとおりである。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
会費収入	950	975	25	19 会員×50 千円、1 会員×25 千円
負担金収入	100,457	100,457	—	愛媛県 62,724 千円 松山市 36,573 千円 今治市 750 千円 大洲市 170 千円 砥部町 120 千円 内子町 120 千円
雑収入	1	6	5	
前期繰越金	18,892	20,453	1,561	
収入合計	120,300	121,891	1,591	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
韓国人旅行者誘客事業	27,228	15,347	11,881	
韓国マスコミ・旅行会社等招聘事業	2,000	3,855	▲1,855	韓国旅行会社等招聘のため
韓国プロモーション事業	36,376	20,521	15,855	新型コロナウイルス感染症拡大による影響
韓国人旅行者専用無料送迎バス運行事業	42,837	14,650	28,187	新型コロナウイルス感染症拡大により、ソウル便週5往復⇒週3往復に減便及び運休となったため
韓国人旅行者案内・誘導事業	409	191	218	同上
韓国人旅行者誘致緊急対策事業	11,400	5,165	6,235	
事業費	50	86	▲36	振込手数料増額のため
支出合計	120,300	59,815	60,485	
次年度繰越金	—	62,077	62,077	

(出典:愛媛・韓国経済観光交流推進協議会 令和元年度収支決算書)

<松山空港利用促進協議会>

18. 台湾観光交流促進事業費に記載している。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
インバウンド旅行商品造成事業助成人数	単位	人	人
	平成29年度	2,887	1,069
	平成30年度	6,808	4,492
	令和元年度	5,547	2,919
アウトバウンド旅行商品造成事業助成人数	単位	人	人
	平成29年度	1,451	605
	平成30年度	2,670	2,118
	令和元年度	2,971	1,935

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山-ソウル線搭乗率	単位	%	%	%
	平成29年度	80	92	115.0
	平成30年度	80	87	108.8
	令和元年度	80	75	93.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	
有効性	成果横ばい	松山-ソウル線は、日韓関係の悪化により搭乗率が一時低下したが、アウトバウンド利用促進策を強化した結果、11月以降、搭乗率が回復。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期間運休となった。
	成果向上余地	事態収束後は、各種プロモーションの実施や旅行会社に対する商品造成支援など、インバウンド・アウトバウンド両面での効果的な利用促進に取り組むこととしており、特に、LCCの主な利用者層となる若者への需要喚起や個人旅行者の利便性向上など、新たな利用者の掘り起こしやリピーター客の獲得が必要である。
効率性	効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:有り(拡大の余地なし)	松山-ソウル線の利用状況を踏まえ、適宜効率的に事業を実施することにより、経費削減に努める。 県と松山市の負担金により事業を実施している。

区分	評価	評価理由等
中四国各県との比較	他県より水準が低い	他県では、本県同様又はそれ以上の利用促進策を講じている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	松山-ソウル線の安定運航を図るためには、年間を通じてインバウンド・アウトバウンドのバランスの取れた高い搭乗率を確保することが必要である。このため、引き続き、インバウンド・アウトバウンド両面からの効果的な利用促進に取り組む必要がある。
2～3年後の見直しの可能性	無	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 活動指標と成果指標の相関関係の検討(意見事項 39)

(発見事項)

事務事業評価表による活動指標と成果指標の達成率は次のとおりである。

活動指標	区分	計画	実績	達成率
インバウンド旅行商品造成事業助成人数	単位	人	人	%
	平成29年度	2,887	1,069	37.0
	平成30年度	6,808	4,492	66.0
	令和元年度	5,547	2,919	52.6

活動指標	区分	計画	実績	達成率
アウトバウンド旅行商品造成事業助 成人数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	1,451	605	41.7
	平成 30 年度	2,670	2,118	79.3
	令和元年度	2,971	1,935	65.1

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山-ソウル線搭乗率	単位	%	%	%
	平成 29 年度	80	92	115.0
	平成 30 年度	80	87	108.8
	令和元年度	80	75	93.8

成果指標については、令和元年度の年度後半は新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり未達となってしまったが、それでも 93.8%と高い水準での達成率となっており、また、過去 2 期においても計画を達成している。一方で、活動指標については、令和元年度を含む過去 3 期で計画を達成した年度は一度もない。

(問題点)

活動指標は、事業予算を使用して行政活動の活動量を示す指標であり、事業の実績や活動結果をあらわす指標である。活動指標が 3 期連続未達であるにもかかわらず、成果指標は概ね計画を達成していることを鑑みると、成果指標に相関関係が認められない事項を活動指標として設定しているおそれがある。もしくは、活動指標の計画値が過大に設定されており、その分、成果を達成するために必要以上の予算が計上されているおそれがある点が問題である。

(意見事項 39) 活動指標と成果指標の相関関係の検討

活動指標と成果指標の相関関係を検討するとともに、活動指標の計画値を見直し、事業予算が過大に計上されてないか検討することが望ましい。

(ii) 愛媛・韓国経済観光交流推進協議会の繰越金の取扱い(意見事項 40)

(発見事項)

令和元年度の愛媛・韓国経済観光交流推進協議会収支決算によると、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により多額の予算が未消化となり、その結果、次年度繰越金は 62,077 千円となった。繰越金の取扱いについて国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「繰越金は翌年度事業の財源に充てられる。予算案や決算案については総会の議決を経て決定している。最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであった。

(問題点)

国際交流課の担当者によれば、「最終的な負担金の返還は協議会との協議による。」とのことであるが、主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金の最終的な取扱いが事前に取り決

められていないことが問題である。

(意見事項 40) 愛媛・韓国経済観光交流推進協議会の繰越金の取扱い

主に愛媛県が支出した負担金の留保分である繰越金については、事前に取り決めを行い、最終的には愛媛県に返還されるような仕組みとしておくことが望ましい。

(iii) 県内観光施設の無料引換券配布事業に関する PDCA サイクルの実施(意見事項 41)

(発見事項)

愛媛・韓国経済観光交流推進協議会では、インバウンド緊急対策として、松山-ソウル線を利用する韓国人旅行者限定の県内観光施設入場無料券を作成・配布することにより、旅行商品の低廉化を図り、韓国人旅行者のさらなる増加を図った。

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月までの利用実績は次のとおりである。

所在地	対象施設	利用者数	構成比率
松山市	松山城	8,245 人	64.0%
	道後温泉本館	2,082 人	16.1%
	飛鳥乃湯泉	1,890 人	14.7%
今治市	レンタサイクル無料利用券	10 人	0.1%
大洲市	大洲城	138 人	1.1%
	臥龍山荘	212 人	1.6%
砥部町	砥部焼伝統産業会館	利用者なし	—
内子町	内子座・木蠟資料館上芳我邸・商いと暮らし博物館	312 人	2.4%
合計		12,889 人	100%

(出典:愛媛・韓国経済観光交流推進協議会作成の令和元年度事業報告)

(問題点)

松山-ソウル線を利用する韓国人旅行者限定の県内観光施設入場無料券を作成・配布しているが、松山空港から松山市内までの韓国人旅行者専用無料送迎バス運行事業の効果もあり、上表のとおり、利用者のうち約 95%が松山市内中心部の観光施設を利用している。この点、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「本事業の無料券は、主に個人旅行者を対象としている。アンケート調査等は実施していないが、松山だけでなく、大洲、内子等でも利用されており、韓国人旅行者の利便性向上と県内周遊促進に寄与していると考えている。」とのことであった。しかし、上表のとおり、松山市以外の利用者は約 5%であり、利用者は松山市中心部に偏っているのが現状であり、韓国人旅行者の利便性向上と県内周遊促進に寄与しているといえるかが問題である。

(意見事項 41) 県内観光施設の無料引換券配布事業に関する PDCA サイクルの実施

韓国人旅行者の利便性向上と松山市以外の県内周遊促進に寄与しているかを検討するために、アンケート調査等を実施するなどして、適切な PDCA サイクルの下で評価を行い、改善につなげていくことが望ましい。

(iv) 「松山－ソウル線」維持のための韓国との連携(意見事項 42)

(発見事項)

当事業の目的は、「松山空港初の国際線 LCC・チェジュ航空が運航する松山-ソウル線の安定運航を図るため、インバウンド・アウトバウンド両面からの効果的な利用促進を図る。」ことであり、令和元年度の決算額は 85,449 千円である。LCC・チェジュ航空は韓国籍の航空会社であることから、韓国との連携について、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「韓国側で松山－ソウル線を維持するために何らかの施策又は補助事業等の実施の有無については把握してない。」とのことであった。

(問題点)

松山空港初の国際線 LCC・チェジュ航空は韓国籍の航空会社であり、松山-ソウル線維持については、愛媛県だけの問題ではなく、韓国・ソウル側の問題でもある。松山-ソウル線の安定運航を図るため、搭乗率を成果指標として掲げて、韓国籍の航空会社を実質的に助成しているにもかかわらず、韓国との連携による事業の効率化等を検討していない点が問題である。

(意見事項 42) 「松山－ソウル線」維持のための韓国との連携

愛媛県の事業予算により韓国籍の航空会社を実質的に助成しているのであれば、韓国側での助成状況等を把握することにより、韓国側にも何らかの支援等を要求するなどして、韓国との連携により事業の効率化等を検討することが望ましい。

20. 中国観光交流促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	松山-上海線は、平成 24 年秋以降、長期間にわたり搭乗率の低迷が続いていたが、インバウンド・アウトバウンド両面での対策を強化した結果、平成 28 年度冬以降、搭乗率は回復傾向にある。しかしながら、日中路線における地方空港間での競争激化や、ソウル線再開によるアウトバウンド需要の分散などが懸念されるため、引き続き、インバウンド・アウトバウンド両面での効果的な対策を講じることにより、路線の安定運航を図る。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国インバウンドモデルツアー事業 ● 中国アウトバウンド事業として、初めての海外旅行応援事業
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1が、当該交付金で賄われ、残りは県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 22 年度から令和元年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	29,242	29,156	24,567	助成人数の減少による。
決算額	29,242	29,156	24,567	
(財源)				
国庫支出金	10,874	11,055	7,532	令和元年度:事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1 ※
一般財源	18,368	18,101	17,035	

(出典:定期監査資料)

※ 交付金対象外経費(個人に対する給付事業に係る経費、職員旅費等)があるため、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1とはならない。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金	24,567	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会及び松山空港利用促進協議会に対する負担金の支払い
合計	24,567	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	負担金補助及び交付金	23,629	インバウンド事業として、中国インバウンドモデルツアー事業
松山空港利用促進協議会	負担金補助及び交付金	938	アウトバウンド事業として、初めての海外旅行応援事業
合計		24,567	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

<愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会>

16. デジタルマーケティング観光振興事業費に記載している。

<松山空港利用促進協議会>

18. 台湾観光交流促進事業費に記載している。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
中国インバウンド送客数	単位	人	人
	平成29年度	1,190	2,710
	平成30年度	1,750	1,696
	令和元年度	1,500	1,376
中国特別企画商品(低廉価ツアー)送客数	単位	人	人
	平成29年度	1,200	1,465
	平成30年度	800	1,082
	令和元年度	800	766

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山空港国際線(上海便)搭乗率	単位	%	%	%
	平成29年度	60	65	108.3
	平成30年度	60	66	110.0
	令和元年度	60	58	96.7

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	
有効性	成果横ばい	松山ー上海線は、各種利用促進策により令和元年度前半まで65%前後で堅調に推移していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年2月1日から運休となった。
	成果向上 余地あり	特にインバウンド対策として、モデルツアーの実施による愛媛県への旅行需要の開拓等を行うとともに、今後さらなる増加が見込まれる個人旅行者の取り込みを図ることで、利用客の掘り起こしが可能である。

区分	評価	評価理由等
効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 有 受益者負担:有 り(拡大の余地なし)	松山空港国際線の利用状況を踏まえ、適宜効率的に事業を展開することにより、経費節減に努める。 特別対策事業として、県と松山市の負担金により事業を実施している。
中四国各県との比較	他県より水準が低い	他県においては、同様又は本県以上の利用促進策を講じている。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	松山ー上海線の安定的な運航・路線維持に向けて、インバウンド・アウトバウンド両面から効果的な対策を講じる必要がある。
2～3年後の見直しの可能性	無	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 「松山ー上海線」維持のための中国との連携(意見事項 43)

(発見事項)

当事業の目的は、「インバウンド・アウトバウンド両面での効果的な対策を講じることにより、松山ー上海線の安定運航を図る。」ことであり、令和元年度の決算額は 24,567 千円である。中国東方航空は中国籍の航空会社であることから、中国との連携について、国際交流課の担当者にヒアリン

グしたところ、「中国側で松山－上海線を維持するために何らかの施策又は補助事業等の実施の有無については把握していない。」とのことであった。

(問題点)

松山空港発着の国際線運航会社である中国東方航空は中国籍の航空会社であり、松山－上海線維持については、愛媛県だけの問題ではなく、中国・上海側の問題でもある。松山－上海線の安定運航を図るため、搭乗率を成果指標として掲げて、中国籍の航空会社を実質的に助成しているにもかかわらず、中国との連携による事業の効率化等を検討していない点が問題である。

(意見事項 43)「松山－上海線」維持のための中国との連携

愛媛県の事業予算により中国籍の航空会社を実質的に助成しているのであれば、中国側での助成状況等を把握することにより、中国側にも何らかの支援等を要求するなどして、中国との連携により事業の効率化等を検討することが望ましい。

(ii) 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定(意見事項 44)

(発見事項)

当事業における令和元年度の予算額及び決算額は、24,567 千円であり、そのうち 23,629 千円が愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金として拠出されている。この点、「愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会 令和元年度収支決算」によると、新型コロナウイルス感染症拡大による国際線の運休等の影響により総支出額は予算未消化となったが、負担金収入は全額計上している。その結果、特別会計の総収入額 48,313 千円に対して、総支出額は 29,300 千円となり、次年度繰越金は 19,012 千円となった。

愛媛県では、予算未消化により多額の次年度繰越金が留保されている中、令和 2 年度の当事業の予算は前年度並みの 24,590 千円を計上している。この点、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「予算計上時に上海便の運航便数等に変更が生じていなかったため予算を前年度並みとした。」とのことであった。しかし、松山－上海線は、令和 2 年 12 月 31 日までの全便運休が決定しており、新型コロナウイルス感染症拡大による松山空港の国際線再開の時期は不透明な状況である。(令和 2 年 11 月 17 日現在)

(問題点)

新型コロナウイルス感染症拡大による国際線の運休等の影響により総支出額は予算未消化となっているにもかかわらず、令和 2 年度当初予算では、前年度並みの予算を計上しているが、予算の策定に際して、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会における多額の次年度繰越金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響を考慮していない点が問題である。これについては、愛媛県では令和 2 年度当初予算は 11 月に財政課へ原案を提出し 1 月末には知事査定により予算案(議

案)が確定することから、新型コロナウイルス感染症の影響を見込むことは不可能であり、予算編成後に生じた状況変化には、補正予算で対応するのが一般的なルールであることから減額補正は令和3年2月補正予算で計上されるとのことであった。

(意見事項 44) 愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金拠出額予算額の合理的な策定

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金拠出額の予算額は、当該協議会における多額の次年度繰越金及び新型コロナウイルス感染症拡大による影響を可能な限り考慮して策定することが望ましい。さらに、予算編成後に生じた状況変化に応じた減額補正の計上時にこれらの影響を十分考慮することが必要であることは言うまでもない。

(iii) 成果指標の見直し(意見事項 45)

(発見事項)

事務事業評価表によると、当事業の成果指標は次のとおりである。

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山空港国際線(上海便)搭乗率	単位	%	%	%
	平成29年度	60	65	108.3
	平成30年度	60	66	110.0
	令和元年度	60	58	96.7

松山ー上海線は、各種利用促進策により令和元年度前半は65%前後で堅調に推移していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和2年2月1日から運休となったため計画未達となったが、それでも96.7%と高い水準での達成率となっている。

(問題点)

各種利用促進の施策により、過去3年の搭乗率は65%前後と計画の60%を概ね達成している。この点、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「成果指標は、過去からの実績等を踏まえて設定しているものであり、一時的な実績により指標を変動させることは適切ではない。」とのことであった。しかし、当事業は平成22年度からの継続事業であるが、成果指標の搭乗率の計画は基本的に60%であり、環境の変化に応じて成果指標の数値の見直しが行われてないことが問題である。また、他の松山空港を利用している国際線2路線の成果指標が搭乗率80%を掲げていることから、当事業における成果指標が現状維持を目的とする相対的に低い数値となっていることも問題である。

(意見事項 45) 成果指標の見直し

平成22年度からの継続事業であり、長年蓄積されたノウハウを活用することで、事業予算を増加させることなく、効率的に運用することにより、より挑戦的な成果指標を設定することが望ましい。

(iv) 活動指標の見直し(意見事項 46)

(発見事項)

事務事業評価表によると、当事業の活動指標は次のとおりである。

活動指標	区分	計画	実績
中国インバウンド送客数	単位	人	人
	平成 29 年度	1,190	2,710
	平成 30 年度	1,750	1,696
	令和元年度	1,500	1,376

活動指標の「中国インバウンド送客数」の計画値は、平成 29 年度 1,190 人、平成 30 年度 1,750 人、令和元年度 1,500 人となっており、実績値は、平成 29 年度 2,710 人、平成 30 年度 1,696 人、令和元年度 1,376 人と減少傾向にある。

(問題点)

活動指標の実績値が減少傾向にあることについて、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「中国は現在、急速に個人旅行者が増加しており、従来の団体旅行者対象の補助事業の利用計画数を減じたものである」とのことであった。従来の団体旅行者中心ではなく、急速に個人旅行者が増加しているのであれば、従来の活動指標に捉われるのではなく、環境の変化に応じて活動指標を見直さなければ、旅行者のニーズに沿った予算を設定できず、状況によっては予算の無駄遣いとなるおそれがある点が問題である。

(意見事項 46)活動指標の見直し

今後更なる増加が見込まれる個人旅行者の掘り起こしを行うため、モデルツアーの実施による愛媛県への旅行需要の開拓等、個人旅行者を中心とした事業内容に見直すことを検討するとともに、適切な活動指標に見直すことが望ましい。

21. 外国クルーズ船誘致促進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	国が 2020 年までに訪日クルーズ旅客数 500 万人を目標に取り組みを強化する中、令和元年度に大型クルーズ船の松山港への寄港が決まったことから、松山市と連携して、受入に向けたおもてなしの充実等を図るとともに、宇和島港における寄港の経済効果を南予地域に広く波及させるための宇和島市の取組を支援し、さらなる外国クルーズ船誘致に向けたプロモーションを展開することで、クルーズを通じた外国人観光客の誘致促進を図る。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● クルーズ振興補助事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 寄港時のおもてなし事業等 (イ) 船社等へのプロモーション (ウ) 広域的なオプションルツアーの提案などによる船社等へのプロモーション ● 外国船社との商談会参加 ● 外国船社招聘事業
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1が当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成30年度から令和2年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	—	5,435	21,619	平成30年度の寄港は全て小型船であったが、令和元年度は大型クルーズ船が初寄港し、安全管理やおもてなしに費用を要するため予算を増額した。
決算額	—	4,187	14,176	決算額が予算額を下回っている主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月に予定されていた大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の松山港への寄港が中止となったことである。
(財源)				
国庫支出金	—	1,521	6,438	令和元年度:対象経費の2分の1であるが、決算時に、職員旅費等の地方創生推進交付金の対象外経費を除いたため、対象経費の2分の1となっていない。
一般財源	—	2,665	7,738	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	14,176	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金の支払い
合計	14,176	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	負担金補助及び交付金	14,176	クルーズ振興補助事業、外国船社との商談会参加、外国船社招聘事業
合計		14,176	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

<愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会>

16. デジタルマーケティング観光振興事業費に記載している。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
外国船社との商談件数	単位	件	件
	平成29年度	—	—
	平成30年度	2	6
	令和元年度	2	3
外国船社の招聘件数	単位	件	件
	平成29年度	—	—
	平成30年度	2	2
	令和元年度	2	2

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
県内港湾への外国クルーズ船寄港数	単位	便	便	%
	平成29年度	—	—	—
	平成30年度	10	11	110.0
	令和元年度	15	11	73.3

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	
有効性	成果動向	成果横ばい	外国クルーズ船が定期的に寄港している宇和島港や松山港への寄港により、一定の寄港実績を上げることができた。特に、令和元年5月に大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」が松山港へ初寄港し、多くの外国人観光客を迎えたことであるが、他方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年3月の寄港が中止となった。
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	誘致促進の取り組みにより、本県港湾への寄港予約等が増加しており、一定の成果向上余地がある。
効率性		効率化の余地(コスト改善策): 有 受益者負担:無し(拡大の余地なし)	効率的に事業を展開することにより、経費節減に努める。
中四国各県との比較		他県と同水準	他県と同水準のおもてなしや誘致活動を実施している。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	拡大	令和2年度は、大型クルーズ船による松山港への寄港が増加するほか、宇和島港でも継続的に外国クルーズ船の寄港が予定されている。引き続き、松山市及び宇和島市の取り組みへの支援を行うとともに、船社へのプロモーション活動等により、クルーズを通じた外国人観光客の誘致促進を図る。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。

- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 成果指標の見直し(意見事項 47)

(発見事項)

事務事業評価表によれば、成果指標を「県内港湾への外国クルーズ船寄港数」としており、令和元年度は、計画数 15 便に対して、実績は 11 便と達成率は 73.3%であった。

計画未達成の主な要因は、令和元年 5 月に大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」が松山港へ初寄港し、多くの外国人観光客を迎えたところであるが、他方で新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2 年 3 月の寄港が中止となったことなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかった。

(問題点)

当事業の本来の目的は、クルーズ船に乗船する外国人観光客の来県を促進することにより、県内観光産業の推進を図ることにある。この点、クルーズ船も大小様々な規模がある中、現在、成果指標として掲げている県内港湾への外国クルーズ船寄港数は、外国人観光客誘致の手段に過ぎない点が成果指標として問題である。

(意見事項 47) 成果指標の見直し

県内港湾寄港時の外国人観光客数は公表されておらず、現状では把握困難であるが、当事業の本来の目的である、クルーズ船に乗船する外国人観光客の来県を促進することにより、県内観光産業の推進を図ることに鑑みると、現在、成果指標として掲げている県内港湾への外国クルーズ船寄港数は、外国人観光客誘致の手段に過ぎず、成果指標としてはあくまでも外国クルーズ船によって来県した外国人観光客数とすることが望ましい。

22. 日中韓 3 か国地方政府交流会議開催事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	2019 年 10 月に、日本、中国、韓国の 3 か国の地方政府間の国際

	交流・協会を促進することを目的に、一般財団法人自治体国際化協会と共催で「日中韓3か国地方政府交流会議」を開催し、会議における開会レセプションやエクスカーション等を通して、県産品や観光地のPR、さらには本県ならではの温かいおもてなしを行い、本県の魅力を発信する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中韓3か国地方政府交流会議の開催 日本、中国、韓国の地方政府間の国際交流・協力をより一層促進することを目的に、首長レベルでの意見交換・交流を行う会議であり、愛媛県開催で21回目の開催となる。 ● 総事業費のうち、840千円を地方創生推進交付金から支出
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費840千円が国の交付金で賄われ、10,965千円は県の財源で賄われる。
事業実施期間	令和元年度の単年度事業であり、愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(i) (単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	—	—	12,801	
決算額	—	—	11,805	経費の見直しによる削減
(財源)	—	—		
国庫支出金	—	—	840	令和元年度:地方創生推進交付金(開会レセプションの演目:パフォーマンス出演料及び消耗品等に対して補助)
一般財源	—	—	10,965	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	9,259	開会レセプション等関連(会場使用料、機材レンタル料、食事代、自治体PR装飾等)
報償費	1,036	会議参加者への愛媛産品(今治タオル、桜井漆器ボールペン)
旅費	858	韓国、中国地方自治体からの出席に係る調整等
需用費	491	消耗品費、印刷料等
役務費	160	ボランティア傷害保険料、国際電話料、郵送料等
合計	11,805	

(出典:国際交流課歳入・歳出事項別決算額調査書)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
一般財団法人自治体国際化協会	負担金補助及び交付金	9,259	・「第21回日中韓3か国地方政府交流会議」に要する総事業費44,807千円のうち、開催レセプションの開催に関すること及びアトラクション(演目:パフォーマンス)に関する費用の負担額 ・具体的な内容は、会場使用料、機材レンタル料、食事代、自治体PR装飾等、アトラクション出演料等である。負担金のうち、主な項目としては、レセプション料理代4,940千円、レセプションドリンク代765千円等開会レセプション開催経費7,888千円、アトラクション出演料(マグロの解体ショー:宇和島プロジェクト550千円、今治継ぎ獅子:野間獅子連中231千円)等アトラクション経費1,371千円等である。
一般社団法人愛媛県観光物産協会	報償費	1,036	会議参加者への愛媛産品(今治タオル、桜井漆器ボールペン)の購入
㈱フジトラベルサービス	旅費	858	海外旅費等
その他	需用費 役務費	652	消耗品費、印刷製本費等
合計		11,805	

(出典:支出負担行為書兼決議書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

当該事業は、単年度事業であるため、事務事業評価表の作成対象ではない。

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 経済波及効果の公表(意見事項48)

(発見事項)

一般財団法人自治体国際化協会HPによると、令和元年10月28日から31日にかけて、愛媛

県で「第 21 回 日中韓 3 か国地方政府交流会議」が開催され、日本、中国、韓国の地方政府関係者が 481 人参加した。参加人数のうち、日本から 53 団体 240 人、中国から 86 団体 190 人、韓国から 20 団体 51 人が参加する過去最大規模の会議となった。

(問題点)

国際交流会議などでは、数多くの外国人招待客が参加している。開催に際して、参加者が支出する宿泊、交通、飲食などの消費以外にも、企画、運営費や施設利用費、設営費、プログラム費等、多額の主催者消費額が発生している。このような多様な主体による消費増加効果が期待できる国際交流会議等は、その開催地で大きな経済波及効果を与えているが、当事業において、経済波及効果を算定しているにもかかわらず、公表していない点が問題である。

(意見事項 48) 経済波及効果の公表

多様な主体による消費増加効果が期待できる国際交流会議等は、その開催地で大きな経済波及効果を与えているため、経済波及効果を公表することにより、実施した事業の経済的合理性を広く県民に知らしめることが望ましい。

23. 外国人観光客誘致推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	国の「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」で 2020 年（東京オリンピック、パラリンピック開催）に向けて訪日外国人旅行者数 4,000 万人を目指し、早期実現を図る方針が示されている。国が認定した本県が関係する 2 つの広域観光周遊ルートの情報発信による認知度向上や受入環境整備等との相乗効果を図り、他都県等と連携し、ターゲット国からの観光客誘客を強力に推進する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び周辺県と連携した誘客促進事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) シンガポール向け観光情報発信事業 (イ) 「西遊紀行」推進事業 (ウ) 香港向け FIT 誘致 PR 事業 (エ) 台湾・香港向け九四ルート PR 事業 (オ) 旅行情報サイト等を活用した香港・台湾 FIT 向け情報発信事業 ● 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた誘客促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 首都圏訪問外国人誘客事業 ➤ 訪日外国人向け山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン事業

	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の認知度向上及び受入環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 通訳コールセンター運営事業 ➤ 広島県と連携したしまなみ沿線におけるプロダクト開発事業
事業の形態	当事業は国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1が、当該交付金で賄われ、残りは県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成26年度から令和2年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	13,287	20,622	14,615	
決算額	13,287	20,622	14,615	
(財源)				
国庫支出金	2,886	6,181	4,147	令和元年度:事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1 ※ 地方創生推進交付金の対象経費の決算額である。
一般財源	10,401	14,441	10,468	

(出典:定期監査資料)

※ 交付金対象外経費(個人に対する給付事業に係る経費、職員旅費等)があるため、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1とはならない。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	14,615	愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会への負担金の支払い
合計	14,615	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会	負担金補助及び交付金	14,615	国及び周辺県と連携した誘客促進事業、東京オリンピック・パラリンピック等に向けた誘客促進事業、県の認知度向上及び受入環境整備
合計		14,615	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

＜愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会＞

16. デジタルマーケティング観光振興事業費に記載している。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
商談会、展示会等への参加件数	単位	件	件
	平成29年度	3	3
	平成30年度	3	2
	令和元年度	3	1
招請ツアーへの参加社数	単位	社	社
	平成29年度	10	15
	平成30年度	10	11
	令和元年度	10	10

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
外国人延べ宿泊者数(暦年)	単位	千人	千人	%
	平成29年度	175	179	102.2
	平成30年度	209	230	110.1
	令和元年度	244	216	88.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	
有効性	成果横ばい	2019年の訪日外国人旅行者数は3,188万人(対前年比+7.6%)と過去最高を更新した。東京都や周辺県・事業者等と連携して広域周遊の促進に取り組むことにより、本県における外国人延べ宿泊者数は年々増加しており、2019年は日韓関係の悪化等による影響を受け一時的に減少した。
	成果向上余地	コロナ禍の収束後には、訪日需要が再び高まることが期待され、今後も大きく成果向上する余地がある。
効率性	効率化の余地(コスト改善策): 有 受益者負担:無	会員団体の協力により多方面で経費節減に努めている。 他県や国等との連携を密にし、より効果的に事業を実施する。

区分	評価	評価理由等
	し(拡大の余地なし)	
中四国各県との比較	他県と同水準	他県と同水準のインバウンド施策を実施している。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	拡大	東京オリンピック・パラリンピック開催やその後の誘客促進に向け、さらなる事業展開が必要であることから、本県においてもターゲット国を定め、他県等と連携しながら更なる外国人観光客誘致に取り組むとともに、受入環境整備を進めていく。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 活動指標の見直し(意見事項 49)

(発見事項)

当事業では、国の「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」で 2020 年(東京オリンピック、パラリンピック開催)に向けて訪日外国人旅行者数 4,000 万人を目指し、早期実現を図る方針が示されており、国が認定した本県が関係する 2 つの広域観光周遊ルートの情報発信による認知度向上や受入環境整備等との相乗効果を図り、他都県等と連携し、ターゲット国からの観光客

誘客を強力に推進するために、①国及び周辺県と連携した誘客促進事業として、シンガポール向け観光情報発信事業、「西遊紀行」推進事業、香港向け FIT 誘致 PR 事業、台湾・香港向け九四ルート PR 事業、旅行情報サイト等を活用した香港・台湾 FIT 向け情報発信事業、②東京オリンピック・パラリンピック等に向けた誘客促進事業として、首都圏訪問外国人誘客事業、訪日外国人向け山陰・瀬戸内・四国ドライブキャンペーン事業、③県の認知度向上及び受入環境整備として、通訳コールセンター運営事業、広島県と連携したしまなみ沿線におけるプロダクト開発事業など様々な事業を行っている。これらの事業に対する成果指標として外国人延べ宿泊者数を掲げており、当該成果指標を達成するための活動指標として、①商談会、展示会等への参加件数、②招請ツアーへの参加社数を設定している。

(問題点)

当事業の目的であるターゲット国からの観光客誘客を強力に推進するために、成果指標として外国人延べ宿泊者数を掲げているが、当事業の実施内容は多岐にわたり、現在、成果指標を達成するための活動指標として、①商談会、展示会等への参加件数、②招請ツアーへの参加社数を設定しているが、多岐にわたる事業活動内容と活動指標の関連が不明確である。この点、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「当事業では多数の事業を実施しており、各事業内容も毎年度変化する。事務事業評価表では、主たる活動指標を最大3つ記載することになっており、細分化すると特定の取組みしか記載できないほか、経年比較できないことから、現在の指標を採用している。」とのことであった。しかし、各事業内容も毎年度変化するのであれば、活動指標を経年比較することの意義は薄く、事業内容の変化に応じた活動指標の見直しを行っていないことが問題である。

(意見事項 49) 活動指標の見直し

当事業の実施内容は多岐にわたっており、各事業内容も毎年度変化するのであれば、活動指標を経年比較することの意義は薄く、事業内容の変化に応じた活動指標の見直しを行うことが望ましい。

(ii) 愛媛県多言語コールセンターの利用促進(意見事項 50)

(発見事項)

当事業では、外国人観光客の受入れに取り組んでいる、又は取り組もうとしている県内事業者を対象として、多言語による電話通訳・TV通訳・簡易翻訳サービスを導入している。対応する言語は、9言語(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語・フランス語・タガログ語)であり、登録料は無料で原則として24時間対応している。愛媛県多言語コールセンターの利用促進について、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「市町や業界団体等を通じて周知するとともに、HP掲載等により周知を図っている。」とのことであった。この点、愛媛県多言語コールセンターは、平成30年8月から運用が開始されており、平成30年度の申込者数は宿泊施設、小売店、観光施設を中心に69件、令和元年度は103件であった。また、令和元年度の利用実績

は、通訳が英語を中心に 76 件、翻訳は英語、中国語、韓国語を中心に 178 件であった。

(問題点)

愛媛県多言語コールセンターの利用促進については、市町や業界団体等を通じて周知するとともに、HP掲載等により周知を図っているとのことであるが、愛媛県内には宿泊施設、小売事業所だけでも約 12,000 弱の施設(小売業事業所数(平成 28 年経済センサス-活動調査(愛媛県 HP))及び宿泊目的別施設数(観光庁「宿泊旅行統計調査(平成 31 年 1 月から令和元年 12 月まで)」)から監査人が推計)があるにもかかわらず、愛媛県多言語コールセンターの申込者数は平成 30 年度が 69 件、令和元年度が 103 件と、利用実績が少なく、その利用促進が十分に行われているとはいえない状況であることが問題である。

(意見事項 50) 愛媛県多言語コールセンターの積極的な利用促進

株式会社日本政策投資銀行松山事務所が作成した「愛媛県インバウンド客受入環境調査報告書(2020 年 3 月)」によれば、インバウンド客の受入に関する課題に関しては、言語面に対するものが多いため、愛媛県多言語コールセンターのより積極的な利用促進を行うことが望ましい。また、当該センターの利用が進まない要因を分析し、改善すべき点の有無の確認及びそれに基づく改善の実施を行うことが望ましい。

24. 松山空港利用促進事業費(国際線利用促進関係)

(1) 事業の概要

所管課	国際交流課
事業の必要性	松山空港の国際線(上海便・ソウル便)等の利用促進を図るため、松山空港利用促進協議会を通じて官民一体となった取組みを展開する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際定期便利用促進活動事業 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 航空会社等への訪問・協議 (イ) 県内需要喚起対策 (ウ) 県外需要喚起対策 ● 国際チャーター便促進事業
事業の形態	当事業は国の地方創生交付金の採択事業であり、事業経費のうち国庫支出基本額の 2 分の1が、当該交付金で賄われ、残りは県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成3年度からの継続事業である。令和元年度は愛顔粋事業に指定されていない。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	11,918	11,918	10,953	
決算額	11,615	11,918	10,953	
(財源)				
国庫支出金	2,908	2,810	3,286	令和元年度:事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1 ※
一般財源	8,707	9,108	7,667	

(出典:定期監査資料)

※ 交付金対象外経費(個人に対する給付事業に係る経費、職員旅費等)があるため、事業経費のうち国庫支出基本額の2分の1とはならない。

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	10,953	松山空港利用促進協議会に対する負担金の支払い
合計	10,953	

(出典:歳入・歳出事項別決算額調書)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
松山空港利用促進協議会	負担金補助 及び交付金	10,953	国際定期便利用促進活動事業等
合計		10,953	

(出典:支出決議書)

(b) 負担金として拠出している協議会の収支決算書

<松山空港利用促進協議会>

18. 台湾観光交流促進事業費に記載している。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
搭乗率向上商品造成事業助成人数	単位	人	人
	平成 29 年度	1,200	1,465
	平成 30 年度	800	1,082
	令和元年度	800	766

活動指標	区分	計画	実績
国際交流団体利用促進事業助成件数	単位	件	件
	平成29年度	10	8
	平成30年度	10	11
	令和元年度	15	6
国際チャーター便促進事業助成件数(台湾を除く)	単位	件	件
	平成29年度	4	1
	平成30年度	4	3
	令和元年度	4	2

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
松山空港国際線(上海便)搭乗率	単位	%	%	%
	平成29年度	60	65	108.3
	平成30年度	60	66	110.0
	令和元年度	60	58	96.7
松山空港国際線(ソウル便)搭乗率	単位	%	%	%
	平成29年度	80	92	115.0
	平成30年度	80	87	108.8
	令和元年度	80	75	93.8

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	
有効性	成果向上している	上海線については、平成28年度前半まで搭乗率が低迷していたが、各種利用促進策により回復し、令和元年前半まで65%前後で推移した。また、ソウル線については、日韓関係の悪化により搭乗率が一時低下したが、アウトバウンド利用促進策を強化した結果、11月以降、搭乗率が回復した。しかしながら、両路線とも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、期間運休となった。
	成果向上余地あり	事態収束後は、各種プロモーションの実施や旅行会社に対する商品造成支援などの利用促進に取り組むこととしており、特に、利用者への割引キャンペーンの実施などにより需要喚起の強化が必要である。
効率性	効率化の余地(コスト改善策):有	松山空港国際線の利用状況を踏まえ、適宜効率的に事業を実施することにより、経費削減に努める。企業・団体に対して、松山空港利用促進協議会への新

区分	評価	評価理由等
	受益者負担：有り(拡大の余地なし)	規加入を呼び掛けているが、脱退する会員もいる中、会費を増額することは困難である。
中四国各県との比較	他県より水準が低い	他県では、本県同様又はそれ以上の利用促進策を講じている。

(出典：事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	国際線の安定運航を図るためには、年間を通じてインバウンド・アウトバウンドのバランスの取れた高い搭乗率を確保することが必要である。このため、インバウンド・アウトバウンド両面から効果的な利用促進に取り組む必要がある。
2～3年後の見直しの可能性	無	

(出典：事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 利用実績が少ない事業の見直し(意見事項 51)

(発見事項)

松山空港利用促進協議会が作成した令和元年度事業報告によると、国際線に関する事業における県外需要喚起対策として、次の事業を実施している。

事業名	内容	利用実績
県外団体利用客バス借上げ支援事業	県外からの利用を促進するため、団体旅行客が利用するバス運行経費の一部を助成する。	3件 (上海線 2 件、ソウル線 1 件)
県外個人利用客高速バス等支援事業	県外からの利用を促進するため、松山空港までの高速バス代等の一部を助成する。	3人 (上海線 2 人、ソウル線 1 人)
県外モニターツアー事業	県外における松山空港国際線を利用した商品造成・販売の促進のため、県外旅行会社のツアー実施に係る経費の一部を助成する。	利用実績なし

(問題点)

利用実績が少ない事業について、国際交流課の担当者にヒアリングしたところ、「県外から松山空港までは自家用車での利用が多く、県外からのアクセス支援対策として松山空港駐車場の料金助成をメインに実施しているが、ご質問の事業は、県外から更なる利用促進を図るため、県外アクセス支援の補完事業として実施しているものであり、見直し又は廃止することは考えていない。」とのことであった。しかし、事業を総花的に広げ、利用実績が少ない事業にまで限りある経営資源を投入して、選択と集中による効率的な運営が行われていない点が問題である。

(意見事項 51) 利用実績が少ない事業の見直し

限られた財源、人的資源の中で効率的に事業を行うためには、総花的に広げるのではなく、事業の PCDA サイクルを適切に実施し、「選択と集中」により効率的な運営を行うことが望ましい。

25. えひめこどもの城施設整備費

(1) 事業の概要

所管課	子育て支援課
事業の必要性	平成 10 年 10 月に開園したえひめこどもの城は、遊び体験を通じて子どもの健全育成を目的にする施設であり、多くの子どもが来園することが重要であるが、施設の老朽化が進むとともに遊具の不具合等も頻発するなどしており、集客を向上させるためには、計画的に施設等の改修を行う必要がある。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 時代や社会のニーズに対応した新たな魅力と機能を有した施設を目指し、戦略的にえひめこどもの城の魅力向上を図ることとし、国の交付金等を活用して、利用対象者が重なるとべ動物園との連携を主軸に、県内外からの集客力を強化するための大型遊具

	<p>等の整備に必要な検討及び設計に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 屋外型大型遊具整備企画・実施設計(地方創生推進交付金) <ul style="list-style-type: none"> ・えひめこどもの城魅力向上戦略に基づき、動物園と一体的に一日かけて周遊可能なエリアを整備するために必要な具体的な企画、基本設計及び実施設計に関する提案コンペ(プロポーザル方式)を実施 ・基本設計及び実施設計委託(樹木調査等必要な事前調査費用を含む) ➤ 整備方針「こどもの城(森・育ち)ととべ動物園が“いのち”をテーマにつながる」の実現に向けて、エリアサイン・遊具等を設置(森林環境保全基金) <ul style="list-style-type: none"> ・木製エリアサインの設置 ・園内の木質遊びエリア整備
事業の形態	屋外型大型遊具整備企画・実施設計は、国の地方創生推進交付金の採択事業であり、事業経費の2分の1(旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料を除く)が、当該交付金で賄われ、2分の1は県の財源で賄われる。木製エリアサインの設置、園内の木質遊びエリア整備は、県の財源で賄われる。
事業実施期間	令和元年度から令和5年度までの継続事業である。平成元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	38,204	
決算額	-	-	37,544	
(財源)				
国庫支出金	-	-	14,824	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源			15,789	
繰入金	-	-	6,930	森林環境保全基金繰入金

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	36,743	大型遊具等の整備企画設計、県産材遊具及び木製エリアサインの設置

節	令和元年度 決算額	主な内容
旅費	698	
需要費	81	
役務費	22	
合計	37,544	

(出典: 事項節決算資料)

(iii) 実績内容(節)

(単位: 千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱タイトー	委託料	29,648	・えひめこどもの城施設整備に係る企画設計業務 ・企画提案プロポーザルによる1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)。1者提案書提出
愛媛森林組合連合会	委託料	3,278	・えひめこどもの城県産材エリアサイン設置業務 ・企画提案プロポーザルによる1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)。2者提案書提出
	委託料	3,817	・えひめこどもの城県産材遊具等設置業務 ・企画提案プロポーザルによる1者随意契約(愛媛県会計規則第147条第1項第6号)。1者提案書提出
その他	旅費 需用費 役務費	801	その他事業執行に係る経費
合計		37,544	

(出典: 契約関係資料、支出負担行為書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
新規整備施設数	単位	施設	施設
	平成29年度	-	-
	平成30年度	-	-
	令和元年度	2	2

(出典: 事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
来園者数	単位	人	人	%
	平成29年度	400,000	372,296	93.1
	平成30年度	400,000	365,250	91.3
	令和元年度	400,000	336,530	84.1

(出典: 事務事業評価表)

成果指標	年度	計画	実績	達成率
ボランティア活動者数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	1,000	711	71.1
	平成 30 年度	1,000	607	60.7
	令和元年度	1,000	289	28.9

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	こどもの城は「児童館の設置運営要綱」に規定する大型児童館(A 型)である。大型児童館(A 型)の設置は都道府県が行うものとされており、県内児童館の拠点施設として各種事業を実施している。利用対象者が重なると動物園との連携強化を含め、時代や社会のニーズに対応した、新たな魅力と機能を有した施設へと転換を図るため、平成 30 年度に取りまとめられたえひめこどもの城魅力向上戦略を踏まえ、施設や機能の計画的整備に取り組むこととしており、令和元年度の実施計画に基づき、施設整備に取り組む。
有効性	成果動向	成果横ばい	
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	
効率性		効率化の余地(コスト改善策): 無 受益者負担:有(拡大の余地なし)	プロポーザル審査により、設計等の委託先を選定しており、効率的な執行に努めている。
中四国各県との比較		他県より水準が高い	県立の児童館を設置している県は本県のほかに 3 県のみであり、規模的にも本県の施設が最大である。このため、未設置の都道府県も含め他県より水準が高いと考えられる。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和 2 年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	拡大	引き続き計画的な施設整備に取り組む。
2~3 年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光関連施設の物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング及びサンプルベースで物品の実査を実施した。
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額100万円以上)を実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 事業成果指標の明確かつ適切な設定①(意見事項 52)

(発見事項)

成果指標として、えひめこどもの城の来園者数を採用している。

(問題点)

来園者数の増加が当事業の究極の目標ではあるが、来園者の変動には複合的な要因があると推察されるため、当事業の効果測定を図るための指標として最適とは言い難い。来園者数というメッシュの大きな成果指標に基づくと、適切な事業評価を行うに際しての支障が生じる点が問題である。

(意見事項 52) 事業成果指標の明確かつ適切な設定①

PDCA サイクルに基づき事業を効率的・効果的に実施するためには、KPI をより具体的な指標とすることが必須である。当事業に対する成果指標の設定は容易ではないという点も理解されるが、例えば、来園者アンケートにおける当事業の関連項目に関する意見、SNS での反響やHPの検索閲覧状況など、事業内容に対する成果をより適切に測定できる指標の採用が望ましい。

(ii) 事業成果指標の明確かつ適切な設定②(意見事項 53)

(発見事項)

成果指標として、えひめこどもの城のボランティア活動者数を採用している。

(問題点)

ボランティア活動者数を成果指標とすると、適切な事業評価を行うに際しての次に述べるような支障が生じる点が問題である。えひめこどもの城では、中高生への居場所の提供という観点から中高生ボランティア活動者の受け入れを行っているが、集客向上を目的とした施設整備とボランティア活動者数の増加に明確な対応関係を見出すことは難しい。

なお、これについては、愛媛県によるとえひめこどもの城は、遊び体験を通じて子どもの健全育成を目的にする施設であり、多くの子どもが来園することが重要であるが、一方で中高生の健全育成の観点からは学校環境以外での体験活動の拠点としての機能も重要視していることから、成果指標としてボランティア活動者数を採用したとのことである。

(意見事項 53) 事業成果指標の明確かつ適切な設定②

PDCA サイクルに基づき事業を効率的・効果的に実施するためには、事業目的に対応した KPI を設定することが必要である。また、中高生の健全育成の観点から、中高生ボランティア活動者数の増加自体に意義があるのであれば、県民にその事業の必要性を明瞭に開示したうえで、中高生ボランティア活動者数の増加に効果的な事業を立案し、中高生ボランティア活動者数を成果指標とした別途事業を実施されることが望ましい。

(iii) 公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討(意見事項 54)

(発見事項)

次の業務について、公募型プロポーザル方式を採用しているが応募者は1者のみであった。応募者は1者のみであったが、選考委員会の審査を経て当該1者を委託業者として選定している。

(単位:千円)

業務	委託料
えひめこどもの城施設整備に係る企画設計業務	29,648
えひめこどもの城県産材遊具等設置業務	3,817

(出典:支出決議書)

(問題点)

応募者が1者のみの場合、プロポーザル方式を採用していたとしても十分な競争性が確保できない可能性がある点が問題である。また、選考委員会の審査を経て委託業者を選定しているため、委託業者の品質は一定以上に保たれているとも考えられるが、1者のみが審査対象となる場合、外観的には事業執行の必要性を勘案して選考委員の採点基準が緩和されているとも受け取られかねない点も問題である。

(意見事項 54) 公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討

提案内容を重視して業務受託者の選定を行うことができる公募型プロポーザルであるからこそ、多くの応募者を募り、より優れた企画を選定できるようにすることが重要である。応募者が1者であった原因分析を実施し、効果的な公募方法を検討するなど、複数の応募者を確保できるような取組みが望ましい。

(iv) 備品管理簿への記載単位(意見事項 55)

(発見事項)

えひめこどもの城の備品管理簿に掲載されている「県産材遊具」は、屋根付きベンチ 2 基と木製遊具 2 基から構成されているが、備品管理簿には下表のとおり「県産材遊具」としてまとめて記載されている。

(単位:千円)

分類番号 (大)	分類番号 (小)	品名	単位	整理番号	品質形状 規格寸法	金額
1	6	県産材遊具	台	1	R2.3.23購入 愛媛県森林組合連合会 オリジナル遊具	3,817

(出典:備品管理簿)

(問題点)

愛媛県会計規則第 171 条第 2 項では、「物品管理者は、備品に、県名、所属課所名、物品分類表による分類番号及び整理番号を明示しなければならない。ただし、品質、形状、用途等により明示することが適当でない備品については、この限りではない。」と規定されている。備品シールを現物に貼付することの意義は、帳簿上の物品と現物との関係を明らかにすることにある。具体的には、帳簿記載の管理番号(大分類、小分類、品名(品目)、整理番号)を備品シールに記載し、これを現物に貼付することで、帳簿の物品が現物と管理番号によって1対1で紐づけられる。これにより、移設・廃棄等の現物の異動があった際に帳簿上の処理が容易となる(帳簿上のどの物品について管理換え、廃棄等の処理を行えばいいかが容易に判別できる)だけでなく、定期的な現物の点検が実施可能となる。反対に、備品シールの貼付がない状態では、膨大な量の備品について、現物が帳簿のどれに該当するかをいちいち特定するのは極めて煩雑で、備品の点検が実質的には不可能な状態であると言っても過言ではない。

「県産材遊具」は、4 つの独立した物品で構成される備品であるため、それぞれの物品が単独で移設・廃棄等の可能性があるにもかかわらず、「県産材遊具」としてまとめて備品管理簿に記載されている点に問題がある。

(意見事項 55) 備品管理簿への記載単位

複数の独立した物品で構成される「県産材遊具」について、備品管理簿上も独立した物品毎に明細を作成し、それに対応するように備品シールを網羅的に貼付することが望ましい。

(v) 備品シールを貼付することが適当でない備品の現物管理(意見事項 56)

(発見事項)

えひめこどもの城の備品の現物実査を実施した結果、木製遊具 2 基について備品シールが貼付されていなかった。愛媛県によると、児童が貼付されたシールを剥がし誤飲するリスクがあることから、貼付することが適当ではないと判断したということである。

(問題点)

愛媛県会計規則第 171 条第 2 項では、「物品管理者は、備品に、県名、所属課所名、物品分類表による分類番号及び整理番号を明示しなければならない。ただし、品質、形状、用途等により明示することが適当でない備品については、この限りではない。」とあるため、備品シールが貼付されていないことが内規に違反する状況ではない。

しかし、備品シールの貼付がない状態では、現物が帳簿のどれに該当するかをいちいち特定するのは極めて煩雑である。現在、備品を管理する職員は現物の特定が容易にできるかもしれないが、将来、職員の異動や指定管理者の変更等により現物と帳簿の照合が困難となる可能性がある点が問題である。

(意見事項 56) 備品シールを貼付することが適当でない備品の現物管理

品質、形状、用途等により明示することが適当でない備品についても、現物を特定しうる管理方法を検討することが望ましい。例えば、写真を撮影し、その写真を管理台帳として保有することにより、備品についての知識がない者でも定期的な現物の点検が可能となる。

26. えひめこどもの城運営費

(1) 事業の概要

所管課	子育て支援課
事業の必要性	本県の次代を担う子どもの健全育成等を図るために設置しているえひめこどもの城を運営管理する指定管理者に対する指定管理料等に要するもの
事業内容	指定管理者である伊予鉄総合企画(株)への管理運営業務の委託を実施
事業の形態	当事業は平成 18 年度から指定管理者制度による運営管理を行っており、県の財源及び利用料金収入等により賄われる。 収支差の処分方法については、基本的に、従業員への分配、設備投資、事業収益にそれぞれ 1/3 を充当する。なお、令和元年度の収入は 307,855 千円、支出は 304,995 千円、収支差は+2,860 千円であった。
事業実施期間	平成 10 年度からの継続事業である。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	201,320	202,541	210,680	指定管理者である伊予鉄総合企画(株)に対する指定管理料 204,486 千円、点検料ほか 6,194 千円
決算額	201,318	200,675	210,666	
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	201,318	202,675	210,666	

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	209,986	指定管理者である伊予鉄総合企画(株)に対する指定管理料ほか
役務費	309	
需用費	277	
公課費	94	
合計	210,666	

(出典:事項節決算資料)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
伊予鉄総合企画(株)	委託料	209,986	指定管理者である伊予鉄総合企画(株)に対する指定管理料ほか
その他	役務費 需用費 公課費	680	消耗品費等
合計		210,666	

(出典:支出決議書)

(b) えひめこどもの城の収支決算書(指定管理者)

<えひめこどもの城>

えひめこどもの城は、子どもたちが豊かな自然環境の中で、仲間同士や家族等とのふれあいを通じて、遊び体験をはじめ、自然体験、社会・文化体験等さまざまな体験活動を行うことにより、創造性や自主性、社会性、豊かな感性等を育むことができるとともに、県下の児童館等児童関連施設のセンター機能や指導者の養成等を行う研究・養成機能を持つ総合的な拠点施設として設置された「児童館の設置運営要綱」(平成 2 年 8 月 7 日付け厚生省発児第 123 号)に規定する大型児童館(A型)である。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
委託料収入	204,486	213,836	9,350	てんとう虫のモノレール定期点検及びあいあい児童館漏水修繕経費分の委託料増加。 なお、当初予算計上時には、漏水修繕は見込まれていなかった。
遊具利用料金収入	36,150	28,512	▲7,638	新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月下旬以降、来園者減少
駐車場利用料金収入	16,830	14,121	▲2,709	同上
イベント等参加料収入	7,890	8,379	489	
飲食事業収入	29,067	28,672	▲395	
物販事業収入	5,046	10,082	5,036	こしろショップ直営化による収入増加
広告事業収入	2,675	2,728	53	
その他の収入	1,079	1,526	447	
収入合計	303,223	307,855	4,632	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
体験機会提供業務経費	12,323	13,461	▲1,138	大型イベントによる費用の増加
遊具運行管理業務経費	7,953	10,041	▲2,088	遊具の経年劣化に係る消耗品の増加及び遊具運行に係るシルバー人材費用の増加
利用促進業務経費	7,166	4,474	2,692	SNS等による告知により広告宣伝費の削減による減少
保守点検業務経費	31,065	25,251	5,814	特定建築物点検、防火設備点検等による減少
植栽管理業務経費	13,669	13,550	119	
清掃業務経費	18,405	18,188	217	
保安警備業務経費	7,924	7,729	195	
修繕経費	15,139	20,593	▲5,454	てんとう虫のモノレール定期点検による増加
人件費	128,600	131,453	▲2,853	こしろショップ直営化及びレストラン人員の増加
飲食事業経費	16,350	13,857	2,493	新型コロナウイルスの影響による売上の減少
物販事業経費	959	4,369	▲3,410	こしろショップ直営化による収入増
光熱水道費	25,736	25,193	543	
運営事務費	9,908	7,982	1,926	新型コロナウイルス感染症の影響による運営費用の減少

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
その他の経費	8,026	8,862	▲836	
支出合計	303,223	304,995	▲1,772	
次年度繰越金	—	2,860	2,860	

(出典:えひめこどもの城 令和元年度収支書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
開園日数	単位	日	日
	平成29年度	317	314
	平成30年度	317	310
	令和元年度	317	318
児童館交流発表会の実施回数	単位	回	回
	平成29年度	1	1
	平成30年度	1	1
	令和元年度	1	1
ボランティア研修の実施回数	単位	回	回
	平成29年度	4	4
	平成30年度	4	3
	令和元年度	4	2

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
年間来園者数	単位	人	人	%
	平成29年度	400,000	372,296	93.1
	平成30年度	400,000	365,250	91.3
	令和元年度	400,000	336,530	84.1
ボランティア活動者数	単位	人	人	%
	平成29年度	1,000	711	71.1
	平成30年度	1,000	607	60.7
	令和元年度	1,000	289	28.9

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等	
県関与の必要性	県が実施すべき	こどもの城は「児童館の設置運営要綱」に規定する大型児童館(A型)である。大型児童館(A型)の設置は都道府県が行うものとされており、県内児童館の拠点施設として各種事業を実施している。なお、平成18年度から指定管理者制度による運営管理を行っている。	
有効性	成果動向		成果横ばい
	成果向上 余地		一定の成果向上 余地あり

区分	評価	評価理由等
効率性	効率化の余地 (コスト改善策): 無 受益者負担:有 り(拡大の余地なし)	指定管理者により効率的な運営が行われているが、施設の老朽化等により修繕経費が増大しており、これ以上のコスト改善は困難な状況である。 条例で定める上限額を下回っている利用料金については、料金の値上げによる負担拡大の余地が考えられるが、値上げによる利用者数の減少とトレードオフの関係にあるため、慎重に対応する必要がある。
中四国各県との比較	他県より水準が高い	県立の児童館を設置している県は本県のほかに3県のみであり、規模的にも本県の施設が最大である。このため、未設置の都道府県も含め他県より水準が高いと考えられる。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	引き続き指定管理者による効率的な運営管理を継続する。
2~3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 活動指標の見直し(意見事項 57)

(発見事項)

当事業では、活動指標として、「開園日数」、「児童館交流発表会の実施回数」、「ボランティア研修の実施回数」を設定している。

(問題点)

活動指標として掲げている次の項目は、実施回数が少なく、成果指標との関連性も少ないことが問題である。

活動指標	区分	計画	実績
児童館交流発表会の実施回数	単位	回	回
	平成 29 年度	1	1
	平成 30 年度	1	1
	令和元年度	1	1
ボランティア研修の実施回数	単位	回	回
	平成 29 年度	4	4
	平成 30 年度	4	3
	令和元年度	4	2

この点、子育て支援課の担当者にヒアリングしたところ、「活動指標として児童館交流発表会の実施回数を設定しているのは、大型児童館の機能の1つとして、県内の児童館、児童センター等の連絡調整や活動の充実を図る必要があることから、交流発表会の実施回数を活動指標の1つとしている。また、ボランティア研修の実施回数を設定しているのは、大型児童館の機能の1つとして、県内の児童健全育成に携わる指導者やボランティア等を養成する必要があることから、ボランティア研修を活動指標の1つとしている。」とのことである。大型児童館の機能として当該活動指標を強調するのであれば、年 1 回～4 回程度の実施回数で大型児童館の機能を果たしているのか甚だ疑問である。

(意見事項 57) 活動指標の見直し

活動指標として掲げている「児童館交流発表会の実施回数」、「ボランティア研修の実施回数」については、成果指標との関連性も薄く、また、年 1 回～4 回程度と実施回数も少ないため、活動指標を見直すことが望ましい。

(ii) 「せせらぎ」と「森の広場」の遊休施設(意見事項 58)

(発見事項)

えひめこどもの城南側のふれあいの森ゾーン内にある「せせらぎ」と「森の広場」には、遊具施設が設置されている。平成 10 年 10 月に開設以来、20 年以上が経過しており、次の写真のとおり遊具施設の老朽化が進んでいるが、財源不足等により修繕の目途は立っていない。



(問題点)

使用されていない遊具施設はメンテナンスが行われていないため、「使用禁止」などと明記して遊具の周りをロープ等で囲って立入禁止にしている。しかし、立入禁止措置は簡素であり十分に行われているとはいえず、その気になれば立入禁止エリアに入って、メンテナンスが行われていない老朽化した遊具を使用することが可能であり、利用者に怪我などの事故が発生するおそれがある。えひめこどもの城は、大型児童館であり、利用する子供たちの「安全・安心」を第一に考える必要があるにもかかわらず、財源不足により、老朽化して使用できない遊具施設を放置していることが問題である。

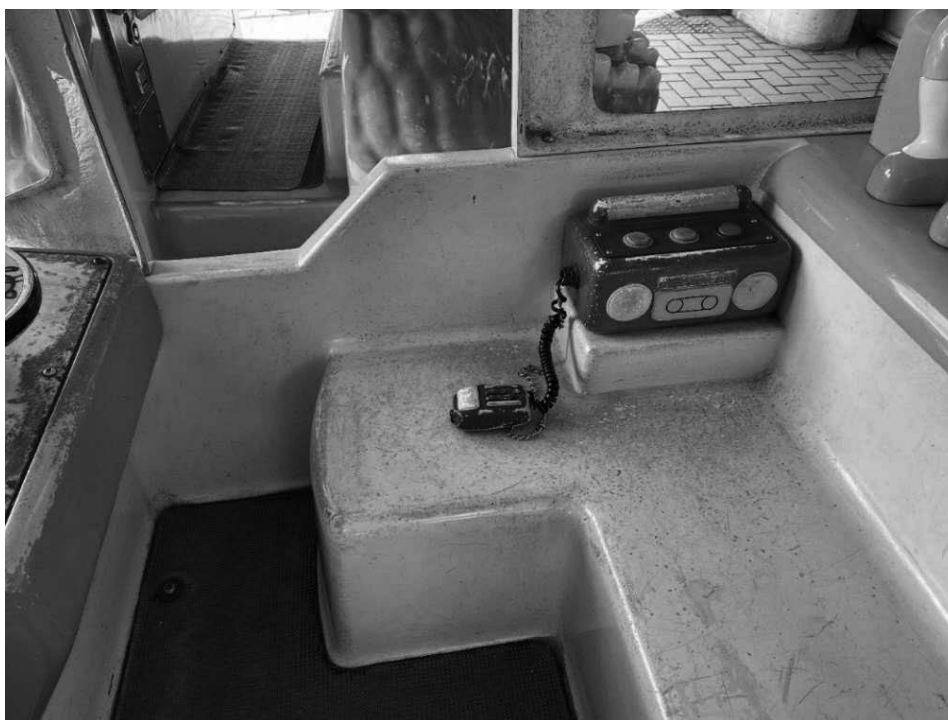
(意見事項 58)「せせらぎ」と「森の広場」の遊休施設

主要な屋外施設は、有料遊具施設が大半を占める中で、「せせらぎ」と「森の広場」の遊具施設は数少ない無料で使用できる遊具が設置されているエリアである。しかし、近年、遊具施設ではなくイベントを中心に集客が行われる傾向があり、来園者の多くは、イベントが開催される「あいあい児童館」や「芝生広場」、「くわがたステージ」周辺等の一部エリアに集中している状況である。そのため、費用対効果の観点からは、今後利用の見込みが少ない遊具施設をメンテナンスして使用するよりは、子供たちの「安全・安心」を第一に考えて撤去することが望ましい。

(iii) 「くわがたのステージ」に設置されている老朽化した遊具(意見事項 59)

(発見事項)

えひめこどもの城北側のイベント広場ゾーン内にある「くわがたのステージ」に次の写真のとおり老朽化した遊具が設置されている。





(問題点)

当該遊具は外部業者が設置し、こどもの城では外部業者の収入の一部を手数料として収受している。令和元年度は 152 千円の手数料収入が計上された。近年、遊具施設ではなく、イベントを中心に集客が行われる傾向があり、来園者の多くは、イベントが開催されるイベント広場ゾーンに集中している状況である。えひめこどもの城は、平成 10 年 10 月に開設以来、20 年以上が経過しており、全体的に遊具施設の老朽化が進んでいるが、「くわがたのステージ」はイベント広場ゾーンにあり、えひめこどもの城のメインゾーンに設置されているにもかかわらず、このように収益性の低い遊具を設置する積極的な理由がないだけでなく、老朽化した遊具を設置しているとこどもの城全体の雰囲気が暗くなり、集客にも影響を与えてしまうおそれがあることが問題である。

(意見事項 59)「くわがたのステージ」に設置されている老朽化した遊具

「くわがたのステージ」に設置されている老朽遊具は、えひめこどもの城の雰囲気を暗くし、集客にも影響を与える可能性があることや、令和元年度の手数料収入は 152 千円と収益性も低いため、当該遊具設置の必要性、採算性等を検討することが望ましい。

(iv) 持続可能な施設の管理・運営(意見事項 60)

(発見事項)

令和元年度におけるえひめこどもの城における主たる有料遊具施設の利用状況は次のとおりである。

遊具	利用者(単位:人)			利用料金(単位:円)	
	小人	大人	合計	小人	大人
新ロードトレイン	5,724	13,471	19,195	100	300
てんとう虫のモノレール	16,985	23,437	40,422	100	300
ボブスレー	11,118	13,379	24,497	100	300
ボート	—	—	11,338 艘	30分:500円	

(出典:平成31年度えひめこどもの城管理運営に関する年次報告書)

えひめこどもの城における愛媛県からの委託料及び委託料の総収入に占める割合は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令元年度
委託料(A)	209,977	211,751	201,166	206,484	213,836
総収入(B)	317,313	302,393	291,221	311,850	307,855
A/B(%)	66.2%	70.0%	69.1%	66.2%	69.5%

(出典:えひめこどもの城管理運営の収支状況)

(問題点)

愛媛県の財政が厳しい中、今後大幅な委託料の増加は見込めない。しかし、えひめこどもの城は大型児童館として、利用する子どもたちにいつでも安心・安全に利用できる場所を提供していく責務がある。そのためには、自主財源を確保し、愛媛県からの委託料に依存する体質から脱却する必要があるが、持続可能な施設の管理・運営体制となっていない点が問題である。

(意見事項60) 持続可能な施設の管理・運営

今後も大型児童館として、利用する子どもたちにいつでも安心・安全に利用できる場所を提供していくためには、遊具施設の利用料金の見直しによる収益拡大と運営経費の適正化を図るとともに、収入の拡大及び運営経費の適正化による余剰金を原資とした遊具施設の修繕・改修・施設設備の更新を行い、集客力を高め、より魅力ある持続可能な施設として運営することが望ましい。

27. とべ動物園展示動物等購入費

(1) 事業の概要

所管課	都市整備課
事業の必要性	とべ動物園は、世界最大の旅行口コミサイトであるトリップアドバイザーの動物園人気ランキング2015において、国内5位、アジアで13

	<p>位にランクされ、来園者から高い評価を得ている。しかしながら、開園（昭和 63 年）から 30 年が経過し、動物の高齢化や個体数の減少、獣舎や休憩施設等の老朽化、さらに、子どもの人口減少などの問題が顕在化している。</p> <p>これらのうち、本事業では、国内でブリーディングローンによる入手が困難な動物を購入するほか、医療の質を向上させ、死亡率の低下につなげるとともに、動物購入やブリーディングローン⁴の個体受け入れ体制を充実させる必要がある。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● とべ動物園では、動物個体数の減少と高齢化が顕在化しているため、ブリーディングローンによる繁殖を進めているが、借受けできない動物については、新たに購入するとともに、医療体制の充実を図るため、高度な治療が可能となる医療器具等（内視鏡、携帯型レントゲンなど）を購入する。 ● 備品購入費：動物の購入動物病院の医療器具（診療手術台等）の購入
事業の形態	当事業は全額が県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成 29 年度から実施している継続事業である。終期は未定である。平成 30 年度から愛顔枠事業に指定されている。

(出典：定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位：千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	38,000	39,116	※2 84,990	令和元年度：委託料 84,000 千円 ※2、備品購入費 990 千円※3
決算額	6,543	17,314	984	
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
その他※1	6,543	17,314	984	

(出典：定期監査資料)

※1 とべ動物園魅力向上基金繰入金を特定財源とする。

※2 動物の購入：オウサマペンギン、ヒトコブラクダ、ホッキョクグマ

※3 診療手術台他

⁴ ブリーディングローンとは、動物園や水族館同士で相互に動物を貸し出したり借り入れたりする契約である。動物の所有権は残したままで、生まれた子どもは貸し手と借り手で分配する。協力して種の保存を実行している。希少な動物は、個人や動物園・水族館の持ち物ではなく、世界共通の財産であるという考えに基づいている。動物の購入費がかからないので、ゴリラなどの希少動物の移動も活発に行える。新しい血統を取り入れ、近交劣化を防止するメリットもある。契約は一定期間設けるが、場合によっては延長することもある。(参考：日本動物園水族館協会HP、Wikipedia)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	75	電気バリカン等の購入
備品購入費	908	診療手術台等の購入
合計	984	

(出典:予算執行状況表)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
MP アグロ(株)	備品購入費	562	診療手術台が老朽化に伴い故障しており、修理での対応ができないため購入 オープンカウンター(自由競争見積)※1 による契約であり、2社見積提出
(株)大倉商店	備品購入費	187	とべ動物園内の動物病院において、業務 の効率化を図るため、大型動物の解剖時 使用する電動鋸を購入 オープンカウンター(自由競争見積)※1 による契約であり、3社見積提出
イワキ(株)	備品購入費	160	とべ動物園で使用している槍型注射器が 故障し修理対応ができないため購入 槍型注射器について、国内で取り扱って いる業者がイワキ(株)のみであり、一般の小 売店への流通・販売をしていない物品で あることから1社随意契約(愛媛県会計規 則第147条第1項)
その他		75	
合計		984	

※1 発注方法:10万円超 160万円以下はオープンカウンター(自由競争見積)、10万円以下は1者随意契約、
160万円超は一般競争入札

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
購入した動物や医療器具の点数	単位	点	点
	平成29年度	4	※2 4
	平成30年度	5	※2 5
	令和元年度	7	※1 5

(出典:事務事業評価表)

※1 予定していた動物の購入ができなかったため。動物の購入はワシントン条約や購入先国の輸出許可、他の動物園の繁殖状況との関係もあり、購入時期は確定できない。

※2 点数は同数であるが、予定した動物と実際購入した動物が異なっている。

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
とべ動物園の利用者数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	520,000	459,384	88.3
	平成 30 年度	520,000	460,308	88.5
	令和元年度	※1 474,000	454,888	96.0

(出典:事務事業評価表)

※1 平成 30 年度までの計画数値は、運営管理委託先である公益財団法人愛媛県動物園協会の平成 27 年度時点の収支下限値を維持する目標として 520,000 人と設定していたとのことである。平成 29 年度にとべ動物園魅力向上検討委員会で検討した目標入園者数(令和 9 年度に 600,000 人)を成果指標とするため、平成 29 年度の実績 459,384 人に対し、平成 30 年度をほぼ同数とし、そこから第 1 期行動計画最終年(令和 3 年度)の 500,000 人に到達するように算定し、年間 13,000 人から 14,000 人の増加を見込み、令和元年度は 474,000 人(=460,000+14,000)に設定したとのことである。

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
県関与の必要性		県が実施すべき	とべ動物園は、県内唯一の動物園で、県内外の幅広い層から親しまれている県の代表的な施設であり、その動物園の運営を県が行うことは妥当である。また、都市公園法上でも公園設置者が管理することが規定されている。 また、人口の減少、少子化、レジャーの多様化など、動物園を取り巻く環状は厳しい状況であるため、飼育動物の充実を図るなど来園者の増加に努めている。
有効性	成果動向	成果横ばい	
	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	
効率性		効率化の余地(コスト改善策): 有 受益者負担: 無(拡大の余地なし)	(ア) 動物の導入にあたっては、とべの独自性を活かす動物や、人気のある動物を選定するなど、来園者の増加に効果的な動物を選定する。 (イ) 都市公園法では、公園設置者が管理することが規定されている。
中四国各県との比較		他県と同水準	近年、徳島県、高知県などでも 20ha を超える規模の動物園が開園し、他県においても動物園の果たす観光・文化・教養施設としての役割の重要性が認識されてきている状況であり、他県動物園においても毎年相応の購入費用を要している。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和 2 年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	総合プロデューサーや「とべ動物園魅力向上戦略検討委員会」からの提言を踏まえながら、来園者の増加に効果的な動物の導入や、個体の受け入れ体制を充実させるための医療器具の購入を行う必要がある。
2～3年後の見直しの可能性	有	今後も時宜を得た適切な導入や購入を実施することが不可欠である。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。物品(動物除く)の現物確認結果は「28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費」に記載している。
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 動物の貸借に係る管理の効率化(意見事項 61)

(発見事項)

とべ動物園では、動物個体数の減少と高齢化が顕在化しているため、ブリーディングローンによる繁殖を進めている。他の動物園から借り入れているものもあれば貸し付けているものもある。同園の動物管理簿(愛媛県会計規則第 179 条)では、愛媛県に所有権がある動物を記載し管理しているため、動物管理簿上はブリーディングローンによる貸付け及び借入れの状況は記載されておらず、同園が飼育している動物は「飼育動物一覧表」を作成しこれで個体数を管理している。また、同園では、ブリーディングローンによる貸付け及び借入れについて、平成 25 年度以降は表計算ソフトにより「搬出実績」、「搬入実績」の表を作成している。これらの表には搬出及び搬入事由として例えば「無償譲渡」、「BL(ブリーディングローンの略)」、「購入」、「交換」などが記載されている。

平成 25 年度より前の搬入及び搬出については、別の資料になっており、搬入及び搬出を網羅的に管理できる資料は現在ない。

(動物の実査結果)

動物の実査結果は以下のとおりである。動物管理簿から1単位1百万円以上のものを対象とした。下表中の「整理番号」に記載があるものが愛媛県に所有権がある動物である。

S/D:動物管理簿(往査日現在)			定期監査資料中の重要物品調の記載有無	実査結果			備考
品名	整理番号	金額(円)		現物確認	貸付	借入数	
アシカ	1	2,100,000	○	1			
アシカ	2	2,100,000	○	1			
アシカ	3	2,100,000	○	1			
アシカ	4	2,100,000	○	1			
アフリカゾウ	2	7,800,000	○	1			購入のため高い。
アフリカゾウ	3	5,000,000	○	1			
アフリカゾウ	4	5,000,000	○	×	1		
アフリカゾウ	5	5,000,000	○	1			
アミメキリン	2	4,200,000	○	×	1		
アミメキリン	3	4,200,000	○	1			
アミメキリン	-	-		1		1	
アミメキリン	-	-		1			子のため帰属が未確定
アメリカバク	1	3,950,000	○※1	1			
アメリカバク	4	4,000,000	○※1	1			
アメリカバク	-	-		1		1	
アルダブラゾウガメ	1	2,781,000	○	1			
アルダブラゾウガメ	-	-		1		1	
エランド	1	1,500,000	○	1			
オランウータン	1	4,000,000	○	1			
オランウータン	-	-		1		1	
カバ	1	1,000,000	○	1			
カバ	2	5,000,000	○	1			
カバ	3	600,000		×	1		1及び2の子
カバ	4	600,000		×	1		1及び2の子
クロサイ	1	5,000,000	○	×	1		
クロサイ	-	-		2		2	雌雄各1頭
クロサイ	-	-		1			子のため帰属が未確定
コンドル	1	1,184,500	○	1			

S/D:動物管理簿(往査日現在)			定期監査資料中の重要物品調の記載有無	実査結果			備考
品名	整理番号	金額(円)		現物確認	貸付	借入数	
コンドル	2	600,000		×	1		
コンドル	3	600,000		×	1		
コンドル	4	600,000		×	1		
コンドル	5	600,000		1			
コンドル	6	600,000		1			
シシオザル	2	1,500,000	○	1			
シシオザル	3	1,500,000	○	1			
シマウマ	2	1,450,000	○	1			
シマウマ	-	-		2		2	雌雄各1頭
シマウマ	-	-		1			子のため帰属が未確定
ボウシテナガザル	1	未記載		1			
ボウシテナガザル	2	未記載		1			
ボウシテナガザル	3	1,000,000	○	1			
ボウシテナガザル	-	-		1		1	
ホッキョクグマ	1	4,714,500	○	1			
ホッキョクグマ	2	4,714,500	○	1			
シロオリックス	2	3,000,000	○	1			
シロオリックス	-	-		1		1	
フタコブラクダ	1	5,940,000	○	1			
フタコブラクダ	2	5,573,918	○	1			
サーバル	1	1,200,000	○	1			
サーバル	-	-		3		3	

※1 アメリカバクは令和元年度定期監査資料中の「重要物品調」に3頭の記載があり、愛媛県所有の頭数より1頭記載が多い。動物管理簿には令和2年2月22日に1頭(整理番号2)4,000,000円の死亡の記載があったが、これが「重要物品調」に記載が漏れていた。

愛媛県会計規則

(帳簿の記帳等)

第179条 物品管理者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管理換えをしたときは、物品管理簿等又は消耗品受払簿等に記帳しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物品管理者は、生産品又は消耗品に分類される動物については、適宜の様式を定めて記帳することができる。

3 物品出納者は、物品の受入れ、払出し、分類変更又は管理換えの通知を受けたときは、物品出納簿、動物出納簿又は消耗品等・生産品出納簿に記帳しなければならない。

4 物品管理者及び物品出納者は、第1項及び前項の規定にかかわらず、取得後直ちに一括して払出しをする消耗品については、帳簿の記録を省略することができる。

(問題点)

貸付又は借入動物のリストを作成するためには、いくつもの資料からデータを抽出する必要があり、その作成も容易ではないのが現状である。また、飼育動物一覧表は作成しているものの、例えば個体数ではなく現時点で飼育する個体を一覧できる資料を容易に抽出、集計することができず、管理資料作成が効率的に行えない点が問題である。

(意見事項 61) 動物の貸借に係る管理の効率化

動物の貸付又は借入の状況を明らかにするとともに現に飼育する動物の個体の一覧を効率的に作成し管理するために、複数に分かれている「搬出実績」、「搬入実績」の表を統合するとともに管理したい項目をデータベース化することにより、ブリーディングローン中の動物を容易に抽出できるようにすることが望ましい。

(ii) 動物管理簿の金額の一部未記載(指摘事項 3)

(発見事項)

前述の意見事項 61 に記載した実査結果の表中「ボウシテナガザル」は、動物管理簿に金額が記載されていない。このボウシテナガザル以外の動物も動物管理簿上「金額」欄に記載のないものが散見された。

動物管理簿に物品の価格を記帳することになっており、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額をとすることになっている(愛媛県会計規則第180条)。しかし、愛媛県では、動物は個体によって評価が異なる場合があるため、評価額がわからないものは空欄としているとのことであった。

愛媛県会計規則

(帳簿の記録価格)

第180条 前条第1項から第3項までに規定する帳簿に記帳する物品の価格は、当該物品の取得価格とし、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額とする。

(問題点)

動物管理簿に金額を記載していないことは愛媛県会計規則の規定に準拠していない点が問題である。

さらに、動物管理簿に金額が記載されていない動物は、統一的な基準による財務書類の一つである貸借対照表の有形固定資産の物品に計上されないことになる。資産評価及び固定資産台帳

整備の手引き(以下「台帳手引き」という。)では、固定資産台帳を単に財務書類の補助簿としてのみならず資産管理に役立つものとして整備することとしており、(台帳手引き 32)。これに資産として未記載又は取得原価が未記載であれば、貸借対照表に計上されないこととなる点が問題である。

統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改訂)

財務書類作成要領

98. 物品は、自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上します。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げません。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

32. 固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければなりません。そのためにも、記載単位としては、

- ① 現物との照合が可能な単位であること
- ② 取替や更新を行う単位であること

という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当です。

愛媛県会計規則

(物品の分類)

第 166 条 物品管理者は、物品を、次に掲げる分類基準により分類し、別に定める物品分類表により再分類しなければならない。

分類	分類基準
一 備品	性質及び形状を変えることなく、長期間使用できる物品であつて、取得価格(取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額)が5万円以上のもの。ただし、次に掲げる物品については、取得価格を問わないものとする。 1 公印 2 標本、美術品等であつて長期間の保存を要するもの 3 その他物品管理者が指定する物品
二 動物	牛、豚、鶏、魚等の動物のうち個体ごとに管理するもの。ただし、生産品並びに試験、研究、教育実習等に用いられる動物及び生後6箇月未満の動物を除く。
三 生産品	試験、研究、教育実習により生産される物品
四 郵便切手類	郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他金券類
五 原材料	工事、生産若しくは工作のため消耗され、又は築造物の構成部分と

	なる物品
六 消耗品	一から五までに掲げる物品以外の物品

平成 30 年度 愛媛県の財務書類[全体版] 令和 2 年 3 月

貸借対照表(B/S)

勘定科目の説明

[資産の部]

1 固定資産

(1)有形固定資産

③物品

取得価額又は評価額が 100 万円以上の備品等(重要物品)

(指摘事項 3) 動物管理簿の金額の一部未記載

愛媛県会計規則に準拠して動物管理簿に取得価格等の金額を記載する必要がある。当該物品の取得価格とし、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額とする必要がある。

また、適正な評価額を付すことにより、統一的な基準による財務書類の適正な表示にも資する。

統一的基準により整備する固定資産台帳に記載する資産は、取得原価が不明なものは原則として再調達原価とすることになっており(台帳手引き 63、65、66)、評価額を見積るうえでの参考になる。

統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年 8 月改訂)

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

63. 事業用資産とインフラ資産の開始時⁵簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします(償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ)。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があり、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査(決算統計)の数値を用いることも考えられます。

⁵ 統一的な基準に基づき、最初に作成する会計年度の開始時(該当年度期首)

65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円(美術品は300万円)以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。

66. 有形固定資産(事業用資産、インフラ資産及び物品)のうち、適正な対価を支払わずに取得したものについては、原則として再調達原価とします。ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地については、原則として備忘価額1円とします。

(iii) 死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載(指摘事項 4)

(発見事項)

意見事項 61(発見事項)に記載している(動物の実査結果)の表中※1のアメリカバクは、令和元年度末現在において 2 頭しか実在していなかったにもかかわらず、令和元年度定期監査資料中の「重要物品調」に 3 頭の記載があった。動物管理簿には令和 2 年 2 月 22 日に 1 頭死亡による払出の記載があったが、これを「重要物品調」作成時に失念したものである。

(問題点)

愛媛県では統一的な基準による財務書類に記載する物品を取得価額又は評価額が 100 万円以上の備品等(重要物品)としており、「重要物品調」の記載誤りは財務書類の記載誤りにつながる点で問題である。当該事例では今後開示される令和元年度財務書類中の貸借対照表の物品が 4 百万円過大表示となるおそれがある。

(指摘事項 4) 死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載

重要物品調は、統一的な基準による財務書類作成上の基礎となる重要な書類であるため、重要物品調の作成後、作成者と異なる者による動物管理簿との照合といったダブルチェックの実施などの体制を整備し慎重な対応を行うべきである。

(iv) 高額な動物の長期の無償貸付けの慎重な対応(意見事項 62)

(発見事項)

愛媛県が昭和 62 年 11 月 24 日に購入したローランドゴリラ(ナナ 雌)(動物管理簿記載金額 45,000,000 円)は、平成 18 年 9 月 30 日付動物貸付(繁殖)契約に基づき繁殖のため、上野動物園((財)東京動物園協会)に無償貸付けされていた。貸付期間は契約締結の日から 3 年間とし、とべ動物園の指定管理者である(財)愛媛県動物園協会及び(財)東京動物園協会のいずれからも解約の申し出がない時は、さらに 3 年間延長し、その後も同様としていた。そして、平成 31 年 2 月

20日に上野動物園に貸し付けられたまま死亡し、物品管理簿上払出処理がなされていた。

ナナを貸し付けた背景は、ゴリラは、世界的規模で見ても個体数の保護、繁殖のための環境づくりが重要な種であり、社団法人日本動物園水族館協会（現在は、公益社団法人化）のニシゴリラ繁殖検討委員会において、繁殖のための移動計画が検討され、同協会から計画の実施について協力要請を受けたことである。当該計画で、とべ動物園のナナを、適齢期のオスを所有し、群れ飼育が可能な上野動物園等に移動することとされたことに愛媛県として協力したものである。

愛媛県においてブリーディングローンは、無償であり、貸付期間は原則1年としており、その後の期間延長の可否については、期間満了日までに協議することとしているとのことである。ナナの直近契約更新に係る平成30年11月4日付「動物貸付(繁殖)契約書」により、無償貸付であることを確認した。

愛媛県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第9条 物品は、公益上必要があるときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

愛媛県会計規則

(物品の無償貸付け又は減額貸付け)

第178条 物品管理者は、財産に関する条例第9条の規定により物品の貸付けをするときは、次の各号に掲げる事項を内容とする書類を作成して貸付けの決定をし、第149条第2項の規定にかかわらず、契約書を作成しなければならない。この場合において、地方機関における物品管理者は、別に定めがある場合を除き、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 品名、規格、数量及び所在場所
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 貸付期間
- (4) 貸付価格及びその算定の根拠
- (5) 貸付料の納付の方法及び時期
- (6) 収入科目
- (7) 無償貸付又は減額貸付をする理由
- (8) その他必要な事項

2 前項第3号に規定する貸付期間は、別に定めがあるものを除き、1年をこえてはならない。

(問題点)

愛媛県の県費で購入された希少かつ高額な動物が、貸付期間が自動更新の契約により10年余りも愛媛県で飼育展示されないまま死亡し、払出処理されることは、希少動物を身近で観察する機会を逸するだけでなく、全国ベースでの希少動物の繁殖のためブリーディングローンを進めるこ

とは理解できるものの、その購入のために投じられた多額の県費(ローランドゴリラの場合 4,500 万円)が無償貸付けした他の地方自治体等に実質的に寄贈されたとも考えられる点が問題である。

(意見事項 62) 高額な動物の長期の無償貸付けの慎重な対応

グリーンディングローンは全国又は全世界的に重要であり、「お互いさま」という考えも理解できるが、県費の他の地方自治体等への実質的な寄贈を回避するために、特に高額な動物に対しては適正なレンタル料による有償貸付、無償貸付の賛否に関する県民へのアンケート、繁殖に要する期限を設けることによる貸付期間の設定等慎重な対応を行うことが望ましい。

(v) 活動指標の細分化(意見事項 63)

(発見事項)

予算額の大部分を占めているのは動物購入費であるが、活動指標を動物及び医療器具の購入点数合計としている。

(問題点)

金額が多額になる動物が計画とおり購入されず、医療器具が予定を超えて購入される結果、購入点数合計では計画と実績が同数になる可能性がある。この場合、あたかも活動指標が計画とおり達成されたように見えてしまう点が問題である。

(意見事項 63) 活動指標の細分化

重要性が異なる性格の事業活動について同じ指標を用いて評価することは、事業評価の利用者の判断を誤らせる可能性があり、そうならないようにするため重要性の異なる性格の事業活動はそれぞれ異なる指標を用いることが望ましい。

(vi) 事業に関連する成果指標の設定(意見事項 64)

(発見事項)

成果指標として「とべ動物園の利用者数」を採用している。他のとべ動物園関係の事業費もすべて成果指標に「とべ動物園の利用者数」を採用している。

(問題点)

とべ動物園に関するすべての事業を実施した結果、全体として「とべ動物園の利用者数」が増加することが期待されるものであることは理解できるが、「とべ動物園展示動物等購入」事業の成果評価にあたっては現行の成果指標は他の事業との複合的成果であり間接的な指標にとどまる点に問題がある。

(意見事項 64) 事業に関連する成果指標の設定

事業との関連性がより高い指標を成果指標として設定する方が事業評価の観点から望ましい。

例えば、とべ動物園が来園者を実施しているアンケートを活用し、動物購入に対する情報につながる質問(動物の種類・数に満足したか、展示してほしい動物はあるかなど)を設けそれに対する回答を評点化し、それを成果指標とすることが考えられる。

28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費

(1) 事業の概要

所管課	都市整備課
事業の必要性	<p>とべ動物園は、世界最大の旅行口コミサイトであるトリップアドバイザーの動物園人気ランキングにおいて、国内 5 位、アジアでも 13 位にランクされ、来園者から高い評価を得ている。しかしながら、開園(昭和 63 年)から 30 年が経過し、動物の高齢化や個体数の減少、獣舎や休憩施設等の老朽化、さらに、子どもの人口減少などの問題が顕在化している。</p> <p>動物園を取り巻く環境が厳しさを増していく中、今後の将来を見据えて持続可能な動物園を目指し、新たな企画や経営の観点から総合プロデューサーやとべ動物園魅力向上戦略検討委員会において検討した魅力向上方策について戦略的に実施する。</p>
事業内容	<p>令和元年度は、魅力向上戦略に基づいたまじめ行動計画 1 期目として、グランピング、イルミネーションを継続実施したほか、夏井いつき氏による俳句イベントなどの話題性のあるイベント等を実施した。また、Wi-Fi を活用した多言語対応情報プッシュ配信や Web 広告などの戦略的情報発信を実施し、動物園の認知度向上に努めた。</p>
事業の形態	<p>当事業は国の地方創生推進交付金交付金の採択事業であり、事業経費の 2 分の 1(旅費、備品購入費、報償費、一部の委託料を除く)が、当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。</p>
事業実施期間	<p>平成 29 年度から令和元年度までの継続事業である。平成 29 年度から令和元年度までは愛顔卒事業に指定されている。</p>

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	6,020	91,625	44,769	
決算額	5,761	66,877	28,346	動物の導入に際し、動物導入の機運を盛り上げるため、動画を作成する予算(13,448千円)を計上していたが、動物の購入機会が無かったため、不用処理としたことが主な予実差異要因
(財源)				
国庫支出金	-	11,669	10,949	令和元年度:対象経費の2分の1
繰入金	-	55,208	17,397	とべ動物園魅力向上基金繰入金

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	18,734	句会ライブ企画運営委託業務、秋の読書集荷イベント企画運営業務、グランピング 2019 事業企画運営委託業務、イルミネーション 2019 企画設置運営委託業務、ふれあいキャラバン隊事業委託業務 等
役務費	8,315	とべ動物園魅力発信業務(インターネット広告配信、配信コンテンツ制作)
旅費	855	とべ動物園魅力向上戦略検討委員会委員旅費等
備品購入費	382	スポットエアコン4台の購入
報償費	60	とべ動物園魅力向上戦略検討委員会委員謝金
合計	28,436	

(出典:予算執行状況表等)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
㈱テレビ愛媛	委託料	6,684	・とべ ZOO イルミネーション 2019 企画設置運営委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。1 者提案書提出
	委託料	1,198	・とべ ZOO 秋の読書週間イベント企画運営委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。1 者提案書提出
	委託料	1,026	・とべ動物園夏季イベントの開催及び広報活動事業委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。2 者提案書提出

支出先等	節	金額	実績内容
(株)電通西日本松山支社	役務費	8,310	・とべ動物園魅力発信業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。4 者提案書提出
セーラー広告(株)	委託料	3,455	・とべ ZOO グランピング 2019 事業企画運営委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。1 者提案書提出
南海放送(株)	委託料	2,770	・TOBE ZOO まじめ句会ライブ企画運営委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。2 者提案書提出
(公財)愛媛県動物協会	委託料	572	・とべ動物園来園者無料送迎事業 ・本事業は県内の小学校等に小動物を連れて行き、動物とのふれあいを体験してもらい、とべ動物園の魅力を PR する事業であり、実施施設との円滑な連絡調整等を総合的にコントロールし、効率的かつ効果的に事業を遂行できるのは、動物園を管理運営し、園内での小動物とのふれあいを実施している県動物園協会のほかにないことから、1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)としている。
	委託料	435	・とべ動物園ふれあいキャラバン隊事業委託業務 ・本事業は県内の小学校から動物園まで、動物園の所有するラッピングバスによる無料送迎を実施する事業であり、送迎時における円滑な運行管理、園との連絡調整を総合的にコントロールし、効率的かつ効果的に事業を遂行できるのは、動物園を管理運営し、利用するラッピングバスを管理する県動物園協会のほかにないことから、1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)としている。
(株)あいテレビ	委託料	983	・とべ動物園 GW イベントの開催及び広報活動事業委託業務 ・企画提案プロポーザルによる 1 者随意契約(愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号)。2 者提案書提出
その他	委託料 役務費 備品購入費 報償費 旅費	2,914	その他委託業務、スポットエアコン 4 台、その他事業執行に係る経費
合計		28,346	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
実施した魅力向上策数	単位	施策	施策
	平成 29 年度	-	-
	平成 30 年度	7	5
	令和元年度	12	12

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
とべ動物園の利用者数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	520,000	459,384	88.3
	平成 30 年度	520,000	460,308	88.5
	令和元年度	474,000	454,888	96.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等	
県関与の必要性	県が実施すべき	とべ動物園は、県内唯一の動物園で、県内外の幅広い層から親しまれている県の代表的な施設であり、その動物園の運営を県が行うことは妥当である。また、都市公園法上でも公園設置者が管理することが規定されている。また、人口の減少、少子化、レジャーの多様化など、動物園を取り巻く環境は厳しい状況であるため、ハード・ソフト両面から魅力向上策を実施するなど来園者の増加に努めている。	
有効性	成果動向		成果横ばい
	成果向上余地		一定の成果向上余地あり
効率性	効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無 (拡大の余地なし)	ハード・ソフト両面から検討した魅力向上策について、優先順位を付けて効果的に実施する。都市公園法では、公園設置者が管理することが規定されている。	
中四国各県との比較	他県と同水準	近年、徳島県、高知県などでも20haを超える規模の動物園が開園し、他県においても動物園の果たす観光・文化・教養施設としての役割の重要性が認識されてきている状況であり、他県動物園においても整備計画を策定して魅力向上に取り組んでいる。	

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	拡大	総合プロデューサーや「とべ動物園魅力向上戦略検討委員会」からの提言を踏まえながら、来園者の増加に効果的な魅力向上策をハード・ソフト両面から戦略的に実施する必要がある。今後も時宜を得た適切な事業実施が不可欠である。
2～3年後の見直しの可能性	有	

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び地方創生推進交付金交付要綱等の関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光関連施設の物品(動物除く)管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング及びサンプルベースで物品の実査を実施した(「27. とべ動物園展示動物等購入費」、「30. とべ動物園改修費」により購入した物品についても併せて実施した。)
- ③ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(原則として契約金額1百万円以上)を実施した。
- ④ 国からの交付金について請求書、交付額確定通知書、交付金実績報告書等の関連資料を閲覧した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) とべ動物園における備品シールの貼付もれ(指摘事項5)

(発見事項)

サンプルベースで物品の現物を実査したところ、以下の物品について備品シールが貼付されていなかった。

(単位:千円)

品名	金額
窒素・リン含有自動計測機	4,252
大型情報表示装置	33,600
X線撮影装置	5,491
レントゲン画像処理機器一式	2,415
血液検査機械	1,244

(出典:物品管理簿)

(問題点)

愛媛県会計規則第171条第2項では、「物品管理者は、備品に、県名、所属課所名、物品分類表による分類番号及び整理番号を明示しなければならない。ただし、品質、形状、用途等により明

示することが適当でない備品については、この限りではない。」と規定されている。備品シールを現物に貼付することの意義は、帳簿上の物品と現物との関係を明らかにすることにある。具体的には、帳簿記載の管理番号(大分類、小分類、品名(品目)、整理番号)を備品シールに記載し、これを現物に貼付することで、帳簿の物品が現物と管理番号によって1対1で紐づけられる。これにより、移設・廃棄等の現物の異動があった際に帳簿上の処理が容易となる(帳簿上のどの物品について管理換え、廃棄等の処理を行えばいいかが容易に判別できる)だけでなく、定期的な現物の点検が実施可能となる。反対に、備品シールの貼付がない状態では、膨大な量の備品について、現物が帳簿のどれに該当するかをいちいち特定するのは極めて煩雑で、備品の点検が実質的には不可能な状態であると言っても過言ではない。

これらから、備品シールが網羅的に貼付されていない状況は愛媛県会計規則に準拠しておらず問題がある。

(指摘事項 5)とべ動物園における備品シールの貼付もれ

備品シールの貼付は帳簿上の備品と現物を対応させ、現物の点検を実施するうえで非常に重要な手続であり、愛媛県会計規則第 171 条第 2 項に従い網羅的に実施する必要がある。

(ii) 公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討(意見事項 65)

(発見事項)

次の業務について、公募型プロポーザル方式を採用しているが応募者は1者のみであった。応募者は1者のみであったが、選考委員会の審査を経て当該1者を委託業者として選定している。

(単位:千円)

業務	委託料
とべZOOイルミネーション2019企画設置運営委託業務	6,684
とべZOOグランピング2019事業企画運営委託業務	3,455
とべZOO秋の読書週間イベント企画運営委託業務	1,198

(出典:支出決議書)

(問題点)

応募者が1者だけの場合、プロポーザル方式を採用していたとしても十分な競争性が確保できない可能性がある点が問題である。また、選考委員会の審査を経て委託業者を選定しているため、委託業者の品質は一定以上に保たれていると考えられるが、1者のみが審査対象となる場合、外観的には事業執行の必要性を勘案して選考委員の採点基準が緩和されているとも受け取られかねない点も問題である。

(意見事項 65)公募型プロポーザル方式の1者応募の改善策の検討

提案内容を重視して業務受託者の選定を行うことができる公募型プロポーザルであるからこ

そ、多くの応募者を募り、より優れた企画が選定されるべきである。応募者が1者であった原因分析を実施し、効果的な公募方法を検討するなど、複数の応募者を確保できるような取り組みが望ましい。

(iii) 委託先選定審査の外部有識者招聘(意見事項 66)

(発見事項)

次の業務について、公募型プロポーザル方式を採用しているが、審査委員は愛媛県の内部関係者のみとなっている。

(単位:千円)

業務	委託料	審査委員
とべ動物園魅力発信業務	8,310	道路都市局長、土木管理局長、都市整備課長、とべ動物園副園長(園長代理として出席)、総合政策課プロモーション戦略室長
とべZOOイルミネーション2019企画設置運営委託業務	6,684	道路都市局長、土木管理局長、都市整備課長、とべ動物園園長、総合政策課プロモーション戦略室長
とべZOOグランピング2019事業企画運営委託業務	3,455	同上
TOBE ZOOまじめ句会ライブ企画運営委託業務	2,770	同上
とべZOO秋の読書週間イベント企画運営委託業務	1,198	道路都市局長、都市整備課長、とべ動物園園長

(出典:支出決議書)

(問題点)

公募型プロポーザルを採用した事業において、委託先の選定が最も事業の有効性を左右するといっても過言ではない。委託先選定の審査委員が愛媛県の内部関係者のみとなっている点が問題である。

(意見事項 66) 委託先選定審査の外部有識者招聘

公募型プロポーザルの審査委員に外部有識者の招聘が望ましい。外部有識者を審査委員に招聘することができれば、様々な視点から多様性に富んだ意見を取り込むことが可能になり、結果として事業の有効性を高めることが期待できる。

29. とべ動物園施設整備費

(1) 事業の概要

所管課	都市整備課
事業の必要性	とべ動物園は、来園者数において中四国で 1、2 位を争うなど、来園者から高い評価を得ている。しかしながら、開園(昭和 63 年)から

	30年が経過し、動物の高齢化や個体数の減少、獣舎や休憩施設等の老朽化、さらに、子どもの人口減少などの問題が顕在化している。動物園を取り巻く環境が厳しさを増していく中、今後の将来を見据えて持続可能な動物園を目指し、新たな企画や経営の観点から総合プロデューサーやとべ動物園魅力向上戦略検討委員会において検討した魅力向上方策について戦略的に実施する。本事業においては、獣舎整備等のハード面からの魅力向上に取り組む。
事業内容	令和元年度においては、アシカ舎の改修工事を実施した。
事業の形態	当事業は全額が県の財源で賄われる。
事業実施期間	平成元年度から令和2年度までの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されている。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	備考
予算現額	-	-	138,710	
決算額	-	-	42,196	工期変更により予算残額の96,514千円は繰越
(財源)				
国庫支出金	-	-	-	
一般財源	-	-	-	
繰入金			42,196	とべ動物園魅力向上基金繰入金。残額の96,514千円は令和2年度への繰越額。

(出典:定期監査資料)

(ii) 決算額の内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
工事請負費	42,196	アシカ舎改修工事
合計	42,196	

(出典:予算執行状況表)

(iii) 実績内容(節)

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
榑勝山水道工業所	工事請負費	22,000	<ul style="list-style-type: none"> ・都単動整第1号の2※1(起工理由) とべ動物園の施設整備のため。 ・アシカ舎改修工事(アシカ舎ろ過器製作)

支出先等	節	金額	実績内容
			据付工 1 基)を実施した。 ・契約金額 55,005 千円のうち前払い 22,000 千円
㈱洋武建設	工事請負費	20,196	・都単動整第 1 号の 1※2 (起工理由) とべ動物園の魅力向上のため。 ・アシカ舎改修工事(人道橋 1 橋、観覧デッキ 1 式、ボックスカルバート 1 式、スロープ 3 箇所、機械室工 1 棟)を実施した。 ・契約金額 50,491 千円のうち前払い 20,196 千円
合計		42,196	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

※1 事後(入札後)審査型一般競争入札による(予定価格(税抜)51,299,000 円、調査基準価格(税抜)46,852,102 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	評価値	基準評価以上	落札	摘要
1	㈱勝山水道工業所	50,000,000	○	○	215.9800	○	○	審査対象

(出典:開札結果)

※2 事後(入札後)審査型一般競争入札による(予定価格(税抜)45,346,000 円、調査基準価格(税抜)40,310,222 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	評価値	基準評価以上	落札	摘要
1	㈱洋武建設	44,000,000	○	○	247.6513	○	○	審査対象
2	渡邊建設㈱	45,000,000	○	○	239.5060	○		
3	㈱小泉組	45,346,000	○	○	234.3465	○		
4	㈱道下建設							無効*1

(出典:開札結果)

*1:事前確認の結果、地域要件を満たしていないため、無効となっている。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
実施した魅力向上策数	単位	箇所	箇所
	平成 29 年度	-	-
	平成 30 年度	-	-
	令和元年度	1	※1 1

(出典:事務事業評価表)

※1 とべ動物園魅力向上事業のハード事業としてアシカ舎の改修工事を実施した。

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
とべ動物園の利用者数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	-	-	-
	平成 30 年度	-	-	-
	令和元年度	474,000	454,888	96.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等	
県関与の必要性	県が実施すべき	とべ動物園は、県内唯一の動物園で、県内外の幅広い層から親しまれている県の代表的な施設であり、その動物園の運営を県が行うことは妥当である。また、都市公園法上でも公園設置者が管理することが規定されている。また、人口の減少、少子化、レジャーの多様化など、動物園を取り巻く環境は厳しい状況であるため、ハード・ソフト両面から魅力向上策を実施するなど来園者の増加に努めている。	
有効性	成果動向		成果横ばい
	成果向上余地		一定の成果向上余地あり
効率性	効率化の余地(コスト改善策): 有 受益者負担:無 (拡大の余地あり)	ハード・ソフト両面から検討した魅力向上策について、優先順位を付けて効果的に実施する。都市公園法では、公園設置者が管理することが規定されている。	
中四国各県との比較	他県と同水準	近年、徳島県、高知県などでも20haを超える規模の動物園が開園し、他県においても動物園の果たす観光・文化・教養施設としての役割の重要性が認識されてきている状況であり、他県動物園においても整備計画を策定して魅力向上に取り組んでいる。	

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	拡大	総合プロデューサーや「とべ動物園魅力向上戦略検討委員会」からの提言を踏まえながら、来園者の増加に効果的な魅力向上策をハード・ソフト両面から戦略的に実施する必要がある
2~3年後の見直しの可能性	有	

区分	事業方針	説明
		ある。今後は次期獣舎整備に向けて、当面はアシカ舎改修による来園者の動向を検証し、時宜を得た適切な事業実施が不可欠である。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額1百万円以上)を実施した。
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 事業に関連する成果指標の設定(意見事項 67)

(発見事項)

成果指標として「とべ動物園の利用者数」を採用している。他のとべ動物園関係の事業費もすべて成果指標に「とべ動物園の利用者数」を採用している。

(問題点)

とべ動物園に関するすべての事業を実施した結果、全体として「とべ動物園の利用者数」が増加することが期待されるものであることは理解できるが、「とべ動物園施設整備費」事業の成果評価にあたっては現行の成果指標は他の事業との複合的成果であり間接的な指標にとどまる点に問題がある。

(意見事項 67) 事業に関連する成果指標の設定

事業との関連性がより高い指標を成果指標として設定する方が事業評価の観点から望ましい。例えば、とべ動物園が来園者に実施しているアンケートを活用し、施設整備に対する情報につながる質問(動物園施設は魅力的であったかなど)を設けそれに対する回答を評点化し、それを成果指標とすることが考えられる。

30. とべ動物園改修費

(1) 事業の概要

所管課	都市整備課
事業の必要性	<p>昭和 63 年の開園から、30 年を経たとべ動物園では、園内各施設の老朽化が目立ち始めている。</p> <p>このため、計画的な施設の修繕等により、老朽化等による機能低下や外見的なイメージダウンが最小限となるように、また、動物の死亡・逃走といった事態とならないよう努める必要がある。また、不十分な維持管理のまま使用し続けた場合には、建造物の耐用年数が著しく短くなり、かえって不経済となることが予想される。そこで、損傷箇所や実情に応じた施設の改修を計画的に行い、園内のリフレッシュを図るものである。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● とべ動物園面積 17.4ha ● とべ動物園は県内有数のレクリエーション施設となっており、適切な施設改修を計画的に実施することにより、県民に安らぎとゆとりのあるサービスを提供する。 ● 施設の老朽化やサービス水準の向上について県民からの声が寄せられており、事業実施により、来園者の増加が見込まれるほか、施設・設備の耐用年数の延伸にもつながる。 ● 事業概要 ● 委託料 獣舎改修に係る設計等委託 ● 工事請負費 老朽施設修繕(獣舎、パドック等) 管理便益施設修繕(変電所、汚水処理場) 排水管路改築・更新 ● 備品購入費 洗濯機及び乾燥機等購入
事業の形態	<p>当事業の公共分は国の社会資本整備総合交付金の採択事業であり、事業経費の 2 分の 1 が、当該交付金で賄われ、2 分の 1 は県の財源で賄われる。</p>
事業実施期間	<p>平成 14 年度から終期末定の継続事業である。愛顔卒事業には指定されていない。</p>

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	36,076	91,421	※1 147,820	
決算額	30,183	64,908	105,665	
(財源)				
国庫支出金	-	10,261	※2 32,196	令和元年度:対象経費の2分の1
一般財源	30,183	54,647	73,469	

(出典:定期監査資料)

※1 前年度繰越額 26,513 千円に次の予算を加算した額である。

(単位:千円)

	節	施設名	内容	予算金額
県単	工事請負費	獣舎・パドック施設	老朽施設修繕	21,249
		管理・便益施設	定期修繕、老朽施設修繕	14,870
		小計		36,119
	委託料		材料特別調査	200
	備品購入費		洗濯機及び乾燥機	778
	県単合計			37,097
公共	工事請負費	排水管路	排水管路改築・更新	58,000
		アシカ舎	屋根設置	15,000
		小計		73,000
	委託料	排水管路	排水管路詳細設計	7,000
	事務費		事務雑費	4,210
	公共合計			84,210
とべ動物園改修費合計				121,307

(出典:補正予算見積額の事項説明書)

※2 社会資本整備総合交付金

(単位:千円)

交付金対象事業費等	年度	(事業費) 支払金額	補助率	今年度請求 すべき額
快適性と利便性を備えた質の高い魅力ある愛媛の公園づくり	令和元	37,934	50%	18,967
	30-1 繰越	26,457	50%	13,229
合計		64,391		32,196

(出典:調定決議書兼通知書)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	県単	公共	繰越(公共)	令和元年度 決算額合計	主な内容
委託料	6,679	7,891		14,570	(i)参照
工事請負費	29,420	72,109 繰越▲42,066	26,457	85,920	(i)参照
備品購入費	998			998	(i)参照
事務費		4,210 繰越▲89	56	4,177	
合計	37,097	84,210 繰越▲42,155	26,513	105,665	

(出典:予算執行状況表)

(iii) 実績内容(節)

(a) 公共

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
(株)エムテック	工事請負費	31,250	都(社)動整第404号の4※1 (起工理由) 汚水配管が老朽化し、排水処理に支障を来しているため 繰越20,588+変更増163+変更増10,499(このうち6,923は都(社)動整第405号の1に係るもの)
臨海建設(株)	工事請負費	20,424	都(社)動整第405号の2※2 (起工理由) 汚水管の老朽化が著しいため 契約金額51,062のうち前払20,424
新玉電気工事(株)	工事請負費	2,696	都(社)動整第405号の3※3 (起工理由) 照明灯の老朽化が著しいため 契約金額6,741のうち前払2,696
新玉電気工事(株)	工事請負費	2,130	都(社)動整第404号の1※4 (起工理由) 照明灯の老朽化が著しいため 繰越1,664+変更増1,082(このうち616は都単動第419号の6に係るもの)
(株)親和技術コンサルタント	委託料	7,700	都(社)動整第405号測の1※5 (起工理由) 管路修繕工の工事実施のため 契約金額7,700のうち確定払7,700
(一財)経済調査会 四国支部	委託料	191	公共土木事業材料費特別調査 契約金額19,701のうち公園費分191 指名業者2者見積合せによる随意契約 (出典:開札経過) 左記金額に重要性ないため詳細検討は省略した。

支出先等	節	金額	実績内容
—	事務費	4,177	土木部では、事務費は事項(とべ動物園改修費)別に区分しておらず、目(公園費)で管理しており、公園費の事務費は、職員の人件費、出先機関における需用費等として、目的の範囲内で執行している。なお、各目の事務費は土木管理課で集中経理しており、一元管理によるスケールメリット等により経費節減と事務の効率化を図っているとのことである。
合計		68,568	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

※1 事後(入札後)審査型一般競争入札による(予定価格 34,948,000 円、調査基準価格(税抜) 30,909,428 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	評価値	基準評価以上	落札	摘要
1	(株)エムテック	*1 30,912,050	○	○	350.4465	○	○	審査対象
2	(株)洋武建設	31,110,000	○	○	345.8495	○		
3	(有)道下建設	*1 30,912,860	○	○	344.7908	○		
4	(株)DAD	32,480,000	○	○	332.7450	○		

(出典:開札結果)

*1: 調査基準価格 30,909,428 円と入札金額がほとんど等しい。調査基準価格は事後公表である。調査基準価格の算定式は、愛媛県ホームページで公表(愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱)しており、応札業者が適切な積算ができれば、調査基準価格に近い見積を算出することが可能になる。

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	小口径管推進工 L=57m	小口径管推進工 L=57m	
	両発進立坑工 N=1 箇所	両発進立坑工 N=1 箇所	
	片発進片到達立坑工 N=1 箇所	片発進片到達立坑工 N=1 箇所	
		鋼製さや管推進工 N=1 箇所	鋼製さや管推進工 N=1 箇所
		2号マンホール工 N=1 箇所	2号マンホール工 N=1 箇所
請負金額	33,385 千円	43,884 千円	10,499 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※2 事後(入札後)審査型一般競争入札による(予定価格 52,072,000 円、調査基準価格(税抜) 46,373,065 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	評価値	基準評価以上	落札	摘要
1	臨海建設(株)	*1 46,420,000	○	○	234.4327		○	審査対象
2	菊池建設工業(株)	*1 46,373,330	○	○	233.6183			
3	(株)加藤興業	*1 46,374,000	○	○	231.6278			
4	(株)坂本重機建設	47,900,000	○	○	223.4762			

(出典:開札結果)

*1: 調査基準価格 46,373,065 円と入札金額がほとんど等しい。調査基準価格は事後公表である。調査基準価格の算定式は、愛媛県ホームページで公表(愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱)しており、応札業者が適切な積算ができれば、調査基準価格に近い見積を算出することが可能になる。

※3 指名競争入札による(予定価格 6,901,000 円、調査基準価格(税抜)6,017,626 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	落札	摘要
1	新玉電気工事(株)	6,128,000	○	○	○	
2	愛媛通信建設(株)	6,180,000	○	○		
3	(株)シンデン	6,194,000	○	○		
4	興伸電気建設工業	6,230,000	○	○		
5	山電工業(株)	6,350,000	○	○		
6	三徳電気(株)					辞退
7	松山電気工業(株)					辞退

(出典:開札結果)

※4 指名競争入札による(予定価格 2,775,000 円、最低制限価格(税抜)2,418,513 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
1	新玉電気工事(株)	2,567,000	○	○	○	
2	神野電気(株)	2,750,000	○	○		
3	山電工業(株)					辞退
4	三徳電機(株)					辞退
5	松山電設工業(株)					辞退

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	道路(歩道)照明灯設置 N=3 基	道路(歩道)照明灯設置 N=3 基	
		タイムスイッチ改修工 N=2 個	タイムスイッチ改修工 N=2 個
		電気自動車充電工 N=1 式	電気自動車充電工 N=1 式
請負金額	2,772 千円	3,854 千円	1,082 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※5 指名競争入札による(予定価格 7,767,000 円、調査基準価格(税抜)5,714,471 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	落札	摘要
1	株親和技術コンサルタント	7,000,000	○	○	○	
2	株地圏総合コンサルタント四国支店	7,220,000	○	○		
3	株エイト日本技術開発四国支社	7,300,000	○	○		
4	株ウエストコンサルタント	7,300,000	○	○		
5	株菱和設計コンサルタント	7,370,000	○	○		
6	株シアテック	7,400,000	○	○		
7	株真鍋設計事務所	7,500,000	○	○		
8	株芙蓉コンサルタント	7,500,000	○	○		

(出典:開札結果)

(b) 県単

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
株吉田設備	工事請負費	8,194	都単動第 419 号の 1※1 (起工理由) とべ動物園の施設整備のため 当初契約 5,390+変更増 2,804
株ダイキアックス	工事請負費	10,370	都単動第 419 号の 2※2 (起工理由) とべ動物園の施設整備のため 契約金額 7,095+変更増 3,275
株洋武建設	工事請負費	8,100	都単動第 419 号の 3※3 (起工理由) とべ動物園の施設整備のため 契約金額 5,940+変更増 2,160

支出先等	節	金額	実績内容
新玉電気工事㈱	工事請負費	1,360	都単動第 419 号の 4※4 (起工理由) とべ動物園の施設整備のため 契約金額 1,274+変更増 86
㈱フジコンストラクション	工事請負費	780	都単動第 419 号の 5※5 (起工理由) とべ動物園の施設整備のため 契約金額 128+変更増 652
新玉電気工事㈱	工事請負費	616	(iii) (a) 都(社) 動整第 404 号の 1 参照
㈱エイト日本技術開発 四国支社	委託料	1,109	都単動第 419 号測の 1※6 (業務理由) 公園設備の長寿命化計画策定後 5 年以上経過し、各施設の老朽化状況に応じて見直す必要が生じたため 契約金額 0+変更増 1,109
㈱エイト日本技術開発 四国支社	委託料	3,876	都単動第 419 号測の 2※7 (業務理由) 総合運動公園の球技場散水設備等改修工事の基礎資料とするため 契約金額 0+変更増 1,706 都単動第 419 号測の 3※7 契約金額+変更増 2,170
エレファント・トーク	委託料	1,694	とべ動物園ゾウ舎改修に係る総合コンサルタントの業務の委託 1 者随意契約 (選定理由) 業務遂行のために、 (ア) ゾウの飼育管理方法及び実務に関する豊富な専門知識を有し、飼育下の増のケアを行う動物園での飼育トレーニングプログラムの開発や指導実績を有すること。 (イ) 準間接飼育に係るゾウ舎設計について、助言や指導の実績を有すること。 (ウ) 国内外を問わず、ゾウ専門家とのプロジェクト実績を有すること。 の要件を満たす必要があり、当該者は、過去に他の地方自治体でも受注実績があり、先の要件を満たす業者は当該業者以外にはない。
愛媛酪農機販売(有)	備品購入費	197	ピット用マット 指名競争入札による。重要性なく詳細検討は省略した。 物品管理簿記載有
イワキ㈱	備品購入費	46	とべ動物園における替え銃身の購入 随意契約(取扱業者が当該会社のみ。) 重要性なく詳細検討は省略した。 物品管理簿記載有※8

支出先等	節	金額	実績内容
(株)ヤマダ電機 松山営業所	備品購入費	755	洗濯機及び乾燥機等 オープンカウンターによる2者見積。重要性なく詳細検討は省略した。 物品管理簿記載有
合計		37,097	

(出典:契約関係資料、支出負担行為書)

※1 指名競争入札による(予定価格 5,474,000 円、最低制限価格(税抜)4,880,962 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
1	(株)吉田設備	4,900,000	○	○	○	
2	(有)キョカワ商事	5,063,000	○	○		
3	三和ダイヤ工業(株)	5,200,000	○	○		
4	北四国エアコン(株)	5,400,000	○	○		
5	日機愛媛(株)	5,400,000	○	○		
6	(株)富士原冷機	5,474,000	○	○		
7	(株)戒田商事					辞退

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	空調機更新 N=8 台	空調機更新 N=8 台	
	室外機更新 N=2 台	室外機更新 N=2 台	
		常務室空調機更新 N=1 台	常務室空調機更新 N=1 台
		マレー熊舎空調機更新 N=1 台	マレー熊舎空調機更新 N=1 台
		動物病院棟空調機更新 N=1 台	動物病院棟空調機更新 N=1 台
請負金額	5,390 千円	8,194 千円	2,804 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※2 指名競争入札による(予定価格 6,870,000 円、最低制限価格(税抜)6,140,468 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
1	(株)ダイキアクシス	6,450,000	○	○	○	
2	(株)ホーム設備	6,700,000	○	○		
3	共有工業(株)	6,740,000	○	○		
4	(株)勝山水道工業所	6,800,000	○	○		

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
5	北四国エアコン(株)					辞退
6	三和ダイヤ工業(株)					無効
7	(株)松原水道工業所					辞退

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	汚水処理施設修繕工 N=1 式	汚水処理施設修繕工 N=1 式	
請負金額	7,095 千円	10,370 千円	3,275 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※3 指名競争入札による(予定価格 5,957,000 円、最低制限価格(税抜)5,301,456 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
1	(株)洋武建設	5,400,000	○	○	○	
2	(株)有光組	5,780,000	○	○		
3	(株)杉野工務店	5,840,000	○	○		
4	愛媛土建(株)	5,900,000	○	○		
5	大進建設(株)	5,950,000	○	○		
6	(株)二神組	5,950,000	○	○		
7	渡邊建設(株)					辞退
8	(株)BBC					辞退

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	爬虫類館ワニプール修繕工 N=1 式		減
	小獣ピットシュート扉修繕工 N=6 枚	小獣ピットシュート扉修繕工 N=6 枚	
	小獣ケージシュート扉修繕工 N=1 枚	小獣ケージシュート扉修繕工 N=2 枚	小獣ケージシュート扉修繕工 N=1 枚
		園内修繕工 1 式	園内修繕工 1 式

	前回	今回	増差
請負金額	5,940 千円	8,100 千円	2,160 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※4 指名競争入札による(予定価格 1,273,000 円、最低制限価格(税抜)1,121,780 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	制限価格以上	落札	摘要
1	新玉電気工事(株)	1,158,000	○	○	○	
2	松山電設工業(株)	1,200,000	○	○		
3	フジケンエンジニアリング(株)	1,210,000	○	○		
4	山電工業(株)	1,230,000	○	○		
5	共立電気(株)					辞退
6	三徳電機(株)					辞退

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	No.2 副変電所変圧器更新 N=1 基	No.2 副変電所変圧器更新 N=1 基	
		イルミネーション電源工 N=1 式	イルミネーション電源工 N=1 式
		アフリカゾウ舎モーター修繕 工 N=1 台	アフリカゾウ舎モーター修繕 工 N=1 台
請負金額	1,274 千円	1,360 千円	86 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※5 公園費としては当初契約 128,000 円であるが、主たる工事は土木総務費(温安緊第 404 号、405 号)で措置されており、これを合併したところで、事後(入札後)審査型一般競争入札を実施している(予定価格 19,990,000 円、調査基準価格(税抜)18,084,833 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額 (円)	予定価格以下	基準価格以上	評価値	基準評価以上	落札	摘要
1	(株)フジコンストラクション	18,190,000	○	○	590.9840	○	○	審査対象
2	(株)洋武建設	18,400,000	○	○	584.2391	○		

No.	業者名称	入札金額 (円)	予定価 格以下	基準価 格以上	評価値	基準評 価以上	落 札	摘要
3	(有)道下建設	19,200,000	○	○	559.8958	○		

(出典:開札結果)

契約変更は都単動第 419 号の 5 に対するものであり、少額のため検討は省略する。

※6 都(社)公第 1 号測の 1 愛媛県総合運動公園 他 公園施設長寿命化計画興伸委託業務に
合併事業として含まれており、指名競争入札によっている(予定価格 5,080,000 円、調査基準
価格(税抜)3,742,251 円)。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価 格以下	基準価 格以上	落 札	摘要
1	(株)エイト日本技術開発 四国支社	4,800,000	○	○	○	
2	(株)シアテック	4,850,000	○	○		
3	(株)荒谷建設コンサルタント 四国支社	4,900,000	○	○		
4	四国建設コンサルタント(株) 愛媛支店	4,900,000	○	○		
5	(株)四電技術コンサルタント 松山支店	4,910,000	○	○		
6	南海測量設計(株)	4,920,000	○	○		
7	(株)富士建設コンサルタント	4,950,000	○	○		
8	(株)芙蓉コンサルタント	5,000,000	○	○		

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	公園施設長寿命化計画 N=931 施設	公園施設長寿命化計画 N=931 施設	
	(総合運動公園、とべ動物 園、道後公園)	(総合運動公園、とべ動物 園、道後公園)	
		とべ動物園基本検討業務 N=1 式	とべ動物園基本検討業務 N=1 式
請負金額	5,184 千円	6,309 千円	1,109 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※7 都単第 419 号測の 2 愛媛県総合運動公園 設計委託業務に合併事業として含まれており、
指名競争入札によっている(予定価格 6,466,000 円、調査基準価格(税抜)4,759,705 円)。但
し、都単動第 419 号測の 2 及び都単動第 419 号測の 3 は入札時には予定価格に含まれて
いない。入札の状況は次のとおりであった。

No.	業者名称	入札金額(円)	予定価格以下	基準価格以上	落札	摘要
1	(株)エイト日本技術開発 四国支社	5,770,000	○	○	○	
2	復建調査設計(株) 松山支店	6,000,000	○	○		
3	(株)荒谷建設コンサルタント 四国支社	6,000,000	○	○		
4	(株)シアテック	6,100,000	○	○		
5	国際航業(株) 松山営業所	6,100,000	○	○		
6	(株)富士建設コンサルタント	6,150,000	○	○		
7	(株)ウエストコンサルタント	6,200,000	○	○		
8	(株)松山測量設計					無効

(出典:開札結果)

(契約変更の概要)

	前回	今回	増差
工事概要	球技場散水設備等改修設計 N=1 式	球技場散水設備等改修設計 N=1 式	
		アフリカゾウ舎改修設計 N=1 式	アフリカゾウ舎改修設計 N=1 式
		アシカ舎改修設計 N=1 式	アシカ舎改修設計 N=1 式
請負金額	6,347 千円	10,090 千円	3,743 千円

(実施設計書、支出負担行為書)

※8 備品は原則として取得価格が 5 万円以上のもの(愛媛県会計規則第 166 条)であるが、替え銃身は銃砲刀剣類所持等取締法の規定により、所管警察署に許可申請が必要な物品であり、愛媛県では金額如何に関わらず台帳に記載し適切に管理すべき重要な物品としている。

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
改修を実施した個所数	単位	箇所	箇所
	平成 29 年度	7	7
	平成 30 年度	13	13
	令和元年度	11	11

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
とべ動物園の利用者数	単位	人	人	%
	平成 29 年度	520,000	459,384	88.3
	平成 30 年度	520,000	460,308	88.5
	令和元年度	474,000	454,888	96.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分		評価	評価理由等
有効性	県関与の必要性	県が実施すべき	とべ動物園は、県内唯一の動物園で県内外の幅広い層から親しまれている県の代表的な施設であり、その動物園を良好な状態に維持するための改修を県が行うことは妥当である。また、都市公園法上でも公園設置者が管理することが規定されている。 また、人口の減少、少子化、レジャーの多様化など、動物園を取り巻く環境は厳しい状況であるため、観覧環境の改善や多様なイベントの実施など来園者の増加に努めている。
	成果動向	成果横ばい	
効率性	成果向上余地	一定の成果向上余地あり	① 現在でも、改修必要箇所の緊急度や使用頻度により、改修計画を策定しているが、施設の維持管理システムを確立することで、長寿命化、トータルコストの削減を図るなど、さらなるコスト改善を検討したい。 ② 都市公園法では、公園設置者が管理することが規定されているため、受益者負担は無い。
	効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無(拡大の余地なし)	効率化の余地(コスト改善策):有 受益者負担:無(拡大の余地なし)	
中四国各県との比較	他県と同水準	他県と同水準	近年、徳島県、高知県などでも20haを超える規模の動物園が開園し、他県においても動物園の果たす観光・文化・教養施設としての役割の重要性が認識されてきている状況であり、他県動物園においても毎年相応の改修費を要している。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和2年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	総合プロデューサーや「とべ動物園魅力向上戦略検討委員会」からの提言を踏まえながら、特に緊急を要する老朽化施設の改修や新たな整備を、必要最小限の箇所に絞り込んで実施することにより、中四国を代表する動物園として、園内各施設の機能の確保、リフレッシュを図る。
2～3年後の見直しの可能性	有	今後も施設の老朽化が進行するため、時宜を得た適切な整備・改修を実施することが不可欠である。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。なお、物品の現物確認結果は「28. とべ動物園魅力向上戦略推進事業費」に記載している。
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテスト(契約金額1百万円以上)を実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) 当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生(指摘事項6)
(発見事項)

サンプルテストを実施した工事又は業務のうち次のものについて契約後当初契約金額に比べて相当割合の変更が行われていた。

都市整備課に確認したところ、いずれも変更工事等は当初は想定していなかったが、とべ動物園は動物を扱う(動物の生命にかかわる)こと、イベントを実施する(実施期日が限定される)など、特殊な現場事情があり、工事实施にあたり現地再精査を実施した結果必要となった工法を変更及び追加したり、工事等の開始後緊急に対処する必要があったため工事等を追加したものであることであった。

(単位:千円)

設計番号	当初契約 金額(A)	変更後 契約金額	増差 金額(B)	B/A (%)
都(社)動整第 404 号の 4、都(社)動整第 405 号の 1	33,385	43,884	10,499	31.4
都(社)動整第 404 号の 1	2,772	3,854	1,082	39.0
都単動第 419 号の 1	5,390	8,194	2,804	52.0
都単動第 419 号の 2	7,095	10,370	3,275	46.2
都単動第 419 号の 3	5,940	8,100	2,160	36.4
都単第 419 号測の 2	6,347	10,090	3,743	59.0

(問題点)

工事開始後でなければわからなかった不具合等による工事の追加や変更はある程度やむを得ないとしても、工事实施にあたり現地再精査を実施した結果必要となった工法の変更や追加したものは、改修計画立案・設計段階でより精緻な現地精査を実施していれば工事の変更・追加といった事態を回避できた可能性がある。また、追加工事については、動物の健康状態等に影響があるなど緊急性が高いものを除いて、当初契約の変更契約とすることは契約の透明性確保の観点から問題がある。

(指摘事項 6) 当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生

より精度の高い改修計画の立案及び設計価格の見積りを可能にし、入札等の契約をより透明性の高いものとするため、当初契約で含めるべき工事内容のさらなる精査を徹底するとともに、追加工事等については金額等も含め内容を検討し、動物園特有のやむを得ない事情により契約変更を行わざるを得ない場合を除き、別途契約等で対応するよう努める必要がある。

(ii) **老朽化施設の早期改修(意見事項 68)**

(発見事項)

とべ動物園開園当初からある類人猿舎は設置から 30 年余りが経過し、改修しながら使用しているが、次の写真のとおり老朽化が著しく、赤錆だらけで見たくもよくない。また、チンパンジーに関しては「チンパンジーの森」が新築されてはいるものの他の類人猿舎の規格が猿の種類に関係なく同一である、床がコンクリートであるなど専門家等から改善を求められており、愛媛県としても建替えの検討に入っているとのことである。



(問題点)

猿といっても元来様々な地域・環境下で生息しているものでありその種類・特性に応じた環境による展示が行われていない点、類人猿舎は園内の中央部の「森の遊園地」を囲むように配置されている主要な展示にもかかわらず来園者の気分を少なからず暗くさせるように思われる点が問題である。

(意見事項 68) 老朽化施設の早期改修

とべ動物園は愛媛県の観光資源の一つとして多くの来園者を迎える施設であり、愛媛県として段階的に改修工事を実施しているところであるが、来園者、特に観光客増加を目指すのであれば、費用対効果をしっかり検討することを前提として魅力ある展示のために必要な投資を行うことが望ましく、特に主要な展示に関する改修は早期に実施することが全体の観光資源としての価値を高めると考える。

(iii) 事業に関連する成果指標の設定(意見事項 69)

(発見事項)

成果指標として「とべ動物園の利用者数」を採用している。他のとべ動物園関係の事業費もすべて成果指標に「とべ動物園の利用者数」を採用している。

(問題点)

とべ動物園に関するすべての事業を実施した結果、全体として「とべ動物園の利用者数」が増加することが期待されるものであることは理解できるが、「とべ動物園改修」事業の成果評価にあたっては現行の成果指標は他の事業との複合的成果であり間接的な指標にとどまる点に問題がある。

(意見事項 69) 事業に関連する成果指標の設定

事業との関連性がより高い指標を成果指標として設定する方が事業評価の観点から望ましい。

例えば、とべ動物園が来園者に実施しているアンケートを活用し、施設改修に対する情報につながる質問(・衛生上、安全上気になる箇所はあったか、動物の環境上気になる箇所はあったか、美観的に気になる箇所はあったかなど)を設けそれに対する回答を評点化し、それを成果指標とすることが考えられる。

31. とべ動物園管理運営費

(1) 事業の概要

所管課	都市整備課
事業の必要性	とべ動物園の維持管理及び安全かつ適正な利用を図るもので、平

	成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入している。
事業内容	指定管理者である公益財団法人愛媛県動物園協会への管理運営業務の委託を実施
事業の形態	<p>当事業は平成 18 年度から指定管理者制度による運営管理を行っており、県の財源で賄われる。</p> <p>収支差の処分方法については、基本的に、1/2 は来園者サービスや動物福祉の向上など公益目的に、1/2 は協会の基盤強化等に充当する。なお、令和元年度の収入は 654,742 千円、支出は 663,736 千円、収支差は▲8,994 千円であり、収支差損は指定管理者の負担となった。</p>
事業実施期間	昭和 63 年度からの継続事業である。令和元年度は愛顔枠事業に指定されていない。

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(2) 事業費の予算現額と決算額

(i) 予算現額と決算額の推移

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	備考
予算現額	352,359	342,900	374,206	指定管理者である公益財団法人愛媛県動物園協会への指定管理料
決算額	352,260	342,807	374,020	
(財源)				
国庫支出金	—	—	—	
一般財源	333,373	326,134	356,075	
その他	18,887	16,673	17,945	使用料収入 3,937 千円、県有施設維持管理基金 14,008 千円

(出典:定期監査資料、事務事業評価表)

(ii) 決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	372,383	指定管理者である公益財団法人愛媛県動物園協会への管理運営業務の委託料
役務費	985	
需用費	523	
公課費	129	
合計	374,020	

(出典:予算執行状況表)

(iii) 実績内容(節)

(a) 愛媛県の決算額

(単位:千円)

支出先等	節	金額	実績内容
公益財団法人愛媛県動物園協会	委託料	372,383	
その他	役務費 需用費 公課費	1,637	
合計		374,020	

(出典:支出決議書)

(b) 公益財団法人愛媛県動物園協会の収支決算書

公益財団法人愛媛県動物園協会は、昭和62年4月1日に「愛媛県立とべ動物園の有効利用の推進に協力するとともに、動物の知識及び動物愛護思想の普及を図り、もって県民の教育文化の向上に寄与すること。」を目的とする財団法人として設立された。

平成22年6月1日に公益認定を受け、公益財団法人愛媛県動物園協会となった。基本財産のうち50%を愛媛県からの出捐金(指定正味財産)として受入れており、愛媛県が支配する公益財団法人である。

公益財団法人愛媛県動物園協会の令和元年度の収支決算の状況は下表のとおりである。

1 収入

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	備考
委託料収入	372,383	372,383	—	
入園料等収入	127,890	116,978	▲10,912	新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、入園者数が見込みを下回ったため減少
駐車場収入	78,400	74,625	▲3,775	同上
寄付金・売店等 収益事業収入	86,452	90,320	3,868	大口の寄付があったため増加
その他	415	436	21	
収入合計	665,540	654,742	▲10,798	

2 支出

(単位:千円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
人件費	319,675	320,615	▲940	法定福利費の増加等
維持管理費	97,816	97,002	814	入札金減少等により減少
水道光熱費	67,175	62,785	4,390	使用量の節約等により減少
飼育料	41,773	40,630	1,143	一部を寄付金から支出したことにより減少

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	備考
租税公課	25,797	26,728	▲931	消費税増税の影響等により増加
寄付金・売店等 収益事業費用	69,120	72,971	▲3,851	寄付金増加に伴う支出が増加
その他運営費	43,435	43,005	430	
支出合計	664,791	663,736	1,055	
収支差額	749	▲8,994	9,743	

(出典:令和元年度 とべ動物園の管理運営状況について)

(3) 県における令和元年度事務事業評価

(i) 活動指標と実績の推移

活動指標	区分	計画	実績
開園日数	単位	日	日
	平成29年度	321	319
	平成30年度	321	322
	令和元年度	316	316
遊具定期点検回数	単位	回	回
	平成29年度	13	13
	平成30年度	13	13
	令和元年度	13	13

(出典:事務事業評価表)

(ii) 成果指標と実績及び達成率の推移

成果指標	年度	計画	実績	達成率
とべ動物園入園者数	単位	人	人	%
	平成29年度	520,000	459,761	88.4
	平成30年度	520,000	460,308	88.5
	令和元年度	474,000	454,888	96.0

(出典:事務事業評価表)

(iii) 令和元年度の事業の評価

区分	評価	評価理由等
県関与の必要性	県が実施すべき	県が設置した都市公園であり、県が適正に管理する必要がある。
有効性	成果横ばい 成果動向	令和元年度の利用者数は、グランピングやイルミネーション、テレビ局とタイアップした魅力あるイベントの実施、デジタルマーケティングの手法を活用した効果的なPR活動等により、新型コロナウイルス感染症の影響で3月の利用者数が大幅に減少したものの、前年と比較してほぼ同水準となった。

区分		評価	評価理由等
	成果向上 余地	一定の成果向上 余地あり	令和 2 年度においては、えひめこどもの城との間に設置するジップラインの開通に合わせ、集客力のあるイベント等の実施や効果的なPRの実施により、入園者数の増加が見込まれる。
	効率性	効率化の余地 (コスト改善策) : 有 受益者負担 : 有 り(拡大の余地なし)	指定管理者制度の導入に伴い、経営努力により委託費用の削減が期待できる。 平成 29 年 4 月に利用料金の改定を行ったため、当面の間は受益者負担の拡大は難しいものと考えられる。
	中四国各県との比較	他県と同水準	都市公園の維持管理については、それぞれ必要な経費を計上しており同列での比較は難しいが、概ね他県と同水準である。

(出典:事務事業評価表)

(iv) 今後の事業方針(令和 2 年度当初予算に対する事業担当課の方針)

区分	事業方針	説明
改善・見直しの方向等	このまま継続	平成 31 年度から 5 年間の指定管理期間で基本協定を締結しており、このまま継続する。
2~3 年後の見直しの可能性	有	指定管理者と協力して利用促進の取組みを一層強化する。

(出典:事務事業評価表)

(4) 実施した監査手続

- ① 観光に関する事務の概要把握のため、ヒアリング及び関連諸法令、条例・規則等を閲覧した。
- ② 観光に関する各種計画等に関する事務の実施状況、計画等の効率測定及び計画等の実施のための必要な連携の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ③ 観光関連施設の管理及び物品管理の実施状況の確認のため、現場視察、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。
- ④ 観光に関する事務処理及び承認の実施状況の確認のため、ヒアリング、関連資料の閲覧及び資料のサンプルテストを実施した。

(5) 監査の結果及び意見

(i) とべ動物園利用料金の消費税等引上げへの対応(意見事項 70)

(発見事項)

公益財団法人愛媛県動物園協会の令和元年度の予算では、令和元年 10 月以降の消費税等引上げによる負担増が見込まれていたが、実際はとべ動物園の入園料、駐車場料金の見直しは行われなかった。

(問題点)

「平成 31 年度とべ動物園指定管理委託料」の予算上は、令和元年 10 月以降に利用料金の値上げを見込んでおり、下半期収入分に 10%課税として収入予算を算定していたが、実際は利用料金を見直しを行わなかった結果、納税義務者である公益財団法人愛媛県動物園協会の消費税等の納税が増加したことにより消費税等引上げ分がとべ動物園の負担となり、収支悪化の要因の一つとなっている点が問題である。

(意見事項 70)とべ動物園利用料金の消費税等引上げへの対応

消費税等引上げ時に利用料金を見直さなければ、納税義務者である公益財団法人愛媛県動物園協会の消費税等の納税額の増加により収支が悪化する可能性があり、これを回避するためには予算どおりに利用料金を見直しを行うことが望ましい。

(ii) 持続可能な施設の管理運用を行うための収支差額シミュレーション及び収支改善対策の実施(意見事項 71)

(発見事項)

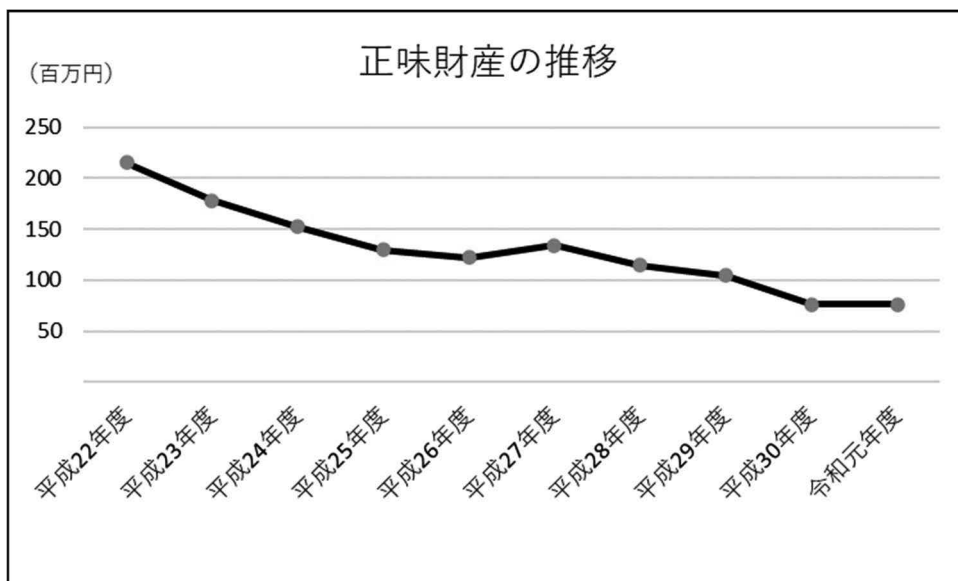
令和元年度までの過去 10 年間における、公益財団法人愛媛県動物園協会の収入・支出及び正味財産の推移は次のとおりである。

(単位:百万円)

年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元
収入	513	620	615	602	663	694	659	628	664	654
支出	554	646	633	612	662	674	653	637	678	663
収支差額	▲41	▲26	▲18	▲10	1	20	6	▲9	▲14	▲9
正味財産	214	178	152	129	122	134	114	104	76	75

(出典:事業報告及び決算報告書)

収入と支出の差額である収支差額が断続的にマイナスとなっているため、貸借対照表の資産と負債の差額である正味財産が 10 年間で 139 百万円減少(65%減少)している。



公益財団法人愛媛県動物園協会は、一般財団法人が公益認定を受けている団体であり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の適用を受ける。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第二百二条第二項によると、「一般財団法人は、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。」と規定されている。

(問題点)

平成 22 年度に 214 百万円あった正味財産は、10 年後の令和元年度には 75 百万円と著しく減少している。このままのペースで減少していくと、今後 10 年以内に公益財団法人愛媛県動物園協会の正味財産は三百万円未満となる可能性がある。正味財産が 2 期連続三百万円未満となった場合、法人を解散しなければならなくなり、持続可能な施設の管理・運営を行えなくなるおそれがあることが問題である。

(意見事項 71) 持続可能な施設の管理運用を行うための収支差額シミュレーション及び収支改善対策の実施

今後も、動物とのふれあいを大切にしつつ、豊かな心を助長させるとともに、動物の知識を得て動物愛護の精神を学ぶ教育の場として、又は憩いや潤いを提供する場として、県民に愛される動物園としてだけでなく愛媛県の観光施設の一つとして持続可能な施設の管理運用を行うために、今後 10 年間の収支差額シミュレーションを実施し、シミュレーション結果による計画的な収支改善対策を講じることが望ましい。

(iii) 施設の持続可能な管理・運営(意見事項 72)

(発見事項)

公益財団法人愛媛県動物園協会における愛媛県からの委託料及び総収入に占める割合は次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
委託料(A)	350,881	350,881	350,881	341,388	372,383
総収入(B)	694,051	659,744	628,195	664,151	654,741
A/B(%)	50.6%	53.2%	55.9%	51.4%	56.9%

(出典:事業報告及び決算報告書)

(問題点)

愛媛県の財政が厳しい中、今後大幅な委託料の増加は見込めない。しかし、県民に愛される動物園として、より豊かな自然環境のもとで、世界中の動物を、又は動物の世界を科学的に展示していく責務がある。そのためには、自主財源を確保し、愛媛県からの委託料に依存する体質から脱却する必要があるが、現状は収入の半分以上を愛媛県からの委託料で賄っており、今後大幅な委託料の増加は見込めない中で愛媛県からの委託料に依存する財務体質では、当該法人による施設の管理・運営の持続可能性に疑問が生じる点が問題である。

(意見事項 72) 施設の持続可能な管理・運営

施設の持続可能な管理・運営のため、公益財団法人愛媛県動物園協会において入園者数の増加や利用料金の見直しによる収益拡大と運営経費のさらなる見直しを図るとともに、収入の拡大及び運営経費の見直しによる余剰金を原資として施設の修繕・改修を行う必要があるが、当該法人の指定管理料を除く収支改善は指定管理料の減少につながり結局当該法人の財政状態の改善につながらない。愛媛県として、最小のコストでの当該法人の存続可能性の検討を行うことが望ましい。

(iv) 公益財団法人愛媛県動物園協会における多様な資金調達の実施(意見事項 73)

(発見事項)

公益財団法人愛媛県動物園協会の委託料を除く自主財源収入としては、入園料、駐車場料金などの利用料金収入が中心であり、これら以外に、動物サポーター制度による寄付金の受け入れ、ふるさと納税の受け入れ、愛媛動物友の会の会費の受け入れ等がある。

(問題点)

とべ動物園以外の動物園では、イベントの開催や動物繁殖、保全にクラウドファンディングを利用している動物園もあるが、とべ動物園においては、クラウドファンディング等の正味財産を充実させるための多様な資金調達が行われていない点が問題である。

(意見事項 73) 公益財団法人愛媛県動物園協会における多様な資金調達の実施

自主財源収入を増加させることにより正味財産を充実させ、魅力ある持続可能な施設の管理・運営を行うため、インターネットを活用して個人等から資金を調達するクラウドファンディング等の多様な資金調達を実施することが望ましい。

(v) 観光施設としての集客の取組み(意見事項 74)

(発見事項)

とべ動物園における来園者数の推移は次のとおりである。

(単位:千人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
来園者数	540	451	459	460	450

人が集い活力のある動物園の実現のために、集客増に向けた新たなターゲットの更なる集客のためには、外国人観光客等の新たなターゲットに向けた取組みが必要である。

(問題点)

近年増加している海外からの観光客を誘致するためのツアー等を企画するとともに、同時通訳の確保や動物園内の多言語表記等、受入れ態勢の充実が図られてない点が問題である。

(意見事項 74) 観光施設としての集客の取組み

他のインバウンド事業と連携して、海外からの観光客を誘致するためのツアー等を企画するとともに、同時通訳の確保や動物園内の多言語表記等、受入れ態勢の充実を図ることが望ましい。

(vi) 効果的な情報発信の取組み(意見事項 75)

(発見事項)

とべ動物園では、令和元年度において、SNS での宣伝活動として、Facebook(12,000 いいね)、Twitter(1万フォロワー)を活用しているが、LINE 及び Instagram は活用していない。

(問題点)

とべ動物園では、効果的な情報発信について、SNS を通じて様々な取組みを行っているが、SNS の運用は限定的であり、その情報がうまく外部に発信できておらず、魅力が十分に伝わっていないため、効果的な情報発信が不十分であることが問題である。

(意見事項 75) 効果的な情報発信の取組み

現在、活用していない LINE や Instagram など複数の SNS による情報発信を通じて、とべ動物園の魅力をも十分に発信することが望ましい。

(vii) 成果指標の指定管理者との整合性確保(意見事項 76)

(発見事項)

「とべ動物園の管理運営に関する収支計画書詳細」において、計画では入園料収入・駐車場収入は、入園者数 490 千人を計画している。一方で令和元年度の「事務事業評価表」の成果指標での計画数は 474 千人と 16 千人乖離がある。

(問題点)

「とべ動物園の管理運営に関する収支計画書詳細」の計画入園者数と「事務事業評価表」の成果指標での計画数に乖離がある点について、都市整備課の担当者にヒアリングしたところ、「指定管理者としての目標と県の目標の違い」であるとのことであった。しかし、指定管理者である公益財団法人愛媛県動物園協会は、基本財産のうち 50%を愛媛県からの出捐金(指定正味財産)として受入れており、愛媛県の連結財務書類上全部連結されている愛媛県の連結対象団体である(平成 30 年度愛媛県の財務書類[全体版] 4 連結財務書類 注記(連結) 5. 追加情報 連結対象団体(会計)の一覧、連結の方法(カッコ内の記述省略)及び連結対象と判断した理由)。当該法人は愛媛県の全部連結対象団体であり愛媛県が業務運営に実質的に主導的な立場を確保している第三セクター等に該当するため、両者の成果指標に乖離があると目標が二元管理となり責任が曖昧になる点が問題である。

統一な基準による地方公会計マニュアル(R1.8 改訂)

連結財務書類作成の手引き

Ⅲ連結財務書類の対象範囲と連結の方法

2 連結財務書類の対象範囲と基本的な考え方

6. 連結財務書類の対象範囲については、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関連団体に該当するか否かで判断することとし、【図 2 連結財務書類の対象範囲】のとおりとします。

図 2 連結財務書類の対象範囲

	都道府県・市区町村	一部事務組合・広域連合	地方独立行政法人	地方三公社	第三セクター等
全部連結	○ (全部連結)	-	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)	○ (出資割合 50%超又は 50%以下で業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結)
比例連結	省略				

備考

省略

注1 全部連結とは、連結対象団体(会計)の財務書類のすべてを合算することをいいます。

注2 比例連結とは、連結対象団体(会計)の財務書類を出資割合等に応じて合算することをいいます。

(意見事項 76) 成果指標の指定管理者との整合性確保

同じ指標については、指定管理者である公益財団法人愛媛県動物園協会における計画と当該協会の業務運営に実質的に主導的な立場を確保している愛媛県の成果指標を同じにし、成果指標達成のために足並みを揃えることが望ましい。